

平成13年12月10日(月曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤	清	議員	2番	松田	孝	議員
3番	猪倉	謙太郎	議員	4番	石川	忠義	議員
5番	荒木	春吉	議員	6番	安孫子	市美夫	議員
7番	柏倉	信一	議員	8番	鈴木	賢也	議員
9番	伊藤	忠男	議員	10番	高橋	秀治	議員
11番	高橋	勝文	議員	12番	渡辺	成也	議員
13番	新宮	征一	議員	14番	佐藤	頴男	議員
15番	伊藤	諭	議員	16番	佐藤	暘子	議員
17番	川越	孝男	議員	18番	内藤	明	議員
19番	松田	伸一	議員	20番	那須	稔	議員
21番	佐竹	敬一	議員	22番	遠藤	聖作	議員
23番	伊藤	昭二郎	議員	24番	井上	勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安倉正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号 第4回定例会  
平成13年12月10日(月) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告  
(1) 例月出納検査結果等報告について  
(2) 第106回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告  
(1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成14年度～平成16年度)について  
(2) 寒河江市水道施設整備計画(第4次拡張事業)について
- " 5 議第 67号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- " 6 議案説明
- " 7 委員会付託
- " 8 質疑、討論、採決
- " 9 報告第 8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- " 10 認第 3号 平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- " 11 認第 4号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 12 認第 5号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 13 認第 6号 平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 14 認第 7号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 15 認第 8号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 16 認第 9号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 17 認第 10号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 18 認第 11号 平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- " 19 議第 68号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 20 議第 69号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号)
- " 21 議第 70号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- " 22 議第 71号 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 23 議第 72号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- " 24 議第 73号 平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- " 25 議第 74号 平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
- " 26 議第 75号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- " 27 議第 76号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 28 議第 77号 新寒河江温泉給湯条例の制定について
- " 29 議第 78号 寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について

- " 30 議第 79号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
  - " 31 議第 80号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
  - " 32 請願第 5号 WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める決議及び政府への意見書提出に関する請願
  - " 33 陳情第 2号 健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げ反対に関する陳情
  - " 34 議案説明
  - " 35 監査委員報告
  - " 36 質 疑
  - " 37 予算特別委員会設置
  - " 38 決算特別委員会設置
  - " 39 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより平成13年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営については、12月5日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員の指名

佐藤 清議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番鈴木賢也議員、19番松田伸一議員を指名いたします。

## 会期決定

佐藤 清議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月20日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

## 第4回定例会日程

平成13年12月10日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月10日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、教育委員会委員任命議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会 付託案件審査	議 場
12月11日(火)	休 会			
12月12日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月13日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月14日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月15日(土)	休 会			
12月16日(日)	休 会			
12月17日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		厚生委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付託案件審査	2階会議室
12月18日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
12月19日(水)	休 会			
12月20日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場

	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委 員長報告、質疑・討論・採 決、閉会	議 場
--	----------------	-------	--------------------------------------	-----



佐藤 清議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 私から発言をさせていただきます。

ネーションズ・イン・ブルーム2001において銀賞を受賞したことについて御報告申し上げます。

本市は、「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を市民、企業、団体、行政が一体になって推進しております。この実績が認められ、本年7月には緑化推進功労内閣総理大臣表彰を受賞したところでありますが、このほど11月29日から12月3日まで中国深・市で開催された第6回ネーションズ・イン・ブルーム2001、花と緑の都市づくり国際コンクールに参加いたしました。助役以下担当者が景観の向上、文化遺産の管理、環境に敏感な実務、コミュニティの関与、将来の計画などのテーマで本市が取り組んでいる美しいまちづくりについて発表してまいりました。

審査結果は、人口区分B、人口規模が1万から5万人の中で、シルバーアワード銀賞の榮譽に輝きました。日本からは本市が唯一の参加で、同人口区分で入賞したのは初めてであります。国際的にも高く評価され、市民の皆さん、関係機関に心から感謝いたしております。

今後においても、なお一層景観に配慮した気品のあるまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

## 諸般の報告

佐藤 清議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

例月出納検査結果等の報告について、第106回山形県市議会議長会定期総会の報告について、このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行政報告

佐藤 清議長 日程第4、行政報告であります。

第4次寒河江市振興計画・実施計画（平成14年度～平成16年度）について、寒河江市水道施設整備計画（第4次拡張事業）について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第4次寒河江市振興計画の実施計画及び寒河江市水道事業施設整備計画（第4次拡張事業）について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、毎年ローリング方式で策定しておりますが、このたび平成14年度から平成16年度までの3カ年について計画したものであります。

水道事業施設整備計画につきましては、平成13年度から平成26年度までの14年間にわたる第4次拡張事業として計画したものであります。各計画の内容につきましては、去る11月20日の全員協議会において御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告中、第4次寒河江市振興計画・実施計画（平成14年度～平成16年度）について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、寒河江市水道施設整備計画（第4次拡張事業）について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案上程

佐藤 清議長 日程第5、議第67号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第67号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち山内好子委員が、本年12月15日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第67号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第67号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第9、報告第8号から日程第33、陳情第2号までの25案件を一括議題といたします。



## 議案説明

佐藤 清議長 日程第34、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第8号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年7月11日午前6時ころ、市道陣ヶ峯線の横断側溝のグレーチングが外れ、車両に損害を与えたことについて、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げます。

次に、決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算並びに8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度の国の経済状況は、雇用、設備の調整の進展度合いや海外経済の動向など不確定要素が多い中で、経済新生対策を初め必要な諸施策を推進することにより、年度後半には本格的回復軌道に乗ると見込まれていましたが、依然として景気の低迷が続き、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありました。

このような中で、当年度は本市の中長期的な財政運営を視野に入れた上で、財政の健全化維持を基調として第4次寒河江市振興計画に掲げる主要なプロジェクトに積極的に取り組み、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向け、市民生活関連事業を初め都市基盤の整備、教育文化、少子・高齢社会に向けた福祉施策の充実、農業及び商工業の経営基盤の強化を図るなど、市民福祉の向上と活力あるまちづくりの推進に努めてまいりました。

財政面では、自主財源の伸びが期待できない厳しい状況でありましたが、行財政改革を積極的に進め、また高利率債の繰上償還の継続的な実施などによる歳出の抑制及び国庫補助制度や有利な地方債の活用などによって、歳入の確保を図り限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行い、財政運営の健全化に努めました。

以下、決算の概要を申し上げます。

伸び率については、前年度対比で申し上げます。一般会計の決算額は歳入では0.4%伸びの156億7,606万6,056円、歳出では0.3%減の150億5,868万7,365円となり、形式収支で6億1,737万8,691円、繰越明許費に係る繰り越しすべき一般財源2,896万7,000円を差し引いた実質収支は5億8,841万1,691円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により財政調整基金に2億9,500万円、減債基金に3,000万円を積み立て、残る2億6,341万1,691円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。

市税は、市民税の個人分につきまして景気低迷などの影響から3.1%の減となり、さらに固定資産税においても評価がえの影響などから5.1%の減となったことにより、市税全体の収入でも2.5%減の50億2,463万8,537円となりました。

地方譲与税は4.2%伸びの1億5,087万9,000円となり、地方消費税交付金は3.1%伸びの4億2,620万円、地方特例交付金は38.2%伸びの1億6,087万6,000円となりました。

また、利子割交付金については、高利の郵便貯金が満期を迎えたことから319.3%伸びの1億5,560万円となりました。

そのほか、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の収入総額は9,384万5,000円となりました。

地方交付税の普通交付税においては、臨時経済対策枠により基準財政需要額が伸びたものの、基準財政収入額の伸びがそれを上回ったために2.0%減の43億 2,750万 2,000円となりました。

一方、特別交付税が7.6%伸びの6億 9,111万 6,000円となりましたが、地方交付税全体としては0.8%減の50億 1,861万 8,000円となりました。

分担金及び負担金は、保育所運営費負担金が主なものでありますが、介護保険導入により老人ホーム入所措置負担金が減額となったために40.4%の大幅な減の1億 6,492万 2,433円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、幼児学級使用料、道路占用料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料が主なものであり、1.0%減の1億 4,696万 7,450円となりました。

国庫支出金は、介護保険円滑導入臨時特例交付金及び地域振興券交付事業費補助金が廃止され、さらに老人福祉関係負担金などの減額のために12.8%減の10億 9,588万 8,396円となりました。

県支出金は、農業施設整備費補助金の減額などにより8.6%減の4億 9,046万 4,789円となりました。

財産収入は342.1%増の6,951万 8,194円となりましたが、大幅な増額の要因は中心市街地活性化センターの設置により、テナント料などを新たに収入したためであります。

寄附金は371万 1,432円となりました。

繰入金には財政調整基金から3億 5,000万円繰り入れしたことなどから、690.4%増の3億 9,898万 3,935円となりました。

繰越金の2億 6,370万 9,274円は平成11年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は貸付金元利収入4億 6,610万 7,711円、雑入1億 1,285万 8,379円が主なものであり、14.8%減の6億 998万 4,616円となりました。

市債は市民税減税補てん債6,070万円、臨時特例借換債1億 3,820万円、道路橋りょう債5億 505万 9,000円、都市計画債2億 2,290万円など、総額で14億 125万 9,000円となりました。

以上、歳入総額では0.4%伸びの156億 7,606万 6,056円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、介護保険特別会計への移行分もあり2.9%減の31億 6,059万 6,990円となりました。

物件費は中心市街地活性化センター分が新たに加わったことなどにより9.0%伸びの14億 8,227万 7,466円となりました。

維持補修費については、除雪経費の増額と中心市街地活性化センターの新設などにより35.7%と大幅に伸び、3億 7,224万 6,251円となりました。

扶助費は、介護保険への移行などにより40.4%の大幅な減となり、8億 4,965万 5,924円となりました。

補助費等は地域振興券交付事業が終了したことなどにより、2.7%減の17億 9,864万 5,885円となりました。

投資的事業費は、普通建設事業において中心市街地活性化センター整備事業を新たに実施したことなどにより、26.7%の伸びとなり、その結果、総額でも27.0%伸びの27億 6,301万 3,431円となりました。

公債費については、公営企業金融公庫からの高利率債の借りかえを1億 3,820万円、縁故債の繰上償還を2億 1,907万 6,000円、それぞれ実施したことなどにより9.1%伸びの22億 5,160万 3,665円となりました。

積立金は1,048万 6,345円で、97.7%の大きな減となりましたが、これは介護保険円滑導入基金積立金、少子化対策基金積立金及び財政調整基金積立金が大幅な減額となったことによるものであります。

貸付金は地域総合整備資金貸付金の増額などにより、5.6%伸びの5億 6,835万 8,000円となりました。

繰出金は17億 9,892万 3,768円で、7.1%の伸びとなりましたが、主なものは駅前中心市街地整備事業特別会計に3億 5,625万 5,773円、公共下水道事業特別会計に9億 2,711万 5,422円、介護保険特別会計に2億 2,257万 9,952円などであります。

以上の結果、歳出総額は 0.3%減の 150億 5,868 万 7,365円となりました。

次に、認第 4 号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、交流拠点にふさわしいまちづくりとして都市軸の形成と都市機能の充実、商業施設の再編などによりにぎわいと魅力、品格ある中心市街地を形成しようとするものであります。

平成12年度は、寒河江駅前地区の地区計画を策定するとともに J R 駅舎を含む地区内建物移転及び駅前広場、道路築造工事などを行い、事業の促進を図ったところであります。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は24億 4,046万 3,773円、歳出決算額は23億 8,532万 1,773円となり、歳入歳出差引残額は 5,514万 2,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金 4 億 9,375万1,000 円、県支出金 1,100万円、一般会計繰入金 3 億 5,625万 5,773円、市債14億 5,479万円などであります。

歳出の主なものは、建物等移転補償費19億 8,713万 8,260円、工事請負費 1 億 2,926万625 円、委託料 7,537万 7,773円などであります。

次に、認第 5 号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道は、公共用水域における水質保全や安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めております。平成12年度は、仲田地内の幹線管渠を初め石持、内の袋、船橋町、高田、新山、島、日田地内などの枝線管渠を整備して処理区域の拡大を図るとともに、特定環境保全公共下水道事業により、三泉地区の整備を進めており、これらを合わせた平成12年度污水管渠の整備延長は6,333 メートル、整備面積25ヘクタールとなるものであります。

また、年々増加する流入汚水の安定した処理を図るため処理場施設の増設を行ったところであります。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は29億 3,265万 5,207円、歳出決算額は29億 2,755万 5,207円となり、歳入歳出差引残額は 510万円となりました。

歳入の主なものは使用料 3 億 5,618万 8,598円、国庫補助金 5 億 4,164万 9,391円、市債 10億 700万円、一般会計繰入金 9 億 2,711万 5,422 円などであります。

歳出の主なものは、管渠建設費11億 7,136万3,293 円、水処理、汚泥処理等の浄化センター管理費 1 億 9,128万 7,172円、施設増設等の浄化センター建設費 3 億 5,563万 3,129円、公債費10億 9,327万 7,534円などであります。

次に、認第 6 号平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 818万 2,874円で、歳入歳出差引残額はありません。歳入の主なものは使用料 501万 1,982円、一般会計繰入金 316万 3,730円であり、繰入金は前年度に比べ 2 万2,432 円の減となっております。

歳出は、総務管理費 182万 8,334円で、前年度に比べ 3 万 6,471円の減、公債費は前年度と同額の 635万 4,540 円となりました。

次に、認第 7 号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、景気の低迷や高齢化が進む中で、国民皆保険制度を支える地域医療保険として市民の健康維持増進を本旨としながら、医療費の適正化、保健事業などの充実を図り効率的な運営に努めてまいりました。

また、平成12年度は介護保険制度の実施により、従来の医療給付費に係る国民健康保険税とあわせ第 2 号被保険者の介護納付金分を賦課徴収するとともに、新たに介護納付金を納付してまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は26億 8,766万 2,129円、歳出決算額は26億 3,280万 4,779円で、歳入歳出差引残額 5,485万 7,350円のうち給付基金条例の規定により 672万 7,000円を基金に編入し、残る4,813万 350円は翌年度に繰り越しました。

歳入の主なものは国民健康保険税10億 8,863万 3,360円、国庫支出金 8億 6,261万 2,359円、療養給付費交付金 4億 249万 5,000円、一般会計繰入金 1億 971万 720円、繰越金 1億 6,081万 261円などです。

歳出の主なものは、保険給付費17億 8,142万7,830円、老人保健拠出金 5億 401万 1,550円、介護納付金 1億 3,373万 1,875円などです。

次に、認第8号平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

老人保健については、老人保健法の趣旨にのっとり老人医療の給付を行ってまいりました。平成12年度は、介護保険制度の実施により施設療養費等が介護保険へ移行したものの、受給対象者の伸びにより医療諸費は対前年比で2.4%の減にとどまっております。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は36億 2,870万 6,649円、歳出決算額は36億 555万 1,647円で歳入歳出差引残額は 2,315万 5,002円となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金25億 4,088万 1,448円、国庫支出金 7億 2,465万 4,469円、県支出金 1億 7,993万 9,302円、一般会計繰入金 1億 8,009万 5,143円などです。

歳出の主なものは医療諸費35億 9,595万 4,755円です。

次に、認第9号平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度からスタートした介護保険事業につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき制度の円滑な運営と保健福祉サービスの充実向上に努めてまいりました。その結果、平成13年3月現在の第1号被保険者数は1万12人で、介護サービスの利用は制度施行前と比較すると大幅な伸びを示し順調に経過したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は14億 513万 3,315円、歳出決算額は13億 4,902万 9,036円で、歳入歳出差引残額は 5,610万 4,279円となりました。

歳入の主なものは支払基金交付金 4億 338万2,000円、繰入金 4億 5,255万 8,952円、国庫支出金 3億 2,671万 5,200円、県支出金 1億 4,864万 6,694円などです。

歳出の主なものは保険給付費11億 8,917万 3,557円、総務費 7,998万 6,458円、基金積立金7,155万 8,094円などです。

次に、認第9号平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護認定審査につきましては、本市及び西村山地域4町で寒河江市西村山郡介護認定審査会を共同設置したところであり、その円滑な運営に努め、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図ってまいりました。

審査判定会議は188回開催し、延べ4,779件を判定しました。そのうち本市分は1,746件でありました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 2,462万 5,673円、歳出決算額は 2,434万 8,740円で歳入歳出差引残額は27万6,933円となりました。

歳入の主なものは分担金及び負担金 1,597万6,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金864万 7,000円などです。

歳出の主なものは、介護認定審査会委員等報酬 1,847万 1,364円、委託料 145万 4,000円、使用料及び賃借料

132万 8,363円などであります。

次に、認第11号平成12年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも山林の保護育成など財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 171万 4,688円、歳出決算額は 135万 9,887円で、歳入歳出差引残額35万 4,801 円となりました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区 121万 9,451円、醍醐財産区26万 5,955円、三泉財産区22万 9,280円です。

歳出決算額は、高松財産区 107万 7,270円、醍醐財産区10万 2,503円、三泉財産区18万 114円です。

以上、各会計ごとの決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議第68号平成13年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険特別会計繰出金や除雪経費の追加を初め文化センター冷房設備整備事業費及び公債費負担を抑制するための高利率債の繰上償還費等を計上するものであります。その結果、1億 3,519万 1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 155 億 3,136万 3,000円となるものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、来年2月に完成が予定される寒河江市歩行者専用自由通路の維持管理経費として 235万 2,000円を計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、国民健康保険特別会計繰出金に 1,084万 9,000円、知的障害者施設措置費に 500万円、児童手当交付金返還金 に 530万円、保育所臨時職員等賃金に 1,011万2,000 円を追加計上するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、中山間地域等直接支払交付金に 343万 6,000円、農道除雪に伴う特殊車両借上料に 160万円を追加計上するほか、水田作付体系転換緊急推進事業費補助金として 380万円を計上するのが主なものであります。

第7款商工費については、緊急雇用対策事業として本町駐車場整理業務委託料に 264万 6,000 円を計上するほか、最上川ふるさと総合公園維持管理経費に 336万 1,000円を追加計上するのが主なものであります。

第8款土木費については、除雪経費に 6,745万 6,000円、公共下水道事業特別会計繰出金に787 万円を追加計上するほか、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金を1億 3,990万 3,000円減額するのが主なものです。

第10款教育費については、緊急雇用対策事業として学校図書活用教育促進事業費に 170万円、高松小学校用地購入費に 1,640万 1,000円、文化センター冷房設備整備事業費に 6,000万円を計上するのが主なものであります。

第12款公債費については、市町村職員共済組合から借り入れた高利率債の繰上償還として 7,776 万 6,000円を計上するものであります。

また、国家公務員等の給与改定に準ずる特別職及び一般職の職員の給与改定等により、人件費を 1,425万 5,000円減額するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 2,479万 3,000円、諸収入 780万 6,000 円、市債 9,410万円などの追加で対応することにいたしました。

第2表地方債補正については、文化センター整備事業を追加し、減税補てん債、臨時財政対策債、街なみ環境整備事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議第69号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、都市再生土地区画整理事業の追加内示等に伴い、事業費を追加計上するとともに歳入予算の調整等を行うものであります。その結果、1億 8,739万 7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ45億 6,123万 9,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、補償補てん及び賠償金に1億 4,400万円、土地開発公社からの買い戻しによる公共施設充当用地取得費に1,800万円、営業補償調査及び建物等移転補償費再積算業務委託料等に2,400万円をそれぞれ追加計上するのが主なものであります。

この歳出予算に対する歳入予算については、国庫支出金 8,100万円、県道路整備負担金 2,700万円を追加し対応するとともに、後年度普通交付税に算入なる有利な市債を2億 1,930万円追加することにより、一般会計繰入金 を1億 3,990万 3,000円減額するものであります。

第2表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第70号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動等による給与等経費及び汚泥量の増加に伴う汚泥処分業務委託料等を追加計上するものであります。その結果、817万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億 4,107万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、人事異動等に伴い建設総務費に247万円、汚泥処分業務委託料として500万円をそれぞれ追加計上するとともに、浄化センター建設費と管渠建設費との調整を図るのが主なものであります。

この歳出予算に対する歳入については、一般会計繰入金 787万円、市債30万円を追加し対応するものであります。

第2表の地方債補正については、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第71号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費84万 4,000円を減額するとともに、一般被保険者療養給付費 3,390万円、退職被保険者等療養給付費 8,820万円及び高額療養費の追加等、所要の補正を行うものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国民健康保険税 2,880万円を減額し、療養給付費交付金1億 1,360万円、一般会計繰入金 1,084万 9,000円、給付基金繰入金 6,368万 2,000円の追加等で対応することといたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ1億 5,801万 5,000円の追加となり、歳入歳出予算の総額は28億 7,801万 5,000円となるものであります。

次に、議第72号平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費70万円を追加計上するとともに、各保険給付費の過不足を調整しようとするものであります。

これに対する歳入予算につきましては、繰越金を追加計上し対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ18億348万 7,000円となるものであります。

次に、議第73号平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ給与等経費 209万 5,000円を減額しようとするものであります。

その結果、予算総額は収益的収入26億 2,641万 6,000円、収益的支出26億 2,432万 1,000円となるものであります。

次に、議第74号平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる水道企業職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費37万 6,000円を収益的支出に追加計上しようとするものであります。

その結果、予算総額は収益的収入で12億 7,216万 8,000円、収益的支出で10億 8,963万7,000円となるものであります。

次に、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、本市の職員について期末手当の支給割合を改正するとともに、特例一時金の支給について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第76号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

一般職の給与改定の取り扱いに準じ、特別職の期末手当の支給割合について改正しようとするものであります。

次に、議第77号新寒河江温泉給湯条例の制定について御説明申し上げます。

新寒河江温泉をチェリークア・パーク地内の施設に給湯するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第78号寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市歩行者専用自由通路の整備に伴い、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第79号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本市の字の名称変更に伴い、給水区域の名称の一部を改称するとともに将来の水需要の増大に的確に対応し、本市水道の安定供給に資することを目的とした第4次拡張事業を実施するための水道事業経営変更認可申請を行うに当たり、計画給水人口及び計画1日最大給水量、計画1人1日最大給水量を変更しようとするものであります。

次に、議第80号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、特例一時金の支給について所要の改正をしようとするものであります。

以上、13議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

## 監査委員報告

佐藤 清議長 日程第35、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略にお願いします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成12年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

第1、審査の対象となりました会計等は、平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

第2、審査の方法であります。平成13年8月30日付をもって市長から審査に付された平成12年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証拠書類等々照合調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第3、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成12年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査した結果について、その大要を御報告申し上げますが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承願ひまして報告を終わらせていただきます。

以上です。



## 質 疑

佐藤 清議長 日程第36、これより質疑に入ります。

報告第8号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この事故は通行中にバンと外れたということのようでありますけれども、その原因と、どういう原因かによってでありますけれども、再発防止のための対策というものはどのようにとられているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 土木課長。

安彦 守土木課長 今の質問にお答えいたします。

この事故の原因と再発防止をいかに考えているかということですが、原因はグレーチングが、溝ぶたで格子状になっているふたですけれども、老朽化いたしまして靱性がなくなったとか、はねやすくなっていたというふうな状況にあったと思われます。通行車のスピードいかにあるんでしょうけれども、そういうことではね上がって車が傷ついてしまったというふうに思われました。

再発防止については、新しく取り外しましてコンクリートぶたに設置し直ししております。

あと、類似するふた等については、一部全面入れかえをしたところもあります。

以上であります。

佐藤 清議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

内藤 明議員 監査委員にお尋ねをしたいというふうに思いますが、認第3、第4についてもわたりますが、公債費比率が17.3%というふうになっておりますが、それでこの公式でありますいわゆる標準財政規模分の公債費元利償還金、このそれぞれの指数をずっと見たんですが、どうしてもこの17.3%にならない。分子、分母の数字をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 監査委員。

安孫子雅美監査委員 基準財政収入額と、それから基準財政需要額につきましてでございますけれども、この数字につきましては私どもが出す数字ではなくて財政課からいただいた数字になっておりますので、財政課長から正確な数字をお答えした方がよろしいかと思ひます。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 公債費比率の分子と分母の数字というようなことでございますのでお答えいたします。

最初に分母の方ですけれども、標準税収入額が56億 3,079万 7,000円になります。これに普通交付税が43億 2,750万 2,000円、これから需要額の公債費に算入された額を引きます。この数字が2億 1,695万 2,000円という形で分母の数字が97億 4,134万 7,000円となります。

分子ですけれども、充当した一般財源の額が19億 324万 5,000円、これから分母と同様に公債費に算入された額2億 1,695万 2,000円を引きます。そうしますと分子の数字が16億 8,629万 3,000円となります。

これを割ってパーセントにしますと17.3%となります。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 この意見書なんです、要するに今の財政課長から報告されたものだと多分そういうふうになるだろうというふうに私も思うんですが、この公式では単純に計算できないのではないかとこのように思うんですが、その点についてどういうふうにお考えになりますか。

佐藤 清議長 監査委員。

安孫子雅美監査委員 ちょっと御質問の内容が理解できませんので、もうちょっと詳しくお願いできませんでしょうか。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 ウの公債費比率の公式がありますね。標準財政規模分の公債費元利償還金掛ける 100とあります。この公式では17.3%というふうにならないのではないですかということをお願いしているんです。

先ほど財政課長が言ったのとこの公式は違うでしょう。

佐藤 清議長 代表監査委員。

安孫子雅美監査委員 言葉としては、正確には、詳しくは財政課長が申し上げたような算式になりますけれども、それをそのままここに書きますと非常に専門家というか、そういう方々しか理解できないような形になりますので、比較的わかりやすい表現という意味でこういう形を私の方ではとらせていただいております。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 何回も言うようで恐縮ですが、専門的になるというふうに言われますけれども、ここで示されました資料というのは私どもが見るわけです。それでどういうふうな数値でなったのかというふうにはやはり計算してみるわけです。単純に17.3%というふうに書かれましてもなかなか理解できない。したがって、先ほど財政課長が示したような数値をぜひ入れていただきたいというふうに思うんですが、監査委員の御見解を求めたいと思います。

佐藤 清議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 意見書の5ページの下から4行目に私の方の注書きという形で、次に示す指数等の計算式は骨格項目であるというお断りしておりますとあり、先ほど申し上げたことの内容でございますけれども、今、議員から御提案がありました中身につきましては、十分検討させていただいて、詳しく書くかどうかということにつきましては、来年度の宿題にさせていただきたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 何点かお尋ねをしたいというふうに思いますが、最初に、2款1項5目の公共施設の用地の賃借契約についてですけれども、ハートフルセンター第2駐車場など土地の賃借料として543万2,528円が報告されておりますけれども、この内訳と、それからハートフルの駐車場につきましては、この前、清水家具さんの跡地を市で購入して駐車場に使うんだということになっているわけでありまして、こういうふうになるとこのハートフルセンターの第2駐車場は、平成14年度は清水家具跡地を買って、駐車場が利用できるようなになれば unnecessary ではないかというふうに思いますが、その辺の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

2点目が、2款1項第10目中心市街地活性化センターの維持管理費の関係でありますけれども、6,390万2,496円、こういう.....

佐藤 清議長 ページ数を言ってください。

伊藤 諭議員 だから2款1項第10目です。26ページです。

その6,390万2,496円の内訳、中心市街地活性化センターの維持管理の内訳についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、4款1項第4目です。公害の苦情処理ということで、大気汚染が4件の苦情処理があったというふうに報告されておりますけれども、この場所、どういう苦情があったのかということと、その対処についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから最後に、商工費関係でお尋ねをしたいんですが、中国パールが民事再生法の申請をしてからやや時間が経過しておるわけでありまして、市内の債権者の話を聞きますと債権の確定の申告をしたんですが、その後何の通知もないというお話でありました。市当局としては、この中国パールについて市としても債権を持っているわけでありまして、その後、どのような動向になっているのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 ハートフルセンターの第2駐車場につきましては、月15万円、年間180万円でお借りしております。契約が平成20年までの契約期間になっております。その駐車場を見込みましてなおかつ不足するというようなことで、今回隣の土地を求めたのでありますので、第2駐車場についての契約を変更するというふうなことについては考えておりません。

佐藤 清議長 商工観光課長。

小松仁一商工観光課長 お答えいたします。

中心市街地活性化センターの維持管理費の事業費の内訳ですけれども、光熱費が2,768万1,357円、あと委託料の方ですが4,180万3,960円というふうになっております。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 一番最後の中国パールの再生計画の状況についてということについてお答えします。

寒河江市については、土地について8月13日に再生計画が組まれる前に買い戻したわけでありまして、寒河江市としては現在債権はないと思っております。

それで、通知は今のところ何にも寒河江市の方に入っておりません。

聞くところによりますと再生計画がまだ整っていないで、裁判所の方に提出されていないという段階であると聞いております。

佐藤 清議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 大気汚染の4件の件について御質問がありましたのでお答えいたします。

場所はそれぞれまちの中とか各地区に散らばっております。1件は事業者が残り物、余った物とか、出たくず、廃棄物等を焼いているということでございます。あと1件は個人の住宅でゴミを焼いていると。あと1件は焼き物窯の煙がひどいと。もう1件は畑で枝、伐採したものを燃やしているという4件でございます。それぞれうちの職員とか、あと村山保健所の職員とか同行しながら廃棄物の適正な処理について指導を行ってきております。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 ハートフルの駐車場の関係ですけれども、平成20年まで契約をされているということなんですが、この新しい駐車場ができれば今までお借りをしていた駐車場が必要なかどうかということ、必要でないとするば契約を解除するとか、そういう方法もあるのではないかとこの辺について再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、フローラ・SAGAEの関係でありますけれども、光熱費、あるいは工事関係の委託料と言ったのかどうか、多分委託料だというふうに思いますけれども、この委託料の内訳を再度お尋ねをしたいというふうに思います。

公害関係についてはわかりました。

それから、中国パールの関係ですけれども、市では現在のところ債権がない、こういうことでありましたけれども、今まで議論した過程では税金関係、これがあつたのではないかとこの辺に私は記憶しているんですが、その辺が全部完納されたということなのかどうか、その辺もう少し詳しくお尋ねをしたい。民事再生法を申請した段階では固定資産税ほか、市の債権があつたというふうに記憶しているんですが、その辺についてももう少し詳しくお尋ねをしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 駐車場の件につきましては、新しい駐車場をこれから整備して、その後供用になるわけですが、その後の利用状況につきまして担当課の方と相談いたしまして、なくとも間に合うというふうなことにな

るかどうかわかりませんが、そういった状況を見据えまして検討してまいりたいと思います。

佐藤 清議長 商工観光課長。

小松仁一商工観光課長 委託料の内容でございますが、主なものは清掃業務委託料、警備業務委託料、あと4階にありますシルバー人材センターへの委託料などが主なものでございます。

主な清掃業務の委託料については1,540万5,285円、警備業務については395万4,300円、それからエレベーターなどの保守点検がございますけれども、それが514万5,000円、シルバー人材センターの4階に対する管理業務委託料ですが、これについては375万円、主なものはそういうものでございます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 市の債権であります税金については、民事再生法の適用を受けた段階では優先して納めるということでありまして、その都度、納期限内に全部完納になっております。

佐藤 清議長 議員に申し上げますけれども、決算の細部にかかわる質問は、後日開催される決算特別委員会での質疑へ、御協力をお願いします。川越議員。

川越孝男議員 一つは地総債の関係でお尋ねをしたいと思います。

平成12年度のこの決算で寒河江市での地総債関係、何件あって、そして地域総合整備債を借りる際には金融機関の保証が必要なわけでありまして、この保証はそれぞれどこの金融機関がなされているのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

というのは、県がこのたびの中国パールの倒産、民事再生法をめぐって県が融資していた20億円の金が回収不能になったことは皆さん御承知のとおりですし、そのときには保証をしておいた三和銀行が17億円相当を県の方に肩がわりで納めたというふうなこともあったわけでありまして、こういう経済情勢の中で寒河江市の地総債はそれぞれどこの金融機関が保証しているのかということ、それぞれの関係でお聞かせをいただきたいというのが一つです。

それからもう一つですが、ページ申し上げます。主な施策の成果に関する説明書の4ページ、それからあわせて監査委員の意見書の46ページ、あわせてごらんいただきたいわけでありまして、平成12年度の決算の結果は実質収支で5億8,841万2,000円であって、それから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いての単年度収支で8,201万円の黒字決算というふうに記載しているわけでありまして、しかし、4ページの資料をごらんになっていただきますとわかりますように、単年度収支では8,200万円の黒字になっているわけでありまして、積立金の取り崩しが35億円あるわけでありまして、そして、積立金が30万4,000円、繰上償還2億1,900万円あるわけでありまして、その単年度実質収支が4,861万円の減なんです。そして過去、確かにその前、ここに載っていない平成7年度には赤字になったときがあるわけでありまして、平成12年度は取り崩しや積み立て、あるいは有利な基金の運用というようなことで繰上償還などがされたわけでありまして、それを実質的に見ますというと、4,800万円の赤字になっているんです。黒字黒字というふうに言っていますけれども、その辺についてのやはり監査委員の見解というのはあってしかりなのではないかなという気がするんです。したがって、その辺についての考え方と2点お聞かせをいただきたいと思っております。

あとその他については決算の中でさまざまありますので、問題点もあるようですので決算特別委員会の方でお尋ねをしたいと思いますので、それぞれ関係の課長並びに担当者においては、資料がないのでお答えできませんということにならないように準備万端の要請をしておきたいと思っております。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 地総債のことでお尋ねがございましたけれども、市が市債を起こす段階において格別保証人とかそういったものは必要ではございません。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 ただいま財政課長からありましたのは、市で起こす場合は必要ないということでありまし

て、市の方で民間に貸付金を融資する段階においては金融機関から保証をしていただいております。

それで、地域総合整備資金の貸付金については現在3件ありまして、チェリーランドの本体とサービスエリアとホテルシンフォニーの3件であります。それぞれ3件とも山形銀行から保証をいただいております。

佐藤 清議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 監査委員の見解というお尋ねでございますけれども、確かにこちらの表を見ますとそういうことで というのが入っておりますけれども、こういう黒字決算ということについての見方というか、約束事、こういう場合は黒字決算になりますという約束事の中でのこういう表現になっておりますので、確かにその辺は非常に厳しい財政状況という意味では私も意見書の中の、もっと先の方に書いてありますので、そういう細かなコメントというか、そういうものについては書かなかったんですけれども、そういうふうなことで黒字決算という表現につきましては、そういう約束事の中での表現だというふうに御理解いただきたいと思っております。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 それぞれ御答弁いただいたわけでありましてけれども、監査委員の関係については単年度で見ればそうです。実質単年度というふうに見た場合には赤字になっているんだということをやはりきちんととらえておかないということ、私ども市民の前で明らかにする場合に、平成12年度の単年度で見て実質的には赤字だったんだ、基金を取り崩しをしたりして積み立てを少なくしたからなんとか赤字が黒字になったんだということをきちんとしておく必要があるのではないかとということで申し上げたところであります。

あと、地総債の関係でありますけれども、それぞれ山形銀行から保証していただいているということのようですが、それではその3件、寒河江市が融資を受けている先、もちろんあと貸付をしたのは先ほどの三つに対してであって、金融機関の保証は山形銀行からいただいているそうですけれども、寒河江市が融資を受けた、金を借りた方の先はどこですか。

私は山形銀行から借りているというふうに承知をしています。山形銀行からお借りをして、そしてチェリーランドならチェリーランドに貸すと。そうした場合には県は融資を受けた金融機関ではなくて別の金融機関が保証人になるんです。山形銀行から借りて、そしてチェリーランドに貸して、その金を山形銀行が保証しているということになると、もしだめになった場合にこの金を要らないというふうに寒河江市に融資をした金融機関が、単純に言うとなるわけでありましてけれども、ところが、寒河江市が山形銀行との間にチェリーランドの際に5億円の債務負担行為というのが別な形であったわけです。そして、それが5年間で終わるものがずっと3回継続してきているというふうなこととの関連は、そういうふうなことになっているために債務負担行為を市が背負わなければならないというふうになっているのではないかと、というふうに心配される方があるわけでありまして。

したがって、地総債の本来のあり方として、私は県のような姿がいいのではないかとというふうに思うんです。金を借りたところとそれを保証する金融機関というのはまた別にある。寒河江市が銀行から借りて企業に出すというふうなことで、その辺についての……

佐藤 清議長 質問は要領よくお願いします。

川越孝男議員 この点についての見解をお聞かせください。少し説明しないとその部分がわからないかなというふうに思ったので申し上げたところです。少し長くなりましたけれども、見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 お答えします。

地総債の貸し付けをするに当たって、市の方で起債を起こしたのは去年やそこらではなくてかなり前になると思いますが、そのことまでについてここでどこの金融機関かとは、資料がないので申し上げられませんので、もしあれでしたら決算特別委員会の方で出したいと思っております。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この関係について内容の云々というよりも、これは労使の関係する部分もあろうというふうに思うわけでありませぬけれども、労使の合意はなされているのかどうかだけお聞かせをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えいたします。

組合の方にはお話は通してあります。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 労使の合意は話になっているだけで、調印はまだされていないということですか。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 この関係につきましては、例年合意とか何かそういうふうなことではなくて進めております。

以上です。

佐藤 清議長 議第76号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この14条の2項、毎分給湯量1リットルにつき月額1,166円というふうになっているわけでありまして、この根拠を示していただきたいと思います。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 14条第2項につきましては、温泉の使用料として毎分、給湯1リットルにつき月額1,166円をいただくというふうなことでございますけれども、これにつきましては使用料というような形で年間のお湯のくみ上げ料にどのくらいの経費がかかるかと。その経費から1立米のお湯の値段を27円という形に設定しまして、それから毎分1リットル給湯しますと月額で1,166円という形になるというふうな考え方でございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 それでは、単価がリットル当たり27円になると。私もこれを逆算して計算してみたんです。そうしますとそういうふうな形になるんですが、原価がどれだけどうかかったかというふうなことがわかりませんので、27円になった根拠の数字を資料として出していただきたいと思います。そうでないとちょっと単価がわかりませんので。例えば市の水道料金だって何だって全部その算出根拠はこうこうこういうふうなわけだというふうなことをしているわけでありまして、今回の条例の中で金額までうたうわけでありまして、この根拠を示していただきたいというふうに思います。出していただけるかどうかお答えをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 では、数字を申し上げます。一つ、年間の維持管理費ですけれども、これの合計が478万6,000円となります。あとあそこの給湯管等の施設整備をしましたけれども、それと減価償却費で1,339万316円となります。計画している揚湯量ですけれども、これが毎分1,000リットルというふうな形にしておりますので、これの年間の揚湯量が52万5,600立方メートルということになります。

これでさらにあそこの施設の利用の形態、それがやはり一般の公の施設の利用の形態と違まして、ごく限られた方々のある程度継続的な使用ということになりますので、その辺の利益を考慮すべきでないかというふうなことの点もありましたので、施設整備の際の市の方でのいろいろな市債とか何かもしているわけですね。そうした場合の金利負担等についてもその中に若干織り込んだというようなことでございます。それらを、先ほどの年間の揚湯量で割っていただきますと、それに消費税等を内税的なものとして込みいたしまして27円という数字が出てくるわけでございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 今、教えていただいたんですが、そうしますとこのたび給湯のために設備投資したものとこれからの維持管理、ずっと給湯を続けるためにかかる経費というように、あと税をプラスしてというようなことですが、温泉そのものの原価というものは今回見られていないというふうなことなのかということが1点です。

それからあと、今回の給湯する太さというか、そこのところの通過するものをチェックする管というものです。そうすけれども、一般的に水道や何かみたいに実質的なメーターというのは温泉の場合には腐食や何かでできないのか、その辺の考え方だけをお聞かせをいただきたいと思います。

三つ目は、今回は全体で1,000というふうなことのようすけれども、これはそれぞれの申し込んだところの分湯計画というのではないということ、全体の計画のバランスが崩れるようでもだめだというふうに思いますので、今現在、あそこの土地を分譲した、あるいは取得したそれぞれの企業が分湯申し込みといいますか、市の方にお湯を欲しいという、申し出に基づく計画を教えてくださいというふうに思います。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 先ほどの使用料の方に源泉の方の取得の方の費用等については考慮しておりません。

あと、メーター等ですけれども、温泉を給湯するというようなことで、やはりメーター等の損耗も激しいということもございます。あと、温泉というように昼夜不断にずっと給湯しつ放しというようにもございますので、今回はメーターというふうなシステムではなくて、中にございますが定流量弁というように形で、マックス幾ら流れるという形で一定の状態ですべて流れるような、そういうふうな弁の設置という形にしております。

あと、1,000リットルにつきましては、以前に揚湯試験した後に県の方の前の温泉審議会、現在は環境保護審議会とかそちらの方の名称になっていると思いますけれども、そちらの方の審議会で審議いただいて、1,000リットルの揚湯については許可を得ているものでございます。ただ具体的にあそこで今、建築の姿が見えるのは1社だけですので、その1,000リットルの中でのることになるわけですけれども、現在はまだ具体的に近々給湯になるのはその1社だけかと思えます。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 給湯区域の関係でお尋ねをしますが、民活エリアについてはわかるんですが、最上川ふるさと総合公園、あるいは東北横断自動車道酒田線の寒河江サービスエリアというふうになってはいますが、現在、何か計画をされているものがあるのかどうか教えていただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 サービスエリアの方では現段階では計画はありません。

それからあと、最上川ふるさと総合公園につきましては、当初の施設の中で活用したいということがありましたので、先ほどの1,000リットルの中で一応予定はしております。現在の段階ではまだ施設の中にお湯を引くというところは、そういう計画は組まれてはおりません。

それで、民活エリアと総合公園の中で今後の施設等で、先ほどの1,000リットルの中でということで予定をしております。現段階では最上川ふるさと総合公園とサービスエリアのところではまだ使用したいというところは来ておりません。

佐藤 清議長 ほかにございせんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 17条の温泉使用料の減免規定がございせんが、特別の理由があると認めるときは温泉使用料を減免することができる、こういう条文でありますけれども、具体的にどういうことを想定をしてこういう減免規定を設けられているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それと、今、内藤議員からもありましたけれども、給湯区域、計画がないのにこういう給湯区域を定めるというのはいかなるものかなと。今は具体的な計画がなくても、将来こういうことも必要なのではないかと構想がどこかにあるのではないかと。何もなくてこういうものを別表という格好で条例で定めるということは問題があるのではないかと。この辺について再度お尋ねします。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 17条につきましては、各号列記というように形で挙げることはできませんでしたが、この後いろいろな減免にしたほうがよいのではないかと。こういうことが出てきた場合に、対応できるようにということで、条例の一つのスタイルとして一応こういう形で減免についても規定したものでございます。

あと、民活エリアの関係につきましては、当然市の方でそこに進出したいというふうなことで希望があった方々に分譲しているわけですので、当然そういったそこに進出するということで、営業したいというふうな計画も当然お持ちでしょうから、当然にして当初の計画の段階でもそういった配湯計画をしないと、後で足りなくなるというふうなことにもなりますので、そういった当初の計画に沿った形での今回のそういった配湯計画になったものでございます。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 どうも明確でないんですが、やはり条例できちんと定めるということは、何らかの根拠や目的があ



って定めるのではないかと思うんです。何もなくて将来こういうことがあるのではないかという単なる思い込みで定めるものではないというふうに思うんです。

この減免規定にしても、想定をされるものがあるからそういうものをつくっていくというのが条例をつくる基本的な考え方なのではないかと思うんですが、例えば最上川ふるさと総合公園の中にたしか前の計画では歩くプールというか、ひざまで入って歩けるようなプールをつくりたいという、温泉を利用して、そんな話もあったというふうに記憶しておりますが、そういった県の施設については減免をしていくとか、そういうものが頭の中にあるとか、そういうものを想定しているとか、そういうものが具体的に想定をしてこういう条文というのはつくのではないかと私は思うんです。何か出てくるのではないかなんていうことで、何か出てきたときに市長の一方的な権限でやられると、こういうことではいかがなものかというふうに私は思いますので、その辺はきちんと整理をしながら、構想があればお答えをいただきたいというふうに思います。

給湯区域の関係についても、そういうエリアがあるからそうした中に入っている業者が将来計画をするのではないかと、こういう行政側だけの思い込みでこういうことをやっているのではないというふうに思うんです。何かそういう話があって、将来こういうこともするんだと、こういうことがあってこういう区域に含めているのではないかとと思うんですが、そうした率直な将来の構想でもいいと思うんですが、そういうものを率直に、実はこういう話もある。こういうことでこの区域も入れているんだ、こういう率直な説明があってもいいのではないかとというふうに思いますので……

佐藤 清議長 質問は要領よくお願い申し上げます。

伊藤 諭議員 答弁が要領悪いものだから、答弁しやすいように質問しているつもりです。

以上です。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 先ほど申し上げたとおりでございますけれども、県であれ国であれ、その他自治体のそういった施設に対する使用料等については、減免とかということは基本的には考えておりません。それはもらうというスタンスでございます。ただ進出した業者の方々が自然災害とか、何かそういった避けられない事由によってどうしてもこれは減免した方がいいのではないかとというふうなことが出てきた場合に、即対応できるようにといった形で、一つの条例のスタイルとしてここに一応載せたというふうなことでございます。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 これは条例を検討する上でどういうものにつくられるのか、図面を出していただきたいというふうに思うんです。そうするとこういう場合はこうこうというふうないろいろ、それこそさまざまなことを想定して条例をつくらなければならないわけですので、どういう形にできるのか図面を、今建設されている自由通路の図面を提出いただきたい。このことをお願いいたします。まずお答えを。

佐藤 清議長 それは要望しているんですか。

質疑に切りかえてください。

都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 12年度の議会の中で詳細設計とか、それからJRの方に工事を委託する際にも協定書を結んだ経過などもございます。その際に配置図的なものはお示しておいたのではないかとというふうに思っておりますけれども、その配置図で了解していただけるというふうなことにはいかないものでしょうか。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第80号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第37、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第68号については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第68号については議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 決算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第38、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第39、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第75号、議第76号 議第77号
文教経済委員会	請願第5号
厚生委員会	議第71号、議第72号 議第73号、議第78号 陳情第2号
建設委員会	議第69号、議第70号 議第74号、議第79号 議第80号
予算特別委員会	議第68号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、認 第5号、認第6号、認第 7号、認第8号、認第9 号、認第10号、認第1 1号

散 会 午前11時24分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

平成13年12月12日(水曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成13年12月12日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議



本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一般質問

佐藤 清議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 一般質問通告書

平成13年12月12日(水)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	寒河江市立病院の整備 について	人工透析施設の整備について	7番 柏 倉 信 一	市 長
2	市民の健康管理につい て	健康文化山形21行動計画の対応 について		市 長
3	広域行政について	市町村合併について	13番	市 長
4	環境管理について	環境ISO(14001)の取得 について	新 宮 征 一	市 長
5	学校完全週5日制実施 に向けた余暇活動につ いて	目的の意義と責任の所在について 地域の取り組みと将来の展望につ いて	4番 石 川 忠 義	教育委員長
6	生活環境について	ゴミの不法投棄・ポイ捨てについ て	6番 安孫子 市美夫	市 長
7	除雪について	豪雪時の雪排出対策について		市 長
8	保育行政について	保育所の時間延長について		市 長
9	国保運営について	国保会計の健全運営について 応能応益の基本的考え方について	11番 高 橋 勝 文	市 長

## 柏倉信一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号1番、2番について、7番柏倉信一議員。

〔7番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。緑政会の一員として、通告番号に従い質問に入らせていただきます。

質問に先立ち、12月1日、国民待望の皇太子御夫妻に内親王の誕生が報道されました。7日には敬宮愛子様と命名、記念すべき21世紀の幕開けの年であり、慶賀の意を表したいと思います。

それにつけても、ことし9月、アメリカ全土、世界じゅうを震撼させた5,000名を超える何の罪もない命を瞬時にして奪った同時多発テロ、そして毎日のように報道されるアフガニスタンにおける報復劇は、この世で何よりも大切なはずの命が失われていく大惨事であり、大きな憤りを感じます。亡くなられた多くの方々、御家族に対し、衷心より哀悼の誠を掲げたいと思います。

通告番号1番、市立病院に人工透析の整備について伺います。

先般、親しい知人の紹介で山形県腎友会事務局長の海和さんが私の自宅にお越しになり、お話しする機会がありました。話の趣旨は、我が寒河江市立病院にぜひ人工透析の設備を何とか設けてもらいたいとのこと。透析患者の置かれている状況を訴えていかれまして。

海和さんは、偶然にも私と同じ昭和30年生まれで、透析を始めたのは22歳の春、15歳のときに腎臓を患い、急性腎炎から慢性腎炎、そして大学4年の春、容体が急変、緊急に透析導入となり、以来24年間、人工透析を続けているとのこと。同年代という親しみもわき、座布団を勧め、お茶を出したところ、「大変失礼ですが、合併症で正座はもちろん、あぐらもかけないので、足を伸ばさせていただきます」と言って話し始めました。

透析は、通常腕の動脈から血液を取り出し、人工腎臓のダイアライザーという半透膜を用いて、血液中の老廃物や余分な水分を除去し、浄化後の血液を腕の静脈に戻すのを繰り返す。透析導入前に手首近くに動脈と静脈を結びつけて、シャントというものをつくり、血管を太くして、2本の針をそれぞれ動脈と静脈に刺して透析をする。海和さんの腕には無数のシャントの跡が見られました。

腎不全という病気は、腎臓の機能が極度に弱まり、尿が出なくなり、体内に余分な水分や老廃物がたまっていき、放置しておくとう尿毒症となり、死に至る結果となります。これを治すため人工腎臓、ダイアライザーが開発され、腎不全患者の生命を支えているが、大きな制約を受けていることも事実です。その主な制約とは、一つ目に、透析のための時間的制約。二つ目に、食事や水分の厳しい制限。三つ目は、合併症の問題があります。

一昔前の透析医療は、金のかかる医療であり、金の切れ目が生命の切れ目と言われ、経済的理由による患者の自殺、あるいは人工腎臓そのものの絶対数の不足から、病院による過酷な患者選択など、悲劇が数多く見られたとのこと。我が国において人工透析が臨床化されたのは、昭和30年後半のことであり、昭和42年に初めて医療保険制度の対象となりました。

しかし、自己負担の全くない患者は被用者保険制度の本人だけで、当時の医療制度では、社会保険の扶養家族は5割の、国民健康保険では3割の自己負担がありました。当時は一般サラリーマンの平均年収が60万円前後、月額5万円前後の時代に、その負担額は月額10万円から30万円にも上りました。

こうした厳しい状況の中、昭和46年6月に社団法人全国腎臓病協議会が結成され、山形県腎友会が結成されたのは昭和50年12月のことでした。全腎協は国への精力的な運動を展開し、次々と倒れていく役員のしかばねを乗り越えて、1,500名の会員による必死の運動により、組織結成からわずか1年で透析患者に更生医療が適用になり、また障害者年金も給付され、かつての悲劇的状況はなくなり、医療技術の進歩により、尿毒症で死すべき生命を延命し、社会復帰が可能となりました。

しかし、依然として透析患者の増加は続いており、昭和63年全国調査で8万8,534人だったのが1999年末現在

全国の患者数は19万 7,213人、山形県で 700人だったのが 1,700人、我が寒河江市の患者数も例外ではなく、31名が50名前後と増加しております。

1999年調査の中身については、年間透析導入患者数 3万 438人で、平均寿命は63.4歳、同死亡患者数 1万 8,547人、差し引き 1万 1,891人の前年比 6.4%増加、透析導入患者の現疾患について見ると、第 1 位が糖尿病、1万 1,009人で36.2%、第 2 位が慢性糸球体腎炎、1万 215人で33.6%、第 3 位が腎硬化症、2,117人で7%となっております。糖尿病性腎症が慢性腎炎を引き離しつつあります。

このような状況の中、透析患者の皆さんは、通常週に 3 回、1 回につき 4 から 5 時間の透析医療を終生続けなくてはなりません。透析医療技術の飛躍的進歩は、25年、30年の延命や社会復帰を可能にしたことは、前段で申し上げたとおりですが、反面、患者の高齢化や重度化などの新たな課題が生まれました。

寒河江市内の患者さんも80歳を超える人もおります。こうした高齢者にとって、遠くの病院まで週に 3 回も通うのは大変なことであり、家族にかかる負担も大変なもので、遠くの病院で治療している人はタクシー代が月に数万円もかかる。社会復帰しておられる患者や学生に至っては、治療そのものを夜受けなくては仕事や学業に支障を来すわけで、その苦勞は想像を絶するものがあります。

現在、寒河江市内の開業医の先生が透析医療施設を持って対応していただいておりますが、絶対数が足りないのは周知の事実です。平成 2 年 9 月定例議会において、寒河江市立病院に透析設備の設置についての答弁で市長は、「透析 患者の皆さんの肉体的な、精神的な苦痛は痛いほどわかる。今後の検討課題としたい」と答弁されており、透析患者の皆さんに理解を示しておられます。

人工透析の整備を進めるに当たっては、財政的な問題や内科医師、関係機関認可など、さまざまなハードルを越えねばならないと考えますが、事は人命にかかわることであり、ことし 9 月 26 日、市長あてに市立病院に人工透析室の新設を求める要望書も提出されております。

先日開催された全員協議会の実施計画の中で、医療法の改正から、平成 15 年 8 月末までに市立病院の病床見直し計画を作成する旨の説明がなされたわけですので、西村山地域の中核病院として、十分な調整も図りながら、ぜひ人工透析設備の整備をこの機会に進めるべきと考えますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、健康文化山形21行動計画の対応について伺います。

さきの質問で糖尿病が透析導入患者の現疾患の第 1 位になっている旨を申し上げましたが、糖尿病は世界的に多発しており、1993年の厚生省研究班の調査によると、以前は 2 から 3 %だったのが、日本では10人に 1 人が糖尿病と言われ、本県でも舟形町で行った調査によれば 9.4%、境界型は14%で、日本の平均とほぼ同じであります。

県が行った生活習慣病の調査によれば、糖尿病の受療者数は平成 2 年から平成 11 年までの 9 年間で40%の増加となっております。糖尿病に限らず、生活習慣病の発症と関係するライフスタイルということでは、食事や運動習慣、結局は肥満とかかわりが深いとされているのは御案内のとおりであります。

では、好ましいライフスタイルとはどんなものか。厚生省は去年 2 月に今後の超高齢化少子社会をにらみ、健康日本21を提唱し、県はこれを受ける形でことし 3 月に健康づくり21行動計画・健康文化山形21を公表しました。これは重要な計画と思いますが、いまだに多くの人に浸透していないのは残念です。

健康日本21の重要なポイントは、超高齢少子社会の中で、現在の介護レベルを維持していくのは困難で、それには生活習慣に留意し、介護を必要としない健康寿命をできるだけ延ばそうということです。

我が国の平均寿命は、医療技術の進歩や生活環境の改善などにより、急速に伸び、世界一の長寿社会を実現しました。本県の平均寿命も全国値を上回るとともに、65歳以上の高齢者が 5 人に 1 人を超え、超高齢化が進んでいます。

生活習慣病に起因する寝たきりや痴呆などの介護を要する高齢者の増加は、社会的な問題であり、さらにはがんや自殺などによる壮年期の死亡は、家庭基盤を揺るがし、地域社会を担う人材の大きな損失となる課題でありま

す。

これまでの健康づくりは、集団検診を中心に展開し、成果を上げてきました。しかし、急速な高齢化に伴って、がんや脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、疾病の早期発見、早期治療とともに、疾病の発生を予防するための生活習慣の改善と保持増進が重要な健康課題になってきております。

こうした状況を踏まえ、県は健康づくり21行動計画の中で、一次予防の重視を初めとする6項目の基本方針を打ち出しているが、ポイントは県民主体、県民参加の促進と健康づくりの目標値を示したことだと思います。

我が寒河江市も健康づくり21行動計画を受けて、計画策定に入りますが、これは計画策定を目的とするのではなく、実務的で実践的なものであることが大事で、我が寒河江市の実情や市民の健康特性を踏まえ、市民1人ひとりがそれぞれの自由な意思に基づいて取り組むことを促すため、健康水準を十分調査の結果、浸透性のある住民第一主義のものでなければならぬと考えますが、市長はどのように対応を進めるのか伺って、私の第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まず初めに、市立病院の人工透析施設の整備についてでございます。

議員申し上げましたように、人工透析というのは、慢性腎不全患者を対象にいたしまして、機能の落ちた腎臓のかわりに人工腎臓という器具、いわゆるダイアライザーを用いまして、体内にたまった老廃物や毒素などをろ過する治療法で、一般的に週に3回、1回に四、五時間かけて行われているようでございます。

市内には約60名の患者さんがおられ、人工透析を実施している医療機関に通院し、治療を受けておられますが、御指摘のように、患者さんは精神的にも経済的にも苦境に立たされてきましたので、治療費については特定疾病療養費の給付制度など、通院費などにつきましては人工透析患者通院交通費助成制度などによりまして、患者さんの経済的負担の軽減などの支援を行ってきたところでございます。

なお、人工透析を行っている医療機関は、市内に1施設13ベッド、西村山郡内に2施設15ベッド、山形市内に7施設184ベッドございまして、それぞれの医療機関が患者さんの受け入れを行っているところでございます。

現在の市立病院は、御案内かと思いますが、診療科が六つ、常勤医師が13名、病床数が160の体制で運営しておりますが、管理棟、外来棟及び第1病棟は建築後28年、前のは御案内のように昭和48年10月に竣工しております。28年が経過しまして、配管設備の老朽化や受診者の増加に伴い、診察室や待合室が狭くなってきたことなど、診療を続ける上で不便が生じてきております。

また、平成13年3月に施行されました医療法の改正によりまして、これまでの「その他の病床」が新たに「一般病床」と「療養病床」に区分され、平成15年8月末までに病床区分の変更の届け出を行う必要が生じてきております。

これらのことから、去る11月20日に開催されました全員協議会で提示した実施計画の中で、市立病院整備事業については、14年度に病床計画、15年度に基本計画の策定を行うこととしたところでございます。

これらの計画策定に当たりましては、寒河江西村山地域の中核病院として病院機能の充実を図ることを基底に、第4次寒河江市振興計画に掲げた診療科目の新設などの課題や脳ドックなどの新たな課題についての検討を加え、今後の市立病院の整備指針を示してまいりたいと考えているところでございます。

人工透析施設の整備につきましては、透析の専門医師や看護婦などのスタッフの確保、透析設備とベッドの配備、患者の更衣室など、附帯施設を含むところの独立したスペースの確保など、高いハードルがございまして。

しかし、御指摘いただいたとおり、糖尿病性腎症などによるところの透析患者の増加傾向が高まっていることや、山形県腎臓病患者友の会の強い要望など、社会的要請もございまして、申し上げました一連の計画策定に際しまして、課題項目の一つとして検討したいと考えているところでございます。

次に、健康文化山形21行動計画への対応についての御質問にお答え申し上げます。

御案内のように、日本は生活様式の変化、食生活の改善、衛生的な環境の確保、医療技術の進歩等により、平均寿命が年々延びてまいりまして、女性が84.62歳、男性が77.64歳と世界有数の長寿国となってきております。寒河江市におきましても、敬老会に招待される75歳以上の方は5,000人を超えている状況でございます。

しかし、急激な高齢化の進展とともに、生活習慣病及びこれに起因するところの痴呆や寝たきりの状態になる方も増加しているのが実態のようでございます。長生きすることは大変喜ばしいことではありますが、単なる長生きではなく、健康で生きがいを持って、交流を深めながら、家庭や地域社会において役割を果たしていくことができるということが大切でございまして、これによって活力ある地域社会が形成されるものと思っております。

本市の生活習慣病の現状というものを最近数年の一日人間ドックの結果から見ますと、約50%の方が血圧が高いと指摘されており、コレステロールの高い方も最近10年間の間に23.5%から57.6%に増加しております。

血糖値の高い方も少しずつふえているようでございます。

死亡原因では悪性新生物、いわゆるがんでございますが、がんによるものが26%で最も高く、次いで心疾患、脳血管疾患がそれぞれ17%となっております。糖尿病も7番目に入っております。割合が少しずつ増加しております。そして、これらが医療費の増大の大きな原因の一つとなっております。

これまでは疾病の早期発見、早期治療に重点が置かれ、そのための対策が多く講じられてまいりました。御指摘のように早期発見、早期治療は、今後も積極的に進めていかなければなりません。公衆衛生の新しい流れとして、一次予防、いわゆるふだんから病気の原因を遠ざけ、病気にならないことを重点とした対策を進めていくことが求められております。

本市におきましては、これまで一日人間ドック、ヘルシーライフ教室、ヘルスマイト養成講座、シェイプアップ教室などを数多く実施いたしまして、健康増進に関する知識の普及と意識の高揚に努めてまいりました。本年度からは乳房レントゲン撮影、歯周病検診、禁煙教室を新たに実施いたしまして、腹部超音波検査につきましても一日人間ドックの検査項目に追加したところでございます。

生活習慣病予防など健康の実現は、基本的には1人ひとりが考え、実践するものだと思います。しかし、長く習慣となっていることを個人的に改めるのは容易ではございません。そのため社会運動として展開することにより、環境を整え、知識や情報を提供するなど、支援体制を整備することが重要となっております。

このような考え方に基きまして、御指摘のように、国は生活習慣病予防による健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少を目指し、21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21を策定したものであり、その地方計画としまして、県において健康文化山形21を平成13年3月に策定したものでございます。これらの計画が効果的に進められ、目標を達成するには、市町村が具体的な取り組みを計画いたしまして、市民の自発的な健康づくり運動として実施する必要がございます。

そのため市といたしましては、平成14年度内に健康づくり計画を策定するよう準備を進めているところであり、アンケートについても乳幼児の保護者や中高生、青壮年を対象として、対象別に内容を県と協議の上、飲酒量、喫煙の状況、運動量、食習慣等について一部実施済みでございます。

国及び県の計画は、糖尿病やがん、循環器病など五つの分野について、それぞれ目標とする数値を掲げており、本市の計画でも、数値目標を掲げることになりますが、これらの目標は、市民意識の高揚を図り、強制されない、1人ひとりの意思に基づく行動によって達成されることが重要でございます。

本市には、健康づくりに必要なマンパワー、すぐれた施設、温泉資源などがありますので、これらの恵まれた環境、本市の特性というものを生かした計画にしていくことが肝要と考えております。

そのため計画策定に当たりましては、本市の生活習慣病の実態を踏まえ、県計画との整合性に留意するとともに、医療関係者や市民各層の代表者等で構成するところの健康づくり計画策定委員会を設置いたしまして、多くの意見をいただきながら、効果的に予防できるような計画を策定したいと考えております。

目標達成の具体的方策につきましても、アンケート結果等を踏まえるとともに、これまで実施してきた各種の健康教室などを組み入れながら、実践可能な内容にしてまいりたいと考えております。

計画は計画のみで終わってはならないと思います。結果を評価し、計画を見直し、これを次のステップに反映していくことが大事でございます。そのため中間目標年次を設定するということも必要かと考えております。これらはいずれも市民及び関係団体の協力がなければできないものでありますので、連携を密にしまして、理解を得ながら、生活習慣病の予防に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。



佐藤 清議長 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 丁重なる答弁をいただきましてありがとうございました。

市長には糖尿病患者の実情について御理解をいただいていると思いますが、なお一層理解を深めていただく意味で補足をさせていただきたいなというふうに思います。

1問で、透析導入患者には三つの大きな制約がある旨を申し上げました。時間的制約については1問でも申し上げましたが、透析は通常週3回、1回当たり4時間から5時間、これは医師の先生方の御所見を読みますと、できるならば4時間よりも5時間かけた方がいい。その他、準備や透析後の止血、あるいは通院時間、こういったものを含めると、相当な時間を要するわけです。

また、食事や水分の厳しい制限については、私も自分の無知さを恥じたんですが、私のところにお越しになった事務局長さんに私は一生懸命お茶を勧めました。当然のことながら水分が大敵なわけですから、海和さんは一口もお茶をすすすることはありませんでした。

尿が全く出ないために、透析と透析の間に飲み食いした分だけ体重が増加すると。普通の人には2キロ、多い人になってくると4キロ、ひどい人になると5キロ以上もふえる人もいらっしゃる。これが1日置きに体重が減ったりふえたりするわけですから、当然のことながら、過剰な負担が体にはかかるわけで、体がゴム風船のようになってしまっているのではないかと。

ドライウエートと言って、患者の適正体重を決め、その体重の3から4%以内に体重増加を抑えるようにしなければならぬそうですけれども、血が汚れてくると、どうしてものどが渇くと。のどが渇いても、水を飲むわけにはいかない。

食べ物に関しては、高カロリー、高たんぱく質を取らなくてはならないにもかかわらず、野菜や果物には厳しい制限がある。野菜や果物に含まれているカリウムという成分を取り過ぎると、体外に排出されないために高カリウム血症を起こして、心不全となって、死亡してしまいます。「透析患者を殺すのには刃物は要らぬ。バナナの1本もあればいい」というふうに言われるくらいだそうです。

合併症については、透析は余分な水分や老廃物を除去しますが、体に必要な水分まで流してしまうと。本来腎臓が持つ造血、骨の代謝に必要なホルモンの生成などの機能は全く行えないため、透析を受けると骨がもろくなる。手足のしびれ、関節の痛み、内臓障害といった合併症が出てくるそうです。

何よりも残念なのは、これだけ苦しい治療を生涯続けなくてはならない。せっかく透析医療の飛躍的進歩で25年、30年の延命を可能にした分、苦しみを味わう時間も長くなりました。透析というのは根治療法ではありません。慢性腎不全の根治療法は、腎臓移植しかありません。

一人の体には二つの腎臓があり、健常者は一つの腎臓でも、その役割を果たす力が十分あって、腎臓移植には、肉親の一人から片方の腎臓を提供してもらう生体腎移植と死後善意で第三者から提供してもらう死体腎移植の2種類があることは御案内のとおりなわけです。

最近では、移植後の拒絶反応を抑える免疫抑制剤の進歩で、移植の成績は著しく上がっているようですが、平成6年の調査で、死後善意で腎臓を提供しようという腎バンクに登録されているドナーが43万人もいるにもかかわらず、ドナーカード1万枚につき1枚程度の提供しかされていないようであります。43万人提供者がいても、43人しか移植手術を受けることができない。

これはドナーの死亡時の年齢が65歳以下でなければならない。がん、糖尿病、動脈硬化などの成人病や肺炎、敗血症などの感染者もだめというようなことで、さまざまな条件が加わるためだそうです。

このように透析は生涯つき合わねばならない治療で、先ほども申し上げましたが、患者数も、糖尿病の増加とともに、透析患者の増加も続いております。延命を可能にした分だけ、透析とつき合う時間も長くなりました。

現在、透析医療に当たっていただいている市内の開業医の先生のところで透析を受けていらっしゃる患者さん、

寒河江市内の患者さんは17名だそうです。先ほどの市長の答弁では、60名前後の方が市内には透析をしていらっしゃるということですので、大まかにいって3分の2以上の透析患者は市外に行って治療を受けていることになります。

透析そのものの時間もそうでございますけれども、こういった総体的な時間をすると、一日がかりで透析をしなければいけない。また、子供さんが、もし学生が人工透析を受けるようになってしまうと、成長そのものがとまってしまうようであります。

こうした透析患者の実情を御理解いただいて、ぜひとも人工透析室の整備をお願いしたいものと御要望を強く申し上げたいと思います。

それから、健康づくり21行動計画についてであります。県が作成した計画書を全部議論すると、大変な時間を要しますので、割愛させていただきますが、要は大別すると、食生活の改善であり、運動量の増加、アルコール、たばこ。また、ストレスの解消。こういうふうになるのではないかと思います。議員会館でよく使われる言葉に「足ずり3年」というのがあります。足を引きずって歩くようになると政治家は3年もたないというような意味のようです。

ライフスタイルの改善の中で、やはり運動量の増加がポイントではないかなと考えるわけでございますけれども、お金をかけることなく、年代別、男女別に関係なく、手軽に楽しめて、効果が期待できるというようなことになってくると、ウォーキングであり、ジョギングであり、サイクリングではないかと私は思います。こうしたことを楽しむのに、我が寒河江市は最高の環境にあるのではないかと。

手前みその話ですけれども、私は若干普通の人より少々アルコールが好きなものですから、何もしていないでいると、アルコールが体に蓄積してしまいますので、市内を時間を見つけて散歩、ジョギングをよくさせていただくんですが、場所には事欠かないと。

私の住まいをさせていただいている日田周辺から行くと、最上川の遊歩道、寒河江川の遊歩道、チェリーランドの裏、また国営かん排事業により整備されつつある高松堰、昭和堰の頭首工周辺、またチェリークア・パーク、また、最上川緑地公園の整備も予算化されているわけです。

ちなみに私の一番のお気に入り、何といても二ノ堰周辺ですけれども、自然や季節の移り変わりを感じながら、散歩、ジョギングはストレス解消には最適だと私は思います。これは寒河江市が取り組んできたさまざまな施策の副産物ではないかというふうに私は思っています。いずれにしても、計画策定に当たっては、こういう環境を最大限活用したものがよいと私は考えます。

何にしましても、ライフスタイルの改善について、市民にいかに理解してもらい、実行してもらうかと、ポイントはそこにあるというふうに思いますけれども、この点に関しては、我が寒河江市が全国に先駆けてつくった三位一体のハートフルセンターの機能というものをフルに活用していただきたいものだなというふうに思います。

以上、御要望申し上げて、私の質問を終わりますが、市長の御所見があれば承りたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第1問でも答弁申し上げましたように、慢性腎不全、人工透析の問題につきましては、今、施設を増設して、ベッドもふやすというふうなことはちょっと難しいんでございますので、先ほども申し上げましたように、療養病床群と一般病床群と、こういうふうに分けたところの法律の改正に基づきまして、ぜひともこれはやらなくてはならないわけでございますので、そのチャンスをとらえて、まずは人工透析の施設整備をどうするかということがあるわけでございます。

そして、また何にしましても、この関係の医師というのが非常に少ないようございまして、ですからこの問題も解決といえますか、考えなくてはならない問題でございまして、これをあわせまして、先ほども答弁申し上げましたように、14年度の中に方向性というものを決めなくてはなりませんし、15年度には基本計画を定めてまいらなくてはならないわけでございますので、その辺の中で十分検討してまいろうかなと、このように思っております。

それから、健康21、これは本当に議員がおっしゃるように、いろいろ計画を策定したりしましても、計画倒れになっては困りますし、そしてまた目標というものを当初定めましても、そのとおり実行されなければ何も意味がないわけございまして、空念仏の目標値になっては困りますと、こういうことを申し上げているわけでございます。

それにおきましては、寒河江の実態に合うような健康づくりというようなものを、これまで進めてきたところの三位一体の考え方をさらに進めまして、本当に寒河江に合ったような健康づくりというものをつくっていかねばならないと思っております。

そして、またそれをつくったならば、あれはつくらなくとも何ですけれども、市民1人ひとりがやはり自分の健康を守るという気持ちを植えつける、あるいは市民1人ひとりがその気持ちになっていただくというような地盤といえますか、素地というものを一層高めて、強めていかねばならないと、かように思っているところでございますので、14年度にいろいろな意見を賜りながら、本当に寒河江型の健康づくりというものを策定してまいりたいと思っているわけでございます。

これまでにおきましても、寒河江型の福祉ということで大変市民にも徹底し、またほかからの評価も高いわけでございますけれども、それに甘んずることなく、寒河江の本当の健康づくりというようなものを考えてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

## 新宮征一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号3番、4番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 おはようございます。

質問に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。この12月1日に皇太子様御夫妻の初めてのお子様がめでたく誕生されました。そして、先ほどもありましたように、敬宮愛子様という非常に親しみやすい命名がなされまして、8日には母子ともにお健やかに御退院なされましたこと、国民等しく喜びとするところであります。心から慶祝の意を表するものであります。おめでとうございます。

今回、私は緑政会の立場から、最近ちまたでいろいろ話題になっている中から、通告3番、4番について、市長のお考えを伺いたいと思います。

まず、通告3番、広域行政の中で市町村合併についてであります。

新しい時代、地方分権の時代と言われ、大きな期待の中で幕を明けた21世紀、そのスタートの年である2001年も余すところ、あとわずかとなりました。長引く景気の低迷は、いまだに先行きが不透明なまま、今なお続いており、世紀の幕開けには余りふさわしくない年になったようであります。

こうした不景気に追い打ちをかけるかのように、前代未聞とも言うべき、あのアメリカでの同時多発テロ事件は、さらに深刻な国際不況を招き、大きな傷跡を残していることは極めて憂慮にたえません。

また、我が国においては、小泉内閣の掲げる聖域なき構造改革の柱のもとに、歴史的な大転換期を迎えようとしております。公共事業の大幅な見直しに加え、道路特定財源の見直しなどによる国の財政再建政策とあわせ、地方交付税の減額などを含んだ抜本的な改正などを見ても、地方自治体における財政事情はより一層厳しくなるものと予想されます。

そのような状況下にあって、地方分権や日常生活圏の拡大、少子高齢化、そして市町村の厳しい財政運営を背景に、広域行政のあり方が注目される中、今、進められようとしているのが市町村合併の問題であります。

過去の日本の市町村合併の経緯を見ますと、明治時代に大合併があり、その後、1953年（昭和28年）から1955年（昭和30年）にかけて、昭和の大合併があったようであります。

当時山形県では、人口8,000人以下の町村を極力解消することとし、目標を48市町村に据えたもので、その結果、この3年間で、5市30町187村、合わせて222市町村は、9市29町18村、計56市町村に統合されたのであります。

もちろんその後の小規模合併によって、現在の44市町村となっているわけではありますが、今日の合併論議は、当時のものとは大きく異なり、長い間続いてきた中央集権型の国づくりから脱皮し、本当の意味での地方分権を住民が主体となって実現していく時代に来ていること。さらには、財政問題や人口構成の問題など、地方行政を取り巻く環境は大きく変化し、足腰を強くするためにも、広域的な対応が求められてきているものと思うのであります。

そこで、私は行財政改革と地方分権、そして広域合併の三つは一つのセットとしてとらえ、さらに国や地方の厳しい財政状況などを考え合わせると、地方行政の構造改革として、市町村合併への取り組みは不可避であるとの認識のもとに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図り、地方分権の流れを受け、その担い手たる市町村が個性豊かに自立し、その行政能力を一層発揮することは、地域全体の活力をさらに向上させるものと考えます。

そして、市町村合併は、単なる市町村の枠を取り払うためのものではなく、合併前の市町村が持っていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有機的に連携、活用しながら、新しいまちづくりを進めるものであると思うのであります。

しかし、この合併問題は、それぞれの地域にさまざまな事情があり、一律に合併の形を示すことは困難であり、かつまた多くの課題も予想されることから、大いに時間をかけ、論議に論議を重ね、住民の意思を十分反映させながら、それぞれの地域に合った形での合併を慎重に進めていかなければならないものと思われませんが、この市町村合併に対して市長はどのようにお考えをお持ちなのか、その所見をお伺いいたします。

続きまして、通告4番、環境ISO 14001の取得についてお伺いいたします。

このことについては、ことし3月定例会一般質問で同僚議員が取り上げており、市長も将来に向けての課題であると答弁されておりますが、県内自治体でも東根市が既に取得するなど、それぞれの自治体でも検討に入っており、今では全国各自治体のISO 14001環境マネジメントシステム審査登録の取得ラッシュの年となっておりますことから、あえて質問させていただきます。

地球環境の保全のために、民間企業のみでなく、自治体みずからが率先して、国レベルの要請を受けることなく、自発的に環境マネジメントシステムの構築に取り組むという、まさに地方分権時代の幕開けとも言える状況にあります。

この流れは、ISO 14001規格の序文に掲げる「みずからの活動が環境に及ぼす影響を管理することによって、健全な環境パフォーマンスを達成し、実証することへの関心を高めてきている」と高らかにうたい上げた理念を現実のものとするにつながり、地球環境の再生に取り組む後世の人々に、環境保全運動のスタートの年になったとして、大きな評価を受けることになろうと思われま。

環境ISO 14001が国際規格として誕生したのは1996年9月であります。当初は電気機械などの輸出企業や、先に取得した企業の要請によって関連企業が取得するという構図が続いたが、その後、従来の機能性やデザイン重視にかわるキャッチフレーズとして、環境製品、つまりエコ製品の売り出しが企業戦略上、最大の目玉商品として取り上げるようになったのであります。

国においては、国土交通省では一定規模以上の公共事業については、ISO 14001の審査登録を入札条件にすべく、モデル事業を開始しております。また、本市でも取り組んでいるように、自治体においても、グリーン購入を名目に、エコ製品を指定し、リサイクル製品の積極的な活用を促すなどの動きが広まりつつあります。

このような動きは、リサイクル活動に弾みをつけるとともに、エコ製品の開発や環境関連事業の開発にも影響を及ぼし、経済不況にあえぐ民間企業にとって、需要喚起の起爆剤になるとして注目を集めております。

このようにISO 14001環境マネジメントシステムの構築が、既にいろいろな形で社会経済に影響しつつある今日、残された最大の課題はISO 14001の住民参加の問題であります。環境に配慮することに異を唱える人はおりません。しかし、だれもが環境に配慮しているとはいいがたく、地球環境の保全にとって最大の難関は、住民の環境への配慮意識をいかに高め、実行していくかであります。

その意味で、自治体がISO 14001環境マネジメントシステムの審査登録を取得しようとすることは、まことに意義のあることと考えるものであります。

さらに、次の点でも自治体の環境ISOは重要であります。地球環境保全に最も有効な手だては、1人ひとりがその時々での行動の中で環境への配慮を意識することであり、その人の活動の場として、それが職場であったり、家庭であったりするもので、自治体みずからが職場を環境マネジメントシステムの中でとらえ、職員1人ひとりに環境への配慮を意識させていくことの意義は、まことに大きいものがあります。

そして、行政の仕組みの中で最も住民に影響を与えるのは自治体なのであります。究極的には、環境配慮の最も有効な手段は、家庭において環境に対する意識を高めることであり、その役割を担うことができるのは自治体であります。

しかしながら、これまでのような行政施策の遂行というとらえ方で住民に接しても、環境施策に関しては、大きな効果はなかなか期待できません。家庭ごみの分別収集を訴えるにしても、それは事後処理であり、根本的な環境保全には結びつかないのではないのでしょうか。

それにはやはりごみを出さない仕組みをつくり出すことに、自治体と企業、住民が一緒になって取り組むこと

であり、ISOでも製品のライフサイクルアセスメントの規格化の検討が進められております。

企業でもゼロエミッションを目指して、ごみにならない製品の開発に取り組んでいるところもありますが、最も効果的なことは、1人ひとりがごみになるようなものは買わないよう努力することであり、そのことが必然的に企業においてもごみにならない製品の開発に拍車をかけることとなります。環境保全は、自覚の連鎖が重要なのであります。

さらに、自治体が事業者、住民に対し、地球環境への配慮を先に求めるのではなく、まず職員みずからが環境保全活動を始めます。参考にして、一緒に環境保全のため行動しましょうという発想の転換であり、まず自分たちが率先、垂範することが重要であります。

また、自治体自身はその地域内における最大規模の事業者であることも、環境活動を率先して実行していかなければならない一つの要素となっており、規模が大きい組織ほど、環境負荷も大きいため、環境保全活動に対する効果や発注事業者に対する影響力もさらに大きくなるからであります。

古紙を例にとってみても、家庭から出る新聞紙などの古紙がリサイクルに回らず、一般廃棄物として焼却場に運ばれていたものが、自治体による再生紙利用が高まるにつれ、市場価格も回復し、古紙回収ルートの復活にもつながるようになってきており、そのことが循環型の市場形成を促進するきっかけとなり、さらに一般廃棄物の回収コストの引き下げ、ごみ焼却場の燃料消費の抑制、ダイオキシンなど、排ガスの排出の低減といった社会全体のコストを引き下げる原動力にもつながっていくのであります。

さて、これまで寒河江市では、環境美化基本方針やごみ処理基本計画の策定、さらにはせせらぎ宣言を行うなど、環境問題に対して積極的に取り組んでこられました。特に二ノ堰公園やフラワーロードの整備など、グラウンドワークによる「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」が高く評価され、農林水産大臣賞に続き、内閣総理大臣表彰を受けるなど、先進的役割を果たしてきているところであります。

さらに、このたびは花と緑の環境づくりを競う国際コンペティションにおいて、銀賞を受賞され、世界の舞台で評価されたことは、この上ない光栄であり、市民の一人として喜びにたえません。そして、このことが大きな自信につながるものと確信いたします。

このような環境についての政策実現は、他市町村にないものがあり、極めて貴重であります。しかし、このような前進がありながらも、個々の政策が単独的であり、総合的な環境改善への向上への連携という点では考えなければなりません。従来実施してきている環境政策とその実施における先駆的な内容や個々の政策をISO14001の中に取り込み、システムとして運用するなら、その体系は将来の寒河江市への重要な財産となるものと確信するものであります。

また、各自治体の環境ISO認証の状況を見ますと、認証のためだけの環境ISOに取り組んでいるところも見られますが、これはISO14001のシステムを無理に適合させ、形だけ整えているものであります。

これらはかけ声だけかけても、環境政策を掲げても、意味のないものであり、当寒河江市では多くの成果を上げており、これら全体を環境ISO14001に取り込み、体系化した環境マネジメントシステムを構築させるならば、全国的にも独自内容を持った環境ISOとして評価を受けるものと信じております。

従来の寒河江市の環境政策の集大成として、システム化をするなら、将来の寒河江市の環境システムとして脈々と運用され、市の財産となるものと確信するものであります。また、来年には全国都市緑化フェアが予定されており、全国全体的に寒河江市の環境政策が注目されるものと考えます。

このような観点から、環境ISO14001の取得についての市長のお考えをお伺いいたしまして、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

まず、市町村合併についてでございます。

地方分権の進展に伴い、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割というものは、ますます重要なものになってきております。地方のことは地方でやる時代であるということを考えれば、市町村はみずからの力を自分たちでもっとももっとつけなくてはならないと思います。

住民の立場から市町村の行政サービスを維持し、向上されることが求められるとともに、現在の行政区域の存在が広域的、効率的な行財政運営から見ましても、一つの枠となってきた時流の中で、以前の合併から50年近くを経過している今日、市町村合併はもはや避けて通ることのできない課題であると認識しております。

国においては、市町村合併特例法の期限である平成17年3月31日までに十分な成果が上げられるよう、市町村、都道府県、国とが一体となって、自主的な市町村合併をより一層積極的に推進されるよう指針を策定されております。

山形県におきましても、昨年の平成12年11月に山形縣市町村合併推進要綱というものを定めております。市町村が住民の負託にこたえ、十分機能し、個性豊かな地域社会の創出が図られるよう、地域や市町村において合併について活発な議論が行われ、自主的かつ円滑な合併が推進されるような施策を講じております。

これらのことを踏まえ、西村山圏域の首長におきましても、先般合併について話し合いをいたしました。この中では、本年3月に策定した第4次西村山広域行政圏計画にも、市町村合併等への対応ということで、地域住民の自主的な発意を基本とした広域としての対応について、関係市町間で調査研究を進めるものとしておりますので、対応すべきという首長と消極的な首長がおりましたが、結果的に西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会というものを設置することにいたしまして、その要綱を去る11月22日に策定いたしましたところでございます。

その要綱では、西村山地方各市町の合併に関して調査研究を進めるために委員会を設置したもので、委員は西村山広域行政圏を構成する市町の企画担当課長をもって組織し、合併に関する調査研究、情報収集、研修会の実施などを行うことにしております。

しかし、合併の課題は、地域住民の関心の高まりや周辺自治体の盛り上がり最も重要だと思っております。現在のところ、周辺自治体においても、合併に関する議論はまだ不十分であり、またその機運も高まっているとは言いがたいと思っておりますが、今回、今申し上げました西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会が設置されたことに伴い、圏域の住民間においても合併に対する関心が高まり、大いに議論がなされることを期待しているところでございます。

本市は、内陸の中核都市としてのまちづくりを進めてきたわけございまして、その位置づけというものを確かなものとしていくためにも、市内ではもちろん、周辺自治体におきましても、関心が高まることを願っております。

県が示した合併推進要綱の中の本市とのかかわりのある二つのパターンがありますので、それらも参考にしなくてはなりませんし、まずは合併についての市民の機運というものを高めるためにも、アクションを起こす時期に来ていると思っております。

市民に向けて、合併に係るところの国の考え方とか、あるいは県のパターンとか、あるいは合併の長所、短所、そしてまたシミュレーションなど、問題、課題等について、市民が合併について考えるための情報というものを流していく必要があると感じているところでございます。

次に、ISOについてお答えいたします。

御案内のように、ISO 14001とは、御指摘のように国際標準化機構（ISO）が1996年に制定した環境に関

する一連の国際規格で、企業等の組織が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するための仕組みというものを規定したものであり、これに沿った環境マネジメントシステムを構築いたしまして、それを実践していることを審査機関、財団法人日本品質保証機構などに認められますと、認証を取得したことになります。

既にISOを取得している自治体、本県では平成12年3月に県工業技術センターとこの10月に取得した東根市がありますが、その例を見ますと、公共事業における環境負荷の軽減として、建築廃棄物のリサイクル率を高めるとか、電気、燃料、紙、水などの使用量の削減、ごみの削減など、環境負荷の軽減を図るための環境目標を定めているようでございます。

現在、本市におきましては、全職員から経費の節減、それから節約の提案をさせまして、電気、水、紙等の使用の徹底した節約、節減や再生紙の活用などを行っているところでありますので、これらをさらに徹底いたしまして、ISOの取得に結びつけてまいりたいと思っております。

また、本市の第4次振興計画では、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向けまして、市民の参加のもとに、御案内のように「花と緑・せせらぎで彩る寒河江市」をキャッチフレーズに、環境美化基本方針等を策定いたしまして、美しいまちづくりに努めてきているところでございます。

御案内のように、これまで花を通しての緑を育てたところのまちづくりに、いろいろな賞をいただいているところでございますが、議員のおっしゃるとおり、本市が市役所においても、みずから率先して、国際規格である環境マネジメントシステム、ISO 14001の認証取得の取り組みを行うことになれば、市民並びに民間企業の環境に対する意識の高揚や環境改善運動の普及等に対する考えが、これまで以上に一層高まるのではないかと考えております。

花と緑・せせらぎのまちづくりを進めている本市としましては、庁内でも国際規格である環境マネジメントシステムの構築を図り、環境を大切にする市のイメージアップに努めまして、名実ともに美しいまちづくりを進めるためにも、ISOの取得に取り組んでまいります。

以上です。



佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 ただいま市長からは私の意図するところを十分とらえていただきまして、どちらの問題についても前向きに取り組んでいただけるということを感じたところであります。

1問でも申し上げましたように、この合併問題というのは非常に重要な問題でありますだけに、いろいろなハードルがあるわけです。

したがって、そのうちやらなければならないという認識はほとんど共有しているわけでありましてけれども、市長も隣接の首長さん方といろいろ意見交換しながら、情報の収集に当たっておられるようでありましてけれども、やはり先ほど市長からもあったように、西村山地域の中核都市としての役割というものを十分とらえていただいて、だれかが旗を振らなければ、だれかが率先して進めていかないと、この問題というのはただただただ流されがちな問題でないかなというように思います。

10月6日に山形新聞等が主催して開かれた市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001イン山形というシンポジウムがありました。私もそれに参加してみたいんですが、やはり合併に対してのいろいろな異論もあるわけです。特に大きな課題としては、国の財政状況が思わしくないと。赤字を抱えながら、厳しい状況が続いている中で、それを地方に押しつけるのではないかとといったような問題が非常に大きな要因になるかというように思われます。

当然シンポジウムの中でも、そういった話題も出されたわけでありましてけれども、総務省の大臣官房審議官瀧野さんという方がそれに参加しておられまして、そういうことでは決してないんだということを強く訴えておられました。

ただ、現状を見ますと、先ほども申し上げましたように、合併を進めないと、交付税等の配分等においてもペナルティ的な考えもなきにしもあらずかなという懸念もされるわけです。確かに特例措置が切れる17年3月31日までに合併を進めるなどということは、本市の場合には当然時間的に無理なことでありまして、それは望むところではありません。

当然山形市等におきましても、何年かかけてきたものが、さきの新聞で報道されたように、ようやくここに来て、住民の意識が65%を超えたと。いよいよ合併に対しての準備が加速するのではないかとこのように言われておりますけれども、やはりかなりの時間をかけ、そしていろいろなハードルを乗り越えていかなければならない問題だと思えます。

先ほど市長からあったように、12月に西村山地域の一つの組織がつくられて、前向きにこれから進められるということでございますので、ぜひひとつこれをスタートの年として、これから積極的にいろいろな形で住民の意思を酌み取りながら、意識の高揚に努められるように強く御要望を申し上げたいと思えます。

それから、環境ISOの問題でありますけれども、今、市長からも、これについても積極的に進めているところであり、さらに今後強力に進めていきたいと、取り組んでいきたいという御答弁がございましたので、あえてくどくど申し上げる必要もないかと思えますけれども、このISOというのは、先ほども申し上げましたように、認証を受けるために準備をして、それにこじつけをして、いろいろと無理な計画を立てても、なかなか結びつかない、そういう面があると思うんです。

本市の場合は、先ほど市長からありましたように、庁舎内のいろいろな節約、あるいは節減という部分では、大変な効果をもたらしているわけでありまして、そしてまた環境づくり、いわゆる身近な環境づくりとして、いろいろ申されましたように、既に寒河江では実践している状況だと思えます。

したがって、あえてここで環境ISOを取得するために何をすべきかということではなくして、先ほども1問で申し上げたとおり、これまで実践してきたものを一つのシステムとして体系化していく。そうすることによって、この認証を受ければ、内部の審査だけではなくして、外部からの審査も入ってくるわけでありまして、こ

れまでに気づかなかった点なども指摘をされ、さらに発展するものではないかなというように考えるわけであり  
ます。

ちょっと残念な記事が最近あったんですけども、審査に関して、三重県が呼びかけて、愛知県と岐阜県、こ  
の3県で、三重県の北川知事が社長になって、第3セクターでもって審査機構をつくっていたわけです。もちろ  
ん民間の企業も23社ほど出資しているわけでありまして、その審査基準が非常にあいまいであったと。ず  
さんな内容であったということで、認証を6カ月間停止するという記事が載っておりました。

それは余り芳しくない話なんですけれども、第3セクターという一つの組織自体に問題があったのではないかな  
と。自治体が取得する審査に当たる者が県知事なり、そういう行政にかかわる者が会社をつくって、それで審  
査するというのは、やはりなあなあ主義になってくる。

3セクが一番悪い部分が出てきたのではないかなというように、いろいろ調べた結果そのようでありますけれ  
ども、やはり外部からの審査を受けるということが、さらに継続性を高めることにもなるわけでありまして、  
ぜひひとつ環境ISOの問題につきましても、より一層踏み込んで、積極的に取り組んでいただきますように私  
の方から強くこれも御要望を申し上げたいと思います。

もし御所見があれば伺いますけれども、私の方からはこれで終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 町村合併でございますけれども、やはりみずからの問題として、ほかから押しつけられたとかというような気持ちではなくて、主体的に本市が、あるいは周辺の自治体とのかかわりの中で取り組んでいかなければならないのだろうと、こう思っています。

いろいろおっしゃるように、あるいは言っている人もいますが、ペナルティーがどうのとか、あめとむちだとか、こういうような議論もなされておりますけれども、そういうことも、まずはそれはそれとして、自分たちの力をつけていく。そして、市民のサービスというものをどういうふう将来持っていけばいいのか。非常に交流が盛んになる、あるいは環境を大切にしなければならない。そして、また国際的な広がりを非常に持つていくところの自治体としての今後のあり方というものを、将来というものを見据えて、これは考えていかななくてはならないものだ。

目先のここ両1年だとかということではなくて、将来の自治体のあり方ということの中で、今回の市町村合併というものをとらえていく必要があるかなと、このように思っております。

それから、ISOでございますけれども、御案内のように、また強調されましたように、やはり自治体、行政というものが実際の取り組みをやっておりまして、やはりISOを取得したということになりますと、これもやはり響きが違うわけでございます。

そういうこともございますが、民間と十分な連携というものをとって、あるいは市民とのかかわりというものをより大切にしまして、ISOの取得というものも考えていこうと、あるいは取得に向けて頑張らなくてはならないなと、このように思っております。

おっしゃったように、寒河江市におきましては、ボランティア活動あるいはグラウンドワークと、非常に寒河江市を美しくしよう、あるいは環境に対するところの負荷というものを少なくしよう。それをみずからの手でやっていこうという気持ち、活動というものが非常に盛り上がっている寒河江市だと私は思っておりますので、名実ともに自治体行政も、あるいは市民挙げて、そういう取り組むものとしてのISOを考えていかななくてはならないと、このように思っています。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

---

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 石川忠義議員の質問

佐藤 清議長 通告番号5番について、4番石川忠義議員。

〔4番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 私は緑政会の一員として、また本市の芸術文化協議会会員として、通告番号5番、学校完全週5日制実施に向けた余暇活動について、教育委員長にお伺いいたします。

学校教育については、常日ごろ教育委員会の指導のもと、各小中学校での成果は素晴らしいものがあり、常日ごろ敬意を表しているところであります。

さて、来年度から始まる学校完全週5日制に伴い、「教育」ではなく「共育」ともに育てるということが本当に必要なようになってきました。目的は、子供たちの自由な時間をふやし、生きる力を育てるゆとりを保障。人間としてのあり方をじっくり考えさせ、主体的な判断力や行動力を育成することとあります。教師の一方的な指導から、子供の興味、関心を大切に、みずから学び、みずから考えて、生きる力を養う教育への転換と考えられます。

これまでも同僚議員から何回も学校教育、社会教育、地域の公民館活動等について、質問がなされてきました。今、教育に対する国民の考え方は多種多様であります。最近の学力論争は、ゆとり教育推進派対基礎学力擁護派の論争もあります。どちらの言い分もそれなりに理解できるわけではありますが、私はこの教育の変化に危惧する一人として、学習塾に走るのか、目的に沿った方向性を打ち出すのか、行政判断が大変重要なことと考えます。

まず、目的の意義が抽象的であり、どのような指導をして、また責任の所在も不鮮明であります。教育委員長の御所見をお伺いいたします。

次に、週休2日制について、地域の取り組みについてお伺いします。

これについては、別々に考えることは大変難しいことと思いますが、質問の性質上、社会教育活動と社会体育活動に分けて質問させていただきます。

まず、社会教育活動から質問させていただきますが、21世紀は心の時代と言われております。戦後の20世紀後半は、まさに経済最優先の時代を経てきました。結果としては、世界第2位の経済大国と言われるまでに発展をなし遂げ、物の豊かさを国民は満喫しているのですが、反面、失ったものも余りにも多いわけです。

その最たるものは環境破壊であります。エネルギーの大量消費によるCO<sub>2</sub>での地球温暖化現象であります。開発途上国、特に中国における大量消費は、酸性雨となって、特に日本海沿岸に多大なる影響を与えております。学識経験者が説くように、海面上昇等が起きましたら大変なことであります。人類は、特に先進国とされている各国の国民が、生活態度の大きな転換期に迫られているのではないのでしょうか。

その反省点から、心を大切にす方向への転換と思われませんが、我が政府も先日、遠山文部科学大臣が中教審に対し、教育基本法改正を諮問したと報じられております。その主な骨子として、一つ、時代や社会の変化への対応、二つ、創造性、独創性に富んだ人材の育成、三つ、伝統・文化の尊重など、国家・社会の資質の育成とあります。

特に三つ目の伝統・文化の尊重がようやくして取り上げられたことは、まことに刮目すべきことであります。我が国は明治維新の一流国を急ぐ余り、極端な西欧文化への偏重傾向、また第2次世界大戦後はアメリカ主義への傾倒の結果、特に戦後は伝統・文化軽視の時代が続いてまいりました。この点が戦後教育の大きな反省点であると指摘したいと思えます。

日本の伝統文化の特徴は、茶道、華道、書道、剣道、柔道と、すべて「道」を通した心の深まりを目標としたものでした。この大切な、民族として世界に誇るべき遺産を置き忘れたような姿は本来のものではないと思えます。人間として、心の純粋な義務教育の時代に、原体験として伝統文化に触れる機会を与えることができれば、

日本人としてアイデンティティーの確立が期待できるのではないだろうか。

そこで、本市には寒河江市芸術文化協議会、略称芸文協がございます。創設は御承知のとおり昭和44年でありまして、平成10年には30周年を迎え、立派な記念誌を発刊しております。それによりまして、創設者は初代会長、故井上助太郎氏であります。井上氏は、宮中歌会始の儀におきまして、お題「花」と「母」と2度詠進歌預選を得られた本市を代表する歌人であり、文化人であります。

敗戦を経験し、いろいろな苦しみの中から豊かさを求めて復興に努めてまいりました。人々の心にも安らぎとゆとりができ、芸術や文化に目が向くようになり、本市の芸術文化団体はお互いに横の連絡を密にし、地域の文化振興に邁進していこうと創設されたわけであります。

人生80有余年の今日、いろいろの趣味として、芸術文化を愛する人が多くなりました。各公民館での文化祭、市総合文化祭も年を重ねるごとに重みを増しております。

県の教育委員会の方針では、中学校の部活動は月曜から金曜までが基本としておりますが、県の中学校校長会では第2、第4日曜日に加え、家庭の日の第3日曜日の3日間を共通の休養日とし、月に4回は部活動をしない日を設定するそうであります。

これらの休養日の活用方法を生徒が主体的に考え、学校ではできない文化的、体育的活動、ボランティア活動など、幅広い経験をすることができるのではないかと期待感があります。

芸文協創設時、24団体でありましたが、現在50を超える芸術文化関係団体がありますが、すべて児童生徒のニーズに合うものばかりではありませんけれども、道德教育の原点と言われる日本文化に直接触れられるわけがございます。

「譲れぬものが文化」と言われますように、学校教育では習得できない多種多様な分野があります。本市には、このように伝統のある芸文協が健在しており、指導力も甚大なものがあります。

ぜひこの好機に芸文協の協力を得て、社会教育振興の一環として、また公民館活動として、活用すべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。また、現状での受け入れ態勢がどうなっているのか。また、本市独自の休養日は決定なされたのか、お伺いいたします。

次に、社会体育活動についてお伺いいたします。

いつの世も子供たちにとって休みは、この上ない喜びであり、ずっと休んでいたいのが心境だと思います。そうはいきませんから、大人のよき指導によって、大きな成果が得られるものです。遊びは、子供にとって心の栄養であり、成長過程においては欠くことのできないもの、それが遊びイコールスポーツであります。小学校低学年では遊びであっても、高学年になればスポーツとして取り組むようになります。この辺のからくりといいますが、いわゆる指導が難しい問題なのです。

休みは家に閉じこもり、ごろごろされ、テレビゲーム、漫画等にふける習慣が身につけば、目的に沿った方向には進みません。保護者たちを見ると、共働きの家庭が半分以上であり、子供たちの休み対策をどのようにすればよいのか、大きな不安を抱えております。子供の火遊びで火災になる危険性も潜んでおります。

このような不安を解消するには、子供たちを家から外に出す方法が肝心です。その受け皿が必要なのです。今、市民体育館ではいろいろのスポーツ活動が行われております。また、本市には地域ごとに各種スポーツクラブがあります。スポーツと地域づくりの面から、地域ぐるみの活動として、スポーツクラブの育成に力を入れなければなりません。子供たちはみんなで団結して、一つの目的をやり遂げ、いろいろのことを経験して、成長するものであります。

哲学者ニーチェの言葉に「子供は真剣に遊ぶ」というのがあります。大人の目で見ると、遊びは真剣さの欠如であり、ゆとりなのですが、子供にとっては、遊びこそ真剣さそのものであります。

私の子供のころは、春から秋まで、寒河江川と周辺の小川が一番の遊び場でありました。真っ黒になって川で遊び、泳ぎを覚え、魚取りをやり、けんかをして、仲直りをして、過ごしたものです。一日があっという間に過

ぎ、本当に真剣に友達と遊んだものです。

冬は長岡山、今のつつじ公園になっているところですが、スキー場であり、学校が終わってから、また休みの日はほとんどスキーとか、そりに乗り、また大寒に入ると、田んぼに水を引き、凍らせて、スケートもやりました。それも当時の子供たちの知恵でありました。

子供の遊びの真剣さこそ、人生の最高の境地であり、満足感の会得であります。また、子供の遊びの喪失は、真剣さの喪失に結びつくのではないのでしょうか。子供が子供として思い切り真剣に遊ぶという経験こそ大切なものですが、そういう遊び方を不可能にする環境を大人がつくり出しているのだと思います。

ややもすると、親は子供が勉強さえしていれば安心する傾向にあります。もっと子供の友人関係に気を配ってほしいものです。私たちは子供たちにグループ遊びの機会がより多くなるように心がけてやる必要があると思います。

そこで、私はまず行政で条件整備を整えてやるのが肝要と思われる。そこで、休耕田を利用して、ピオトープをつくり、昔の小川を再現、川魚や昆虫、植物を飼育、観察、採集できるような施設の整備。また、フィールドアスレチックやスポーツライミング等の施設を適所に設置して、子供たちが身近なところで遊ぶことができる施設の整備がこれから必要と思われる。また、冬においても子供たちが手軽に利用できるスキー場など、長岡山に造成するののも一つの対策と思います。

これらのことを実現するには、多大な予算を伴います。すぐにはできなくても、長期展望に立って御検討を願うものであります。また、週休2日制の実施で、特に小学校においてはグラウンド及び体育館の開放についてはどのようにお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

これらの指導監督をする指導員の確保は、国及び県、市町村の雇用創出関連助成制度の活用で検討してはいかがでしょうか。地域の受け皿がないからといって、教師の負担にはできないからであります。

東根市の教育委員会では、この制度に向け、子供たちに有意義な余暇活動を提供していく少年体験教室、夢わく教室事業をスタートして、親子で週末自然体験の場を提供しながら、地域の教育力を目指す目的でスタートしておりますが、今後、年末年始と来年3月まで数々のイベントを計画しております。そのほか、各自治体において、さまざまなスポーツと地域づくり、またプランニングをしております。

本市においてはどのような構想をお持ちなのか、お伺いいたします。また、週休2日制の対策として、総合型地域スポーツクラブ構想がありますが、どのような将来の展望をお持ちなのか、お伺いいたし、第1問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 お答えいたします。

御案内のように、来年4月から学校週5日制が完全実施されるとともに、新学習指導要領が適用されることにより、我が国の教育は大きな転換期を迎えようとしております。

学習内容の3割減による学力問題については、確かに教育内容の厳選により、共通に学ぶ知識の量は従来に比べ減ってまいりますが、ゆとりを持って基礎基本を習得し、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心、探究心を身につけることにより、生きる力としての学力を高めることができるものと考えます。

従来の学力は、知識の量や技能などを中心に考えられてまいりましたが、これからの先行き不透明な社会を生き抜くには、自分なりの見方、考え方、表現力や想像力を育て、みずから問題に気づき、解決できる力を育成することが重要であります。

各学校においては校長の指導のもと、教育課程の弾力化による時間的、空間的ゆとりと、間違いや試行錯誤が許されるような心理的ゆとりの中で、学ぶことの楽しさとよさが感じられるよう、授業の改善に努めてまいります。

授業は、長年培われた指導観や教育技術によって成り立っており、一朝一夕に転換できにくい面もありますが、各学校の研修意欲を喚起しながら、指導支援してまいります。そして、楽しく学びがいのある授業を具現化することにより、学習効果が一層上がるものと考えております。

さて、完全学校週5日制は、子供たちが週末を利用し、家庭や地域社会での生活体験や自然体験、社会体験、文化スポーツ活動など、有意義な活動や体験を行うことを保障し、望ましい人間形成を図ろうとするものであります。

従来教育をすべて学校で賄おうとしたことの限界と反省に立ち、学校教育も生涯学習の一過程として認識する状況にあります。学校とともに地域や家庭における教育も、主体的に応分の責任を自覚し、主体性を発揮することが期待されております。

次に、学校完全週5日制実施に伴う地域の取り組みと将来の展望についてですが、最初に社会教育活動面からの御質問にお答えいたします。

地域社会は、子供たちが日常の生活体験を通して、社会人としての資質や能力、ルールなどを身につけさせていく場であり、大切な機能を持っていると考えます。来年4月から週2日が休日になることにより、子供たちが地域の中でこの自由な時間をどのように過ごすかが問われ、異年齢間での遊びや自然体験、文化スポーツ活動、ボランティア活動などを主体的かつ自発的に選択することが大切になってまいります。

地域では、これらの遊びや体験活動を自分の意思で選択できるような活動の場の提供や環境の整備を図る必要があると考えます。また、子供たちの活動の受け皿として、情報の提供や活動のきっかけとなる働きかけは、社会教育の大きな役割と考えます。

そのため社会教育施設である公民館や郷土館、図書館、体育施設などを活動しやすく、気軽に使いやすい状況につくると、活動するときの適切なアドバイスや指導が、より効果的な過ごし方につながるのではないかと思います。

このような意味から、子供たちの興味と関心に沿った活動の中に芸術文化活動団体の協力が展開されることは大きな意義を持ってくるものと考えます。

先ごろ中央教育審議会に対し、教育基本法のあり方についての検討が諮問されたことは御案内のとおりであります。その中で伝統・文化の尊重などの視点から検討が諮問されました。茶道、華道、舞踊や民俗芸能などの日本の伝統文化を学習し、継承することは、子供たちの日本人としての資質形成に重要な役割を果たすものと思

ます。

本市の振興計画でも、伝統文化の継承と新しい文化の創造を掲げております。舞踊、音楽や書道、絵画などの芸術文化活動の団体である寒河江市芸術文化協議会が、それぞれの活動の中で子供たちに門戸を開いて、講習会や研修会の計画を行うよう働きかけていきたいと考えています。そのため公民館や図書館、体育施設が利用しやすくすることや指導者への支援なども大切な取り組みであると考えます。

専門的な知識と能力を持っている芸術文化団体の協力の受け入れの現状についての御質問ですが、民俗芸能の伝承については、田植え踊りや大黒舞などの保存伝承活動が各地区で行われているところです。

また、公民館事業としての少年少女郷土史講座やわんぱく探検隊、中学生キャンプ、たまてばこキッズサイクリングなどの事業に当たり、絵画や焼き物の指導、演奏や合唱の指導、またふるさと歴史講話などの講師、指導者として、講演や指導をお願いしてきたところであります。

今後も完全学校週5日制の実施にかかわらず、伝統・文化の伝承と創造を大切に、地域社会で子供からお年寄りまでの交流とコミュニティづくりのため、地域の方々の御協力をいただきたいと考えているところです。

また、部活動について、本市独自の休養日は決定されたかとの御質問ですが、寒河江市教育委員会としては、校長会等の方針や動向を踏まえ、保護者の意識も把握しながら、地域や家庭で過ごす時間を確保する方向で検討しております。

次に、社会体育活動についてお答え申し上げます。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、人間の身体的、精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化であります。市民の1人ひとりが生涯の各時期にわたり、いつでも、どこでも、身近にスポーツ活動が親しめる環境を整備することは、1人ひとりの健康保持と体力増進が図られるだけでなく、個人の生きがいはもとより、豊かで活力に満ちた社会の形成につながるものであります。

平成14年度からの学校週5日制実施等による自由時間の増大の対応としては、スポーツの機会を提供する公共及び民間と利用する児童生徒、それに市民や競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会の取り組みを展開して、一層の生涯スポーツ振興を図ることが社会体育の役割と考えます。

これまで生涯スポーツ推進のために、各地区におきましても、公民館や子供育成会、地区体育協会が連携し、地域住民総参加型の体育大会や種々のスポーツ大会を実施し、よりよいコミュニティづくりに取り組んでおりますし、市といたしましても、寒河江市体育協会や体育指導委員、各競技団体の協力を得ながら、各種大会を開催、地域スポーツ活性化事業として、スポーツ教室や大会の実施、ジュニアスポーツ指導者研修会の開催などを進めており、平成12年度のニュースポーツ出前教室では各地区8カ所で86人、スポーツ面白講座は5回で延べ65人の参加者があり、体育の日に開催しました第7回スポレク祭には7種目で520名の参加がありました。

また、小中学校スポーツ活性化事業としてのニュースポーツ等わくわく体験事業では、スポーツ指導員を派遣、市内七つの小学校で11回実施し、355人の実績となっております。さらに、夢わくわくスポーツふれあいタイム事業や中学校部活動支援事業にも取り組んでおります。なお、施設設備の充実に関しましても、生涯スポーツの普及、振興のため、ニュースポーツ備品の整備を計画的に行っており、今年度は計画的な体育施設整備のために基本調査も実施しております。

今後はこれらの体験や施設整備を通して、子供から大人まで、スポーツに親しむ環境づくりに結びつくことを願っております。

学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点とし、地域住民のだれもが参加できる総合型地域スポーツクラブの育成、高度化・多様化するスポーツ活動へのニーズに対応できるスポーツ指導者の育成、スポーツを楽しむ習慣を少年のころに身につけ、スポーツの活性化を図るスポーツ少年団の強化、それに体育協会、地区体育協会、体育指導委員会、学校、スポ少関係団体等と連携した各種スポーツ講習会、教室等の充実を図り、生涯スポーツ社会をつくっていくことが、完全学校週5日制における子供のスポーツ活動の条件整備にもつながり、さらに地域の



活性化にも寄与するものと考えております。

また、体育振興公社においても、自主事業で高齢者から子供まで幅広い教室を開催するなど、ニーズに合わせた取り組みを実施してまいります。

なお、指導者の確保については、現在のスポーツ指導者登録事業とともに、スポーツボランティア制度を考えており、体育指導委員の役割もあることから、雇用創出関連制度の活用は現在のところ考えておりません。

次に、行政の条件整備として、休耕田を利用したピオトープをつくり、昔の小川を再現、川魚や昆虫、植物を飼育、観察、採集できるような施設整備の提言についてですが、現在、幸生地区で整備されております「水辺の楽校」では、溪流を自然体験や学習の場として活用できるものでありますし、グラウンドワーク活動により完成した慈恩寺地区の「ホタルの里」など、本市には自然を学べる環境がたくさんあるわけですから、これらを生かしながら、体験学習に取り組むのも一つの方法ではないかと考えているところです。

また、フィールドアスレチックやスポーツクライミング等の施設整備についてであります。フィールドアスレチックについては、当面谷沢のいこいの森等の既存施設を活用していただきたいと思ひますし、スポーツクライミングについては、技術を伴うものであり、専門の指導者の配置が必要と思われまますので、施設の整備を含め、山岳連盟の方の助言を得ながら、連携を進めていく必要があり、今後検討していきたいと思っております。

冬において、子供たちが手軽に利用できるスキー場などを長岡山に造成することにお答えします。スキー場については、たびたび要望が出されております。平成6年度市制施行40周年記念事業の一環として、つつじ公園の拡張により、長岡山のスキー場がやむなく廃止せざるを得ない結果となったわけですが、スキークラブの方々の要望もあり、長岡山の公園に適地を検討したわけですが、地権者との協力が得られず、断念した経過がございます。

その後、スキークラブの役員と担当課がそれ以外の場所について調査を行い、検討を重ねてまいりました。スキー場の立地条件等を考えた場合、まず気象条件としての雪の質、積雪量、スキー可能な期間の問題、地形条件として、滑走距離、斜度、滑走方位、交通の利便性、駐車場の確保、関連施設確保の諸問題、オフシーズンの土地の利活用、そして自然保護の問題等、整備するにはクリアしなければならない問題がたくさんあり、今後とも十分慎重に調査研究を進めていかなければならないと考えているところです。今後とも市内一円を対象に継続して検討していきたいと思ひます。

次に、小学校グラウンド及び体育館の開放についてであります。本市の各学校において、学校教育上、支障がないと認められる場合には、スポーツ少年団や社会教育団体に対して、学校の施設設備を積極的に開放しているところです。

現状を申し上げますと、グラウンドについては、野球等のスポーツ少年団のある地域では、利用できる季節のほとんど毎日使用されているようです。体育館については、年間を通してスポーツ少年団体と一般の団体が週1回から2ないし3回と定期的に使用しており、こちらもあいている日が少ない状況にあります。

使用する団体としては、スポーツ少年団や一般の方が加入している社会教育団体等がほとんどであります。活動が活発な地区においては、年間の開放回数が500回を超える学校も出てきているようです。

完全学校週5日制が実施される来年以降については、各地区の実情に合わせて、これまで定期的に学校を使用いただいているスポーツ少年団、社会教育団体や地域の各種団体との年間利用に関する話し合いを踏まえて、地域の方々の協力を得ながら、より一層積極的に開放していきたいと考えております。

さらに公民館活動や社会教育団体等、地域の各種団体が実施する子供を対象としたさまざまな事業を支援するため、グラウンド、体育館はもちろんのこと、その他学校施設設備についても、積極的に開放していく考えであります。

最後に、総合型地域スポーツクラブについてお答え申し上げます。

平成12年9月に国は初めてスポーツ振興基本計画を取りまとめました。国としては、2010年までに全国の市区町村に少なくとも一つの総合型地域スポーツクラブを中学校区程度を単位として育成するもので、完全学校週5

日制時代における地域の子供のスポーツ活動の受け皿の整備にもつながるものと考えております。

総合型とは、三つの面での総合性を考えます。一つは種目の多様性、二つは世代や年齢の多様性、一つは技術レベルの多様性です。総合型スポーツクラブは、このような多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民、個々の人々のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブを目標としており、地域住民が主人公であり、自分たちで主体的に運営する形態であります。

このような国の基本計画を受け、県では平成14年3月までに山形県スポーツ振興基本計画を策定、示すこととしており、本市といたしましても、県の計画を受けて、平成14年度にスポーツ振興審議会を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成を計画の中に位置づけたスポーツ振興基本計画を策定してまいる所存であります。

以上です。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 御丁寧なる答弁、まことにありがとうございます。

私も教育問題というものは初めての質問でございまして、自分でもどういう内容で聞いたらいいのか、ちょっと戸惑っているわけですが、よろしくお聞かせしたいと思います。

ただいまの答弁をお聞きしておりますと、地域と家庭における責任というものがいかに大きいものであるか、今、痛感させられました。ただ、現時点でそのような認識が地域と家庭でどのぐらい認識なされているのか。

いろいろ聞いてみますと、さっきも第1問で申し上げたとおり、家庭においては困ったものだというような風潮が大きいというふうに思われるわけですが、今、教育委員会はどのような方法で、地域、家庭での休み対策について啓蒙と申しますか、それについての方策をやっているのか、まずお伺いしたいと思います。

おかげさまで西根地区の方でも、おくれればせながら、今、学童保育を町会長連合会を中心にやっているわけですが、当然学校完全5日制ですか、これになったときの学童保育という問題も重要なことになると思いますが、今、小泉内閣の構想の中でも、今後学童保育を広めていかななくてはならないのではないかというような構想もあるようでございます。

そんなことで、これから寒河江市におきましても学童保育の設置が、今ない学校、区におきましても惹起されることと思いますが、その辺の考え方について御所見をお伺いしたいと思います。

また、来年4月からこの制度はスタートするわけですが、さっき申し上げましたとおり、なかなか親御さんが休み対策については余り考えていないというのが実情と申しますが、それを解消するには、先ほど第1問で申しましたとおり、学習塾へ通うとか、スポーツ塾に通うとか、そういうことになるのではないかと私は懸念しているわけです。

それもまるっきり悪いというわけではないですが、ただどこに行くところもないから、塾に通わせるというようなことになれば、せつかくゆとり教育、生きる力と申しますが、そういうことを大前提にした学校完全週5日制が、おかしい方向に行ってしまうのではないかとこのように思われるわけです。今でもそういうことを見通して、塾に通っている子供がふえているというふうなこともございます。

いろいろなことを今から走りながら、試行錯誤しながら、この制度は進むと思うわけですが、目的が軌道に乗るのはいつごろなのか。教育委員会の方であるとすれば、お伺いしたいと思います。

また、社会教育活動については、現在も保存伝承活動とか、また公民館事業を通して、多くの催しをやっているということをお聞きしました。芸文協の中でも、吟友会とか、舞踊の一部を児童生徒に教えているということで、一定の成果をおさめているわけですが、今後、芸文協との協議の中で子供たちにも門戸を開く要請を働きかけたいという御答弁があったわけですが、大いに期待したいものだと思います。

昔、私も技術屋として企業に入ったわけですが、先輩から「技術は盗んで覚えろ」ということで、なかなか教えてもらえなかったという時期がございました。今は率先して、手取り足取り、いろいろ教えてくれるわけですが、芸文協の中でも今いろいろ活動しているわけですが、余り講師料とか、そういうものは取らないで教えている団体がたくさんございます。

ただ、そういういろいろなサークルの中で、東京とか、そういう本当の偉い人を呼んで、いろいろ伝授を受けるときがございしますが、非常に高い講師料を払って、皆さんやっているわけです。幸いにして、芸文協の方から補助金という形で出ているわけですが、そういう補助金の拡大ということもいろいろあると思えますけれども、子供たちのためには喜んで芸文協のサークルでは協力できるというふうに思います。

社会体育活動についてでございますが、私が提案していますピオトープ構想とか、スキー場の造成でございますけれども、やはりスポーツとしてやるというものは非常に大切だと思いますけれども、小さいころから遊びに対して真剣に取り組む。テレビゲームでも何でも真剣に取り組むわけですが、自然と向かい合って、友達

と小さいときから真剣に遊ぶということが、どうも今の時世にないのではないか。

やはり親も忙しいということがありまして、家に閉じ込めておくということもあると思いますけれども、何だかそのニュアンスが答弁と私の意見に食い違いがあるのではないか。

やはり遊びを通して、いろいろなことを覚える。先ほどの答弁の中で幸生地区にあるとか、慈恩寺にあるとか、学習で行くならわかりますけれども、常日ごろ身近で遊ぶということで考えれば、またいこいの森に行って、フィールドアスレチックを子供たちで行くのも、近い人はいいんですけども、遠い人は毎日行けないと、そういうことなんです。

私はそういう真剣に遊べる、常日ごろ遊べるところが今少ないのではないかと。公園はあっても、大して遊ぶところがない。だから、子供が夢中になれないというような考え方です。

時間も過ぎましたけれども、第2問はこのくらいにしまして、第3問に回したいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時04分

---

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川議員に申し上げます。

第2問の質問の中で通告にない質問がありましたので、御注意申し上げます。

教育長。

保科弘治教育長 第2問、何点かございましたが、私から答弁させていただきます。

まず、第1に、5日制の趣旨、目的等について、その啓蒙がもっと徹底するよという質問だったと思いますが、これは5日制についての考え方、やはり教師も子供も、あるいは親も家庭も地域も、その意識を変えていくということが非常に大事だということで、学校では平成4年から新しい教育課程に向けて、さまざまな場面で啓蒙をやってきているところでございます。

また、教育委員会としましては、教育を語る市民の集いというものを組織しまして、ことしで第5回目を終わったところでございます。そういった場における啓蒙等もやってきております。それから、なお行政の取り組みということをいろいろな手段を使って、これからも啓蒙に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、2番目ですが、学習塾通いが多くなってくのではないかというふうな御質問であったわけですが、これも5日制の趣旨からすれば、子供たちがみずから考えて、みずから学び、主体的に学習するような、そういう習慣を身につけていくというのが総合学習なんかのねらいでもありますし、子供たちがそういうふうな姿で育っていくことが望まれるわけですが、なかなか現実としてはそううまくいかないという心配もあるわけです。

学習塾、それからいろいろな習い事、あるいはスポーツ関係の会に出るなどということも、子供たちの、あるいは親の選択肢の一つではあるというふうに考えております。一概に5日制になって、学習塾に殺到するというふうなことにはならないのではないかとこのように考えております。

3番目、寒河江市の芸文協についての御協力、本当にありがたく思っております。御指摘のように、芸術文化協議会には54団体、2,400名の方々が加盟して、活動なされております。そのような専門的な知識や労力を地域とか、あるいは公民館活動の中で子供たちにも門戸を開いていただいて、ボランティア的に御指導いただいている。そして、それを広げていってくださるということは大変ありがたいというふうに思っております。

芸文協の方々とも協議しながら、場面と機会をとらえて、講習会や研修会の計画を企画していただけるように働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、4番目、遊び場の件ですが、議員から指摘がありましたように、子供は真剣に遊ぶとか、あるいは子供は遊びの天才であるなどというようなことがよく言われるわけですが、余りにも大人が遊び場をつくって「さあ、どうぞ」というような形では、やはり子供には魅力がないと。みずからが知恵を絞ってやる場所に遊びのおもしろさがあるというふうに基本的には私は考えております。

だから、何もしないでいいという意味ではありませんけれども、とにかく今の子供たちの状況を見ていると、やはり外に出て、あるいは集団で遊ぶということが非常に少なくなっているという問題点が指摘されているわけです。

そういうようなことをやはり少しでもいい方向に結びつけていくためにも、地域の実情を生かした中で遊べるような環境づくりというものを考えていきたい。それには学校の施設とかも大いに活用していただきながらやっていくようにしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 答弁をもらったんですけれども、第3問に入らせてもらいます。

今、教育長の答弁はわからないわけでもないんですけれども、学校5日制の趣旨、それから考えますと、今の子供の遊び場は自分たちが見つけてやるという、非常に崇高な考えだと思います。そんなことを言っていたら、子供は何もできないと。やはり都会と寒河江市というのはおのずと違います。やる職業も、これから農家をやる方もおりますし、地場産業に向かって求職するという方が非常に多いと思います。

私も企業マンとして35年間いろいろな人事関係も携わってきました。やはり人を採用するときは、その会社で違うと思いますけれども、頭のいい人はたくさんいますけれども、余り頭のいい人は企業では要らないんです。やはりまじめで元気でリーダーシップのとれる人、それを中心に採用すると。そういうふうな経験がございます。

何回も申しますけれども、子供時分に一生懸命遊べない子供は、何か原因があるのではないかと。原因を世の中がつくっているのではないかと。私はそういうふうに思えるわけです。

せっかくの週休2日制になって、学校から開放されて、殊に小学校低学年、また保育園、幼稚園の子供たちが地域のそういう仲間と一緒に時のたつのも忘れるくらいの遊び場所、それが基本にないと、学校に行っても集中力がないとか、人と交われないとか、いろいろな現象が起きていますけれども、今までそういうものが欠けていたために、そういう現象が起きる一つの遠因もあったのではないかとというふうに思われるわけです。

ですから、第2問でも申し上げましたけれども、あそこがあるからあそこに遊びに行っていこうとか、そういうことは総合学習の中で学校で連れていく、そういうときは非常にいいわけですが、毎日毎日遊ぶそのものは、休みになっても、今、親たちがリストラ、リストラということで、土曜日を休めるという会社は、いわゆる労働協約が後退しまして、今まであった休みが減ったという会社が多いと聞いております。公務員の方は土日休みで、そういう相手ができましようけれども、普通民間の企業に行っている親御さんはそんなことはできない。

そういうことを考えますと、すぐとはいきませんでしょうけれども、地域で遊べる子供の遊び場、それを何とかつくっていただきたい。それを要望したいと思います。

また、この前の新聞に載っていたんですが、県教育文化フォーラムという組織団体があるそうですけれども、いろいろ先生方で退職なさった方がボランティア活動として活躍されているそうでございますけれども、寒河江市においても、完全学校5日制に向けて、どのような活動を計画しているのか。これもちょっと通告にないので、もし差しさわりがあれば答弁は要りませんが、お聞きしたいと思います。

以上で第3問を終わります。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 県の教育文化フォーラム、これは寒河江西村山の教職経験で定年退職なされた方々が組織をつくりまして、学校とか社会教育関係のいろいろなことに自分たちでできる手助けをしたいという大変ありがたい申し出があります。そういう方々の御協力なんかも具体的に仰いでいることもありますので、これからはお一層連携しながら、お願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

## 安孫子市美夫議員の質問

佐藤 清議長 通告番号6番、7番、8番について、6番安孫子市美夫議員。

〔6番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 私は具体的な提言を申し上げ、要望を含め、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、本市は、花と緑・せせらぎを彩る美しいまちづくり、さらには寒河江の自然の風景や景観を生かし、美しく品格を備えた住みやすいまちづくりを大きい目標としています。グラウンドワーク手法で、市民、企業、行政が一体となったまちづくりが高く評価され、昨年は花のまちづくりコンクールにおいて農林水産大臣賞、こしは内閣総理大臣賞を、また今回は中国で開催された国際大会で銀賞を受賞しています。大変喜ばしく思っているところであります。

我々議員も管外行政視察や遠出の旅など、花とさくらんぼにこだわったまちづくりをあいさつがわりに紹介をして誇りに思い、PRに努めているところであります。

来年は全国都市緑化フェア、15年には芸術文化祭が開催されることから、本市を訪れる客がかなりの人数になるのではないかと考えられます。地域巡回観光や農業体験観光などを通して楽しんでいただき、美しい自然、景観を大切にしたい美しい街であることを思い出に残していただきたいと思っているところであります。

先般、議員協議会で市のごみ処理基本計画の詳細な説明を受け、廃棄物対策、リサイクル対策、ダイオキシン問題など、これらの基本施策を総合的、計画的に推進していく方法などを明らかにしていただきました。

市は広域行政の中でいち早く新しい焼却施設を設置し、ごみの分別収集を初め、有料化を実施しています。家電廃棄物のリサイクル収集方法を市民に示しながら、不法投棄対策や環境美化を呼びかけ、意識高揚に努めています。心から敬意を申し上げます。

平成10年から始まった分別収集も、市民の理解の高まりと協力で着実に進展しています。しかし、朝早くジョギングや散歩を兼ねて歩いてみたり、ドライブなどをすると、認識不足の方のせいで、ジュースの空き缶や空瓶、ビニール袋、たばこの空箱などのばい捨てが見られ、路上に散乱している場に出会います。私一人ばかりでないと思いますが、いかがでしょうか。

また、野原や山道、人通りの少ない裏道などに不法投棄され、ひどいものになりますと、道路のわきに植えられた花の周囲にまで投げ捨てられ、せっかくの景観を台なしにしています。やはり繰り返し繰り返しの粘り強い広報啓発、環境教育に努め、市民1人ひとりのモラル、意識向上を促す以外の道はないと思っています。

しかし、夜間や人がいないときを見計らって、車から投げ捨てられたり、ばい捨てされるのでは、何の手だても役に立たないという嘆き、あきらめの声も聞かれます。

ごみを捨てない市民運動を定着、促進させるためにも、もっと罰則を強化しないとだめだという声が聞かれます。ばい捨て・不法投棄監視員などを設け、罰則や取り締まり、監視を強化してはどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

また、各家庭では、遠方のお客様を迎えるのに当たり、家の周りをきれいに整理整頓するのがならわしで普通ですが、市としても、今までにない一大事業、緑化フェアを来年に控え、衛生組合や学校、町内会、各種団体を通して、総合的な体系づくりを今以上に考え、ごみゼロ市民運動を大々的に展開すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、除雪対策についてお伺いしたいと思います。

今年度も降雪期を迎え、カメムシが多いと雪が多いとか、カマキリが巣をつくる形態を云々して、降雪量の予想が話題になっています。思い起こせば、昨年は何年ぶりかの大雪に見舞われ、生活の確保を図るべく、当局では補正を組みながら、日夜奮闘していただきましたことに心から感謝と敬意を申し上げます。

ことしも昨年のように連日の大雪では困ったなと心配をする市民も少なくありません。雪国では雪との戦いで



あったことは、今申すべきことではありませんが、私たちが子供のころ、道路確保をするために、雪かきや雪踏みなどをしながら、春には道路の雪割りなど、地域の総出の作業で実施したことを思い出します。今は社会の変化や車社会の進展により、家庭と社会をつなぐ道路の重要度がより一層増し、切っても切れないものとなっています。

大型除雪機械の導入から、除雪は行政が担当して、任務を果たすことが当然という社会情勢になりました。寒河江市内は面積的にも広いというほどでもありませんが、ところによっては積雪量がかなり違う地域もあれば、道路が東西に走っていて、家並みが連なったり、日が差さないところ、風雪のたまり場となる場所など、さまざまであります。そのため個々の家庭においては、業者に依頼をしたり、みずから捨て場を探し、排出に努力しています。

昨年のような大雪になりますと、道路の沿道は山積みとなり、道幅は一方通行で車両交換不可能となり、雪捨て場がないため、除雪車も機能を発揮することができず、路面をなでて歩くような状況になります。また、各家庭の入り口が雪捨て場となり、その雪をまた路上に出すという悪循環の繰り返しとなってしまいます。

通勤、通学、買い物など、社会経済活動にも事を欠き、市民の不満は蔓延し、隣近所の雪による争いに発展しかねません。火災や救急、緊急時の危機的な場面に対処できないようでは困るとの話題が持ち切りとなり、心配されています。

そこで、昨年の中央商店街の自主的な除雪、排雪事業などを範例に倣い、雪捨て場などをみんなで考え、地域区、町内会などを中心に、業者などのダンプを市からあっせんしていただき、また市の除雪車、ブルなどの協力を得て、グラウンドワーク手法による除雪計画をしてはどうかという話が出てきています。

ともすると、閉鎖的な暗くなりやすい冬期間の生活環境を、道路を広く確保することにより、安心して明るく暮らす冬場の地域生活環境づくりが大切であり、それが広く自主的に地域がまとまれば、大変喜ばしく歓迎すべきだと私は思っていますが、市長の御見解を賜りたいと思っていますところでもあります。

次に、保育所の延長保育についてお伺いいたします。

少子化や夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の変化、取り巻く環境が大きく変わってきています。共働き家庭などを支え、子供たちの成長を助ける保育所は、社会福祉施設として位置づけられていますが、近年は女性の社会進出、核家族化、少子化などで、保育に対するニーズも複雑多様化し、要望は多岐にわたり、柔軟な対応が求められてきていると考えられます。

民間参入などもあり、一時保育、障害児保育、休日保育など、保育サービスも年々拡充して、地域要望に応じた保育所も多くなってきました。

市としても、積極的な支援体制をとり、産みやすい、育てやすい環境づくりを推進しており、早速、なか保育所、みなみ保育所が6時30分から7時30分までの延長保育を実施しています。また、小中学生による童話の読み聞かせのボランティア保育など、特色あるユニークな保育運営に努めていることに大変喜ばしく思っているわけでもあります。

市保育所では、なか保育所とみなみ保育所の2保育所が延長保育を実施していますが、両保育所以外の保育所でも、延長保育を希望している方も多いようで、女性の社会進出や母親の職場勤務などを考えますと、要望が出るのも自然の成り行きではないかと思っております。

そこで、市内の全部の保育所で何とか延長保育をしていただきたいと考えるのですが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお伺いいたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、不法投棄関係の質問に答弁いたします。

本市は、市民、企業、団体、行政がそれぞれの役割というものを認識しながら、一丸となって、「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」、美しく品格を備えた住みよいまちづくりを推進しております。御案内のとおりでございます。

ごみのばい捨てや廃棄物の不法投棄は、美観を損ねるだけでなく、人や自然環境に対して悪影響を及ぼすことから、これまでも折に触れ、不法投棄防止の啓発に努めてまいりました。また、随時パトロールし、不法投棄場所の監視活動や原状回復に努めてまいりました。

しかしながら、おっしゃるように、河川敷や山間部などの目につきにくい場所に不法投棄が散見され、この解消に向け努力しているところでございます。

さらに、広域的にこれらの問題に対応するため、県の村山総合支庁の環境課では、廃棄物不適性処理対策として、廃棄物適性処理監視員2名体制によりまして、常時パトロールを実施しておりまして、廃棄物の不法投棄や野焼きなどの監視及び指導を行っております。その際、市職員も同行しまして、対応しているところでございます。

また、総合支庁とその管内の市町、県の産業廃棄物協会、それから市町の各衛生組合連合会などで構成するところの村山地区不法投棄防止対策協議会を組織しておりまして、そこでも対策を講じているわけでございます。

この協議会の主な活動といたしましては、不法投棄防止の啓発、それから不法投棄の監視、地区住民が行う不法投棄廃棄物の撤去や原状回復への支援などを実施しているわけでございます。

本市におきましては、この協議会と協力しながら、不法投棄場所をなくすべく、地域住民の参加協力のもと、不法投棄廃棄物の撤去や原状回復を毎年実施しているところでございます。また、市報等によりまして、不法投棄防止の啓発を行い、モラルの向上を図っているところでございます。

そのほかにも、町会長や廃棄物減量等推進員、それから衛生組合長のそれぞれの会議におきまして、不法投棄防止について話を申し上げ、地域での監視活動や啓発活動の展開をお願いしているところでございます。

それから、できるだけ早く不法投棄等に関する情報を得まして、早目の対策を講ずることができるよう、先月11月22日に市内の郵便局、それからタクシー会社、新聞専売所の協力を得まして、不法投棄等の情報提供に関する覚書を取り交わしたところでございます。7者と取り交わしたわけでございます。御案内かと思えます。

覚書の内容は、心ない不法投棄をなくして、自然の景観を守り、生活環境を保全するために、不法投棄を行っている者や車両等の情報、不法投棄の場所などの情報、さらに道路の損壊場所や水道の漏水場所等の情報等も提供していただけるものとなっているわけでございます。

この覚書締結のメリットとしましては、24時間、いわゆる朝の新聞配達、それから昼の郵便配達、早朝・夜間等のタクシー営業走行、こういうことを通しまして、市内全域のチェックと迅速な情報が得られるものと考えているわけです。

これらの情報を迅速に提供していただくことによりまして、これまで以上に迅速かつ適切な対応が可能となりまして、より一層生活環境の保全と道路交通の安全保持が図れるものと考えているわけでございます。さらに、不法投棄を行っている者や車両等を発見した場合などには、警察にも連絡が行くようになっており、効果的な取り締まりが行われるものと思っております。

不法投棄に関する罰則につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されております。取り締まりについては、今申し上げました対策の充実を図ってまいりながら対応したいと考えております。

これからも不法投棄防止に鋭意努めてまいりますが、これまで以上に不法投棄が拡大するような状況になった

場合には、不法投棄監視員等の設置についても、検討していかなければならないと考えているところでございます。

それから、ごみゼロ運動というような展開という御提案も含めた御質問がございましたが、お答えします。

市におきましては、美しい自然と住みよい生活環境保全の一環といたしまして、毎年7月の河川愛護月間中に、沿線地区住民の協力を得ながら、市内主要河川及び中小河川の斉清掃を実施しております。毎年9月には、幹線道路、生活道路及び公園等を中心に市内全域にわたりまして、一斉に清掃活動、いわゆる市民一斉クリーン作戦を実施しております。

近年、自然環境や生活環境に対する市民意識が高まってきておりまして、各町内会や衛生組合、小中学校や子供会、各種団体、企業、会社などが美しい自然景観の保全や地域の環境保持のために、身近な場所や公共的施設などでの独自のクリーン作戦や地域清掃などのボランティア活動が自主的、そして積極的に行われてきているところでございまして、大変喜ばしく感謝しているところでございます。

このように市が実施する事業のほかに、市民、企業、団体が一丸となって環境を保全する活動が行われてきております。これらの活動をこれからも支援、助長するとともに、連携しながら、美しいまちづくりをより一層推進していかなければならないと考えているところでございます。

ごみのほい捨てや不法投棄防止につきましては、1人ひとりの意識が基本であると思いますので、市報等によりまして、啓発運動というものをこれまで以上に展開いたしまして、自分の手からごみを捨てないなど、一層のモラルの向上を図ってまいりたいと考えております。

御指摘の来年度の緑化フェアに向けた環境美化でございしますが、毎年実施しているクリーン作戦とは別に、緑化フェアの開催前にもクリーン作戦を実施する計画を進めているところでございます。さらに、町内会、衛生組合などとの連携というものを図りながら、ごみのない、きれいな美しいまちづくりを展開するとともに、学校及びボランティア団体等による独自の清掃活動の輪をさらに広げていきたいと考えております。

これらの運動につきましては、緑化フェアが終わってからも継続的に事業展開を図ってまいりたいと、このように思っております。これからも市民の環境、景観に対する意識高揚をより一層図りながら、市民、企業、行政が一体となりまして、自然環境を守り、美しい気品のあるまちづくりを進めていきたいと思っております。

次に、豪雪時の雪の対策でございまして、御案内のように、ことしの冬は1月の初めから降り始めた雪が2週間程度降り続きまして、最近にない豪雪となったわけでございまして、早朝除雪はもちろんでございますが、日中も除雪車を出勤させるなど、除雪体制につきましては、万全を期して除雪をしまいったところでございます。

ちょっと申し上げますと、昨年度の全体的な除雪の実施状況は、市道延長 297キロメートルのうち88%に当たる 261キロメートルを、市有車が9台、委託業者48台、合計57台で除雪を実施したところでございまして、また市全体の斉除雪が13回ありました。幸生地区は44回、田代地区は34回の出勤となりました。さらに、私道につきましても要望が多く、178路線を対象として除雪を実施して、市民生活の足の確保に努めてまいったところでございます。

御質問は、豪雪時の除雪によりまして、道路の沿道が山積みとなり、幅員も狭くなって、歩行者や車両運行に支障を来し、緊急時の対処ができなくなると困るので、町内会などを中心といたしました排雪方法というものを考えてはいかがというような御質問でございます。

本市では、除雪により幅員が狭くなっている路線につきましては、タイヤショベルやロータリー車などを組み合わせながら、幅出し除雪で対応しておりますが、それをするにしましても、できるだけ近いところに雪置き場があることが何よりも効果的でございます。雪置き場の確保には、地域の積極的な協力体制が必要不可欠かと存じます。

しかしながら、積雪量がさらに多くなり、雪置き場もいっぱいの状況になりますと、運搬車など、重機械を使っている排雪をしなければならなくなるわけでございます。

排雪となりますと、歩行者通路などを確保するための特例的な排雪を除いて、地区、町内会等で排雪をする場合は、ブロック塀の塀際のかき出しなど、住民の協力も必要となりますが、往々にして、宅地の雪も含まれることも多いわけですので、これまでも雪のかき出しや積み込み、搬出、運搬などにおいて、住民、市、町内会等の作業の分担、負担の話し合いをして、対応していただいているところでございます。

今後におきましても、まずはロータリー車を配しながらの幅出し、いわゆる道路幅員の確保を努めてまいりませうけれども、排雪につきましては、これまでと同様の考えでお願いしたいと思っております。

次に、保育所の時間延長についての御質問に答弁いたします。

国では、平成6年に策定しましたエンゼルプランをより具体的に推進するため、平成11年12月に少子化対策基本方針、新エンゼルプランというものを新たに策定しまして、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを推進していることとしております。

本市においても、他市に先駆けて、平成10年3月に寒河江子どもプランというものを策定いたしまして、地域の実態や保護者の保育需要を的確にとらえ、地域社会全体で子供を安心して産み育てられるような環境を整えてまいることが肝要であると考えまして、子育て支援施策の充実に努めているところでございます。

御案内かと思えますけれども、本年は、家庭において一時的に保育のできないときの子育て支援の仕組みを築いてまいりするために、実施施設を特定せず、すべての市立保育所において一時保育を実施したのを初め、NPO法人、まごころサービスさくらんぼの幼児一時預かり事業の支援、ファミリーサポートセンターによる子育て支援事業への取り組みなどを新たに実施しました。

既に寒河江学園に委託して実施している夜間やショートステイ子育て支援事業、それから私立幼稚園などの民間施設の取り組みを含めると、一時保育を必要とする家庭の状況に応じた選択的な利用が可能な一時保育体系が確立できたものと考えております。

寒河江市立保育所の延長保育につきましては、現在、午前7時30分から始業時までの1時間、さらに午後5時から6時半までの1時間半、御案内のように、なか保育所とみなみ保育所の2施設で実施しております。

それぞれの利用状況は、なか保育所が朝8時前の利用者が59名、8時から8時半までの時間帯では97名、また夕方は5時半までが82名、6時まででは58名、6時半までが28名となっております。

みなみ保育所の状況でございますが、延長保育利用者は、朝8時前が36名、8時から8時半までの時間帯が39名、夕方は5時半までが59名、6時まででは39名、6時半までが19名となっております。

最も利用の多い時間帯、ピーク時の利用率は、なか保育所が8割弱、みなみ保育所が65%程度となっております。

現在の市立保育所への入所状況を見ますと、延長保育を実施している保育所への入所児童数が多くなっている傾向もありますし、また平成14年度の入所希望の状況から見ましても、これらの状況が顕著になってきております。

保育所への入所は、平成10年4月1日より、児童福祉法の改正によりまして、利用者が保育サービス等の内容を踏まえ、利用施設を選択できる保育の措置から保育の実施へと利用者本位の制度に大きく改善されてきており、延長保育サービスの実施が保育所選択の一つにもなっているのかなと思っております。

寒河江子どもプランは、平成17年度を目標年度とするものであり、ことしがその中間年に当たることから、寒河江子どもプランの総点検を実施いたしているところでございます。延長保育実施施設の拡大というものを早急に実施すべきものと考え、現在、延長保育体制等の具体的な実施方法を詰めている段階でございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 安孫子議員。

安孫子市美夫議員 前向きな詳細な答弁をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。力強く思っているところでございます。

ごみ対策についても、いろいろ市、県初め、各方面でさまざまな施策を講じているわけですが、やはり先ほど申し上げましたように、けさほどなんかに路上にかなりばい捨てされているというふうな姿なんかを見ますと、本当に残念だなというふうな感じを持つわけであります。

そんな中で町内会長さんを初め、あるいは衛生組合さん、減量対策推進員さんなども頑張っていらっしゃるようでございますけれども、やはりこれは一つ市民運動として、交通安全運動と同じように、地域がみんなしてごみをなくすような形態をとっていくのが最も大切でないのかというふうに思っているわけでございます。市当局のこれからのますますの指導、助言をよろしくお願いしたいものだというふうに思っている次第でございます。

除雪に対しても、さまざま市では本当に去年のような大雪に対しては最善の努力をされていまして市長から話をいただきまして、本当に私たちも生活には助かっているわけでございますけれども、当局にはやはり地域の皆さんからさまざまな要望や苦情が来ているのではないかと、こういうふうに思うわけです。

私たち議員にもさまざま要望が来まして、朝の出勤時前まで除雪を終わっていただけないかなんていうふうなことも来まして、やはりちょうど8時ころになりますと、出勤時とかち合う。そこに自分の玄関口がふさがれる。それを捨てるというふうなことで、遅刻がちになっちゃうなんていうふうなことの話も出ましたり、あるいは細かい話ですが、ブルの前の排土板が一方の方に向いているかして、一方の方にだけ雪を捨てられるなんていうふうなことも、さまざま聞かれるわけでございます。

そういうところも当局では配慮しているのではないかとというふうに私は思っているわけですが、ひとつその辺も細かいことでございますけれども、よろしく配慮をお願いしたいものだというふうに思っている次第でございます。

市長から先ほど地域のボランティア的な形の中で、ロータリー車や、あるいはブルで、どうしても排出しないと、何とも身動きできないというふうなことなんかもありまして、地域で人力やスコップでも本当に微々たるものだ、あるいは軽自動車で投げても微々たるものだというふうなことから、ひとつ市の方に業者などをあっせんしていただいて、地域ぐるみでやろうじゃないかというふうな声なんかも出ておりますので、その辺の御協力方についても私はよろしくお願いしたいものだと、こういうふうに思っているところでございます。

いろいろ要望になりますけれども、また保育所についても今検討している段階であるというふうな力強い御答弁をいただきました。今後ともよろしくひとつ前向きに実施されますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 一言つけ足させてもらいますが、ばい捨てはしない。それから、不法投棄というのは市民の恥だというふうな気持ちで、市民の意識の高揚というものを図ってまいらなくてはならないと、かように思っております。

それから、除雪の時間帯でございますけれども、終了時間は、通学や通勤の時間までには終了したいと思っておりますし、渋滞等の発生が起こらないように作業をしているわけでございますが、除雪量や積雪量によりまして、作業の進みぐあいというのが非常に違ってくるわけでございまして、そしてまた除雪車の運行というものも、一挙に全部すべての路線が一時間帯で全部やると、こういうことにもならないわけでございまして、早いところと遅いところが出るのも致し方のないところだろうと、こう思っております。

それから、昨年度は降雪、積雪とも多かったので、期間の途中からは、出勤時間を早めて対応いたしているところでございました。ことしの冬も積雪の量が多くなれば、そのようなことで対応したいと思っております。出勤時間を早めているわけでございまして、そういうこともやっているわけでございます。

それから、除雪の置き場の問題がございまして、これもやはり除雪車が一方的に走るということになりますと、置き場があいているところをお願いするというふうな形にもなるわけでございますが、その辺の御協力も地域の中で考えて、協力していただかなければならないものだなと、こう思っております。また、地域ぐるみでやるといふようなことにつきましては本当に感謝しているわけでございますので、先ほど答弁したとおりでございます。

以上です。

## 高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号9番について、11番高橋勝文議員。

〔11番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号9番、国保運営につきまして、以下質問をいたします。市長の答弁をお願い申し上げます。

まず最初に、国保会計の健全運営につきましてお伺いいたします。

11月30日のマスコミ報道によれば、政府・与党は2002年からの医療制度改革について、大枠で合意され、当初の年次計画よりも遅延するものも一部ありますが、その大宗は実施計画年度に沿って、健康保険法改正など、関連法案を国会に提出する運びのようであります。

世界一の長寿国であり、男の50%、女の75%が80歳を超えて生き、古希は死語になりつつありますが、一方におきましては、少子化がますます進行し、かつ低迷する経済状況、さらに生活習慣病が若年化する傾向の中で、とどまることを知らないのが医療費の増大であります。

過般、全員協議会が開催されまして、平成14年度からの向こう3カ年にわたる第4次寒河江市振興計画の実施計画が説明されました。国民健康保険特別会計における国保税につきましては、昨年度の実施計画と比較してみますと、1年前倒しの平成14年度から改正するような計画となっております。

国における制度改革及び法整備が計画されております中で、平成14年度からの国保税の改正を長期的健全運営という視点に立ってするのか。また、国保税という本来の税に基づく観点から改正を計画しているのかをお伺いいたします。

日本人の死亡原因の6割はがん、心臓病、脳卒中といった生活習慣病と言われております。これらは名前が示すとおり、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣から引き起こされる病気で、本人が気づかぬうちにゆっくりと進行するのが特徴であります。また、一つの病気が他の病気の引き金になって、複数の病気を併発するとも言われております。

健康文化山形21の資料による壮年期の死亡率の推移等を見てもみますと、生活習慣病と言われるがん、心臓病、脳卒中は、60歳を境として急激に多くなっております。最近耳にいたすことは、勤労者が退職後、間もなく入院する方が多く、退職者療養給付費入院分につきまして、前年と比較しますと、約2倍近くになっているということです。

経済の先行き不透明や退職後の生活環境、ストレスと解放感、また勤務期間中の疲労蓄積と、さまざまな要因で入院され、医療給付費の増大につながっているものではないかと判断いたしますが、本市における実態はどうなっているのか。また、退職者に対する予防指導や健診をどのように対応する考え方なのか、お伺いいたします。

疾病予防の人間ドック事業についてであります。年々検診項目が拡大されているにもかかわらず、検診者の増加が図られていないようであります。平成6年度、平成12年度、これらを比較してまいりますと、国保の被保険者は672名増加しているにもかかわらず、人間ドックを利用した方は逆に約600名ほど減少している傾向にあるようであります。

検診者の健康診断に対する健康施設の価値観も変わっている昨今であります。検診項目を新たに加えることによって、検診者の増加が図れるものと思っております。生活習慣病の一つとして上げられております循環器疾患がふえてきておりますので、当該疾患にかかわる検査項目を拡大する考え方はないのか、お伺いいたします。

次に、応能応益割の基本的な考え方について、お伺いいたします。

国民健康保険は地域保険とも言われてまいりましたが、実際は他の医療保険に加入できない人々の保険になっている実態にあります。従前は自営業者保険とも言われてまいりましたが、医師や弁護士などの専門職は国保組合を組織しております。

典型的な自営であります農業も、兼業にもなれば、職場において健康保険に加入することとなり、また他方、パート・派遣、そしてアルバイトなどは、給料生活者でありますものの、健康保険から除外されて、市町村の国保に加入しているのが実態であります。言うなれば、国保は医療保険の最後のとりでとなっております。これが実態であります。

かような中で、本市における応能応益の割合は、低所得者世帯の課税について適用される軽減措置制度を加味して、平成9年度の税率改正におきましては、応益割35%をめどに改正して、平成12年度当初におきましては37.66%の実態にあり、限度額におきまして、地方税法で最高額53万円となっていることから、同額となっております。1世帯あたりでは全体として平均16万 2,272円の保険税調定額となっております。

ここで尋ねいたしますが、今後、税率改正に当たっては、応能応益割を従来の答弁のとおり、平準化する基本的な考え方に変わりはないのかをお尋ねいたします。

以上で第1問を終わります。



佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、国保会計の税率改正に当たりましての設定期間等についてお答え申し上げます。

国民健康保険は、御案内のように国民皆保険制度を支える地域医療保険といたしまして、市民の健康保持増進と医療の確保に重要な役割を果たしております、その健全な運営というものは大変重要なことでございます。しかしながら、御案内のように、急速な高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩などによりまして、国保等医療保険を取り巻くところの環境は大きく変化しておりますし、また大変厳しい状況でございます。

このような中で国におきましては、保険料、患者負担、公費という限られた財源の中で、将来とも良質な医療を確保し、持続可能な皆保険制度に再構築していくため、見直しを進めていることは御案内のとおりでございます。

その国民健康保険でございますが、国民健康保険制度は、疾病、負傷等の場合、被保険者全体で支え合う相互扶助の制度でございます。国民健康保険税は、その事業に要する費用に充てる目的税でございます。税額は、費用総額から国庫負担金、そして療養給付費負担金など、制度で定められた歳入を差し引いた残りの額ということになり、必要額は毎年変わってまいります。

本市の国保税は、これまでである程度の期間を置いて見直しを行っており、御指摘のように、平成9年度の税率改正以降、据え置きしているわけでございます。その後の景気の低迷等による税収の減額や老人保健拠出金等の伸びによりまして、税率の見直しが必要になるものと見込んでいるところでございます。

その際、税率改正の及ぶ期間につきましては、医療制度の改正がどのようなものになるのか、また経済の見通しも不透明な中で税率の見直しでございますので、給付基金の弾力的な運用を図って、必要最小限の上げ幅と期間で検討してまいりたいと考えております。

続いて、退職者療養給付費についてのお尋ねがございました。本市におきましても、9月診療分までの前年対比で20.7%増と大きな伸びを示しております。これは退職被保険者の増加と退職被保険者の入院件数が49.3%増と大きく伸びているためであり、退職期を過ぎた年齢層の健康管理の難しさもあり、このような状況になってきているものと思っております。

このようなことから、若いうちから生活習慣病の予防対策をみずから実践することも大切であり、健康づくりに対する日常的な意識の涵養が必要と考えております。本市におきましては、禁煙教室を初め、各種健康教育に取り組んでおり、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした人間ドックなどの成人病検診を実施しているところであり、検査項目の充実や検診後の高脂血予防教室及び高血圧予防教室や健康相談などの充実に努めているところでございます。

生活習慣病に対する検査の充実につきましては、頸部の動脈を超音波で映し出し、血管内部の状況を検査する頸部エコー検査も有効な手段でございます。成人病検査センターで実施について検討してきましたところ、このほど検査体制が整ったことから、平成14年度の宿泊人間ドックの検査項目に加えるとのことでございますので、本市におきましても、動脈硬化やこれに起因する脳血管疾患及び心臓病の発症等を未然に防ぐために、頸部エコー検査の組み入れを前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

また、人間ドックにおきましては、1泊2日コース及び1日コースを実施いたしており、1泊2日コースにはマンモグラフィー、1日コースには歯周病疾患の検査を今年度から加えるなど、検査項目を充実させながら、実施している状況でございます。

次に、国民健康保険税の応能応益についての御質問でございます。

国保税は、担税力に応じて課税される所得割及び資産割、いわゆる応能割と、被保険者として受ける利益に対する均等割、平等割、いわゆる応益割の4方式により算出しているわけでございます。

地方税法で定められている標準賦課割合は、所得割が40%、資産割10%、均等割35%、平等割15%で、応益応能割合がそれぞれ50%となっております。

また、応益割合が35%以上45%未満の場合、低所得者世帯の課税について適用される軽減措置制度がありまして、総所得金額が33万円以下の世帯は、均等割と平等割の6割が軽減され、33万円に世帯主を除く被保険者数に24万5,000円を加えた金額以下の所得の世帯は、4割が軽減され、その減額された保険税相当額につきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担する制度となっております。

さらに、応益割合が45%以上55%未満の場合には、6割軽減が7割に、それから4割軽減の場合は5割軽減となりまして、新たに33万円に被保険者数に35万円を加えた金額以下の所得の世帯が2割軽減の対象となります。

本市の13年度の応益割合は38.7%でありますので、軽減対象となる低所得者世帯については、それぞれ6割、4割を軽減し、課税しているところでございます。

このようなことから、税率改正の検討に当たりましては、被保険者にとって有利な制度を活用するための応益割合の平準化及び所得階層ごとの税額など、被保険者の方々の公平性が図られるような税率となるよう、国民健康保険運営協議会の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋勝文議員 どうも御答弁ありがとうございます。市長の答弁で運審というような話も出てきましたので、考慮しながら、2問をさせていただきます。

まず、の関係でありますけれども、確かに国保税は目的税でありますので、その趣旨に沿った中で担税力に応じまして賦課されているということが実態だと思っておりますけれども、9年に改正されまして、例えば14年に改正するとなれば、5年ぶりの改正になってくると、このように判断されます。

今回までの国の動き等につきましては、11月30日の新聞でさまざま報道がなされておりますけれども、そこまで至るまでのいろいろなことが各セクションの方で行われてきた中であります。

例えば3月5日に厚生労働省で医療制度改革の課題と視点などを公表したり、そして5月17日から4カ所におきまして医療改革のフォーラムなどを開催したり、そして9月25日には医療制度改革試案を公表したり、国におきましても重要な課題と、これらをとらえて、いろいろな話し合いを進めており、それらが報道されて、私らの知識にもなっているという一つの実態になっております。

先ほどの市長の答弁では、医療制度等の改正、それから経済の関係、そして基金などなどということで、余り長期的な視野に立たないで、制度改正等もあるので、それらを見きわめながらやっていきたいと、このような答弁であった中でありますけれども、国保の運営の健全化というようなことから、それだけの視点から考えますと、私はある程度期間を見据えた中でやるというふうな方向の方が、被保険者にとりまして、ある程度の計画がつくのではなかろうかと、このような考えであります。

確かに国も県も、どの程度まで変わるのか、見通しのつかない昨今でありますけれども、保険税を出す方からいきますと、ある程度の期間を考慮して賦課された方が、生活の中で計画性が出てくるということであります。その辺もひとつ市長の方から考慮してもらって、その辺も考慮していると思っておりますけれども、その辺も考慮してはどうかと、このように考えている中であります。

改革の試案とか公表の中で、このようなことも考えている方がおりますので、ひとつ質問いたしますけれども、寒河江市は寒河江市でありますけれども、例えば寒河江西村山という一つの地域の中に寒河江はあるということでもあります。他の町と寒河江市の考え方に差が余りにもあり過ぎた場合に、同じ地域付近にいて、そうも違うのかなというような住民の声も聞かれることも今後予想されます。

よって、ごみ、それから消防など、広域的な部分で現在対応している中であります。かようなことから、この国保につきましても、あくまでも自治体単位の中で今日まで来た中でありますけれども、広域的な視点に立って考える方法もないのかなと思っておりますので、その辺の御所見をお伺いしたいということであります。

次に、健康診断につきまして、人間ドックでありますけれども、答弁がありました。人間ドックにつきまして、平成6年度と平成12年度の比較を第1問で申し上げた中でありますけれども、人間ドックにつきましては、なるべく検査項目を拡大しながら、検診なされる方について、できる限り満足な検診が受けられるような体制を今後とも考えていってほしいと、このように要望しておきます。

次に、でありますけれども、応能応益割であります。県内44の市町村がありますけれども、まず13市を比較してみた場合に、応益割合が40%を超えている市は4市で、30%から39%が6市、そして20%台が2市となっているようです。そして、町村を見てまいりますと、30%台は3町村、40%台が24町村、そして50%台が4町となっております。

経済が良好であれば、応能割の効果が出ますけれども、逆に不景気になってまいりますと、所得が下がってまいりますので、税額も下がるというのが一般的になってまいりまして、所得割は経済の変化に敏感に反応すると、このようになってくるわけです。

しかし、一方で応益割合を拡大した場合に、先ほどの市長の答弁では、軽減措置について、6、4から7、5

というように拡大されますので、それらを考慮しながら対応するというような答弁でありました。そうなりますと、上限が地方税法で決まっています。下限も軽減措置ということで、ある程度フォローされるということになりますと、真ん中まんじゅうと、このようにあんこが出てくるようなことも予測されると。

あくまでも目的税でありますので、市長が答弁したように、応能応益割、これの平準化は私はごもっともだと思っていますけれども、そういう一つの逆作用も予測されるというように私なりに感じている中であります。

立場もありますので、これ以上質問しませんけれども、一つだけここで質問します。53万円の最高額を平成12年度でも結構です、13年度でも結構です。10年前あたりの最高額を出している方について、もし資料があれば、何人ぐらいで、もしくは何パーセントぐらいいたのかをお尋ねし、第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、税率というものを改正する場合は、なるべく額というものはっきりさせてほしい。それから、向こう何年間くらいだというようなことははっきり示してほしいと、こういうことでございますけれども、非常に難しいと思っております。先ほども申し上げ、議員も御存じのように、平成9年度から5年間据え置いてきたわけでございますが、14年度からは改正ということに考えているわけでございますが、それをいつまで、どのくらいの幅に上げ幅をするかというようなことは非常に難しいのでございます。

また、今、御案内のように、医療制度の改革というのが話題になって、まだ決まっていない段階でございますので、その辺もございまして、大変私の方も忙しく作業しなくてはならないなと思っておりますけれども、そういうまだ未解決、また不透明な部分がございますので、その辺を定めまして、審議会等々に図りながら作業をしてみたいと、こう思っております。

また、医療制度というのは非常に毎年度のように変わります。それで、これまた非常に先行きを難しくしている点があるかと思っておりますので、納入される側から見れば、負担する側から見れば、何ぼ上がる、いつまでだと。こういうことになれば、それにこしたことはございませんけれども、非常に御希望に沿えない点があるかなと、このように思っています。

それから、国保税が隣の町と差があると、こういうことで何とか広域的に、市町村合併が今云々されている中でございますから、国保事業も合併してできないのかというような御質問だと思いますけれども、結論から言いますと、この国保の広域化というのは、保険税、それから医療、所得の格差というようなものが非常に現在市町村別では大変格差があるわけでございますので、それらを一挙に合併して云々ということになりますれば、大変な壁がございますし、課題も多かろうと思っておりますので、非常に難しいと思っておりますが、勉強させていただきます。

全国的に見ますと、国保は3,200市町村が保険者でございまして、そして被保険者が1,000人以下や高齢者が5割を超える市町村もあるということでございまして、保険基盤を強化する意味での広域合併というようなことの見解は出ていることは確かでございますけれども、今言ったような解決しなければならない問題が多ございますので、非常に難しいんですが、勉強課題だと、こう思っております。

それから、国保税の限度額の53万円につきましては、これは地方税法で御案内かと思っておりますけれども、当然地方税法で定めているものでございます。

また、10年間のこれまでの状況というようなお話でございますけれども、限度額を納税されている方は今年度におきましては275世帯でございます。全体の4.3%となっております。

過去10年間では、限度額に達した世帯が最も多かったのは平成3年度でございまして、526世帯でございました。全体から見て9.6%、約1割の方が平成3年度にはいたということでございまして、こういう所得と国保税の制度と申しますか、これというものが時の経済状態、あるいは所得状態というようなものと非常に関係があるのかなと、あるいは国保税制度とのつながりというのはあるんだなと思わせるものを感じられます。

以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋勝文議員 御答弁ありがとうございました。終わります。

散 会 午後2時30分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

平成13年12月13日(木曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤	清	議員	2番	松田	孝	議員
3番	猪倉	謙太郎	議員	4番	石川	忠義	議員
5番	荒木	春吉	議員	6番	安孫子	市美夫	議員
7番	柏倉	信一	議員	8番	鈴木	賢也	議員
9番	伊藤	忠男	議員	10番	高橋	秀治	議員
11番	高橋	勝文	議員	12番	渡辺	成也	議員
13番	新宮	征一	議員	14番	佐藤	頴男	議員
15番	伊藤	諭	議員	16番	佐藤	暘子	議員
17番	川越	孝男	議員	18番	内藤	明	議員
19番	松田	伸一	議員	20番	那須	稔	議員
21番	佐竹	敬一	議員	22番	遠藤	聖作	議員
23番	伊藤	昭二郎	議員	24番	井上	勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任



平成13年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成13年12月13日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再　　開　　午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一般質問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成13年12月13日(木)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	幼児教育のあり方について	幼児教育をすすめる上での各課(福祉など)との連携について 幼児教育を今後どのようにすすめるのか	19番 松田伸一	市長 教育委員長
11	教育行政について	「生きる力」と「ゆとり教育」について 地域に開かれた学校と安全確保について	3番 猪倉謙太郎	教育委員長
12	水道事業について	第4次拡張事業計画と現状について 自己水源を最大限利活用を図ることについて 村広水の受水料金引き下げに伴う生活困窮者及び零細業者への還元について 配水管網(鉛管解消)整備について	2番 松田孝	市長
13	除排雪支援事業について	昨年度の豪雪に関連して (イ)生活道路(狭隘道路)歩道の除排雪対策について (ロ)高齢者世帯への除排雪支援について		市長
14	狂牛病にかかわる市の対応について	生産者対策について 加工販売業者、消費者対策について	22番 遠藤聖作	市長
15	深刻な雇用対策について	新規学卒者の雇用確保について 中高年の離職者対策について 行政のこの問題への基本的姿勢について		市長
16	実施計画と財政計画の関連について	とくに大型の公共事業を実施することによって、市民生活に直接かわる行政課題が後回しになっていることについて		市長

17	市政一般について	都市計画区域見直しの現状と課題 について 全市の均衡ある発展を図る立場で の住宅政策について 実施計画にみる、事業選択のあり 方について	17番 川越孝男	市長
----	----------	---	-------------	----

## 松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号10番について、19番松田伸一議員。

〔19番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

私は幼児教育の問題を中心に、地域づくりや社会福祉的な観点から、幾つかの課題について関心を寄せている方々を代表し、順次質問と提言をしまいたしますので、市長並びに教育委員長の明快で誠意ある答弁をお願いいたします。

近年、親子読書運動や素読、音読の教育的価値が再認識されたり、親子読書の普及活動が活発化しています。特に、幼児期における親子での対話読書の取り組み方で、幼児教育の情緒発育に母親、父親が身近に行う読み聞かせが大きく影響することが話題になっております。

このことに着目した市立図書館でも、親子読書活動の輪を広めていることは大変歓迎しているところであります。

さらに、この活動を広め、ゼロ歳児から幼児期の子供を預かる保育所としては、保育活動にブックスタート活動など、どのように取り組まれているのか、市長にお尋ねいたします。

次に、9月議会で幸生地区の皆さんから、幸生小学校の幼児学級存続の陳情がなされましたが、採択されませんでした。私は願意受当と考えておりましたので、非常に残念な結果となったことは、  
\_\_\_\_\_ 驚いてしまいました。

この陳情は、幸生という一つの集落全体の問題としてとらえ、提出されたものと聞いておりましたので、地域づくりの観点からとらえても、大きな意義あるものと判断しておりました。

日本のほとんどの地域で、地域おこしののろしが上がっていない地域はないと言っても過言ではない現実の中にあると思います。寒河江市でも、田代村塾や幸生の幸和会などを中心に、地域づくりが真剣に話し合われていることは御案内のとおりだろうと思います。これらの地域づくりの基盤となるのが担い手づくりであり、絆づくりであると考えられます。

このようなとき、山間地域で家族の協調の上に成り立っている幸生地域で、こぞって幼児学級存続を訴えられたのは、至極当然であり、議会でも願意受当なものとして受けとめられなければならないと信じておりました。しかし、不採択という結果に終わったことは残念でなりません。自分たちの住んでいる地域の課題としてとらえた場合も含め、質問させていただきます。

寒河江市では、幸生、田代、醍醐、三泉の各小学校に併設されている幼児学級ともどもが閉鎖され、新たな方針が打ち出され、去る11月28日に教育委員会から文教経済常任委員会に今後の幼児学級のあり方について説明がありました。

寒河江市の幼児学級は、寒河江市合併直前の昭和29年4月ごろから柴橋小学校で始まったと聞いております。当時は戦後のベビーブームと言われたときでありまして、大勢の子供たちが就学期を迎えたときであります。この時代は、終戦直後の混乱した世代に誕生した子供たちであります。先生たちの判断で、この子供たちに早く学校生活になれさせようと始まったのがきっかけと聞いております。

幼児学級という名称も、幼稚園でもなく、保育所でもないということで、先生たちが相談して名称を思いつかれたと言います。これからの経緯については、皆さん御承知のことと存じます。以来40数年間、この制度が存続し、幾多の人たちがこの恩恵を受けてまいりました。

この間、社会情勢は大きく変遷いたしました。その当時は産児制限などという言葉も真剣に討議され、家族計画などが流行語になった時代でもあります。現在では、その反対の現象が起き、少子化が進み、これからの長期

における就学児の予測が大変難しいことでもあります。今後も出生率が急激に増加することがないと予測する方が大方の見方だと考えています。

現在、地域の中で少数化した子供たちは、生まれた地域で就学準備をするのが最適と私は考えております。このような発想から、各小学校区に幼児学級が設置された大きな理由があったらと思います。

対象人数が減少したからとか、少人数では社会性が身につかないということよりも、就学期に満たない子供たちには、親や地域の信頼関係を深めなければならないと私は考えています。この時期に地域から離れて集団生活を重視した教育環境よりも、親子、地域との接点を持つことの方を重要視しなければならないと考えています。この時期を逃せば、親子、地域との信頼関係が希薄なまま、大人になってしまうのではないかと心配しております。

このような時期に、安全で快適な移動手段がとられたとしても、就学前期の子供たちにとっては大きな心理的、精神的な負担になり、精神や肉体的障害が潜在化してしまうのではないかと心配しています。

幸生地区や田代地区から快適で安全な手段で白岩に通園できたとしても、潜在的な影響は表面的には把握できません。子供たちにはかり知れない影響を見逃す計画を遂行せず、地域で幼児教育を行う方法を考えるべきだと思いますが、教育委員長の考えをお伺いし、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 保育活動におけるところの読書活動について答弁申し上げます。

赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、たっぷり愛情を注いであげることや、抱っこして優しく話しかけてあげることが大事だと言われております。

ブックスタートは、乳幼児健診を会場として絵本を介し、絵本とともにメッセージを伝え、赤ちゃんとの楽しい絵本の時間に関心を持ってもらうきっかけをつくる子育てを応援する運動であると言われ、イギリスにおいて最初に始められたと聞いております。

これらの運動が子供の成長に応じて習慣として持ち続けてもらうためには、子供と保護者がいろいろな本と出会える環境づくりが必要で、地域のさまざまな機関や人々がかかわりを持って、地域の持っているところのマンパワーなどに合わせてブックスタートをつくっていくことが必要と言われております。

本市におきましては、本年10月から乳幼児健診実施に合わせまして、母子保健セクトと児童センターとの連携を図りまして、読み聞かせボランティアの御協力をいただきまして、ブックスタートの取り組みを始めたところでございます。

図書館に備えている乳幼児に合った図書を利用し、本を介した親子のコミュニケーションがすべての赤ちゃんの周りで持たれるように、そして生活の中に定着することを望んでいるところでございます。

本市におきましては、ブックスタート事業の取り組みとは別に、児童センターの事業といたしまして、平成12年度から子育て、そしてよい絵本を乳幼児期に与えたいという読み聞かせボランティアの発意を受けまして、親子への絵本の部屋事業というものを実施いたしまして、偶数月の第2土曜日に乳幼児期に触れてほしいよい本の蔵書の整備とともに、児童センターを利用する親子から好評を得ているところでございます。

なお、ブックスタートは、本来家庭などにおいても行われているものであると理解しております。保育所においても、子供の成長と本の重要性を考えまして、毎年それぞれの年齢期に応じた蔵書数をふやしているとともに、図書館から図書の貸し出しなどを受けながら、日常の保育の中で保育士が本の読み聞かせを行ったり、小・中学生読み聞かせボランティア活動の受け入れなどを実施しまして、本とのつながりを持った保育を実施しております。加えて、園児への本の貸し出し等を実施して、親子の読書、読み聞かせの機会をつくっているところでございます。

また、図書館と保育所との図書貸し出しなどによる連携ばかりでなく、乳幼児期における図書館の親子の読書活動に対する取り組みなども数多く実施しているところでございます。

親子の読書活動というものの重要性にかんがみ、なお一層これらの充実に努めてまいりたいと、かように存じているところでございます。

以上です。



佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 地域内で幼児教育を行う方法を考えるべきではないかという御質問についてお答えします。

幼児の教育については、家庭における子育てや教育を軸に、地域社会、幼児教育機関等が連携・協力して育てていくということが大変大切なことであります。

家庭における教育は、乳幼児期の親子の絆の形成に始まる家族との触れ合いを通し、基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点であります。特に、基本的な生活習慣、生活態度、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーなど、家庭が果たすべき役割は重要なものがあります。

一方、少子化が進む社会の中で、少子化が教育に及ぼす影響としては、子供同士の切磋琢磨の機会が減少すること、親が過保護や過干渉になるなど、子育てについての経験や知恵の伝承、共有が困難になること、適正規模の集団を前提とした教育活動が成立しにくくなることなどが危惧されております。

このようなことから、兄弟や近隣の幼児とかかわる機会の減少している幼児にとっては、多数の同年代の幼児とかかわりながら、気持ちを伝え合い、時には協力して活動に取り組むなどの多様な体験を通して、他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会態度を身につけていくことが大切であります。

したがって、幼児期において、同年代や異年齢の幼児同士が相互にかかわり合いながら生活する、いわゆる集団的な生活を体験することは、人間形成にとって大きな意味を持つものと考えております。

教育委員会としては、少子化が急速に進む中、幼児教育の重要性を踏まえながら、幼児の減少が幼児教育に及ぼす影響や子育てと仕事の両立支援など、社会的ニーズの変化に対応できる幼児教育について検討を重ねてきた結果、幼児学級については、幼児教育をさらに充実するため、適正規模による集団的な幼児教育活動を確保する観点から、廃止することとし、その時期を平成14年度末としたところであります。

具体策としては、現在の三泉幼児学級を市立保育所の分園化する方向で検討することとし、醍醐及び三泉地区の幼児の就園先は三泉に、幸生、田代地区の幼児の就園先はしらいわ保育所として進めていき、送迎についても万全を期したいと考えております。

また、地域における教育の役割として、子供たちが大人や異年齢の友達と交流し、さまざまな生活体験や社会体験、自然体験を豊富に積み重ねる場となることが重要であることから、これまでの学校開放をさらに進め、地域の方々の交流を深める場として利用できるよう、積極的に取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上です。

廃止の時期ですが、その時期を平成14年度と言ったそうですが、平成14年度末です。どうも失礼いたしました。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 丁寧な御回答ありがとうございました。

親子読書のことなんですけれども、寒河江市の今の文化センターに図書館ができたのは、昭和49年ごろだったと思いますけれども、そのころはまだ県立図書館から児童図書のコピー貸し出しを受けておりました。それが廃止になりまして、図書館ではなくて寒河江小学校で受け入れることになって、寒河江小学校のPTAで親子読書の普及活動をやった時期があります。

そのころから、親子読書、人生の中で初めて出会う本ということで、今言っているブックスタートと同じことだと思いますけれども、そのころから親子読書活動を行ってきた経緯があります。

そんな中で、やはり幼児期を扱う保育所の保母さんとか幼稚園の先生方とかお話をして、親子読書のサークルを寒河江市でもつくったわけです。そのサークル活動の中で、ぜひ保育所でも読書活動をしてもらえないかというようお願いをした経緯があります。

そのときは、まだ活動がこの辺では定着していなくて、世間的にも認知されていなかったかどうかわかりませんが、保育所の仕事ではないということで受け入れてもらえませんでした。

でも、あれから20年たった今は、福祉でも、それから保健課でも、積極的に初めて出会う本を大切にしてくれている活動が今市長から報告があったわけなんですけれども、この20年間にずっと親子読書を続けてきたサークルが現在も活動を続けておまして、その人たちが今のような起爆剤になったんだと思います。

そういうようなことも含めまして、これから今までですと生涯学習というと、就学が終わった人たちを対象にして活動したのが主だったと思いますけれども、生涯学習というのは、やはり生まれたときから始めなければならないという意見が非常に今は多くなってきておまして、今市長がおっしゃいましたような観点から、生涯学習の推進本部長でもある市長の考え方として、これから幼児期の教育……教育というと教育委員会の管轄になるというお話が質問の打ち合わせの段階でいろいろあったんですけれども、生活学習といいますが、そういうふうな面でも、生涯学習としての取り入れ方をもっともっと広める必要もあると思います。

そういうふうな意味で、やはり市民からの働きかけをもっと大切にするというよりも、市民を動機づけるような施策があっても私はいいのではないかなと考えているわけです。そういうふうな意味で、図書館との連携をますます深めなければならないんですけれども、図書館の問題はまた別な機会にとらえることといたしましても、生涯学習という観点から、市長の考え、もしあれば伺いたいと思います。

それから、幼児学級の件ですけれども、第1問で、地域の中で育てるのが一番いいと私は申し上げましたけれども、先ほど教育委員長の答弁のとおり、私は幼児学級に対する教育はそのとおりでいいと思います。でも、それでは少年の虞犯少年とか、凶悪化した犯罪がなぜこの時期になってこのように大きな社会現象となったんだろうかということ私を私は考えあわせて、地域で親子と接しながら教育した方が、よりベターな教育環境ができるのではないかと私の信念で、地域でぜひ育てていただきたいということなのです。

今、凶悪な青少年の犯罪がふえておりますけれども、その遠い原因としてさまざま挙げられると思いますけれども、生活経験での発達段階における経験不足といいますが、それが大きな要因になっているのではないかと思います。集団生活の中で培われるものと、それから家庭の中で培われるものと、おのずと違ってくると思います。

社会的、基本的な規範も、本来ならば家庭の中で完成しなければならないと思うんですけれども、これが現在の家庭環境の中では万全に行われる家庭はそう多くはないと思います。

そういうふうなことから考えあわせれば、地域での全体の教育力を高めながら、地域で特に未発達な段階でのゼロ歳児から幼児期の人たちの教育を地域で行うべきだと思います。そして、発達段階における幼児期の教育ですけれども、こういうふうなことはやはり親たちの勝手な思い過ごしで子供たちと毎日毎日接しているわけです。

例えば、ひところ問題になりましたけれども、歩行器などもあります。歩行器で育った子供の多くは、転ぶと

きに両手をつくことができない。一般的に顔面着地などと言われますけれども、はいはいを親たちが歩行器という道具で奪ってしまったわけで、そのはいはいの経験がないから、とっさに両手を前に出すことができない子供が多く育ってしまったというようなことなども言われておりますので、そういうことから考えあわせれば、親たちが子を教育するとこういうふうな子供に育つんだということも、これは今までの経験からそういうようなことが多くあったと思いますけれども、それにマッチできない、一緒に進むことができない子供もいるということを私は考えてもらいたいです。

そういうふうな意味で、地域で育つ、それから白岩に万全な移動の方法ですと言いますが、幼い子供があつた山道を登ったり下ったりしながら、人家のないところを移動するわけです。例えば大人が見ず知らずのヨーロッパとか、そういうようなところに一人旅するのと同じぐらいの精神的な負担があるということを私は考えていただきたい。

潜在的なそういう経験が、大人になったときどういうふうな反応が出てくるかなどということは、私たちはわかりませんが、そういうふうなことが懸念されるということを十分考えていただきたいと思います。

私は児童センターが長岡山にあるときには、毎週のようにずっとそこでお手伝いをしておりました。そこで子供たちからたくさんのことを教えてもらいました。その子供たちは、やはり家族の絆の中でどのような育ち方をしているかということを集団生活の中でたくさん大人に信号を送ってくれます。でも、集団生活の中で、それに一々こたえてやれるような環境が、私は今までできていないような気がして心配でならないのです。

こういうふうなことも十分考えあわせて、地域でどうにかして子育てができる方法はないかということを探したかどうか。それから、幸生地域では何度も話し合ったと聞いておりますけれども、親たちの考え方を十分引き出すような話し合いがなされたかどうか伺って、第2問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今、忘れられたといいますが、あるいはまた非常に少なくなったというのは、子守歌とか、あるいは添い寝をしながら本を読んでもくれるということが非常に少なくなってきているんじゃないかなと思っております。

子守歌とか、寝ながらとんと昔を聞かせてくれる、本を読んでもくれると、そういうことは、やはり心の原点にもなっておるんだろうし、あるいは生涯にわたっての読書とのつながりというものを持ってくるんだろうということをお私思っております。

それにおきまして、この親子読書というものは、やはり生涯教育の一環だったと思います。青少年になってからとか、あるいはお母さん、お父さんになってから、あるいは高齢化社会の中でのお年寄りになってから、暇ができてから生涯学習というようなことが今非常に言われておりますが、そうじゃない。やはり子供の時代からの読書というものが非常に大切だなと思っております。

また、親子の肌と肌とのつき合いの中で、読書活動をやるということが、これまたやはり肌と肌とのつき合いというのは、これは親子の関係におきましても、あるいは子供を育てる上におきましても欠かせないものだなと思っておるわけでございますので、こういうあらゆる機会をとらえて、親子が一緒に絵本を読み合う、あるいは肌を突き合わせるということの大切さは忘れてはならないと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 ただいまいろいろ難しい問題についてお話がありましたが、私も同感の部分もいろいろございます。

今、松田議員がいろいろ今度そういうふうになったならば大変だと思われるようなことは、私たちも十分考えて対処したつもりでございます。

最初お述べになった、いわゆる虞犯行為とか、そういうふうなものがどうして起こるんだろうかというふうなこと、これはもう現在では問題はいろいろな本でも述べられておりますし、あれがみな正しくもあり、全部がそのままでない部分もありますけれども、おおよそ私から言うまでもなく、いろいろな面でも述べられている松田議員の御存じのとおりだというふうに思います。

それから、虞犯行為が起きる、ああいうふうな犯罪行為や何か起きるといのは、やはり幼児期の親のしつけというのは非常に大切であると思います。そういうふうなことで、地域社会等でも一緒になって子供の教育、小さいときにきちっとして、私たちもいろいろ例えばうそをついて悪いんだと、狼少年なんかについて、小さいときから植えつけられましたけれども、ああいうふうなこともやはり大切なのではないかと。子供には悪いことは絶対して悪いというふうな、そういうようなことはきちっと教えていかなければならないのではないかとこのように思っております。

今、幸生あたりに入ってくる子供の数なんかを見ると、非常に少ないんです。来年、再来年、後から教育長の方からもあると思いますが、非常に少ないんです。1人とか2人とかというふうになるわけです。そういうふうな中で、いろいろなことを教育をやった場合に、本当に社会性が身につくのだろうかというようなことを非常にまず私たちとしては検討いたしました。

私、こんなことをここで言うのはちょっと変だと思わすけれども、ある学校に行ったときに、ある地方の非常に山村地区から通学してくる生徒の登校拒否になる率が非常に多かったというのを私記憶しております。置賜地区ですけれども、そこに行ったときに、かなりの率で多かった。普通の地域から来るのの2倍、3倍というふうな数でありました。

そういうようなことも頭の中にあるわけです。やはり小さいときに社会性というものはきちっと身につけておかないとだめだなと。そういうふうな意味で、やはり集団生活を体験させるということは非常に重要だと私は思っております。

それから、いろいろなことを体験させるということを松田議員がおっしゃいましたが、これはその面に関しては同感です。私は松田議員と同じような関係で青少年の体験活動にずっと参加させておたことがありますけれども、その中で、今まで何もしつけにもならない子供たちが、例えばソロビパークとか、山の中に一人で寝るような体験ですが、そういうふうなスタートに一人で一生懸命に雨だらけのテントを洗っておた。そんなことをするような子供でないのが、その体験を通して変わったというふうな、そういうふうな事実なんかも考えながら、そういうような体験活動も必要なんだなというふうに思っております。

ところが、少子化、1人、2人の中でいろいろな体験なんかはかなり難しい問題だというふうに思っております。そんなことで、親のしつけ、それから社会の中での子供の育成、地域社会の中でのしつけですね、集団生活。そういうふうなことを総合して、大きくなって必要な人間形成が幼児期にされるのではないかとこのように思っております。

そんな意味で、やはり通学や何か大変ですけれども、そういうふうな集団の中で幼児期から体験させておた方が、将来の子供の幸せのためになるのではないかとこのように考えて、そういうふうなことを十分いろいろな面から検討した上で、こういうふうな結論に達した次第ですので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 私もいろいろな面で教育委員長とは共通するところがたくさんありますけれども、ただ私が言っているのは、大人の感覚ではなくて、実際その年齢の就学期前の子供たちの意見だと思って聞いていただきたいのです。私が言っているのではなくて、そういうふうな感覚で私はこの問題をとらえてまいりました。

ですから、地域でそういうふうに白岩に通わせるとなっても、なぜ陳情という形で出てきたか。それはお母さん方、お父さん方、地域の方と十分に話し合いが出てこなかったから、そういうふうなプロセスが欠けていたところがあるから出てきたのではないかと思います。

子供たちが発達というよりも成長する段階で、さまざまな経験の大切さ、それからその時期、時期に応じた体験をどのようにして親が導くかが大切だと私は思います。そういうふうなことも十分踏まえながら考えて、私の声ではなくて、子供たちの声だと思ってこのことをもう一度考え直していただきたいという、これは要望です。

要望したついでに、申しわけありませんけれども、来年から5日制が始まります。「寒河江市の教育」という冊子がまた来年度もつくられると思います。ぜひ社会教育と、それから福祉面での連携した一つの考えで冊子をつくって、本当の子供たちをどうやるかという指針をここでみんなで討議してつくっていただきたいと要望して、終わります。

## 猪倉謙太郎議員の質問

佐藤 清議長 通告番号11番について、3番猪倉謙太郎議員。

〔3番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

猪倉謙太郎議員 私は緑政会の一員として、11番に通告してある点について御質問をさせていただきます。

私は、だれにもわかりやすい行政を望む観点から、簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、教育の危機が叫ばれてから、もう何年もたちますが、事態は一向によくない状況にあり、むしろ悪化の一途をたどっているようにも思われます。社会のすべての人が憂い、教育に対する専門家の提言もほとんど実を結ぶに至らないような状況にあるようにも思います。全国的に混乱というよりも荒廃という言葉さえ聞かれる教育現場の実態であり、いかに再生を図っていくか、緊要な課題であるわけです。

関係団体のみならず、国を挙げて模索している段階にあることは重々御承知のとおりであります。過度に学校に依存してきた教育の現状を反省し、学校・家庭・社会の三つの領域が一緒になり教育を支えていく三位一体論という考え方に基づいて実施される「生きる力」と「ゆとり教育」についてお尋ねをいたします。

なお、この件につきましては、昨日の同僚議員の質問と重複する点多いかとは存じますが、よろしく御配慮のほどをお願い申し上げておきたいと思えます。

平成4年9月から段階的に実施されてきた学校完全5日制も10年を経過して、平成14年春からは、いよいよ完全実施されるわけであります。この学校完全週5日制は、子供たちの生活のあり方や学校環境を大きく変えようとするものであり、子供たちが土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会での生活体験や自然体験、そして文化活動やスポーツ活動など、さまざまな活動や体験をすることがねらいであります。そして、家庭・学校・地域社会が教育や生活全体の中で、生きる力をはぐくみ、成長を促すための教育政策でもあるわけです。

しかし、その内容を見ますと、子供の興味・関心を主体にしたみずから学び、みずから考えて、生きる力を養う教育へとこのたびの学習指導要領の改定により徹底されるわけであり、従来の一方向的な指導で教え込む、指導するより子供たちの主体的な学習を支援することであるとされていますが、いざ実践となると問題は極めて多いのではないかと思います。

子供たちの体験を重視した学習に本当に結びつくのかどうか、どうすれば結びつけることができるのか、今後とも激しい変化が予測されるこれからの社会において、子供たちが心豊かに、そして主体的・創造的にたくましく生きるために、生きる力を身につけさせることは極めて重要であることも確かであります。

生きる力は、家庭・学校・地域社会における教育や日常生活を通して培われ、身につくものであるとするならば、そのために家庭・学校・地域がそれぞれの責任において果たすべき役割について、どのようにお考えを持たれているのかをお尋ねをいたしたいと存じます。

次に、心配される学力低下についてお伺いをいたします。

ゆとり教育の推進による基礎学力、特に算数、数学、国語などの基礎教科の学習内容や指導時間が大幅に削減されることにより、基礎学力の低下が懸念されるところであります。

算数、数学を例にとった場合ですが、学習時間は1970年代の小学校6年間の算数の総時間数は1,047時間に対し、現在は1,011時間、平成14年度からは869時間になり、70年代からすれば178時間の減少となります。

さらに、中学校3年間の数学の学習時間は、70年代の420時間に対し、現在は385時間であり、さらに14年度からは315時間となり、これは小・中学校での2学年分が縮小されることとなるわけであります。

ゆとり教育の推進の中で、生きる力をはぐくむために、従来の教科の枠を超えた総合的な学習の時間を新設する必要があるとして、今後小学校全体では430時間、中学全体では210時間から335時間、そのための時間が確

保されることになりまして、これは小学校の算数の約半分に当たり、しかも中学校は数学全体に匹敵する時間があります。

しかし、数学が好きと答えた子供は48%、国際平均より24ポイントも下回っているとのデータもあり、ゆとり教育の主眼とした子供の数学に対する興味や関心の程度は、国際的に見ても好ましくない結果であります。しかも学校外での1日の学習時間の比較の中でも、数学の勉強をする子供の割合は74%で、国際平均の90%を大きく下回り、学習時間の平均0.6時間は38カ国中最低のレベルであるなど、今回の改定により、基礎科目の学力は確実に低下するだろうと言われている現況にあります。この点につきどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

次に、地域に開かれた学校と安全確保についてお伺いをいたします。

大阪教育大附属池田小学校での児童8人が死亡、教諭2名を含め15名が重軽傷を負った児童殺傷事件については、記憶に新しいところと思いますが、学校は安全な場所という保護者を初め社会の信頼は損なわれ、学校は決して安全な場所でないことを露呈した事件であったと考えます。

今の学校関係者には、開かれた学校という命題はあっても、安全確保という意識は希薄だったという指摘があります。しかしながら、教育行政関係者にしても、まさか暴漢が教室で子供たちを襲うとは、だれが想定できただろうかというのが本音であろうと思います。

児童・生徒、保護者からの信頼を回復するためには、行政はもちろん学校関係者の根本的な安全対策が重要課題であると思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、学校の安全総点検と対策についてお伺いをいたします。

既に学校内外の安全総点検の実施を行ったものと思われませんが、その実情、そしてとられた対策についてお伺いをいたします。

今回の事件が教育界に与えた衝撃は、余りにも大きい事件であり、開かれた学校づくりを疑問視する声が一段と大きいことも事実であります。しかし、むしろより積極的に学校を開いていくことが事件を未然に防ぐことになると指摘する関係者も多いことも確かであります。

私は学校の安全確保と開かれた学校は、決して二者択一の問題ではなく、開かれた学校づくりの中で安全確保を図っていくことが重要であると思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、新築される醍醐小学校の安全確保についてお伺いをいたします。

醍醐小学校改築工事につきましては、平成15年度の開校を目標に、昨年度から継続する基本設計に基づき、移転用地の盛土造成も完了し、建設に係る具体的な実施設計に既に着手されているわけですが、学校の置かれた状況や地域の実態を考慮した安全対策が十分取り入れられているのかどうか、御見解をお伺いいたし、1問とさせていただきます。



佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政について、「生きる力」と「ゆとり教育」についてお答えいたします。

従来、我が国の教育は、世界の先進諸国に追いつき追い越すために、一律に学力水準の向上を図ることを中心課題とし、知育優先で行われた結果、体験の不足や心の貧困な子供の増加につながるなど、大きな社会問題の原因になったと言われております。

また、我が国は目覚ましい経済発展を遂げ、もはや追いつくべきモデルを失い、むしろみずから問題を発見し、解決できる創造的な資質や能力が求められており、これからの先行き不透明な時代を生きるには、自分らしい豊かさの指標と、自分らしく生きる知恵を育てる必要があります。

教育は学校のみで完結するのではなく、生涯学習社会を構築する視点から、教育を受ける側に立つ学習者中心の考え方に立って改革が進められております。

さて、こうした改革が進む中で、学校・家庭・地域が果たすべき役割についても新たな発想に立つ必要があります。

まず、学校教育においては、授業がその中核にありますので、厳選された教育内容をしっかり定着させるとともに、教科学習においても子供の願いと体験を重視し、生活と学習をかかわらせ、学びのよさが感じられる学習にする必要があります。

学力の国際比較によれば、日本の子供の学力は高いにもかかわらず、学習が楽しくないと感じたり、学ぶ意味を見出せない子供が多いと言われております。これは学習プロセスに問題があると考えられ、教師主導の授業過程を改善する必要があると思われま。また、知識偏重の指導観を転換し、知的好奇心や問題解決能力の育成を重視し、みずから学び考える力の育成に努める必要があります。

また、学校が唯一絶対の教育機関ではなく、学校づくりに地域や家庭が積極的にかかわり、開かれた学校づくりを推進する中で、地域のすぐれた人材を活用するなど、特色ある学校づくりに努めております。

また、学校は学校運営や教育方針等について積極的に保護者や家庭に説明し、その成果や課題についても明らかにする責任を有する機関に転換することが期待されております。

一方、家庭や地域においては、子供の教育はすべて学校に任せておけば安心というような風潮を改め、保護者や地域としての責任を自覚し、主体的に果たしていくことが求められております。

家庭においては、自分の子供に責任を持つという姿勢が一層重要になります。これまでは、極端に申し上げれば、食事のマナー、あいさつ、礼儀、お小遣い、あるいは誕生会の持ち方まで、困りごとはずべて学校が引き受けてきたという傾向があります。しかし、家庭は本来基本的生活習慣や思いやり、倫理観、自制心や自立心など生きる力の基礎的な資質や能力を培う場であり、子供の人格形成に基本的な責任を負う場でありま。したがって、家族との団らんや手伝いなどの生活体験や社会体験などを通して、家族の一員としての自覚を一層促す必要があります。

地域社会においては、地域の子供は地域で育てるとい機運を醸成する必要があります。社会人としての資質や能力、ルールなど、日常的生活体験を通して身につけさせる重要な機能を持っており、異年齢間での遊びや自然体験、スポーツ、文化活動、ボランティア活動など、自分の意思で選択できるような機会の提供や環境の整備を図る必要があります。

いずれにしても、家庭や地域に子供がいて、初めて教育が成り立つのであり、家庭や地域で過ごす時間を物理的にふやし、家庭や地域の責任において育てることにに関して、社会的な合意を形成するよう働きかけてまいります。

次に、心配される学力低下について申し上げます。

昨日の石川議員の答弁でも申し上げましたが、確かに知識の量のみを学力ととらえれば、指導内容が3割削減されることにより、従来より減ることになります。しかし、これからの社会を生き抜くには、生涯にわたって学び続ける意思を持ち、みずから問題を発見し、解決する能力、思考力、判断力、表現力などが不可欠であり、こうした能力も生きて働く学力として認識されております。こうした学力観の転換は、平成4年に適用された現行の学習指導要領から既に図られており、来年度からの新学習指導要領でも踏襲しております。

議員が御指摘のように、学習を嫌い、家庭での学習時間が少ないという調査結果が示されておりますが、だからこそゆとりの中で、よくわかる、学びがいのある授業に転換しようとするものであり、知識は重要ですが、量のみを問題にする体質は改めるべきものと考えております。

かつて高度経済成長期にあつては、立身出世や有名な大学進学などの学校外にある社会的価値観が児童・生徒の学習意欲を形成したと言われております。しかし、バブル崩壊以降、世界的な環境問題とも相まって、経済的・物質的な繁栄のみを追求する社会を疑問視し、豊かさの指標が転換されつつあります。

また、少子化によって、高校、大学受験の門は広がり、2009年には受験者数と入学定員がほぼ同数になり、競争試験の意味をなさなくなると言われております。このようにかつて児童・生徒の学習意欲を形成した背景が大きく崩れ始めていることを理解する必要があります。

そこで、これにかわって学ぶ意欲を育てるものが学校の内部に必要であり、それは具体的には体験と選択であると考えております。すなわち総合的な学習はもちろん、教科指導においても体験を重視し、五感を通して思考、判断し、実感し、納得する授業の改善に努めております。また、中学校における選択教科の枠が大幅に広げられたり、自分の興味、関心に応じて、課題や解決手段を選択するなど、児童・生徒が主体的に自己決定する場面をふやし、自分の意思で学ぶ学習に転換するよう努めております。

以上のように、学力低下問題は、単に知識の量のみで判断するべきではなく、学び方の質の問題、社会的な背景についても御理解いただきたいと存じます。

なお、学習低下に関して、印象で語られることが多く、客観的なデータに乏しいという批判もあり、文部科学省では平成14年2月に抽出校を対象に、全国的な学力調査を行い、継続する予定でおります。

次に、根本的な安全対策に対する見解はという御質問にお答えします。

御存じのように、ことしの6月8日に大阪教育大学附属池田小学校で、学校に侵入した不審者によって23名もの児童や教職員が殺傷されるという、まことに痛ましい事件が発生しました。子供たちが楽しく、安心して学べる場であるべき学校で、このような事件が起きたことは、まことに残念なことであります。

このような事件に対しては、学校だけで対応できるものではなく、社会全体でこうした卑劣な行為を断じて許さないという思いを共有していただき、保護者、PTAを初め地域の関係団体などの協力を得ながら、児童・生徒の安全確保に地域ぐるみで取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、学校の安全総点検と対策についてお答えします。

今回の事件を受け、学校の安全管理や緊急総点検を6月に実施しております。緊急に対処しなければならない不審者対策については、地域に開かれた学校づくりを否定するものではなく、学校への来訪者の確実な把握、不審者侵入への対応並びに地域・PTAとの連絡や協力体制の強化などについて、既に具体的に取り組むべき事項として各学校へ指示し、各学校では速やかに対策を講じているところであります。

さらに、具体策を完全なものとするために、小・中学校のすべての教室に防犯ブザーを、2階に職員室のある小学校へは監視カメラを設置し、教室出入口戸の曇りガラスを透明ガラスへ交換するなど、体制を整備しております。

また、開かれた学校づくりの中で、安全確保を図ることが大変重要であるということですが、全く同様に考えているところです。

開かれた学校づくりとは、学校施設の開放というだけではなく、地域の方々の御協力を得て、学校として学習

活動がより多彩で活発になると同時に、地域の学校として積極的に活用いただく上からも、保護者や地域の方々と学校、双方の理解と協力をより深めていただくためにも大切であると考えているところであります。

本市では、すべての学校敷地、グラウンドや校庭ですが、児童・生徒が飛び出すおそれがあり、かつ危険性がある場所及びサッカーやソフトボール、野球等のボールが道路等に飛び出してしまう場所については、フェンスや防球ネットを設置して危険防止を図っているところでありますが、正門や通用門については出入りが自由であり、敷地に対しての侵入防止にはなっておりません。学校敷地を団体で早朝や休日に使用するだけでなく、親子で遊んだり、校庭を散歩するなど、地域の方々がいつも利用できるように配慮しているところであります。

学校周囲の道路や隣地等から、学校敷地との境に塀等の障害物がなく、見通しのよいようにしておりますので、地域の方々からも見守っていただきたいものと考えております。

また、学校内の建物に入る場合、いつも教職員がいる職員室などで来訪者の姿を見て注意することができるよう、いつも開いている学校の入り口を1カ所に限定して管理しているところであります。

これからも、この開かれた学校づくりをより一層進めていく上でも、児童・生徒の安全確保を図ることは絶対の条件であり、また学校の安全対策についても、地域の御協力をいただきながら万全を期さなければならないものと考えております。

次に、新築される醍醐小学校の安全確保についてお答えします。

基本設計に基づいて、移転改築用地の盛り土造成が11月末で完了し、具体的な実施計画は平成14年4月の完了に向けて実施している最中ではありますが、醍醐小学校の置かれた状況や地域の実情を考慮した安全対策について申し上げます。

移転用地は、南側に国道、西側に市道、北側から東側にかけて農道と、道路に囲まれた状況で、南側がグラウンド及び水泳プールの用地、石垣で仕切られた1.5メートル高い北側が建物敷地として計画しております。グラウンドの周囲については、ボール等の飛び出しの危険性を考慮して、南の国道側と東の水泳プール側及び西の市道側の一部に、高さ4ないし5メートルの防球ネットを設置しますが、建物敷地の周囲については、塀やさくなどの計画はしておりません。

敷地が道路と同じ高さになる場所の市道側に西門、農道側に東門を設置する計画ですが、両入り口の北側については、官地等の水路や土羽に接しており、その先の道路が高くなっている状況なので、学校敷地境界沿いの幅3メートルの場所の土を入れかえし、樹木等の植栽が可能な状況としております。

現在、学校にある樹木、樹種や卒業記念樹等を調査しまして、移転用地のどこの場所に移植するのが適当なのか等の話し合いを、学校、PTA、地域の方々と進めているところであります。

本市では、市内すべての学校で十分な安全対策を実施しているところであり、新しい醍醐小学校についても、同じように景観や環境に十分配慮し、南側に広がり段差のある敷地をうまく活用した施設配置をしながら、安全対策に万全を期していきたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 ただいまはそれぞれの質問に対して、十分に意を酌んでいただき、詳細なお答えをいただきましたことに感謝申し上げます。

私も単純にこのゆとり教育が学力低下につながるという考えは持っておりません。私の小学校時代を思い起こすと、やはり自分の生活をたどたどしく表現した生活つづり方を中心に、名を絵であらわす版画の教育、勉強を積み重ねる中で、生きる力を学んだように思います。

今考えてみると、その根底にあったのは、農業すなわち農の精神ではなかったかと思えます。私の子供が小学校に入学したころは、農業は機械化が進んで、子供たちは農業から締め出されておった時代であります。しかし、学校では田植えと稲刈りだけは残しており、山遊びなどをしながら、農の根底にある自然との共生を目指していたのではないかと思います。

その後、進められた自然学習、約20数年前でありますけれども、山遊びをしながら、学習のあり方に時の先生方が非常に工夫をされた内容で、余り学力の低下は来さなかったように思っております。1年間で10回ほどやる、3回テストという方式だったように記憶しております。

私は自然との共生の活動を続けながら、その役割の中に農の精神を通すことの役割が今でもあるように思っております。農耕民族として、今後の教育を考えるときに、農の精神を改めて考えてみる必要があるのではないかという考え方でありますが、どのように考えられますか。

完全週5日制については、前回の11年の9月の一般質問で、既に生きる力をはぐくむ教育の実践、命を大切に環境教育、ふるさとの自然と結びつく体験学習、地域に根差した教育の実践などを上げて、地域の特性を生かした教育活動についてお伺いをいたしておる経過がございます。

そのときに、教育長の答弁の中で、寒河江小学校の地域を素材にとった総合学習、それから三泉小学校のさくらんぼ学習や鮭の学習、陵南中学の市立病院や長生園でのボランティア活動、また取り上げていただきました醍醐小学校のホタルの里づくりを中心にした環境教育など、実例を挙げていただきまして、今後の5日制に向かう姿勢を表明していただいた経過がございます。

したがって、この四つの実践例を挙げていただいたときに、確かな形で継続されるための支援体制の確立を御要望申し上げた経過がございます。そして、特色ある学校づくりの中で御提案申し上げた1校1研究の実践の状況等について、ぜひ努めて心してやっていきたいと、こういう御答弁をいただいております。したがって、この2件については、その後の経過と結果についてお尋ねをしておきたいと思えます。

次に、地域に開かれた学校と安全確保についてであります。開かれた学校と学校の安全確保は決して対立する関係ではなく、地域に開く学校は、学校の守りも地域で守っていかなくてはならないという基本的な考え方に変わりはありません。

今、子供の安全に責任を負える職種をやはり考える必要があるのではないかということをお提案しておきたいと思えます。

私の小学校時代には、常に子供たちをずっと一日見守ってくれた年配の小使いさんがおったことを思い出します。学校の守り神のように私は思って、先生にも話のできない事柄など、その学校のおじいさんに親しみを感じ、とてもいろいろなことを相談してきた、話をしてきた記憶がございます。

今こそ、やはり高齢者、そして子供をつなぐ生涯学習の場としての学校の活用も含めながら、学校のおじいさん、おばあさんをつくり、子供と学校を支える地域づくりが重要かと思えますが、お尋ねをしておきたいと思えます。

学校の校外の安全対策については、寒河江中部小学校で実施をされております地域マップづくり、10月24日に山新の方に報道されておったわけですが、本当に地域の安全マップは今後の安全確保に大変役立つものであると

いうふうに思います。市内小・中学校で合わせて親も地域も一緒になって歩きながら、危険な場所の点検、そしてみずからがお互い力を合わせて手づくりした看板を危険な箇所に立てて、互いの安全を確認することも体験学習の一翼として大変役立つのではないかというふうに思いますので、この点も御提案しておきたいと思います。

なお、新築される醍醐小学校の安全確保については、大変詳細に、しかも具体的に安全対策に対する万全を期する意の考え方を明確にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしくこの件についてはお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

何件かの質問と御提案を申し上げて、2問とします。よろしく申し上げます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 最初の問題については、私の方からお答えしたいと思いますが、学校の教育の中に農の精神を入れるべきだというふうな議員から御意見を伺いましたけれども、全く同感であります。農に従事する、従事ま  
でいなくても体験することによって、やはり優しさとか自然への敬いの心とか、環境のこととか、謙虚さとか、  
そういうふうなものが培われるのではないかというふうに思っております。そういう意味で、そういうふうな方向  
でこれからも指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

その他については、教育長の方から。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 まず、私の方から、地域の特色を生かした教育活動についてお答えを申し上げます。

この前の議員の質問にもお答えしましたが、それにプラスした形ということになると思いますが、その後各学校で特色ある学校づくりということで、全教職員挙げて一生懸命取り組んでいるところであります。

それで、行政の方からの支援ということで、特色ある学校づくり支援事業というふうな形で、多額の予算をいただきまして、各学校にそれを配付しまして、特色ある学校づくりに生かしていただいているところであります。

一例をちょっともう少し申し上げますと、寒河江小学校のまちづくりに関する総合的な学習とか、あるいは柴橋小学校のものづくりを基本にした教育の取り組み、今さまざまできている既成の製品もたくさんあふれているわけですが、自分たちでゴムひもを使ったり、あるいは乾電池を使ったりというように、発達段階に合わせてものづくりを中心にした教育に取り組んで、大変な成果を上げております。

そんなこととか、あるいは醍醐、三泉はこの前申し上げました。陵東なんかについては、合唱、それからJRCのボランティア、そして総合的な学習の取り組みというようなことで、教育委員会が行っている支援事業というものをうまく活かしながら、各校で取り組んでおります。研究についても、1校1研究ということで、各校内で総合的な学習や基礎・基本を大事にした授業づくりに取り組んでいただいているところでございます。

それから、2番目の学校安全対策に関して、学校に新たな職種の人を採用してはというふうな御意見でございましたけれども、学校の安全対策につきましては、委員長の答弁でも申し上げましたとおり、地域の方々の御協力をいただきながら、万全を期しているところであります。

特に、学校においては、各学校の実情に応じて、現在いる教職員が登下校時はもちろんのこと、校内外の巡回の回数を多くするなどというふうな形で対応しているところでございます。したがって、今のところ新たな職種の人を配置するというようなことは考えていないところでございます。

なお、地域の安全マップについての御意見がありましたけれども、これは中部小だけではなくて、寒小が一番最初に取り組んだと思います。各学校の実情に応じて、さまざまな危険箇所のチェックをして、お互いに確認し合うというふうなところで行っております。

なお、危険箇所に看板というふうなことになりますと、地域全体の景観等とも兼ね合わせながら、ちょっと無理なのかなというふうな考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 最後の一つ、学校の守り神という表現をしましたが、やはり地域の中からボランティア活動あるいはシルバー人材の中から、学校に対して協力をいただけるような施策、方策をひとつ考えていただければと。職員としての採用でなくて、生涯教育あわせて、地域をそういった学校とのつながりを大事にしていく上で、求めていくような方向も一つの考え方ではなかろうかということも含んで申し上げておりますので、一つの今後の研究課題として取り上げていただければというふうに思います。

それから、大変御提案、前回に申し上げた事柄が非常に具体化されて進んでいることに対して、本当に感謝を申し上げますとともに、私自体うれしく感じております。

それから、マップ関係について、やはりひとつぜひ体験学習を通して、看板という表示は、私は適当でなかったかと思えますけれども、お互いがこの場所はちょっと危険ですよというふうに学校、地域全体でチェックをした場所だというようなことが、地域の人もわかっていないと、子供の遊びや校外活動の中で、やはり地域で子供を育てていくという主観に立った場合に、注意を促すという形の目安にもなろうかと思えますので、適当な景観を損なうようなものでなくて結構ですので、その辺も今後の中で考慮していただければというようなことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

---

再 開 午前11時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号12番、13番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は日本共産党と、通告してある問題について関心を持っている市民を代表して、以下通告順に従って質問いたします。市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号12番、水道事業について伺います。

寒河江市は平成12年度までに計画1日最大給水量2万トンの水を供給すべき第3次拡張事業と第3次拡張事業の第1次変更によって、施設の拡大を実施してきました。さらに、ことし11月20日の全員協議会に示された寒河江市水道施設整備計画の第4次拡張事業として、計画目標年次を平成26年度までとし、目標年次の計画給水人口を4万6,400人、計画給水量は1日平均給水量2万トン、1日最大給水量は2万4,700トンと4,700トンも上回る予測目標を定めました。

この拡張事業の財政計画では、施設能力の増強に48億8,600万円を含む総事業費79億1,700万円の事業計画が示されました。しかし、現実の寒河江市全体の給水量からは、このような増加の推定は考えられにくい状況になっております。

例えば平成2年度から11年までの実績からでは、10年間の1日最大給水量の平均は1万9,830tで、ほぼ横ばい状況になっています。もう少し細かく見ると、昭和50年代には年々増加を続けてきた給水量も、平成2年をピークにして、その後むしろ減少傾向になっています。ただし、平成12年度については別枠で検討すべきだと思います。

そもそも1日最大給水量という数値は、1年のうちの最大の1日の給水量を見ているだけであり、水需要の急騰する夏場などに一時的にあらわれる現象であります。この数量のために村広水からの受水拡大や施設能力を拡大することは、給水を受けている市民に新たな受益者負担が必ずでできます。村広水は平成12年度から60億もの膨大な余剰金を受水費の引き下げに充て、トン当たり30円もの値下げを行いました。市はこの値下げ分を第4次拡張事業に充てると表明しております。

しかし、この値下げ分は、私どもを含め多くの関係者の努力で実現したものであり、その活用については、市民的合意を得る必要があると考えます。

また、第4次拡張事業については、将来的にある一定の必要水量の確保と拡張事業も必要であります。ただもう少し現実的な数量と別の工夫をすることによって、必要以上の負担が解消されるのではないかと考えます。

このことについて、以下市長に質問いたします。

第4次拡張事業計画によれば、将来の水需要量に的確に対応し、安定供給を図るなどの理由で、平成16年4月から新たに1日平均給水量1,700トンを受水団体間の調整で村広水から受水する計画になっています。これまでの村広水からの受水量を加えることで、1日平均給水量の合計が1万1,756トンとなり、自己水源との対比では47.6%となり、村広水からの受水量が拡大することになります。

また、使用料金の基準となる責任水量が約8,230トンになり、新たな責任水量を約1,200トンも拡大することで、必要以上に村広水からの受水量をふやすか、割高な使用料金を負担するかになります。

前にも述べましたが、年1回、1日の最大給水量に対応するために、村広水からの受水量を増加することは、結果として受水料金の負担増につながります。このことは、各自治体の水道料金表からも、受水量の比重が高いほど水道料金を支払っているという状況を伺うことができます。

逆に、自己水源を持っている自治体では、割安な料金となっているのが実態であります。寒河江市の水道料金は、県内では高い方から5番目となっており、もっと本来の自己水源から給水する努力と料金の抑制に努力すべ

きだと考えます。これらの努力をした上で、村広水からの受水計画を立てるのが本来の姿と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、村広水からの受水料金引き下げに伴う生活困窮者及び零細業者への還元について伺います。

さきにも申したように、県企業局は平成12年度に村広水の市町村に対する供給単価である基本料金、トン当たり従来の79円から57円に、使用料金が28円から20円に引き下げを実施しました。このことによって、県内13市中、トン当たりの料金の低い方から2番目だった山形市が、すぐに料金引き下げを実施し、市民に還元しています。

そのほか、ことし9月からは新庄市も引き下げを実施しました。寒河江市は、これから先も料金を据え置きして、差益分年間約1億円を一方的に寒河江市水道施設整備計画の第4次拡張事業に充てていくとしています。

私たちは、周辺は大変恵まれた水源が豊富にあるにもかかわらず、山形県民は47都道府県で最も高い水道料金を払っております。ちなみに、平成11年4月現在の家庭用料金は口径13ミリで10トン当たり税込みで県平均が2,104円で、全国平均は1,463円と1.4倍に達しています。反対に、水道料金が安いのは、神奈川県720円、山梨県826円、東京都876円となっています。

現在、寒河江市の水道料金は2,520円で、県平均を416円も上回っており、さらに全国平均との比較では1,057円もの格差があり、市民は異常に高い水道料金を払ってきました。

今回の財政計画では、平成26年まで現行料金の見直しは必要ないとしています。市民はこれから先13年もの間、高負担を余儀なくされます。現在、市民に過重な負担をさせないために、一般会計から水道会計に繰り入れを行っている自治体が増加しています。埼玉県では20市町村が一般会計から繰り入れを実施し、水道料金の軽減を図る努力をしています。こうした取り組みについて、市長の見解を伺いたいと思います。

また、受水料金が値下げになったことを知る多くの市民及び零細業者は、今か今かと還元を待ち望んでいる状況にあります。市民生活を送るための水、零細業者、特に食品加工品などの製造に欠かすことのできない水は、経済性のみが強調されているのが現在の水道事業の実態であります。

地方公営企業法第3条の経営の基本原則では、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進しようとするように運営されなければならない」と規定されています。このことから、少しでも生活困窮者への生活支援と、零細業者への救済を含め支援すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、配水管網（鉛管解消）整備について伺います。

鉛管が水道管として使われてきた歴史は古く、昭和3年に日本標準規格で水道用鉛管として規格化して以来、水道の普及と同時に、全国各地で使用されてきました。

開発以後、急激に普及した要因は、これまでの鉄管と違い、管内にさびが発生しないことや、柔軟性があり、大変施工しやすさにありました。しかし、ことしの5月の新聞報道で、水道管から有害な鉛が溶け出すおそれがあると指摘されたことで、国民は鉛管使用に疑問と大変な不安を抱えております。

現在、寒河江市の鉛管布設状況は、配水管が14カ所、延長86メートルとなっています。また、配水管から止水栓まで約3,500件となっています。そのほか、給水管の個人所有分が約7,243件が対象になっています。

今回の鉛管解消対策については、配水管は今年度を含め14年度中にすべてを入れかえが完了する予定になっています。配水管から止水栓までの部分、約3,500件については、平成22年度から鉛管の入れかえを実施しようとしています。また、個人所有分である止水栓から蛇口までの部分については、全く計画も対策もありません。

本来、水道事業は水質基準に合った水を供給するという、水道法の義務を果たすべき責任があります。今回のように、市民の健康に有害な物質があれば、数値が微量であっても安全性に欠ける状況であり、事業を前倒ししても手だてをとるのが水道事業者の責務と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、止水栓から宅地内の個人所有管についての具体的な対策が示されていませんが、これらも事業者の責任で早期に対策をとるべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号13番、除排雪支援事業について伺います。

昨日の安孫子市美夫議員から、除排雪について質問がなされ、また一定の答弁もいただいておりますので、一部割愛をし、質問いたします。

昨年度は年明けから記録的な大雪に見舞われ、県では1981年以来の豪雪災害対策連絡本部を設置しました。設置後も、人的被害や建物被害、農林被害がとどまることなくふえ続けました。人的被害では、その多くは雪おろし中の事故が6割と、除雪作業などによる転倒などです。その犠牲になったのが高齢者で、死傷者数の半数近くを占めている状況と聞いています。こうした状況を思うと、冬の異常な大雪への認識を新たにする必要があります。

そこで、市長に伺います。

寒河江市の除排雪システムが確立されていますが、異常気象などの影響も含め、雪に対する市民感情が一段と複雑化しております。また、高齢化による高齢者世帯が年々ふえ続けている状況の中で、豪雪の際に除雪や排雪、ましてや雪おろしなどの作業が満足にできない世帯がふえ続けています。

自分の住宅の雪おろしや通路の除排雪を業者に依頼すれば、高額な負担となり、生活が脅かされることから、倒壊の危険があっても、手をかけずに住んでいる状況であります。

このような深刻な問題が今各地で起きています。こうした問題の改善策として、他市では狭隘道路などの除排雪支援事業と高齢者世帯の除雪、雪おろしや玄関前の除雪などを含め、住民支援事業を行っている市町村が多くなってきています。

寒河江市においても、小型除雪機や軽ダンプなどを導入し、冬季間の狭隘道路の除排雪支援と高齢者世帯や障害者への除排雪の支援を図る生活支援事業を検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、水道事業からでございます。

水道は現代社会における基礎的なライフラインとして、その機能を確保するために、日ごろから十分な安全対策を講じる必要があることから、近年は特に水質管理の強化、湯水や震災に備えた施設水準の向上、老朽化施設の更新などが全国レベルで重要な課題となっております。

本市のこれまでの水道施設等の整備状況の概略をちょっと申し上げますと、御案内かと思いますが、第1次拡張事業は、町村合併により寒河江市が誕生し、行政区域の拡大に対応するため、市中心部から周辺部への給水を目的にしたもので、昭和31年には長岡山に現在の鉄筋コンクリートづくりの配水池が完成し、昭和27年から進めていた配水管布設工事等で給水可能戸数が3,240戸になったものでございまして、昭和45年から48年までは全市水道化をテーマに普及率92%を目指し、自己水源の確保など第2次拡張工事として整備を図ったものでございました。

第3次拡張事業は、主に村山広域水道からの受水体制を整えるための施設整備などに昭和54年から着手いたしまして、平成元年に浄水方法の変更などの第1次変更を経まして、また平成2年から12年までは石綿管更新事業に対応しながら現在に至っているところでございます。

このような経過を踏まえまして、このたびの第4次拡張事業計画を策定しているところでございます。

まず初めに、受水量の妥当性についての御質問がございました。この前開催されました全員協議会の資料等々にもあるわけでございますけれども、行政人口、それから給水区域内人口、各使用水量等につきましては、平成2年度から平成11年度の実績というものをベースにいたしまして、年平均増減率など相関関係の最も高い推計値及び各種事業の聞き取り等により予測したものでございます。

まず、目標でございますけれども、御案内のように目標年度を平成26年度に設定いたしております。計画給水人口を4万6,400人、計画1日最大給水量を現行の1日当たり2万立方メートルから、1日当たり2万4,700立方メートルに設定したことによりまして、最終的に1日当たり4,700立方メートルが増量となるわけでございます。

本計画における自己水源の考え方を申し上げますと、本市の井戸は全部で8本であります。計画取水量を決めるに当たっては、水道施設設計指針によりまして、適性揚水量は限界揚水量の70%以下が望ましいとなっておりますが、本計画では能力の90%を採用いたしまして、自己水源の最大限の活用を考慮したものになっております。

また、この第4次の計画におきましては、限界取水能力は平成11年度実績の限界取水量1万4,393立方メートル設定、これの90%、1万2,944立方メートルを計画取水量と設定するということとなります。

今回計画の1日最大給水量は2万4,700立方メートルでありますから、既に認可を受けておりますところの2万立方メートルより4,700立方メートルの増量になります。それを自己水源の3,000立方メートルと、それから村山広域水道で1,700立方メートルを合わせまして計画いたしまして、このように自己水源の能力を最大限稼働した取水量となっているということが言えるわけでございます。

また、1日最大給水量でございますが、近年の実績を見ますと、平成12年度の1日最大給水量というのはピークでございますが、これは2万2,894立方メートルでございますし、平成13年度の10月までには2万2,648立方メートルとなっております。水需要の多いときには月に数日間が2万立方メートルを超えている現状でございます。

水道事業を預かる者としたしましては、常時安定的に水を供給しなければなりません。天候等の自然的要因などで予測困難な要素もありますが、より綿密で安全性を踏まえた予測を行いながら、それらに対応するものでな

ければならないと考えているところでございます。

次に、水道料金についてお答えいたします。

水道料金を比較する場合には、通常2つの指標が用いられております。一つは、家庭用水量の口径13ミリメートルの1カ月当たりの比較でございます。もう一つの指標は、年間総有収水量と給水収益による供給単価の比較でございます。

寒河江市の水道料金については、10立方メートル当たりの水準は御指摘のとおり金額でございますが、全国の一般家庭の月平均使用量の平均26立方メートル当たりでは、県内13市中第7位となっております。また、同じく県内の一般家庭での月平均使用量22立方メートル比較におきましても7位となっております。

一方、年間総有収水量と給水収益の割合である1立方メートル当たりの供給単価では、11位となっております。

平成12年度におきまして、御案内のように村山広域水道の受水料金の引き下げがあったわけでございますが、本市では約1億円の受水費の減となっております。

剰余金が見込まれますが、さきの全員協議会でもお示しましたように、この増加する分というものを含めた剰余金というものを第4次拡張事業に伴う事業費の財源と計画しております。このことから、この間料金の見直しを行わないとする財政計画を可能としたいとの観点からでございます。

御質問にありました料金の還元を行った場合は、第4次拡張事業におけるところの財源が還元分不足することになりまして、企業会計上、不足分は基本的には料金の改定によって賄うことにならざるを得ないと考えるところでございます。

また、水道料金の軽減のための一般会計からの繰り入れについてはどうかということもございましたが、公営企業は公共性と経済性を発揮しつつ、経営については独立採算性を維持することを基本原則としております。

一般会計からの繰出金については、地方公営企業法によりまして、種類と目的などが示されており、料金対策としては、高料金対策として一般会計からの繰り出しの制度が設けられております。この制度は資本費及び給水原価が一定の基準値以上にあることが条件であり、国からの交付税措置と一般会計からの加算により補助金を受けられるものでありますが、現在寒河江市では基準を大きく下回っており、制度に該当しないことから、一般会計からの繰り出しは行っていないところでございます。

このように一般会計よりの繰出金には一定の基準が設定されており、繰り出しの趣旨に照らして可能かどうかを検討する必要があるわけでございますが、本市では料金軽減のための一般会計からの繰り出しについては厳しいと考えておるところでございます。

次に、料金の還元の問題でございます。

御存じのように、水道事業では総費用を基本に水道料金が設定されておりますが、料金設定は国の認可を受けなければならないと、水道法第13条第4項第2号に「料金が定率または定額で明確に定められていること」と規定され、また同じく第4号に「特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」とされております。

しかしながら、寒河江市水道給水条例第35条では「公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他費用を軽減または免除することができる」と規定し、救済措置を設けております。

この具体的内容として、現在宅地内給水管における漏水について、要件を満たした場合に、一部減免を行っているところでございますが、これらの減免分の水量は無収入の水となり、減免した金額の不足分は他の使用者に対して負担がかかることになるわけでございます。

御質問の村広水の受水料金引き下げに伴う生活困窮者及び零細業者への還元については、現行制度及び企業会計の原則から、困難であると考えているところでございます。

次に、鉛管についての質問がございました。

本市の鉛給水管、個人所有管でございますが、この布設状況は、現在の調査結果では給水装置総件数1万

5,615件のうち、御指摘のとおり 7,243件、46.4%となっております。総延長といたしましては3万 2,053メートルでございます。その内訳としましては、配水管から止水栓までは2万 2,724メートル、率にしまして 70.9%、そして止水栓から宅地内までは 7,329メートル、29.1%となっております。

給水管を布設した時期は、昭和46年から昭和60年ころまでの間でございます。昭和61年からはポリエチレン管や鋼管を使用しており、鉛管の使用はありませんでした。

鉛管を使用している配水管については、今年度から配水管の入れかえ工事を実施しており、平成14年度中には配水管としてのすべての鉛管を入れかえる工事を計画しておるところでございます。

それから、鉛管解消対策事業の前倒しというようなこともございましたが、当面は重要な水道施設整備であるところの第4次拡張事業に多大な事業費が必要となるため、財政計画では補てん財源の充当の見通しを過ぎた平成22年度より鉛管解消対策事業を行うとしておることを御理解願いたいと思っております。これは給水管事業の方でございます。

また、日本水道協会の鉛問題対策特別調査委員会の報告によりますと、水道事業者が鉛管の布設がえが完了するまでには、かなりの期間が必要となるため、暫定対策として飲用注意指導等の広報活動が重要な基本施策との報告がなされております。

国からの通知においても、鉛溶出が問題となるのは開栓の初期水であり、またその他の衛生面でも、開栓初期の水を飲用以外の用途に用いることが望ましく、その旨広報活動を行うこととされております。

このことから、鉛管を使用されていても、通常での使用状態では問題がなく、水道水が鉛管内に長時間滞留しますと、水中の鉛濃度を上昇させることとなります。

本市におきましても、朝一番の水や旅行などで長期間留守などであった後の水道水は、念のためバケツ1杯程度の水量を飲用以外に使用していただくための広報活動をこれからも行ってまいりたいと思っております。

それから、公道部分におけるところの鉛管の布設がえは、従前のとおり配水管入れかえ工事、漏水管修繕工事や側溝整備工事などの関連工事で行うことにしております。平成26年度までの期間内で全体の約40%に当たるところの2,300件の布設がえ工事を随時行ってまいりつもりでございます。

それから、平成22年度からの鉛管解消事業の工事の対象範囲は、配水管分岐箇所から宅地内第1止水栓まで、いわゆる公道部と言われるところとしておるわけでございまして、これらの事業を実施することによりまして、事業期間内において公道部におけるすべての鉛給水管が解消されるものと考えております。

次に、止水栓から宅地内の個人所有管対策でございますが、現行法では給水装置は私有財産でございます。その管理は、給水装置所有者にあることが鉛管解消を困難にしておるところの最大の問題点でもございます。

配水管から分岐された給水管、鉛管は、すべて個人の所有者が善良な管理義務を負うところでございますが、公道部分に埋設されている鉛管をその所有者が管理することは、現実的に困難なため、多くの事業者では公道部分において給水管漏水修繕工事を行っているように、水道事業者の本管維持管理業務の一環と限定しまして、鉛管解消を行っているのが現状でございます。

水道事業経営の基本から考えますと、鉛管を使用していない家庭もあることから、公平性、妥当性などを考慮しますと、配水管から止水栓までの入れかえとすることが限界でありまして、止水栓から宅地内につきましては、その所用者の管理範囲と考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。そのため、止水栓から宅地内で鉛管を使用している方には、全国の多くの水道事業者が行っているように、住宅の増改築時に鉛管の入れかえを考慮いただくとともに、飲用注意指導の広報活動を行ってまいります。

次に、除排雪の問題につきましてお答えいたします。

御案内のように、昨日も除排雪について答弁申し上げたところでございますが、車道の除雪とともに、当然ながら歩道の除雪につきましても行っておるわけでございまして、昨年度の歩道除雪の延長は21キロメートルで、小型ロータリー車6台で除雪を行い、歩行者の安全確保に万全を期してまいりました。

今年度におきましても、先般ロータリー除雪車1台を増強しまして、除雪体制を整えたところでございます。また、御承知のように、本市には私道を含め行きどまりの道路、いわゆる袋小路や幅員の狭い道路など、生活道路が数多く存在しておりまして、除雪作業におきましても高度な運転技術を要して作業を行っております。

狭隘な生活道路にも支援する手だてはないかというようなお話でございますけれども、生活道路、狭隘道路、特に私道の除雪につきましては、市民の作業負担を少しでも軽くするために、これまでも私道除雪申請書に基づきまして、市道の除雪終了後においてでございますが、対応することとしております。しかしながら、豪雪時は市道の交通確保に多くの時間を要することとなり、なかなか要望の時間どおりとはいかない実態にもございます。

昨日の答弁でも申し上げましたように、排雪となりますと、宅地内の雪も含まれる場合が多いこと、また私道という点から慎重な検討を要することや、除雪車の幅員などの技術的な課題も生じてまいります。雪のかき出しや積み込み、搬出、運搬などの作業の分担、負担のお話をした上で排雪の対応をしていただいております。加えて、近くに雪置き場の確保をすることが効果的でございます。地域の積極的な協力体制が必要と思っております。

今後におきましても、まずはロータリー車などを配しながら、幅出しに努めてまいります。排雪につきましては、これまでと同様の考え方をお願いしたいと思っております。

次に、高齢者世帯の除排雪支援についてでございますが、道路や歩道などの除雪の際に、除雪作業により入り口前の雪など、個別的配慮は運転の操作上からも困難でありまして、御理解をいただいているところでございます。

しかし、急速に高齢化社会が進展する中、高齢者世帯への除排雪支援の必要性は認識しており、本市においてもこれまで除雪費支給事業等の支援策を講じてまいったところでありますが、老人クラブ等団体の活用やら、あるいは町内会、さらに民生委員を含めた地域での取り組みなど、今後除排雪の支援方法のあり方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。

松田 孝議員 御答弁ありがとうございました。

早速第2問に入らせていただきたいと思います。

最初に、第4次の拡張事業についてなんですけれども、この基本的な資料は私ども全員協議会の中でいただいて、これを結果的にいろいろな参考資料としてきたんですけれども、実際この予測表ですね、平成12年度から実際になっておりますけれども、この予測表は平成2年度から、市長は先ほど答弁あったとおり、11年までのほぼ実績に値する数字をここに当てはめたということを言っていましたけれども、実際に平成12年度、これは私どももらったのは11月ですから、決算が出ている状態で、なぜここに実績としてあらわさなかったのか、この辺がちょっと不明な点があります。大分数字的に10年間の平均ともまた違うし、実績がまるっきり違った形で出てきております。これは何か意図的に考えがあって数字を出したのか、この辺を具体的にお聞きしたいと思っております。

それから、1日最大給水量の問題なんですけれども、この求め方として今回提示された内容は、自己水源を90%見込んで実績を予測していくんだということなんですけれども、実際に最大というのは年1回か2回ある程度で、それを求めるに、やはり自己水源を100%活用しても私は大丈夫じゃないかという感じはします。

というのは、12年度の決算数字を見ますと、1日最大水量が2万2,894トンなんですけれども、村広水からのこれまでの受水量ですと1万56トンになります。ですから、自己水源は12年度で1万2,838トンですから、これは90%使っても1万2,954トンで、大体計算では116トンぐらいオーバーするんですね。それで100%自己水源を活用すれば1,555トンぐらいオーバーするような数字が出てきます。

ですから、こうしてみると最大給水量というのは、やはり安全率を考えれば、必ずしもこれぐらいまでは求めていかなければならない問題かと私も思います。ですけれども、この最大給水量を求めるのに、自己水源を100%見て、もし足りなかった場合、これは受水団体のいろいろな調整で幾らでもできるんじゃないかと私は思います。話し合いの中でね。

今回の平成16年度からの受水量に対して、受水団体の調整で1,700トンを求めたということになってはいますが、ですから万が一寒河江市が不足した場合でも、そういうふうにして話し合いで幾らか調整して、少なかった場合にはそういうところから、ほかの団体からもらい受けるような制度にできるのではないかと私は思います。

ですから、この求め方に対して自己水源を100%と仮定して求めるのが私は正しいやり方ではないかと思っておりますので、この辺市長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、この財政計画書を見ますと、いろいろ水道費の維持管理費用とか、建設改良事業などのこういった詳細な内容が私どもに全然示されてなくて、判断しようがないんですね、私の個人としては。ですから、この辺ももう少し詳しく本來說明を受ければ、まだまだ節約できる面があるのではないかと私は思っております。ですから、この辺ももう少し具体的な資料を今後出していただきたいと思いますと思っております。

今回、自己水源と村広水からの受水費と井戸水を掘った場合の貸借表なんかも、私どもいただいたんですけれども、これにはほとんど細かい詳細がなくて、村広水からの受水料金などはきちっと出ております。しかし、これに対して工事費とか、いろいろな設備、維持管理費なんかはほとんど示されてない。そして、5億2,700万ですか、こういう数字が出ております。

そして、井戸水との比較なので、この井戸の場合ですと、工事費から維持費からすべて網羅されて11億ぐらいの数字が出ているんですね。ほぼ倍の数字が出ているんですけれども、これも具体的に細かい数字がなくて、比較しようがないんですね、実際は。



井戸水を掘れば、ある程度の金額はかかると思うんですけども、これは基準として試掘した場合、100メートル基準にしてあるんでしょうけれども、これが実際は本当に100メートル必要なかどうかという私どもも疑問を持っていることなんです。

今、寒河江川の流域であれば、30メートルぐらい、下手すれば50メートルぐらい掘ればいい水が出るというような業者の方も話をしております。でも、実際計画では100メートル試掘を2本ぐらい掘ってしていくような方向で、この計画書を作成するに地元の業者でなく、仙台あたりの業者に委託している、そういう問題もあって、実際の寒河江の環境をよく知らないで計画しているような経過ではないかと私は思っておりますけれども、この辺も市長はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

それから、水道料金の問題ですけれども、非常に細かく先ほど市長から説明ありましたが、実際に県内で20立方メートルぐらい使って大体7番目ぐらいということで説明があったんですけども、今、生活困窮者が一番利用している水量というのは、大体10立方メートルぐらいが平均かなと私は思います。

ですから、これが実際は県内でも2番目の数字になっていたんですね、高い方から。でも、この数字は県内だけの比較であって、全国水準から見れば、山形県は本当に日本一高い水道料金になっているんです。ですから、県内で何番目とか比較ではなくて、やはり全国のレベルからすれば、まだまだ料金を下げるのが本来の姿ではないかと思えます。

寒河江市の場合は、10立方あたりの方が村山市に次いで寒河江市が一番高い料金になっているんです。ですから、この辺をもう少し低所得者に対応した料金体系、寒河江市は使えば使うほど大口需要者にとっては格安な料金だと料金表を見ればわかります。しかし、一番末端にいる人、本当に一番困っている人がいる10立方メートルあたりに単価を全国的に標準を合わせているものですから、この辺をもう少し考え直して、福祉料金的な制度とか、あるいは零細業者に対しての救済のために割安な料金を設定するとか、そういうのが私は可能だと思います。

これは公平性からいって、無理な点をいろいろ市長は並べますけれども、実際はこうして制度の中で変えていけば、幾らでもできるのではないかと思います。

そして、平成16年度から工業団地などの給水量を増量する計画もありますけれども、実際にこの4拡に当たっては、そういう工業団地等の負担もかなりふえてくるわけですから、こういう工場とか営業に対して、もう少し基本料金を上げるとか、そういうふうに対応すれば、ある程度福祉料金的なものもこの範囲内で設定できるのではないかと思いますけれども、この辺について市長の見解を伺いたいと思います。

そして、この水道料金の比較表ということで私どもももらいましたけれども、これに載っているのは10市ぐらいですね。そして、一番割安な米沢市とか山形市、鶴岡市あたりがほとんど載っていない。それで平均というか、寒河江市が今のところ7番目にいるというのは、ちょっと語弊があるんじゃないかと私は思います。ですから、もう少し低所得者に対して制度を改革していくような方向性を市単独で実施していただきたいと思えます。

それから、鉛管の問題なんですけれども、まず一応重要事業が完了した時期を見て、この鉛管の入れかえを実施するという事を市長は言ってますけれども、実際これは健康を害するような鉛が含まれている水道ですから、これはやはり市民の健康を考えれば、すぐにでも本当は対策を講じるべき姿ではないかなと私は思います。これを先送りして、WHOの基準に合った基準だから、もう大丈夫なんだという考えを捨てて、やはりある程度有害なものを含んでいるということを市民にもまだ広報活動もやっていない状況かと私は思います。それすらやらないで、事業も先延ばし、全く市民の健康に対する意識が非常に薄い感じがします。

そして、やはり配水管など肝心なめの市所有分というか、管理のもとの中で、それはある程度実施しようとしてますけれども、実際個人所有の分については、この水道装置の規程にあるわけですから、規程にのっとって業者は個人宅の所有分も器具とか鉛管なんかもきちっと規程の制度の中で設備をしているわけですから、実際これは行政は個人の所有物だから私どもには関係ないみたいな答弁でしたけれども、これは規程にのっとって業者は整備しているし、それにのっとって整備なされたということで、市民は安心感を持っているわけです。

ですから、市の規程に基づいたものですから、当然としてこれは市のある程度の対策を講じる義務があると私は思いますけれども、この辺も実際ほかの団体ともいろいろ協議しているようでありますけれども、独自でも補助を出してでも、ある程度やるべきことではないかなと思いますけれども、この辺について市長の考え方を再度お聞きしたいと思います。

除雪に関してなんですけれども、この間各議員からもいろいろな提案もなされ、結果的にいい方向に進むんじゃないかと私は思ってますけれども、ただ今現状を見ますと、高齢者が非常に多くなってきており、本当にその道路を通ただけで、ここは老人世帯だかどうかというのがはっきりわかるような状況に今なっております。

というのは、やはり玄関前が除雪になっていなかったり、ガス施設の除雪とか、屋根の雪おろしがなくなってなかったり、そういうところが昨年度は非常に多くありました。そのために、昨年度は県の指導で民生委員の方が各家庭に回っている指導して、ひとり暮らしの老人等の除雪支給事業を対象にしてどんどん進めた経過があります。ですから、やはりいろいろな形で回れば、それなりの対象者がどんどん出てくるような状況になっております。

この間、この支給事業の状況を見ますと、平成8年あたりが12人ぐらいだったんですね。そして、9年で82人、10年では10人、11年では36人、12年度、昨年度は200人になっているんです。ですから、これは民生委員の方が非常にきめ細かく行政も指導をしたんでしょうけれども、回ってくれて、いろいろな対策をとってくれたことによって、これだけの人数が出ております。ですから、それ以上に昨年度はひとり暮らしを対象に見たと思うんですけれども、老人世帯がそれ以上に今多くなっております。ですから、この200という数字がまだまだふえていく可能性があります。

それで、結局お金をもらっても、なかなか業者を頼むとか、そういうのが非常に苦手な人もいるし、全然どの業者をお願いしたらいいかどうか、ちょっとわからないという、いろいろな心配している人が多くあります。

それで、西川町なんかは森林組合に全部事業をあっせんしたりして、人を派遣して除排雪をやっております。ですから、もう少し具体的にこの辺の取り組みをきめ細かくしていくべきではないかと私は思います。

今年度から新庄市が雪に対する対策事業を始めました。新庄市は比較的豪雪地帯で、融雪溝からいろいろな取り組みをなさっていますけれども、それでも実際市民からのいろいろな要望に対応し切れない。そういうことで、やはりもう少しきめ細かな事業を進めるために、今回9月の議会で可決された事業があります。

これは歩行式の除雪機、今家庭に出回っております除雪機、これを3台導入して、そして小型ダンプを3台用意して、人員もある程度公募式にしてやって、内容的に見ると、実際制度がスタートするのはこれからなんですけれども、非常にきめ細かな施策になっております。

ですから、寒河江市も高齢者向けにこうした取り組みも必要ではないかと思っております。この辺について考え方を、もう少し市長の細かい部分に対して、本当に困った人に対しての施策をどう考えているのかお聞きして、第2問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 実績と概要書の違いは数字的にありますというような話でございましたけれども、私の方ではなるべく新しい.....概要書というのはつくってから大分なるわけでございますし、作成して全員協議会に諮るまでも大分時間がかかっておるわけでございますし、ですけれども、現在の状況でなるべく新しい情報でお話申し上げたいというようなことから言っているわけでございますし、何か意図的に故意に数字を隠しておったものというようなお話でございますと、そういうことは毛頭ございません。

それから、井戸でございますけれども、100%揚げてどうだと、揚水してということでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように通常は70%、それを90%に上げて、これもぎりぎりでございますし、井戸の水を90%というのはぎりぎり、これ以上というのは無理の段階でございますし、井戸でございますから、いろいろ寒河江は伏流水等がありまして、非常に潤滑に流れている方ですから、何とか90%にできるんだろうと思っっているわけでございますし、普通ならば70%でございますから、先ほど申し上げたとおりでございますから、そういうことを御理解いただきたいと思っております。

それから、財政資料と言いましたけれども、これはこの前の全員協議会のときお渡ししましたところの概要の中には入っておると思っておりますが、その辺で十分御理解いただけるのじゃないかなと思っております。

それから、専門家の意見を聞いてという、やはり専門家に委託して調査してもらっているわけでございますし、これは全国の多分そういう調査関係の方だろうと思っておりますけれども、そういう専門家に委託しておるわけでございますから、地元でなければだめだとか、こういうものではないと私は思っております。

それから、1日平均の使用量と、それに合うところの料金というような話でございましたが、先ほど申し上げましたように、25立方では7番目でございますし、そして全国で平均で使うのも、使用量も26立方でございますし、ですからその辺のところと比較するのが妥当だと思っておるわけでございますし、全国平均の使用量が26立方メートルだということでございますので、その辺の他市との比較では7番目、県の中の市では中位ということをお知らせしておるわけでございますし、確かに議員がおっしゃるように、10立方メートルの方から見れば2位の位置にはなっておりますけれども、平均使用量の中では中位なんだということをお知らせしております。

それから、鉛のことでございますが、これもまた先送りしたとか何とかおっしゃられましたけれども、特にそういう意図というのは毛頭ございません。

鉛の問題でございますけれども、鉛というのは食べ物などの他のものからも摂取があるようでございまして、日本人の血中濃度は先進諸国の中でも最も低いレベルと言われておるようでございまして、また健康障害につきましても、鉛の濃度が高くなると、神経関係とか、貧血とか、頭痛、食欲不振というようなことには影響する。それから、特に慢性毒性というようなことがございまして、これは乳幼児、6歳までの子供とか、胎児とか、妊婦とか、そういうのが感受性が高いようでございまして、長期的に多量摂取しますと、子供の視聴覚とかが低くなるんだということが一般的に言われておるようでございます。

この鉛の濃度につきましては、世界保健機構(WHO)では、1リットル当たり0.01ミリグラムと定められておるようでございますけれども、日本では平成3年までは1リットル当たり0.1ミリグラム以下と定めておったようでございますが、平成4年度の水質基準改正からは、1リットル当たり0.05ミリグラムというふうに定めておるわけでございますし、これは毎日飲んでも日本人の健康に問題ない基準として国が定めたものだということが言われております。

ただ、鉛というものは体内に蓄積性も持っておるんだというようなことでございまして、長期的により安全性を高めるといような観点からいきますと、できるだけ水道水も少なくしていった方がいいということでございます。

平成4年度からはおおむね10年後、平成15年には1リットル当たり0.01ミリグラム以下というような通知が出

されておるようでございまして、そんなことで先ほど申し上げましたような措置を講ずるならば、必ずしも健康を害するということはないと思っております。

それから、鉛管を使ったのは市の責任だみたいと言われてますけれども、当時は問題はなかったんでしょうけれども、ですからこれは何も寒河江市だけでやっておったわけじゃございません。そういう意味で、今鉛管を使用している、当時から鉛管を使用していない家庭もありますし、使用した家庭もあるわけでございますから、先ほど第1問でも申し上げましたように、入れかえというようなことになると、使用していない方との公平性、妥当性というようなことも考えあわせれば、これは所有者の管理範囲だと考えざるを得ないということでございます。

それから、除排雪でございますけれども、確かに議員がおっしゃるように、去年は特になんですけれども、高齢者の雪おろしの補助申請というのが非常にふえてきたということございまして、これは趣旨が徹底したということもございましょうし、あるいは隣近所がお年寄りの家庭を心配して、こういう方法もあるからどうですかというようなこと、あるいは民生委員とか、老人クラブとか、こういう方々のお力添えのたまものだなと思っておるわけでございます。

そういう中で、先ほども答弁申し上げましたように、連帯感の中でうまく老人クラブ、あるいは民生委員、あるいは町内会長さんとか、いろいろな方々のお手伝いをちょうだいしまして、現在あるところの制度というようなものをうまく活用して、あるいは相互扶助の精神を持って、お互い入り口までの雪はきとかいうようなことにやってもらうとか、あるいはシルバー人材センターとか、あるいはまた一般の業者の方をあっせんするとか、そんな方法を使っていたらというふうに思っておるわけでございます。その辺の仕組みにつきましても、なお十分市といたしましても、福祉のサイド、あるいは土木のサイドから検討してまいろうかなと思っておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 今、話のありました給水量の予測表についてですけれども、前回の昭和62年からの資料を見ますと、これは実績からスタートしている形になっております。でも、今回はなぜこうした実績からスタートしなかったのか、非常に不明でありますけれども、この辺私も納得されないようなんですけれども。

それで、この予測表を見ますと、平成16年から1,700トンの受水計画が村広水から拡大するような状況になっておりますけれども、ほとんどが主が工業団地向けというか、工場とか営業関係に数字が振り向けされておりますけれども、実際平成16年をめどに今の工業団地に配置される水使用するような業種が張りつくような状況になっているのか、その辺具体的なものがあればお示し願いたいと思っております。

約1,000トンぐらい工業系に振り向けになっているんですね。大体6割ぐらい工業関係の事業に充てるような計画がなされております。この辺、実際本当に必要なものなのか、見通しがあるのかどうか、具体的にお聞きしたいと思います。

先ほどから私も言ってますけれども、水道料金体系で一番困っている人の状況を市長はどう見ているのか、ちょっと今回回答がなかったんですけれども、この辺の見方によっては、幾らでも考え方によって、市長自身の判断で料金体系を変えることができるのではないかと考えておりますけれども、この辺について再度市長から答弁をお願いしたいと思います。

非常に生活困窮者が今こういう不景気の中、多くなってきておりますので、この辺やはり福祉的な形で予算化というか、制度を見直しをする時期に来ているのではないかと私は思っております。

先ほどから何回も市長は繰り返して25立方メートル以上を対象にしているということで比較をしておりますけれども、実際全国平均でもこれだけ山形県は高いんですから、そこをもう少し見据えて検討をお願いしたいと思います。

それから、鉛管使用については、やはり大分私どもと見解が違うようなんですけれども、実際健康を考えれば、私どもは安全優先に考えていくべきだと考えているんですけれども、市長は何となく重要事業を終わらせてからということで第1問にも答えてますけれども、この辺ももう少し慎重な見方で検討していただきたいと思っております。

それから、除排雪についても、高齢化に向けて新たな施策として、今後やはり町会長あるいは民生委員の方のいろいろな助言をいただいて、いい制度に考えていっていただきたいなと思っております。そして、今年度から始まる新庄市あたりの実績を見て、評価を見てどう判断するか、その辺の結果も含めた形で今後検討していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 使用量といいますか、水の供給量がふえるというようなことは、前にも申し上げましたように、工場がふえるということも当然でございますけれども、やはり人口がふえるというようなことが見られるわけでございまして、人口がふえる、あるいは下水道の普及というものによって下水道に対すところの水も量がふえてくるということでございまして、必ずしも工業用水だけだというようなことにはならないわけでございます。

工業用水にしましても、既存の企業というのもあるわけでございまして、いわゆる水を非常にたくさん使うところの飲料関係のものもございまして、あるいは食物関係の工場もございまして、あるいはまた新たに今度工業団地に何社か入ってくるということになりますと、その分もやはりふえてくるという要因になるわけでございまして、あるいは農園関係とか、こういう関係もふえてくるわけでございまして、ただ単に工業団地の企業だからというだけではないんだということを御理解いただきたいものだと思っております。

それから、何回もおっしゃられました除雪の関係、特に高齢者、ひとり暮らし老人世帯、こういう方のことにつきましては、先ほども答弁申し上げましたように、お互いの連帯感とかこういうものを存分に市民のお力で生かしてもらおうということと、それに寒河江市として、行政としましてもどういふふうに入っていくかというようなことも、これも今後十分検討させていただきたいと思っております。そういう際に除雪機械がどうのということが出てくるとか、あるいはこないかもわかりませんが、そういうことも十分検討させていただきたいと思っております。

## 遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号14番、15番、16番について、22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は日本共産党と質問事項にかかわる多くの市民を代表して、以下通告番号に従って市長に質問をいたします。

最初に、牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病、英語で略しますとBSEと言うそうではありますが、それにかかわって市内の生産者などが大きな打撃を受けている問題について伺います。

山形県の食肉公社の肥育牛の枝肉市場では、ほぼ毎週競りが開催されていますけれども、この市場速報を見ると、ここ数カ月枝肉相場は極端な価格低落状態にあります。標準的なA3等級クラスで1キロ当たり1,000円前後を行ったり来たりしています。枝肉は1頭当たり300キロから400キロだそうでありますから、この単価では平均的な肥育牛で約30万から40万円の間でしか売れていないことになります。

この一般質問で取り上げるに当たって、市内の肥育牛農家から話を伺ってまいりました。生後10カ月前後の子牛を購入して約2年かけて育て上げ、市場に出荷するのが普通のようにあります。平均的な素牛、いわゆる子牛の原価が20万から25万円、1年間の肥育に必要なえさ代や電気代などが約10万円ということでもありますので、40万円ではしか売れないのであれば出荷すればするほど原価にもならず、ひどい赤字だということになります。

本来ならば、11月から12月にかけては、1年で一番出荷も多く、市場の値段も高くなる時期だそうではありますが、ここ数カ月の価格低落傾向はとどまることがありません。さらに、農林水産省は国内で感染が確認された3頭が高齢の乳牛だったことを受けて、乳牛の廃牛については食用にしないという判断を示しましたが、この問題は肥育牛農家だけではなく、廃牛やぬれ子牛の取引相場が成り立たなくなったという形で、酪農家の経営も脅かしつつあります。市内のある肥育牛農家は、このままでは年が越せないと深刻な状況を訴えています。

この問題で確認しておかなければならないことは、農林水産省にすべての責任があり、肥育牛農家や酪農家には全く責任がないということでもあります。

そもそも1996年にWHO（世界保健機関）が狂牛病の原因と見られるとして、牛の肉骨粉を牛に食べさせてはならない、使用を禁止すべきだという勧告を日本政府に行っております。それを受けて、同じ年に農林水産省の農業資材審議会家畜飼料検討委員会が開かれて、その場で複数の専門家が日本での肉骨粉の使用禁止を求める法的規制を提言していますが、当時の農水省の担当課長がこれを黙殺していたことが最近明らかにされた同審議会速記録の公表によって判明しています。

このように政府と農水省は、初めて日本でいわゆる牛海綿状脳症に感染した牛が発生した後も、適切な措置をとらずに、何の根拠もない安全宣言を行い、2頭、3頭と続けて発生しているのであります。

今、政府が行うべきことは、どういう経過でこの感染が起こったのか、その経路、原因を明らかにすること、そして消費者の不安を解消するために、安全性が明確でない牛肉を絶対に市場に回らせないようにすること、生産者や関連業者の被害を政府の責任で完全に補償することです。

今回、生産農家を回ってみて、彼らが一番望んでいることは、以前のように牛肉をおいしく食べてもらうこと、そのようになってほしいということでありました。安全が確認された牛肉の消費拡大について、官民挙げて取り組むべきことだと思います。

そこで、以下、市長に伺います。

第1番目に、消費者が安全と理解できる徹底した牛肉検査体制の確立を政府に求めながら、国内産牛肉の消費拡大に市としても全力を挙げて取り組むべきことでもあります。特に、学校給食や病院給食など、行政がかかわる組織内での牛肉使用を積極的に推進するとともに、この牛海綿状脳症に関する正しい知識を子供たちに教えるこ

とが大切であると考えます。

2番目に、生産者の顔の見える牛肉販売など、消費者と生産者の距離を縮める取り組みを推進するべきだと考えますが、市長の考えを伺いたいと思います。

第3に、このままいけば早晚牛肉の肥育牛の生産農家は経営破綻に陥ることは目に見えております。市長は国に対して農家救済のために、価格下落分の補償金の早期支給や、えさ代の支払い猶予の制度化を働きかけるなどの取り組みを強力に進めるべきだと考えます。同時に、市独自に借入金に対する利子補給や返済繰り延べなどの支援策を早急に取りまとめるべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、深刻な雇用対策について、とりわけ新規学卒者の雇用確保と中高年の離職者対策について伺いたいと思います。

ことしの新規学卒者の就職内定状況は、過去最悪であります。ハローワーク寒河江の調査によりますと、西村山管内の就職を希望する約170名の高校卒業予定者の就職内定率は、10月末で55.2%で100名にもなっていません。9月末が50%でしたから、この1カ月間で5.2%しか就職が決まった生徒が伸びていないこととなります。

18歳の若者たちの人生の晴れの門出に際して、働く場所がない、決まらないというのは、余りにも残酷であります。特に、ことしの場合、製造業の求人の落ち込みが顕著であります。一般の求人も極端に減少しています。昨年同期と比べると0.3ポイントのマイナスとなっており、有効求人倍率は0.39ポイント、つまり100名の求職者に対して仕事は39人分しかない、これまた厳しい状況になっています。

その中で、とりわけ厳しいのが50歳以上の求職者であります。厚生労働省は求人側に年齢制限をつけないように要望はしておるようではありますが、実際にハローワークの紹介で求職に行くと、なんだかんだと言われて採用されないというのが圧倒的のようであります。

ハローワーク寒河江のことし8月の月報によりますと、55歳以上の中高齢者で求職人数が444名、これに対して仕事を紹介された件数が143件、これはハローワークを通じて仕事を紹介された件数はそうではありますが、結果、実際に仕事にありついたというのが44人です。全体の1割にもなっていません。

そこで、市長に伺います。

第1に、新規学卒者で就職を希望する市内の高校生が全員就職できるように、学校、企業などと密接に連携をとり、行政としても全力を尽くすべきだと考えますが、寒河江市として今日の高校生を取り巻く事態をどう受けとめ、どうすべきと考えているか、伺いたいと思います。

2番目に、市の産業を活性化させ、新たな雇用を創出するための取り組みを強めるときだと考えますが、そのための方策について伺いたいと思います。

第3番目に、市独自の緊急雇用対策事業を強力に推進すべきだと考えますが、寒河江市は今議会の補正予算で国の緊急地域雇用特別交付金を活用したフロアの駐車場整理係などの雇用の創出関連の事業や、教育関連予算が計上されておるようではありますが、余りに不十分であります。

岩手県の久慈市では、緊急雇用対策事業として延べ2,225人の雇用を確保する施策を打ち出しています。その内容は、さまざまな土木工事事業、あるいは小・中学校の修繕作業、市の臨時職員雇用対策事業として、市職員の残業を減らして、その分を臨時職員の雇いで補っていくなどの雇用対策事業を行おうとしています。

寒河江市も、もっと真剣に大規模に緊急雇用対策事業に取り組むべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市の事業計画と財政の関連について伺います。

佐藤市長は、昭和61年の市長就任以来、チェリーランド、仲谷地、落衣前などの区画整理事業、駅前再開発事業、チェリークア・パーク事業、中心市街地活性化センターの買収・整備など、大型のプロジェクト事業を次々と展開してまいりました。

その結果、決算カードで見ますと、1985年の市長就任時は78億円であった寒河江市の普通会計、当時の市民浴



場会計と一般会計の合算した会計でありますけれども、の財政規模が今日では 176億円に2.26倍化し、同時に市債残高も 76.5億円から 213億円へと2.78倍化してまいりました。

この間の市税収入が31.9億円、当時あったんですけども、これが50億円に現在なっていて、1.56倍であります。予算規模と比較しても当然不足する金額については、補助金などもあったでしょうが、大半は起債を起こすことによって財源を調達して事業を推進してきたこととなります。身の丈をはるかに超えた財政規模になっていることが明らかであります。

また、当時の財政力指数は 0.544ポイント、公債比率も15.4ポイントで、現在よりはずっと健全財政だったようであります。

寒河江市はこの危機的な財政状況を少しでも緩和しようと、この間決算剰余金の一部などを縁故債の高い金利の繰り上げ償還などに充ててまいりました。しかし、現状では根本的な解決にはなっていません。

私どももこの間、一貫して高い金利の市債の低利債への借りかえや繰り上げ償還を一般質問等でも取り上げてまいりましたが、残念ながら市債の大半を占める政府資金の借りかえや繰り上げ償還を政府は認めないという理不尽な態度をとり続けています。政府は90年代を通じて市債の乱発につながるおそれのある補助事業や単独事業の全面受け入れを地方自治体に求めてきたのに、繰り上げ償還を認めないという態度をとり続け、それが今日の地方自治体の財政危機の要因の一つになっているのであります。

そうした状況を踏まえて、事業計画や財政計画を慎重に立てるべきでありますけれども、寒河江市の場合、一貫して積極予算を続け、今日のような事態になっています。

一言で言うならば、現在の寒河江市は大型プロジェクトの事業費を捻出するために、通常の経費をどんどん切り詰めるだけでなく、これまで行ってきた白岩出張所の廃止や先ほど来問題になっている地域住民が存続を望んでいる幼児学級の廃止を打ち出したり、住民サービスと直接かかわる部分の人員費支出をカットし、その面からも経費の削減に手をつけるまでになっています。

また、市民の多くが願っている中学校給食についても、文部省の方針に背いてまでも実現に背を向ける態度をとり続けています。

陵西中学校の大規模改修工事も、過去に一度は計画をされましたが、途中で消えてしまい、ようやく今回の実施計画の16年目に顔を出すという事態であります。

防災面でも、防火貯水槽の受益者負担はようやく解消されたと私どもは判断しておりますけれども、市内に数本走っている活断層の調査は1,000 万ほどあればできると言われているのに、依然として放置されています。

そんなさなかに、今回の実施計画に唐突と言えば唐突、前からあったと言えば前からあったでありますけれども、平成14年度から最上川緑地公園整備計画が発表されました。総事業費が15億円、2分の1は国の補助金というものの、残りは全額市が負担するという大変な財政負担の伴う事業であります。

今、市民は消費不況や経営の不振、就職難やリストラなどで先の見えない状況に置かれています。寒河江市が緊急に取り組まなければならないことは、市の農業、商業、工業など全般にわたる産業の活性化であります。高齢者に介護保険料や利用料などの高い個人負担があるのを軽減したり、福祉サービスを充実したりすることです。

最上川の河川敷に公園を整備して、レジャーカヌー基地をつくるのがそれほど緊急性や効率性のあることなのか、疑問であります。完成後の維持管理費もばかにならないと思います。今の寒河江市にそのような財政的余裕があるとは考えられません。決してするなというのではなくて、先送りをする、その度量と決断も必要なのではないでしょうか。

市内に無数にある側溝整備など、予算がつかなくて何年も待っている市民がたくさんいます。町中の狭い市道の改良や整備も手つかずのままの箇所がたくさん残っています。大きな事業を1カ所実施をして、わずかの業者に発注するより、市民生活環境の改善につながる小規模の土木建設工事をたくさん発注することの方が多くの業

者が潤うことは明白であります。経済効果はどちらが大きいか、言うまでもないでしょう。

そこで、市長に端的に伺います。

最上川緑地公園事業を後年度に先送りをして、その財源を今市民が求めている緊急で切実な課題に振り向けるべきだと考えますが、伺いたいと思います。

また、以前も伺ったことがあるのでありますが、市長は寒河江市の市債残高の適正規模をどの程度だと考えておられるか、改めて伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、BSEからでございます。

9月10日に千葉県内でBSEの牛が発見され、それが狂牛病というショッキングな病名で大々的に報道されたことから、全国的に牛肉消費が激減し、それ以降枝肉市場価格が低迷して、肉牛農家の経営にも大きな影響が出ております。

国においても、畜産振興と消費者保護の両面から、さまざまな対策が講じられ、10月18日からは食肉となる牛すべてについてBSEに感染しているかどうかの検査が行われ、安全が確認された牛しか出回らないシステムが確立されております。

これを受けて、厚生労働大臣、農林水産大臣がそれぞれ談話を発表し、牛肉の安全宣言を行ったところでございます。しかし、発生当初の政府の対応やBSE発生牛の感染ルートがまだ解明されていないことから、消費者の不信感が高く、その後も牛肉離れに歯どめがかからない状況となっております。

そして、この消費低迷が牛肉在庫の増加を招いており、それによって枝肉市場の価格が下落するという悪循環に陥っております。

山形牛の枝肉市場の平均単価を見ましても、BSE発生前に比べ発生直後は20%程度ダウンしており、その後安全宣言が出され、若干持ち直したものの、消費低迷による在庫のたぶつきから、現在は発生前に比べて45%も落ち込んでおり、生産費も割り込む状況となっております。

本来ならば、先ほど御指摘もありましたけれども、1年で一番需要の多いこの時期においても、一向に回復の兆しすら見えず、非常に厳しい現状となっております。

このようにBSE発生が肉牛生産者に大きな影響を与えていることから、本市におきましても一日も早い市民の不安解消と産地の立ち直りを図る観点から、国産牛肉の安全性についての徹底した広報活動の展開による風評被害の払拭、それに畜産農家の厳しい経営を支援するための緊急的な経営安定対策と、需給調整対策等について一層の強化策が図られるよう、西村山管内の町長方との連名で、10月22日に内閣総理大臣や農林水産大臣、厚生労働大臣等々に要望書を提出したところでございます。

牛肉の検査体制でございますが、今申し上げましたように、10月18日からの全頭検査実施によりまして万全な体制が確立されたと思っております。その後、2頭目、3頭目とBSE感染牛が発見されたことは、その検査体制が有効に機能しているからにはほかならないものと思っております。

また、学校や保育所、病院など給食での牛肉使用につきましては、BSE発生直後は反響の大きさを考慮しまして、学校長等の判断で使用を控えていたところもありましたが、検査体制の確立後は安全性が担保されたとして、使用を再開したところでございます。

また、学校給食における牛肉の利用促進については、県とおいしい山形推進機構……この機構は山形県と市町村と農協と全農等で構成しております……で企画した事業、いわゆる学校給食の献立に県産の黒毛和牛を使用する場合、経費の3分の2を補助するという事業でございますけれども、それへの積極的な参加を働きかけてきたところでございます。

また、子供たちに対する狂牛病に関する正しい知識の広報活動については、「児童・生徒の皆さんへ」として、チラシを市内のすべての児童・生徒に配布しております。また、食生活に関しては、むしろ保護者すなわち大人の考えが大きく影響すると思われることから、11月5日号の市報とともに、牛肉の安全性を訴えるチラシを全戸配布したところでございます。

消費者から正しく理解していただき、風評被害の沈静化を図る上から、今後においても正確な情報を提供して

いくことが必要と考えております。

それから、生産者の顔の見える牛肉販売、消費者との距離を縮める取り組みというようなお尋ねでございますが、現在、ＪＡさがえ西村山では、市内の肉牛農家とタイアップして、おいしい牛肉を生産すべく、肉牛にもち米を飼料として与え、それをさくらんぼ牛として一部スーパーを通じ販売しているところでございます。消費者からは地元の牛肉が食べられると好評を得ていることから、市といたしましてもこうした取り組みのさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、牛肉の消費拡大につながる施策としまして、一時的なイベントとなるものでありますが、寒河江産牛肉の産地直売等の実施についても検討してまいりたいと考えております。

それから、国に対する働きかけとの関連で申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、10月22日の時点で畜産農家の厳しい経営を支援するための緊急的な経営安定対策等について、一層の強化策が図られるよう、内閣総理大臣、農林水産大臣等に要望書を提出しまして、早期対応をお願いしたところでございます。

それから、肉用牛肥育経営安定制度というのがございまして、これは御案内かと思いますが、家族労働費の損失補填割合を8割から10割に要望するというようなことになるわけでございますけれども、その損失補填事業として今の制度があるわけでございますけれども、この家族労働費を賄えなくなるほど価格が低下した場合に、生産者と国が1対3の割合で積み立てた基金というものを原資に、四半期ごとに推定所得と家族労働費との差額の8割を補填する制度でございます。

このほど著しく価格が下落し、基金が枯渇したことから、新たに生産者と国が積立金を拠出することになっております。そういう状況に入ってきております。県では、生産者が新たに拠出することになった販売牛1頭当たり1万200円の負担につきましては、その8割を助成する方針を示しております。市といたしましても、残りの2割について助成すべく検討してまいりたいと思っております。

それから、肉牛農家救済のための市独自の利子補給等の支援策でございますが、ＢＳＥ発生を受けた国において、もう新たに大家畜経営維持資金制度というものを創設したところでございます。貸し付け利率が1.6%で融資することになります。市においても、県、ＪＡと連携しながら、肉牛農家負担が無利子となるよう助成する方向で準備を進めているところでございます。

それから、次が雇用対策についてのお尋ねに答弁申し上げます。

御案内のように、10月の全国の完全失業率は9月より0.1ポイント増の5.4%となり、また県内の有効求人倍率は0.40倍と7カ月連続低下しております。寒河江公共職業安定所管内においても、9月より0.06ポイント減の0.30倍に低下するなど、雇用情勢はさらに厳しい状況となってきました。

市内主要事業所の景気動向を把握するために実施しました10月の業況調査では、平均的な業況を100%とした場合、1企業平均79.8%で、4月の調査時期と比較しますと1.8%減少しております。運輸業を除く業種が悪化しているという結果が出ております。

そのため、本市では長引く景気の低迷などにより、雇用を取り巻く環境が悪化していることから、商工業の活性化を図り、雇用の安定及び創出を推進するために、11月7日に行政関係機関、それから各業界団体代表、高等学校等で組織しますところの寒河江市雇用対策本部というものを設置したところでございまして、11月22日に第1回目の会議を開催しております。

会議では、寒河江公共職業安定所長より管内の雇用情勢と雇用に係る助成制度について、また県からは山形県における取り組み状況等について説明を受けた後、各代表者が業界の現状とこれからの雇用の確保について、企業の体質改善を図る必要があることや、新規失業者の雇用創出に向け取り組むこと、事業拡張による新規採用を予定していること、新たな企業の進出による雇用の確保が予定されていること、就職の内定率が悪いことから、求人をお願いなどしていただきたいなど、話し合われたところでございます。

また、本市の雇用創出を図るため、庁内にも関係課長等で組織するところの寒河江市雇用対策検討委員会というものを11月13日に設置しております。11月16日に第1回目の会議を開催したところでございます。

委員会では、雇用創出対策として、緊急地域雇用創出特別基金事業に取り組むこととし、来年の1月から3月まで、本町駐車場整理事業と教育指導の補助者を配置し、学校図書を活用した児童・生徒の調べ学習や、子供の読書離れを防ぎ、読書習慣の醸成を図る学校図書活用教育促進事業にそれぞれ3人の合計6人を雇用いたしまして、それを実施していく方針を決定したところでございます。御案内のとおりでございます。

そして、次に、新規学卒者の雇用確保について申し上げます。

少子・高齢化が一段と進展する中で、新規学卒者の地元への就職は、労働力確保はもちろんのこと、地域の発展、活性化に不可欠な条件であることと認識しております。

市では、西村山雇用対策協議会と連携いたしまして、7月に高等学校等進路指導主事と会員企業との合同会議というものを開催しております。そして、管内の企業を視察するとともに、新規学卒者への求人の確保についての情報交換を行ってきているところでございます。

9月末現在、県内の高校生の就職内定率は33.9%と去年同期を10.6ポイント下回り、寒河江公共職業安定所管内においても50.0%で、去年同期を1.3ポイント下回るなど、厳しい状況にあるため、管内の高等学校を訪問いたしまして状況調査を実施したところ、昨年と比較し求人企業と採用人数が減少していることから、企業を回り求人のお願いと就労機会の掘り起こしを行っているところでございます。

11月末現在の状況では、就職希望者217人に対しまして、内定者が167人、内定率77.0%となり、前月に比較して11.4%の伸びを示しており、今後も来春卒業予定者のみならず、平成15年3月卒業予定者についても、企業への求人のお願いを通し、雇用確保に向けて継続して取り組んでいきたいと思っております。

次に、中高年の離職者対策について申し上げます。

新たな雇用を創出するための方策についてでございますが、これまで本市では雇用、就業機会の創出策として、求人情報の提供と、国や県などの関係機関の雇用についての情報収集に努めるとともに、企業関係者との会議では、雇用の確保についてのお願いをしてきているところでございます。

また、離職者の雇用対策として、6月に再就職対策連絡協議会というものを設置いたしまして、離職者の希望職種を訪問しまして、求人のお願いをしながら、15名の雇用確保に努めてきたところでございます。

さらに職業能力の開発のため、現在寒河江市技術交流プラザを会場に、無職者を対象にした就業を容易にするためのパソコン講習会というものを実施しております。工業は、本市産業と経済の基盤をなすものであります。このような経済環境の中、寒河江工業団地内で新たに操業する企業が3社予定されております。新たな雇用の創出が見込まれますので、相当の雇用の確保が図られるものと思っております。

新たな企業の誘致は、若者の定住を初め雇用の確保のための有効な施策であることから、今後とも積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、融資でございますが、本市におきましては、これまで寒河江市中小企業振興資金融資制度というのを創設いたしまして、市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営み、事業用の設備資金や福利厚生施設の設置資金、それから工場の緑化資金、売上減少による経営の支障改善のための運転資金などを必要とする方を対象にいたしまして、有利な融資を行い、産業の活性化に努めてきたところでございます。

今後、融資対象者というものを1年以上の事業実績があり、市内への進出を計画している中小企業者についても新たに融資対象者とすることや、資金の使途が事業の拡大等を行うことにより新たな雇用創出を行うものについても、運転資金、設備資金を融資できるよう検討するなど、雇用の確保及び産業の振興を図っていきたいと考えております。

それから、市独自の緊急雇用対策事業云々、そして行政の基本的な考え方というような御質問がございましたが、長引く景気の低迷や国際的な競争の激化による雇用環境の悪化に対応いたしまして、産業振興策を初め人材

育成事業、雇用の創出に向け取り組んでいかなければならない課題だと考えております。

そういうことから、これまで緊急地域雇用特別基金事業というものを活用しながら、36名の雇用の創出を図ってきております。今後においても、補正予算を組みながら早急に対応していくところでございます。

また、産業の振興策といたしまして、企業というものを誘致いたしまして、先ほども申し上げましたけれども、企業の進出、誘致、張りつけを通しまして、雇用の創出に大きな成果を上げているところでございます。

そして、そういう中で企業を訪問して、新規卒者及び離職者の求人の掘り起こしやIT化に対応したところの能力開発の拡充を図るため、パソコンの講習会も開催するなど、雇用の創出及び確保に効果を上げてきているところでございます。

また、新たに大型店の開店が予定されております。雇用の確保が図られるものと思っておるところでございます。

そういう中で、今後とも雇用対策検討委員会の中で、短期的・緊急的な雇用と中・長期的な雇用創出に向けた事業というものを検討しながら積極的に取り組んでいくとともに、雇用問題については社会問題の一面もあり、企業及び各業界、関係団体と連携を図りながら、雇用の創出に努めてまいりたいと思っております。

そういう中で、岩手県久慈市の話が出ておりましたが、これはうちの方で調べましたところ、事業主が解雇、倒産等の非自発的な理由で失業を余儀なくされた方を雇用した場合に、奨励金を支給するようなものでございます。国の制度にもあるわけでございますが、国としましては、緊急雇用創出特別奨励金及び新規成長分野雇用創出特別奨励金などがございました。緊急雇用創出特別奨励金というものは、全国の完全失業率が5%以上になった場合に発動されるものでございます。平成13年、7月の完全失業率が5.0%となったことで、現在発動中でございます。

制度の内容といたしましては、平成13年8月29日から平成14年3月1日までの間に、45歳以上60歳未満で非自発的な離職を余儀なくされた方、それから職業訓練受講者を常用労働者として雇用するなど、その他条件を満たした場合に、事業主に1人につき30万円が支給されるものでございます。

それから、新規成長分野雇用創出特別奨励金というものもあるわけですが、これは医療とか福祉関連分野など、新規成長分野に該当する事業主が、これは30歳以上60歳未満でございますが、平成13年10月1日から平成14年3月31日までに、これも非自発的な離職を余儀なくされた方及び職業訓練受講者を常用労働者として雇用するなど、その他の条件を満たした場合に、事業主1人につき70万円が支給されるものでございます。

ただ、企業によりましては、これ以上の奨励金制度の整備によりまして、一時金の支給をふやしたとしましても、雇用の掘り起こしというのは非常に困難だと。それよりはやはり産業振興策を望む声があるわけでございます。したがって、市としましては、これらの国の制度の活用というものを第一義に考えまして、こういう独自の制度のことにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

それから、実施計画と財政計画との関連の点で、最上川緑地公園を新規に取り上げておりますものについてのお尋ねがございました。

今回の実施計画は、御案内のように平成14年度から16年度の計画でございまして、この14年度からの新規事業といたしまして、最上川緑地公園整備事業というものを取り上げましたところでございます。

この事業というものは、永年の懸案事項でありましたので、その経緯から申し上げなければならないと思っております。本市では、この河川敷地について、昭和57年に策定した緑のマスタープランの中に皿沼緑地として盛り込み、さらに平成9年度に策定した都市計画マスタープランの中にも、最上川緑地公園として位置づけているところでございます。

また、河川敷の用地につきましては、昭和48年当時、建設省が河川整備事業の一環として、皿沼地内の堤外地の農地約26ヘクタールについて用地買収に入りましたが、平成3年まで長期にわたり地権者と用地買収の交渉を進めてこられました。その結果、全体面積に対し約91%、面積にいたしまして約24ヘクタールが買収されました。

が、残地につきましては用地交渉が難航し、一時中断の状況にあったところでございます。

その後、平成8年に南部地区から河川空間を利用した公園整備促進についての要望書を受けたところでございました。市としましては、地域の要望実現のために未買収の用地取得の再開について建設省に要望申し上げたところ、平成10年度から再び用地買収に取りかかっていたいただき、現段階での未買収の地権者は1名、面積にして463平米のみとなっております。この1名についても、年度内の買収の見込みが立っているとのことでありました。

これまでの活用状況であります。昭和52年に南部地区からの河川敷の整備についての要望があり、昭和57年に市が建設省から約2.1ヘクタールの占用の許可を受けまして、南部総合グラウンドとして活用してきました。以後、買収面積が拡大されるにつき、南部地区からの公園整備に対する要望も何回となくありました。また、建設省山形工事事務所と地元、市が一体となり、クリーン作戦を実施するなどして、地区民挙げてごみの不法投棄防止と河畔の小径としての散歩道やコスモス花園を整備いたし、環境の美化にも取り組んできたところでございます。

何せ20ヘクタール以上にも及ぶ広大な空間でもありますので、全体を整備するとなれば、これまでのように南部地区からの要望にこだわらず、市の都市計画マスタープランにも載っていることから、国土交通省の全面的支援をいただきながら、全市的観点から検討してまいりまして、本年度には最上川緑地公園の基本計画を策定いたしましたところであります。

当公園は、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場としての整備はもちろんでありますが、最上川の水資源を活用したところの多目的水面広場として、これは水面の静水上において競技用のカヌー大会にも対応可能な施設を整備いたしてはと考えております。

以上申し上げましたように、皿沼地区の最上川緑地公園整備については、昭和52年に地元からの要望に端を發し、以後市の計画に取り上げ、永年にわたり国土交通省とその利活用の方策について検討を重ねてきたところでございます。そして今日、国の河川行政に対する考えとあわせまして、国の補助事業を活用しながら整備をいたしたいと考えております。

後年度に先送りということでございますけれども、この公園の整備は、市民の利活用もさることながら、カヌーを通して東北全国規模での活用を含めて、クアパークとの相乗効果を通して、地域の活性化に大きく寄与するものと信じておりますので、また国・県に対する14年度の重要事業の一つとしても要望しておるわけでございます。

しかしながら、国土交通省において、市に河川敷の占用の許可をするに当たり、いろいろ問題があるわけでございます。課題もあるわけでございます。洪水時における堤防等への影響やら、カヌーをするための湖沼を設置したときの治水上の問題とか、それから上水道の取水施設への影響などの課題があるわけございまして、これらをクリアしなければならぬということでありました。

また、市では国に対し補助事業の申請をいたす予定であります。当然補助事業としての採択が事業実施の前提であります。よって、14年度に補助事業として採択されれば、事業の先送りをするというようなことは考えていないところでございます。

それから、市債が多くなってきているのではないかと。それに対する考えはどうかというような御質問がございました。お答え申し上げます。

適正規模の市債発行についてのお尋ねでございますが、市債は借金であり、後年度に必ず返済しなければならないものでございます。この点からしますと、市債は市税、地方交付税などと同じような財源とは位置づけられません。しかし、市債は市税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、ある程度の機動性と弾力性を持った財源確保の方策としまして、特に投資的事業を実施するに当たっては重要な役割を担っております。

市債は後年度において、その元利償還を行わなければならないものでありますから、その発行に当たっては、

既発債、いわゆる既発行の起債の元利償還額の状態を把握するだけでなく、新規分の将来の元利償還額をも合わせて後年度の財政運営に及ぼす影響というものを的確に見通し、適正な発行規模を決めていく必要があるかと思えます。

市債残高の適正規模がどうかについては、これは後年度負担の問題になりますが、市債残高は社会資本の整備・充実への取り組みいかなる状況により異なるものでありまして、また一方で、国レベルの経済状況や、これと関連した市税収入の見込みなどともかかわり、これは一概にも言えないところでありまして、よるべき指標として示されたものも別段ないところでございます。

市債の償還経費である公債費の財政運営に及ぼす影響を知る指標としましては、御案内のように公債費比率、それから公債費負担比率、起債制限比率などがございまして、公債費比率は個別の団体の具体的な公債費負担を知る上で、また公債費負担比率は実質的な公債費負担の状況を知る上で有効な指標でありまして、さらに起債制限比率は、公債費増大の歯どめ措置として、一定の率を超えた場合には、一定の事業に係る地方債の発行を国は許可しないとす直接的な指標であります。

これらの指標の適正な水準がどの辺にあるかについては、必ずしも明確な基準は見当たりませんが、全国的な傾向や類似団体との比較を行いながら、年度別の推移、将来の見通しなど、これらの指標の動向に留意しつつ、繰り上げ償還に努め、また借りかえなどの措置を講じていく必要があると考えます。

また、自治体は近年不況による税収の落ち込みや景気対策で発行した地方債の返済などで財政状況が悪化しており、現行の指標は過去のデータをもとにしており、現実的でないと見直しを求める意見が出ていたことから、国においては見直しに着手しております。

市債残高は政府が行った景気対策を受けて、地方の借金が急にふえた事情もあるわけでありまして、国の政策の影響を受け、特例的にふえたことも見逃せません。また、市債残高には大きなプロジェクトの進行状況や、加えてこれまでの、そして現在の市の事業が輻輳して反映されることなどから、それぞれの年度の市債残高がそれぞれ適正規模のうちにあるとは言えなくもないものでございます。

そういうことから、現在 213億円の市債残高があるわけで、これを踏まえどころとして、財政運営の長期的な安定性の視点で、常に市債の発行については、これまでにおいても地方交付税に算入されることの有利な市債の活用を努めてきたところであり、今後におきましても十分な配慮をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。



佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁で、大分時間を食ってしまいましたけれども、BSEという表現を市長は使っておりまして、いろいろ世間体もあるのでそういうふうな言い方をするのかなと思いますけれども、私もBSEと言います。

第2問で予定していた質問事項にも答弁されていたりして、肉牛肥育経営安定制度というのは、やはり私も取り上げなければいけないというふうに思っていたんですけれども、市は2割の積立金を負担して、県と合わせて10割の負担をして、緊急加入する農家の積立金の自己負担はないようにするというふうなことを言われたので、これは大変いいことだなというふうに思っています。

ただ、支給が四半期から1回というふうになっていますので、これを1カ月ごとにすべきでないかというふうに酪農家の方はおっしゃっております。ぜひこれが実現するように努力をお願いしていただきたい。

それから、融資についても、ただ大家畜制度、つまり大家畜となっているのでよくわからなかったんですけれども、よく調べてみたら雇用する家畜農家、要するに人を使っている家畜農家、大規模な経営をやっておられる農家ということが主に対象になるようでありまして、家族経営をやっている農家には余り恩恵がないのかなというふうに思いますけれども、これも市としても無利子で対応できるようにしたいということでしたので、ぜひこれはお願いをしたいというふうに思います。

それから、11月に西川町でモーモー祭りというのがありまして、ちょっとしたことで誘われて行ってまいったんですけれども、これは11月に桃を食べようというのではなくて、モーさん、牛を食べようというお祭りでありまして、モーモー祭りというのでありました。

行ってみてわかったんですけれども、西川でとれる牛を西川でつぶしてもらって、お店屋さんで提供すると。大いに西川牛を食べましょうという企画のようでした。これには町も補助を出して振興に努力をしていた、大変おいしかったという思いがありますけれども、例えばこういうものをいろいろなアイデアを出して、消費の拡大に行政としても全力を挙げていくということが必要なのではないかと。

ある畜産農家は、天童とかは非常にこの問題に対して一生懸命だと。だけれども、寒河江市は余り動きが見えないというようなことを言うておりました。やはりそういうふうなもっと目に見える形での振興策を消費の拡大も含めましてやる必要があるのではないかと。イベントとして牛肉を販売促進するようなイベントも計画したいということでしたので、ぜひこれも早急にやっていただきたいというふうに思います。

それから、学校給食や公的機関での給食に安全な牛肉を大いに使いましょうということについても、質問通告を出した後に、新聞、テレビで大変大規模に宣伝されまして、これは取り上げてもしようがないのかなというふうに思いましたけれども、通告してありましたので、寒河江市の学校や病院ではこれがどうなっているのか、お伺いをしたい。

それから、早晚肥育牛の農家は経営破綻を引き起こすという深刻な状態になっていることには変わりはないわけですが、幾つかありますけれども、一つは家畜共済の掛け金とか、と畜費用の際の農家負担分とか、それから今出ている特定危険部位の焼却費なども生産者負担になっているんですね。これについて、家畜共済については延納してもらいたいという声もあります。そういうのがきめ細かに打ち出されないと行き詰まっていくのではないかとということが一つあります。

それから、2004年の11月までの間に堆肥の処理施設をつくらなければいけない。家畜排泄物罰則規定の適用が2004年の11月から始まるということで、これへの整備もこの問題が発生する前から農家は対策について頭を悩ませていたらしいんですが、今回の事件でこれの取り組みを考える余裕がなくなっているらしいんですね。しかし、この法律的な罰則規定の適用は時間とともにやってくるわけでありまして、これに対する何らかの具体的な助成措置が図られないのかと。要するに自己資金がもう底を突くわけですので、これに対する何らかの助成が必要な

のではないかというふうに思います。これらの問題について、2問で答弁をお願いしたいなというふうに思います。

それから、求人の問題でありますけれども、やはりスケールが寒河江市の場合はちょっと小さいなという感じがします。もう少しダイナミックに行っていただきたい。

高卒のデータが私が持っているのと違いますけれども、考えてみたら、私が持っているのは寒高、谷地高、寒河江工業、左沢高校なんですね。寒河江高校の農業校舎と。考えてみれば、寒河江からは山形市内にも通っている高校生がたくさんいるわけで、これを合わせると200名を超えるのかなというふうに思いました。その元データの食い違いがあるので、そういう数字の食い違いがあるのかなと思いましたが、いずれにしろ、まだ決まらない子供さんがたくさんいるという事態には変わりないわけでありまして、ぜひ全員決まるような取り組みを最後まで手を緩めずにやっていただきたいというふうに思います。

それから、非自発的な離職に対するさまざまな国庫の事業主に対する助成がありますけれども、同時に非自発的な離職、要するに首とか、リストラとか、倒産とかでありますけれども、職を離れざるを得なくなった人で、家庭の経営状態が非常に悪化した方が寒河江にもいらっしゃいます。小・中学生や高校生を持つ家庭の場合、急激に教育費の負担の問題が表面化してまいります。

これに対して、よその県の自治体の例でありますけれども、学校給食費相当分を自治体で補助をすとか、県立高校の授業料相当分を就学費として補助をすとかいうような緊急の取り組みをやっている自治体も生まれてきています。こういうのも実態に即してきめ細かな対応策をとれないのかどうか、検討をお願いしたいと思います。

県内でも、長井市では、産業の活性化対策会議等を何回も開いておりまして、天童市などでも雇用対策本部を設置してさまざまな取り組みを始めた。寒河江市でも雇用対策本部を設置したと初めて伺いましたけれども、余り市報にも載らなかったのかなという気がしますけれども、載ったんですか。知りませんでした。

市民にきちっと広報して、企業にもきちっとこういう政府の制度資金があるというような宣伝ももっと積極的にやるべきではないかなというふうに思います。

それから、緊急雇用対策では、もっと規模を大きくしてやる必要がある。市長は36人の雇用を創出したというふうに言ってますけれども、よそでは数千規模でやっているんですね。こういうふうな大規模な、いわば昔で言う失業対策事業ですけれども、こういうのを積極的に起こして仕事を与えていくというような取り組みが必要なのではないかというふうに思います。

それから、実施計画と財政計画の問題ですけれども、これはいろいろ意見が分かれるところで、私はやるなど言っているのではなくて、その他の事業との整合性、市民が切実に求めている事業があるのに、それとのかかわりで一方がおくれてしまうと。こういう結果になっているのではないかというふうに申し上げたわけで、いろいろ調整は可能だと思うんですね。

例えば、市長はさっき競技カヌーと言いました。競技カヌーと言いますと、レジャーカヌーとは違まして、かなり厳密なコース設定が求められるわけでありまして。この辺では、月山湖にあります。それから、前は徳良湖にもあったんですけども、今はほとんど使われておりません。県内では月山湖、それから福島県あたりだと阿武隈川等にありますが、月山湖の場合は寒河江ダム内にありますので、そんなに影響を受けませんけれども、阿武隈の場合は本流から水を引き込んで、全く別のところにカヌー基地をつくっているわけですね。

河川敷の真ん中にレーシング用のカヌー基地というのがつくれるのかどうか、どうもちょっと疑問なんですけれども、一体どういう発想でそういうのが出てきたのか、内部の検討がどの程度なされているのか、そういうことも全然私らには伝わってこないわけです。ただ予算規模だけがばんと一人歩きしているということでありまして、そんなのは要らないのであればカットすればいいわけで、一体そういう内部でフィルターをどの程度通したのか、全然わかりませんので、お伺いをしたい。

寒河江市の財政は、だれが見ても明らかなように危機的な状況にあります。財政調整基金は毎年数億規模で取り崩しをしている。これは当初予算でやっているわけです。こんな自治体は余りないですね。基金残高も13市の中でも非常に低い方にランクされておりまして、非常に苦しいやり繰りで予算編成しているなというのがわかります。こういう状態をいつまで続けるのか、お伺いをしたいなというふうに思います。

残り時間がないので、以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 牛肉の消費拡大、これも先ほど申し上げましたように、いろいろイベントを考えてまいらなければならないなど。市だけでやるわけにはいきませんから、農協とか、それから生産者、あるいは商工団体と、こういうことではないかと思っております。

それから、寒河江の小学校、中学校、それから病院の状況でございますけれども、この問題が発生したときに中止した学校は11のうち10、そして12月からは全校復旧しているということでございまして、病院につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、共済掛け金のことにつきましては、担当の方から申し上げます。

それから、特定部位のことでございますが、これは屠畜費用については10年の据え置きでございますか。そして、今回新たに定められた特定危険部位の焼却についても、B S E問題というものを十分考慮した上で低い価格に設定されたということを聞いております。

この事業というものは、ずっと続くと、継続されると。焼却というのはずっと継続されるということになるかと思いますが、それをずっと続けるというまでに市が助成するというようなことは、ちょっと検討しなければならないわけでございますので、今回のB S Eに限って県の状況というようなものを見ながら検討してみたいなと思っております。

それから、堆肥のことでございますが、これも16年11月にその猶予期間が切れるということのようでございまして、市でも畜産農家に対しまして機会あるごとに説明会などを行ってきたところでございます。

施設整備に係る補助事業といたしましては、農家に取り組める事業として、周年農業畜産の里づくり事業があります。これは県費が3分の1、200万円を限度として補助するものでございまして、市でも6分の1の100万円を上乗せし、300万円を限度に助成するものでございまして、これにつきましては、畜産農家との意思疎通というものを図りながら対処してまいりたいと思っております。

他県のどの町でございまして、小・中学生にいわゆる雇用保険が切れたところの方々に対して小学校、中学校、高等学校の方の学費補助ということをやっている町があるようでございます。他県にあるようでございまして、これにつきましては、そのほかの制度との絡みもございまして、基準設定というようなものが非常に困難だというふうに見られますので、直ちに実施できるものではないのではないかなと思っております。

本市におきましては、いわゆる福祉サイドにおきましての、あるいは教育長サイドでの事業がございまして、それらを受けることができるのではなからうかなと思っておりますので、そういう事業で救済してもらおうということを考えてはいかがかと思っております。

それから、緊急雇用創出特別基金事業、いわゆる雇用というものを新たに創出しなければならないということになるわけございまして、ですけれども、そういうものはあくまでも一時的なものでございまして、ですけれども、何とかそういう雇用の場を確保して救済していくということが求められるわけございまして、そういうことにもなお一層どういう事業かというようなことは、いろいろアイデアを出して、そして関係者の理解も得なければならないわけございまして、そういうことを通してやっていかなければならないと思っております。

先ほど工業団地に新しい企業とか、あるいは店舗とかというような話を申し上げましたが、やはりこういういわゆる将来に残るような、そして恒久的な就業の場につながるようなものやっていたらいいかなと思っております。そちらにつきましても、これは寒河江市の産業基盤の充実と税収入の伸びというようなことにもつながっていくわけございまして、それらについてやってまいらうと思っております。

それから、緑地公園につきましては、これは先ほど申し上げました歴史といいますか、あるいは経過があるわけございまして、それらにのっとなって詰めてきたということになってございまして、いろいろ建設省、今の国交省との詰めというようなものもやっておるわけございまして、

重要事業に上げましたけれども、いろいろ先ほど申し上げたような課題があるわけでございます。ですけれども、これをするということによりますれば、せっかくお借りできるところの20ヘクタールというものを市の活性化に、あるいは山形県、あるいは東北のカヌーというようなものの位置づけに、カヌー競技場、あるいはカヌーの遊び場ということにもつながってまいるのでございますので、これを重要事業に取り上げて今、県・国の方に上げておる段階でございます。

それから、財政状況を議員は寒河江市は最悪だとおっしゃるようでございますけれども、必ずしも最悪の状態ではないというふうに認識しておりまして、これだけの仕事をして、これだけの財政運営ができるというのは、これは寒河江にはいいんじゃないかなと思っております、ですから何もそんなに心配なさなくても、そのほかにつきましても、十分にいろいろ施策をやっておるわけでございまして、福祉といえば寒河江型福祉ということになってきておりますし、あるいは農業にしましても後継者が育つというような寒河江になってきておるわけでございます。

また、中心市街地の問題にしましても、大変な事業ではございますけれども、これをやることによって、中心市街地あるいは周辺の自治体との連携と、そしてまた商店街の活性化というようなことに結びついていくわけでございますので、非常に注目されておるところの事業でございますし、寒河江市は生かしていかなければならない問題、事業だろうと思っております。

高齢者に対しましても、今言ったようなことで、本当にきめ細かなものをおこなっているんじゃないかなと思っておりますので、これからはいわゆるこういう大型の事業というものと、大型事業をやることによって市が活性化する、あるいは元気がつく、あるいはそれが及ぼす影響というもの、波及効果というのは大変大きな問題でございまして、ただ目先のことはしないということではございませんけれども、そういうことと私は大型プロジェクトをやるということには大変な違いがあると思っております、その辺で御理解願いたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 時間がありませんので、済みません。

市の事業を私は全面的に否定しているわけではありません。いろいろな意味でかみ合わない批判もし、批判もされると。お互いその中で前進をしていくというふうなことになるないと、市長のように何でもかんでも自分のやることは立派ですごいんだというふうな言い方はどうかなというふうに思います。そういう点では、大いに批判にも耳を傾けるということがないとだめなのではないかと、前進はないのではないかと。

例えばクアパークだって、まだお客さん1社だけですよね。一体これをどうするのかというふうな問題が未解決のまま、また最上川に壮大な事業を始めるといふようなことは、果たして是なのか非なのか。今すぐやることについてですね。そこら辺の内部の検討、あるいは議会側とのすり合わせ、こういうものが必要なのではないかと、ということを行っているわけです。

ましてや、レーシングカヌー、競技用のカヌーと市長は言いましたけれども、これはちょっと簡単にはできないというふうに私は思います。現場に何回か私も足を運びましたけれども、あそこの高低差はすごいですよね。約3メートル近くあるんじゃないかと思えますけれども、高いところと川床との差がですね。ここに一体どのような形で水を引くのか、ちょっと理解に苦しむような場所がありますので、どういうふうな構想であそこに何をつくらうとしているのかが明らかにならないまま、国の補助が決定というふうな形になっていけば、どんどんと事業だけが進んで、もうチェックがきかなくなるというような事態になりかねませんので、ぜひそのことは議会にも構想を提示していただきたいというふうに思います。

それから、BSEの問題でありますけれども、これはみんな真剣に何とかしなければいけないと思っていることでありまして、ぜひ積極的な対応をお願いをしたいというふうに思います。

それから、新規学卒は企業の活性化を図っていくということをメインにしてやっていくと言いますが、実は失業してしまうと、その日から生活の糧がなくなるわけですので、いわゆる生活保護とはまた違う性格を持っておりまして、ぜひそこら辺は事情が違うことを踏まえての対応をお願いしたいと。

以上で第3問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最上川緑地公園でございますけれども、いろいろ事業計画を事務的な段階で練っておりまして、そしてまたいろいろ国土交通省の方にも事務的な打ち合わせはしておるわけございまして、全然白紙のものではございませんし、また競技用、競技用というだけではございまして、これはあらゆる市民とか、あるいは一般にも使えるものになるんだろうと思っております、それを今から公園の都市計画決定するなり、あるいは事業の妥当性云々というようなことになりまして、あるいは直轄河川とのつながりというような先ほど申し上げました問題があるわけございまして、それらが全部クリアできなければ、非常に大きなプロジェクトということの認識は私もしておるところでございますけれども。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時25分といたします。

休 憩 午後 3時08分

---

再 開 午後 3時25分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号17番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は通告している課題について市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社民党市民連合の一員として質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、都市計画区域見直しの現状と課題についてお伺いいたします。

私はこの件について、3月議会でも幾つかの提案を含め質問させていただきました。そして、担当課の方々には去る11月12日から16日までの5日間にわたって、拡大される地区民を対象に、柴橋地区公民館、J A三泉支所、同じくJ A醍醐支所、それに西部地区公民館において説明会を開催していただき、大変御苦労さまでございました。

私も15日に西部地区公民館の説明会に参加をしてきました。説明の内容は、一つに、寒河江市都市計画区域拡大の素案として、都市計画区域変更の必要性及び目的、として拡大の範囲、二つとして、都市計画の拡大に伴う主な効果、影響についてでありました。

そこに参加した方々や市民から、その後寄せられた声は、都市計画区域になっても下水道を整備する場合、区域外の特定環境保全下水道で整備しても、公共下水道で整備しても、国の補助率は同じだそうで、逆に住宅などを建てる際、現在の工事届でなく、確認申請が必要になるなど、さまざまな面で手続きが面倒になるだけで、メリットは感じられないということであります。

また、市の説明によると、都市計画税は拡大される地域にあつては、用途指定されなければ課税対象とはしない。したがって、都市計画税はかからない。それに用途指定を予定しているのは工業団地の再々拡張地だけで、その他の地域は当分の間は用途指定しないので、今回拡大される区域のほとんどは課税されないと説明されました。しかし、拡張後に用途指定がされるのではないかと心配しているのであります。

同じく拡張された区域の白地についても、条例を改正して非課税にすると説明されたが、拡張後に既存の都市計画区域内の白地との整合性を理由に課税されるのではないかと心配しています。もし後で課税されるのであれば、都市計画区域にする必要はないと言われてしています。

これらのことについては、私も同感であります。さらに、私は見直しの必要性について、工業団地や最上川ふるさと総合公園などの開発地、それに下水道整備計画で公共下水道計画区域になっているところなど、必ず拡大しなければならない箇所があることも確かであります。しかし、隣接都市計画区域との一体化ということで、田代、幸生を除く平野部全域を予定されているわけですが、果たして隣接市町と一体的な都市計画の実現の可能性から考えても、全域を対象とする必要性があるのか、疑問であります。

そこで、お伺いいたします。

一つは、説明会の各会場ごとの参加人数及び参加率と、出された意見、要望と、それに対する当局の対応を示していただきたいと思ひます。

二つには、拡大される区域における都市計画税の課税対象についてどのように考えておられるのか、できるだけわかりやすく示していただきたいと思ひます。

次に、全市の均衡ある発展を図る立場での住宅政策についてお伺いいたします。

本市の人口は着実に増加しているものの、地区別に見ると西根、柴橋、南部を含む寒河江地区は増加をしていますが、三泉地区は横ばい、醍醐、高松、白岩地区が世帯、人口ともに減少しており、年々その格差が増大しています。それらを是正する政策の一つとして、低廉で良好な宅地の造成、分譲を行うべく、土地開発公社で醍醐住宅団地に続いて（仮称）白岩住宅団地に取り組んでおり、11月に新聞報道になりました。それによりますと、全体面積が3.8ヘクタールで平均400平米の宅地を65区画造成し、14年6月に完成、8月上旬に分譲するというもので、価格は坪当たり7万円台に抑えたいというものでした。



私は1坪7万円台の8万円弱では、醍醐住宅団地同様に販売に苦慮することが懸念されるわけであります。もし完売するのに3年も5年もかかるようでは、人口の増加どころか逆に他地区からの購入者は少なく、大部分を地区内の人が購入することになりかねず、結果的に田代や幸生の過疎に力を貸すことになりはしないかと心配なりません。

人口の増加を図るには、購入希望者が競合するようではなればなりません。そのためにはどうすべきかを考える必要があると思うのであります。

市長は6月の議会での答弁で、新たに住宅地を取得しようとする方の土地を選定する際のポイントとなる要件は、一つに、いわゆる地方公共団体の魅力だと言われています。二つには、道路などの交通アクセスであり、三つには、教育、福祉、医療、商業施設などの配置状況で、四つには、工業団地などの就業環境であり、五つには、ゆとりと安らぎが得られる自然環境であるとの5点を上げられています。

私もこの五つは重要な要件だと思います。しかし、そのほかに土地を取得する際、大きな要件となるのは、土地の価格、坪単価だと思います。したがって、分譲価格を安くすることに尽きると思うのであります。

白岩の場合、5万円台で分譲することであると思います。そのためには、土地開発公社で努力するのは当然のことであり、努力をしますが、その上で5万円台で分譲を可能にするために、インフラ関係を市で整備する手法を取り入れるべきだと思います。実際、チェリークア・パーク民活用地は、この方法で造成し、坪単価5万5,000円弱で分譲されているわけであります。全市の均衡ある発展を目指した施策である白岩住宅団地が、その目的がかなえられる事業となるように、市長の英断に期待を込め、見解をお伺いいたします。

次に、実施計画に見る事業選択のあり方についてお伺いいたします。

第4次寒河江市振興計画は、平成8年度を初年度に17年度を目標年度として平成7年に作成されました。そして、半年が過ぎ、折り返しに入っている今、本市を取り巻く情勢は長引く不況、先行きの見えない景気の低迷、リストラによる失業者の増加や雇用不安、それに年金や医療制度の改悪・後退など、あらゆる面で振興計画策定時には想定できなかった状況になっています。

本市にとって前半のビッグプロジェクトでもあったチェリークア・パーク建設は、市長や市民の熱意や期待とは裏腹に、冷徹な資本の鉄則のもとに周知の状況にあるわけであります。採算のとれないところに投資はあり得ないわけで、この客観的な条件を無視して強引にむちゃな進め方をすれば、経営破綻は自明の理であります。

本市の製造品出荷額は、平成9年度の1,290億5,500万円をピークに年々減少し、12年度には1,204億2,400万円となっています。また、卸、小売を含めた年間商品販売額も平成11年度は759億9,300万円と、平成3年の796億700万円を下回っているのです。現在はどちらももっと落ち込んでいると思われま。

さらに、財政状況も起債残高が平成16年度には普通会計で252億8,690万円、特別会計を合わせると415億4,450万円となり、一般会計の公債費比率も17.1%と見られ、年々厳しくなっております。

したがって、今、市当局や議会に求められているのは、寒河江市を取り巻く客観的諸条件を冷静な判断のもとに事を進めるといことだと思っております。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、このような状況の中で、後半の実施計画に組み入れる事業の選択を市長はどのように考えているのか、御所見をお伺いいたします。

二つには、実施計画に平成10年度から毎年5,000万円ずつ計上されていた市庁舎建設基金が今議会に報告された実施計画から消えているわけであります。申すまでもなく、これまで種々の議論、検討の結果、実施計画に計上されてきたものであります。なぜ今回姿を消したのか、その理由をお伺いいたしまして、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、都市計画の見直しにつきまして答弁申し上げます。

この見直しにつきましては、議員から先ほどありましたように、本年3月議会の一般質問があったわけで、それにお答えしているとおりでございますが、市の第4次振興計画、それから都市計画の誘導指針でありますところの都市計画マスタープランでも示しているところでございまして、これらを基本として進めているところでございます。

現在の都市計画区域外の地域を見た場合、国道、県道、幹線市道の道路整備が進展いたしまして、市街地と周辺集落部の家屋も連檐してきておりまして、また中小規模開発が本市一円で行われてきております。

このように開発ポテンシャルが非常に高くなってきていることから、開発許可制度による秩序ある開発と建築確認申請による快適で防災に配慮した住環境の整備が必要な状況になってきておるわけでございます。

さらに、広域的都市圏域の形成のためにも、隣接市町の都市計画区域と一体化を図り、都市間交通の円滑化を図る道路や土地利用の適正化など、都市間の連携も重要なことと考えております。

都市計画区域が拡大されることで、地域の方々にもまちづくりに住民参加の機会が拡大されることにもなっております。このようなことから、都市計画区域の見直しが必要であると考えておりまして、現在作業を進めている段階でございます。

そういう中で、過般説明会をやったわけでございますが、その説明会は拡大する対象地域の全戸に御案内を配布いたしまして実施したところでございます。地区ごとに柴橋、三泉、醍醐、高松、白岩については、先月の12日から16日にかけて、そして中央工業団地の再拡張地につきましては、今月の6日に実施しております。

その中で、冒頭申し上げましたような区域拡大の必要性と目的、それに拡大の範囲、拡大に伴う効果と影響等について説明を申し上げてきたところでございます。

出席者の人数につきましては、柴橋地区が8名でございます。三泉地区が10名、醍醐地区8名、高松地区17名、白岩地区は4名でございます。中央工業団地再拡張については8名でありました。

その際に出された意見内容でございますが、主な内容を申し上げますと、拡大計画に関することにつきましては、いつごろから計画されたのか、法律改正があったのかとか、区域に入ることによって開発の可能性が大きくなるのではないのかとか、線引き方法が市街化区域、市街化調整区域となるのかとか、慈恩寺をどう保全していくのか。

それから、農業振興地域との関係についても質問があったわけございまして、都市計画区域になることにより、農業振興地域から外れるのか、農振地域から除外にならなければ開発が進まないのではないのかとか、林道整備も可能なのかとか。

それから、下水道関係につきましては、区域拡大されることで整備が促進されるのか、公共下水道で整備になるのか。

それから建築確認申請関係では、建ぺい率や大江町飛び地での取り扱い、接道要件の詳細について質問もございました。

そして、都市計画税、税金につきましては、賦課されるのではないのか、近い将来どうなのだとか、あるいは現在の賦課対象地域や税率についての質問がございました。

そのほか市民への周知についても、今後の手順の中で縦覧の公告をわかりやすくもっとPRすべきでないかという意見もあったわけでございます。

そういう意見で、これまでこの議会におきまして、あるいは協議会におきまして、十分議論になったことではございますけれども、その何点かについて改めて申し上げたいと思っております。

現在の都市計画区域は、寒河江、西根、南部地区と柴橋地区の一部を区域としますところの2,101ヘクタール

になっておりますが、拡大区域としましては、市内山間部の幸生、田代地区を除く平場全域を対象に指定していきたいと考えております。

基本的に生活圏となり得る可住地、人が居住可能な土地や、平場と一体的な地であり、自然公園としての整備、保全が必要と思われる山林地域と考えております。

都市計画区域に定めたからといって、整備や開発するばかりではありませんが、都市を形成する過程で、周囲に影響を及ぼすおそれのある範囲を取り込んで、無秩序な市街化を防止して、必要な自然、緑地というものを都市計画上也積極的に保存するという観点で区域の設定を考えておるわけでございます。

山林を抱える慈恩寺につきましては、国の重要文化財の宝庫となっているものでございまして、将来は歴史的伝統を保全する上で、何らかの地域指定も必要と考えられるところでございます。

また、平野山につきましても、貴重な森林地域として保安林の指定や遺跡が存在するところでございます。また、いこいの森として自然公園が整備されておりますし、周辺一帯の保全に対する要請というものはますます高まる地域でございます。

慈恩寺、平野山とも、都市計画マスタープランでそれぞれ都市のシンボル軸の北端と西端に位置する重要な拠点として位置づけているところであり、保全する考え方もエリアに入れていきたいと考えておるところでございます。

また、区域界については、隣接する市町との行政区界のほか、地形、道路や水路等の地物を境とし、このような対象物のないところについては、字界などを区域界としていきたいと思っております。また将来の保全等々も十分考え、あるいは開発との調整というものも十分考えて指定して、説明会に出席した方には説明を加えてきたところでございます。

それから、住宅政策についてのお尋ねがございました。土地開発公社では、これまで400区画を超える宅地分譲を行っておりますが、ほぼすべての団地が完売の状況にあり、公社として宅地需要者のニーズを的確にとらえて対応してきたものと思っております。ただ、醍醐住宅団地につきましては、今年度に入ってから5区画が分譲されていることで、現在半分を超えた分譲率になってきております。

今も問い合わせもあるようでございますので、公社の努力によりまして、早急に完売されることを望んでいるところでございます。

それで、団地内のインフラ整備というものをどうするのかというふうな御質問がございましたが、それを市が行い分譲価格を引き下げるべきではないかというようなことかと思っておりますが、土地開発公社は独立した法人でございまして、企業会計により運営されております。公社がプロパー事業として行う宅地造成事業は、第1義的には公社の費用と責任において施行するものでございまして、議員も公社の理事をしておられるので、こういうことは十分御承知のことかと思っております。

ただ、公社は市が設立しているものでありまして、市としてもその事業が円滑に進むように、白岩住宅団地につきましては、団地の造成に合わせ、アクセス道路となる市道中町バイパス線の整備を行うことにしておりますし、団地内の水道工事につきましても、水道事業所が施工する幹線水道管と合併施工し、経費節減を図るようにしております。

また、宅地需要者のニーズというものは、単に分譲価格のみで決められるのではなく、周囲の環境や団地全体のグレードなども大きな要素となり得ると考えられ、特色あるまちづくりに努めることも必要かと考えております。

白岩住宅団地は、緑の中の住宅団地とするために、団地内の緑化を図ることや、カラー舗装の歩道を整備するなど、景観に配慮した団地を計画されているようでございます。

また、ほかの市あるいは県外の方からも買ってもらうようにするためにも、いろいろ考えておるわけでございまして、分譲に当たりましては、対象者を県内だけでなく、都市、首都圏も含めて募集することや、多様な宣伝

媒体を活用して計画的に宣伝を行うとともに、これまで蓄積してきたところのノウハウというものを最大限に生かしまして、早期完売を目指していただきたいと考えておるところでございます。

次に、実施計画との絡みで、事業選択をどのようにしているのかというようなことの質問がありました。

現在の第4次振興計画は、御案内のように美しいところの交流拠点都市寒河江の実現に向けた計画で、平成8年度を初年度として17年度を目標年次といたしております。これは地方自治法の規定により、議会の議決が必要のため、平成7年9月に振興計画の基本構想について議決をいただいたところであります。

議決いただいた基本構想に基づきまして、体系的に計画の方向と施策を示すところの基本計画を平成8年3月に策定いたしております。実施計画は、基本計画に示された施策の具現化を図るため、具体的な事業内容と実施年度を示しております。特に、社会経済情勢の変化に伴う税収や交付税、国・県の補助等の動向を踏まえ、そのときそのときの財政状況に対応した計画とするため、御案内のように毎年3カ年のローリング方式によって策定しているところでございます。

したがって、今回策定した平成14年度から16年度における3カ年の実施計画も、当然現在の経済情勢、財政計画を反映した計画となっているところでございます。

そういう中での具体的な事業選択ということでございますが、基本的には基本構想を受けた基本計画を中長期的展望に立って地域のバランスある発展をも考慮いたしております。

現状での景気好転の兆しが見られず、税財政上の見通しが立たない状況でありますので、新規事業を極力抑制し、どうしてもやらなければならないところの継続事業というものを優先するとともに、事業を進めた場合の効果、事業の緊急度というものを踏まえまして、厳しい状況下の中での事業選択を行ったところでございます。

それから、庁舎の建設の基金積立金が事業計画にないと、どうしてかというような質問がございました。確かに平成8年度に策定した実施計画、平成9年度から昨年度策定した実施計画、平成13年度から15年度までの計画には、庁舎建設のための基金積み立てを計画いたしておりました。実施計画に掲載された事業については、極力予算に反映させることにしておりますが、各年度の予算編成に際しましては、確実な歳入を見込み、事業の評価等を行い、優先順位を決め編成いたしております。そのため、現実的には実施計画に掲載されても予算に計上されない場合もあるわけでございます。

庁舎建設基金積み立てについては、平成9年度から実施計画に掲載したもののうち、財政の有効運用の観点として、その財源を過去の有利な借入金の繰り上げ償還に充ててきたため、これまでは積み立ての予算を計上してこなかったものであります。

今回、13年度に策定した実施計画、平成14年度から16年度においては、計画自体にも載せておりませんが、このことについては、さきの全員協議会でも申し上げましたように、昨今の預金利子を考えますと、積み立てをするよりも当面高利率の市債の償還をした方が効率的な財政運営がなされることと、もう1点は、本市の当面する大型プロジェクト事業、緑化フェア、醍醐小学校建設、それから駅前中心市街地の整備事業が16年度完成を予定しておりますので、本市にとりましては16年度までが大型プロジェクトがピークの状況にあることからしまして、今回策定した16年度までにおいては基金の積み立てを計画せず、17年度から検討し積み立てをしてはと考えておるところでございます。

また、庁舎建設には多額の費用が伴うものでございまして、現在、PFIというのがありますし、本議会におきましても質問を受けたものがあるわけでございますけれども、いわゆる民間資金を活用した公共施設整備というものでございますが、こういうようなものも研究してまいらなければならないかなと思っておるところでございます。

以上でございます。(「都市計画税」の声あり)都市計画税については、はっきり御質問がなされているのが、ちょっと不確かなものでございますので、申し上げなかったんですけども、改めて最後になりましたが、申し上げたいと思っております。

御承知のように、これは都市計画事業に要する費用に充てるための目的税でございます。本市においては、現在、条例の定めるところにより、農業振興地域の農用地区域を除く都市計画全域に所在する土地及び家屋に対しまして課税している状況でございます。

現在、見直しを進めておりますところの都市計画区域の拡大は、市全体の秩序ある開発と良好な生活環境の整備に向け、一体の都市として整備、開発、保全すべき区域を加えるべきであるとの考え方によるものでございまして、受益の状況等をかんがみした場合、区域の拡大と同時に課税区域を拡大することは適当ではないと考えております。

したがって、当面は用途地域に加える予定をしている区域については、税の趣旨に沿い課税区域に加えるもの、見直しをやって現行の課税区域をそのまま継続してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、既課税区域と非課税区域、いわゆる既に課税した区域と、それから課税区域でない非課税区域との考え方が問題になるかと思いますが、既課税区域は従来より都市計画事業を重点施策として優先的に導入し、現在受益を受ける地域との考え方でございますし、また非課税区域は適正な土地利用によりまして、これから良好な都市環境の整備を図ってまいりべく拡大を予定している区域であります。こうしたことから、都市計画事業の受益の状況により、課税区域の区分を明確化したいと考えておるところでございます。

課税区域につきましては、都市計画税条例で定めていることから、当然改正しなければならないと考えております。今後、区域決定の時期を見ながら、明確な範囲の設定を行うべく検討してまいりたいと思っております。

それから、隣接自治体との課税状況というのもどうなっているのかということもあるわけでございますけれども、天童市は市街化区域の線引き都市であるため、市街化区域のみ課税、河北町とか大江町は用途地域となっており、都市計画区域の一部に対する課税となっているようでございます。西川、中山は非課税のようでございます。

地方税法では、市街化区域の未線引き都市は、都市計画区域の全部または一部で条例で定める区域とされ、受益の状況に応じて課税することができるとされております。

本市の課税区域の考え方は、今申し上げましたように、都市計画事業の受益を受ける地域としてきたところであり、今回の拡大区域についても、同様の考え方としておりますが、将来の都市整備の進展状況により、用途地域の拡大とあわせ、課税の対象区域となり得るとも考えます。

以上でございます。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問に対する答弁をいただいたわけでありませうけれども、さらにかみ合わせていくというふうな立場から、2問目に入らせていただきたいと思います。

まず、都市計画区域の見直しの関係でありますけれども、3月に質問をしながら、余り行政だけで見直し作業を進めないで、関係する住民のコンセンサスを得るよというふうなことで要望しながら、説明会をしていただいたんですが、先ほど関係地区にそれぞれ全戸に配布をしていただきながら、先ほどのような参加状況だったというふうなことでありまして、大変な努力をされたんですが、結果的にこういうふうになってしまったので、これらの点を反省をしながら、今後に生かしていただきたいという点で何点かまず申し上げたいというふうに思います。

私も1問目で申し上げたんですが、参加して初めて計画の素案というものをいただきました。そして、あるいはその中にはさまざまなことが書かれているわけでありませうけれども、参加した人だけがこれをもらってわかるということなんですね。したがって、本当に地域住民と一緒にこの問題を考えてというのであれば、全戸に案内を差し上げるときに、これも一緒に例えば渡していただくことによって、まず大綱、それから素案がわかったのではないかなというふうに思うんですね。

そして、参加した人にだけ渡っているけれども、その後も周知がこの関係地区の人になという状況になっているわけでありませうので、今後本当にそこに関係する住民と一緒に物事を考えながらつくり上げていくというふうなことからすれば、少し検討をしていただきたいというふうに思うわけでありませう。

そしてまた、参加者が少ないというのも非常にかかりです。例えば白岩地区4名だそうでありませう。きょう見ても、ひな壇に座っている方だけでも7人白岩地区の人がいらっしゃるわけですね。本当にそういうふうにもみんなで市役所の職員も、課長らも、そこに地域に居住する人がみんなで物事を、さっきからいろいろなことを言っているんです。地域で、あるいはみんなでとか、しかし実際こういう実践の場に行くという実態なんですね。

もちろん市長も今回の関係地区の住民なんです。もちろん出られたと思ひます、市長は。そういうふうなところをやはりちゃんとしていかないと、みんなでつくるといひながら、格好だけになって、形式だけになって、魂が入らないというふうなことになると思ひますので、この点についてもいろいろの機会に、今後いろいろなものを地域でつくことはあると思ひます。そういう際に、市長みずからが手本を示していただきながら、執行部の皆さん、あるいは課長方も、管理職の皆さんも、率先してやはり手本になる姿勢を示していただきたいということが今回の説明会を通じて感じました。

それから、会場の設定もあつたんですね。白岩地区の方から私にもありました。三泉は三泉、柴橋は柴橋、醍醐は醍醐、高松は西部地区公民館、白岩も西部地区公民館でやられたわけですね。やはり白岩の人が西部地区公民館という、寒河江川を越えてこちまで来られないというふうなことで、何とか白岩地内で老人福祉センターでやってもらえないかというふうなことを要請されたそうですけれども、担当課の方では、やはりあそこの管理の問題がありまして、夜間というふうになるとなかなかできないということで、結果的にできなかったんだそうです。白岩の住民は白岩出張所廃止の際に、例えば白岩地区民でいろいろ相談しなければならないことだとしてあると。そういうときに、住民が集まれる場所が必要だというふうに言ったときに、それは代替として白岩の老人福祉センターだとしてあると、そこだとして使えるんだというような話が当時されたそうです。

しかし、今回この説明会の案内が来て、ぜひそこでやってほしいというものに対して、いやできないというふうになっているという、こういうことで住民は非常にがっかりしていますので、それは今回のこの説明会は、都市計画課ではセンターの管理の関係でないわけですから、そうしたときに庁舎の内部で連携をとりながら、そういうことが生かされるような配慮もお願いをしたいし、次回からはそういうことのないようをお願いをしておき

たいなというふうに思います。

また、これは私、説明会でも申し上げたんですが、そこへ行って初めてこれをもらうわけですね。そして、さまざまな今度は家へ行って家族で話したり、あるいは地域で話したりして、いやここはこういうふうにしてほしい、ああしてほしいというようなことがあって、そういうものが原案が示されて、いろいろ地域で討論して、その意見を行政で吸い上げて初めて住民の意向を聞いたというふうに、住民の意向が反映されたというふうになると思うんです。

ところが、このとき初めて渡して、それで終わりというふうになると、ただ説明しただけ、そしてそれごく少数の人というふうなことでは、本当の意味での住民の意見を反映する、集約というふうなことにならないのではないかというような感じがしました。

したがって、ぜひそれらを集約をする場が私は必要だなというふうに思うんですが、それらについての考え方をお願いしたい。もちろん当日も、また先ほどの市長の答弁でもありました。これをまずそれぞれ説明したので、そこで出された意見などをしんしゃくしながら、案をつくと。そして、できた段階で都計審にもかけながら、住民縦覧の期間があるので、縦覧の期間を最大限有効に活用しながら、住民に周知になるようにしたいということがあったんですが、それはもちろん大事です。それもしていただきたいと思います。

しかし、それは原案ができてからというふうな形になりますので、もちろんこれは法的に言えば県での都計審にかかって、最終的に決まるんだというふうに言われるかもしれませんが。それまではまだ決定したのではないというふうにまた言われるかもしれませんが、そうでなくて、行政としてまとめ上げるその過程に、やはり住民の意思が反映されるような形をお願いをしたいなというふうなことを考えていますので、この点については御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、税の関係でありますけれども、先ほどの市長の答弁を聞いても、傍聴者の皆さんや同僚の議員の皆さん、すばっとわかったのかなというふうに思うんです。したがって、私もできるだけわかりやすくこの点については答弁をお願いをしたい。あるいは事務方との打ち合わせの際も、その部分を少しわかりやすくお願いをしたいということで、お願いをしておったんです。

端的に言いますと、今回新たに拡張する部分については、用途指定をしたところ以外は課税をしないと。そして、新たに用途する部分というのにも限られた箇所ですと。高松での説明では、工業団地の再々拡張というか、あの未来工業が張りついているあの箇所だけですと。もちろんそのほかも島の方とか何かあるというふうに思いますけれども、そういうことでした。

そして、これから決定した後、拡張がされた後、用途指定がされれば、そこは課税対象になるけれども、用途指定は当分ありませんということもあったわけです。しかし、その当分というのはいつまでなんだということが地域の人としてはありました。したがって、その辺のことについて、再度教えていただきたい。

それから、既存の都市計画区域内の白地との関係などについては、先ほど既存のところは優先して都市計画を進めるので、それからよそのところは適正な形でしていく、保全などを中心にしていって、そこにはランクづけというか、課税になるところと非課税になるところがあるけれども、そういう判断でしていくという見解も示されましたので、これはわかりましたけれども、当分の間というふうなことなどは、どれぐらいのことを指し、地域ではなるといって、二、三年たって指定だというふうになって課税対象というふうになるのかということなどもありましたので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つ目の住宅団地の関係ですが、これは市長から言われるとおり、私も開発公社の理事で、公社として努力をしなければならぬのは十分承知をしているんです。している中で、先ほど話がありましたように、醍醐住宅団地がようやく半分が売れた。そしてまた、白岩で65区画を出して、そういうテンポでの分譲というふうになれば、非常に大変だなというふうに思っているわけでありませぬ。

そして、値段だけでないということも、市長がこの前五つ言ったのも、全く私同感です。その上で、開発公社

でしたのがさっと売れるような形にやはりしていきながら、そこに人をふやしていく、家をふやしていくという、こういうことをしていく必要があるのではないかなというふうに強く感じるんです。

この前、開発公社の行政視察で、館林市の開発公社の宅地分譲状況も視察をさせていただきました。そこでも、やはり実勢価格というか、相場よりも1万ないし2万安く分譲しながら、それはもちろん公社自体の努力の中で、安く分譲しながらやっておったわけでありまして。

したがって、これは開発公社の問題だというふうにまた市長から言われるかというふうに思うんですが、やはり醍醐でも半分残っているという状況からすれば、いろいろ話を聞くと値段ももう少し安いとなというふうに言うんです。というふうなことからすれば、その辺をもっと考えてみる必要があるのではないかな。そのためにできるものとしては、インフラの部分由市ですることによって、白岩の場合は可能なのかなというふうなことで提案をさせていただいたわけでありまして。

周辺の状況を見ても、西川町の海味でも、国道沿いの団地が坪5万円で出されています。大江町の場合も蛸水団地で5万、この間やった小漆川のものは5万6,000円だったそうでありましてけれども、12区画。これは即売したそうです。それから、朝日町でも宮宿、大谷やっているわけでありましてけれども、4万円台で出している。

こういうふうなことなども考えても、やはり白岩で65区画つくってなかなか売るのが大変だというふうなことになると、非常にこれは開発公社と言いながら、市の住宅政策を、市でなくて開発公社で市の一つの政策を担ってやっているわけでありまして、ぜひ検討していただきたいというふうに思うんです。

逆に言うと、醍醐のことを半分残っているから、そっちとの値段の関係でかえって大変になるというふうに判断されているのかなというふうにも私は思っておったんですが、そういうことでもなく、それが直接的なことでもないようですけれども、やはり、もう醍醐と同じような状況を白岩に行ったら、もっともっと大変になるということを目指しながら、申し上げておきたいと思えます。

それから、三つ目の実施計画の事業の選択の関係でありますけれども、もちろん制度的には先ほど市長がおっしゃられたとおりでありまして、しかしあの第4次振興計画をつくったときに想定できない今日の状況があると。そして、市長は私の前段、遠藤さんの質問にも答弁されて、ハード部分の事業をやることによって、かえってもういろいろ寒河江は発展しているんだというようなこともありました。確かにこれまでそういう事業をずっと続けてきたんです。

しかし、こういう経済状況で、前と同じ手法をずっと続けていったら、もっともっと大変になるのではないかな。こういう状況。あの第4次振興計画をつくったときに想定できないようなことになった。あれは佐藤市長が寒河江市の市長に就任して、ずっとやってきて、かつてないことなんだよね、こういう状況というのは。

そうすれば、市長が今までやってきた手法だけではなくて、こういう経済情勢の中で、あるいは財政状況の中で、配慮しなければならないことというのはあるのではないかな、そういうことを市長は考えてやってくれているのかな。これからはこうしなければならないということがあつたのではないかなというふうに思ったものですから、そのことをお聞きをしたくて質問をしたんです。

改めて、それはそういうことではなくて、従来と同じようなことなんだということなのか、ただ決める際には、新規の抑制制度が効果がどうあるか、緊急度を考えている。これはわかります。しかし、それは新規抑制というのは、こういう情勢になったからということなのかもしれませんけれども、さらに市長の気持ちも含めてお聞かせをいただきたいと思えます。

庁舎建設が消えたわけですがけれども、これは初めて先ほど明らかにされたのは、PFIも視野に入れて落とされたのかなというふうな感じをしました。まず一つはね。

PFIというのは今回初めて、庁舎の関係について出ましたので、これまでの実施計画で言ってきたのともまた新たな、これはこの前の全協でも、財政的に16年がピークだから、その後17年度からは、全協での説明は17年度から金額も含めて検討したいということで、今もそうですが、今度は多額の費用を要するのでPFIも視



野に入れてということが初めてありました。

したがって、この辺についてももう一度本当にPFIを市庁舎についても検討というか、研究材料にしていくという考えなのか、まずお聞かせをいただきたいということ。

それから、これは話はいろいろ市民の方から言われるわけでありますけれども、事実どうなのかだけ、極めて事務的になると思いますが、お尋ねをしたいと思います。

それは旧合同庁舎、前の西村山の合同庁舎、あれを市庁舎にという考えが、あるいはそういう話があるのかどうかということが1点です。

今回、財政的な問題で市庁舎建設基金がおろされたというふうなこと、それから先のことを見越しての中で、あともう一つは、パオの駐車場。パオビルを購入する際に、パオの駐車場については税金をもらわないで免除して無償で借りていると。5年間の契約でしたかね。その際、もし地主が売るという場合には、寒河江市に売っていただきたいということを言ってますと。そうでないと、あのパオビルを寒河江市のものにしても、駐車場がだれかに売られて、別な目的で使われたとえば、ビルが死にビルになるわけですからということでお聞きをしたときには、地主が売ると場合には寒河江市に売っていただきたいという条件といいますが、申し入れをしているというお話がありました。

この関係が進んでいるのかどうかと、それからもう一つは、そのわきの駐車場所所有者の住居、土蔵などがあるわけでありますけれども、その土地も含めて市の方で取得計画が内部であるのかどうか。あるいは市に買ってほしいというような話がなされているのかどうか。この点についても明らかにしていただきたいと思います。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 都市計画の区域拡大のことで、参加者が各会場とも少なかったということですが、私この区域拡大とは違って、いわゆる文化とか芸術、教育関係のイベントなり、あるいは催し物によく参加をさせていただいておりますが、このごろ最近では寒河江の方も大変出席率が多くなってきておりますが、割と有識者の方で、議会の方なんて本当に見たことがないような気がするんでございまして、失礼になるかもしれませんが、

ですから、やはり直接的に何か関係がないと参加しにくいのかなと。あるいは現実的にかかわりというものが直接的に出てこない、単なる説明会というものはやはり出てこないのかなということが伺われるわけですが、そういう意味におきましては、将来の寒河江市づくりの上で、大変大きな問題なんだというようなことは言っているわけですが、やはり非常に少ないということは、具体的に決める、あるいは何か自分との利害関係が出てきた段階になって、私は聞かなかったとか、私は知らなかったという方が非常に多いのでございまして、こういうことのないようにしてまいりたいと、かように思っておりますのでございまして。

それから、税のことでございまして。都市計画税。ここに税法の一部をコピーして持ってきましたから、都市計画税の法的根拠というのは、御案内かと思っておりますけれども、地方税法というところの702条にございまして、そしてこういうことが書いてあるわけです。「当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により、都市計画区域として指定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地または家屋の所有者に都市計画税を課することができる」と書いてあります。

それから、地方税法の附則でございまして、32条の11に今引用しました「第702条第1項中「うち市街化区域」とあるのは、「全部または一部の区域で条例で定める区域」とする」とありますから、市におきましては、市の条例におきましてこの課税する区域を定めることといたしておるわけですが、

ですから今もこの条例は存在しますし、また変更する場合につきましては、先ほども議論になりましたように、今のところ課税対象と考えておるのは、工業団地のところの画ということと、それから横道に住宅団地を今造成しておりますけれども、そういうところになるのではないかなと思っておりますが、いずれにしても、現在の条例の定める区域というものをどのように規定するかにつきましては、今までのとおりでいいのか、あるいは一筆一筆書くのか、その辺のことは十分検討しなければなりませんけれども、大筋のところではこういうことになっているのでございまして。

それから、なお具体的なことにつきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。1問で詳しく申し述べたところでございまして、なお詳しくは担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、白岩の住宅団地のことも大変御心配のようでございまして、この住宅団地にしましても、今から売れないのではないかとどうだとおっしゃるようでございまして、これはやはり西部地区の活性化のため、大変な御要望がありまして、じゃどこかということになりますと、あの辺が最も立地条件としてまさっておるのではないかとということで始めた仕事でございまして。

白岩地区、西部地区としましても、いい条件のすぐれた土地、醍醐にしましても、河北町から譲り受けた土地で、あれほどのものであってもいろいろまだ27戸の分譲のうち半分以上が売れているわけですが、そういうようなことから、いろいろな条件というものが重なってきておまして、完売をしたり、あるいは残ってきたりというようなことがあるのだらうと思っております、これからのPRもやりながら、あるいは大きく有利な点というようなものも申し上げながら、完売されることを望んでおるわけですが、

それから、実施計画とのかかわりでございまして、何も私は今までのやってきた手法というものを、そのまま踏襲するというようなことの石頭ではないと思っております。やはり柔軟に考えて、先を読んで対応していかなければだめだという頭でございまして、ですから現今の自治体を取り巻く状況というようなものは、経済情勢、あらゆる面で勉強はしておるつもりでございまして、ですから、今までうまくいったから、これからもう

まくいくであろうと、同じ手法ですれば間違いないだろうと、こんなかたい頭を持っておるものではございません。

ですから、いろいろ工夫を重ね、実施計画を組むに当たっても、考え抜いた末の案でございまして、そういう中でも、やはり行財政改革というようなものもこれは当然しなければなりませんから、そういうことも一方では進めなければなりません。

そういう行財政改革を進めなければならない分野に目をつむって、別なところばかりグイグイ行くというのも、これもおかしな話だと私は思っております、やはり痛みを感じると思いますか、行財政改革をやらなければならないところはやらなければならないということでございまして、やはり時代というものは当然流れておって、変化の乏しいものでございますから、それに応じたものを1回決めたからあれはどうかのこうのということは、かえって円滑な施策、寒河江の将来というものを誤るのだらうと思っております。

それから、PFIでございますけれども、これを視野に入れてするというようなことは、私は一言も言っておりません。研究の対象だと言っておるのでございまして、勉強の対象だということでございまして、今よくPFIが取り上げられておりますから、こういうものも勉強、研究の対象にしていくということをお願いしておるのでございまして、御理解いただきたいと思っております。

合同庁舎の話も求められたことではございますが、これは市に払い下げになるとか、あるいは市が利用するんだというような話は、だれからも聞いたことはございません。

それから、フローラ・SAGAEの駐車場とか、あるいは周辺の方の持っている土蔵がどうかのこうのというようなことは、全然私は聞いたこともございませぬし、話題になっているということも聞いたことがございませぬ。以上です。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 それでは、本町駐車場の件、今後のことでありますので、私の方からお答え申し上げたいと思います。

本町駐車場と、それから旧住宅と蔵と、2件のことがございました。

御案内のとおり、本町駐車場は市の方で借地をして、今市営駐車場として利用しておりますので、これは土地所有者がいつの段階かわかりませんが、もし譲渡というように考えた場合には、一般的にも、社会通念上にも、利用している、今借地している人にまず第一義的にお話が来るのが普通ではないかというふうに思っております。

それから、旧住宅、蔵の方は、現状のところは市の方での買収計画は持っていないところであります。

以上です。

佐藤 清議長 税務課長。

安食正人税務課長 都市計画区域の拡大になった箇所に係る賦課の考え方については、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、いわゆる用途地域の線引きの時期なり、あるいは都市整備の状況なりといったものを勘案しながらという考え方でございます。

以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 いろいろありましたが、都市計画税の関係は、市長から確かに今は現条例が生きていますというふうな、1問目では条例改正などをして範囲の設定をしたいというふうなことがありましたので、これは同じように既存の都市計画区域の白地は課税対象ですね。

今度拡張する部分は、白地であっても非課税になるというようなことだから、今の条例からすれば、拡大だけただすれば、拡大されたところの白地の部分は課税対象になる、今の条例だけでいけばね。その部分を課税対象地域の中で分けるのか、あるいは条例の中で改正しない限り一律にかかるわけですので、それが地区での説明会の際には、条例を改正をして、そこをきちっと非課税にしていきますというふうに説明されていますので、その点についてだけ間違いないですねということを経理に確認だけさせていただきたいと思います。そのことを市長からお願いをしたいと思います。

それから、通告の部分で遠藤さんとダブる部分があったんですが、先ほどの遠藤さんの答弁でも、最上川の緑地公園の中でのカヌー基地の問題がありました。これはどういう検討をされてカヌー基地というふうになったんだかという問題ね。あそこの緑地公園をするというのは、どうだこうだというのは、それはもう位置づけになってやっているんで、その中にカヌー基地をつくと。

なぜそういうことを言いますかという、最上川の舟運計画、これが議会でも議論になりました。議会でも船下りをして現場を検証された方々もいらっしゃいます。これは当時の建設省、県、関係市町などで一緒になって視察をしながら大丈夫だと、私どもはあれは無理だと申し上げました。しかし、船着場だけは3カ所つくったんですね。そして、舟運計画そのものがとんざですよ。そして、つくったのはおかしいんじゃないかという住民からの批判もあるものですから、年1回いかだ下りをしているようですけども、そういう過ちを我々議員はしてはならないのではないかとこのことを申し上げているんです。

本当にカヌー基地があそこの中で、あの水位の落差があるところをつくってどうなんだろう。そして、この同じ地域の中で、西村山圏域の中で、同じものをそっちでもこっちでもつくって奪い合いするようなことは、果たしてどうなんでしょうか。

西川町はもう寒河江ダムの中にあるわけですね。そして、これまでも各種の大会、国体もやっているんですよ。そして、維持管理だってダムですから、ここ寒河江で今からつくるのはどれぐらいの維持管理費がかかるのか、だれが維持管理するのかという、こういうことを十分に議会も、当局も、あるいはそれを利用する方々も、地域の方々も、いろいろ検討した上で物事を決めていくべきではないかということを経理さんも申し上げたんだと思うんです。

私も市会議員になってから、そういうことを体験をしますので、ぜひみんなで真剣になって考えていただく、そういうことを市長にも受けとめていただきたい、こういうことで申し上げますので、この点について、もし市長の見解があればお聞かせを願って、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 舟運計画につきましては、これが大江町から寒河江を通して、そして長崎に至るところの舟運計画というものができなくなったというようなことは、前のこの議場だったと思いますが、申し上げているはずでございまして、どうしてなったかというのはちゃんと正式に申し上げております。

それをまた誤りだとかというようなことを言われるのは、私も本当に心外でございまして、事業をするにおきましては、逐一話を進めておって、そして国なり県との連携を保ちながら、逐一進めておるわけでございます、私個人の好き勝手にやっているというようなものではございません。全部手続を踏んで、本当に難しいことでございますから、やったことのないものをやるというようなことでございますから、本当に石橋をたたいて渡るような手法で進んできておるわけでございます、それがみな誤りだというように片づけられたのでは、全く情けない次第でございます。

そして、舟運計画につきましては、この前正式に申し上げたところではございますけれども、船着場というような、水場プラザというのは、国の直轄、当時の建設省で全部市の負担もなしにつくったものでございまして、そして市、町に提供してくださったものでございます。

しかしながら、国直轄河川をあそこで就航するということになりましたれば、ずっと国の責任においてこれを掘り下げたり、あるいは船が上り下りできるような航路というものを確保しなければならない。ところが、国においてはそれは非常に厳しい、難しいと。ですから、断念してくださいと言われていたわけでございます。

ですから、そういうことで舟運計画というものをやめたわけでございますが、水遊びとか、あるいはカヌーとか、そういうものはあのプラザというものを活用して十分できるわけでございますし、そしてまた、南部の緑地公園、20ヘクタールもある土地をこれまでも先ほどの答弁でも経過というものを子細に申し上げましたけれども、そういう経過の中で今回に至っておるわけでございます、今突然出してきたものではございません。

そして、いろいろな壁はありますし、またこれから取り組まなければならないところのハードルもございすけれども、せっかくの国の土地20ヘクタールというものを何に、寒河江市の中でこれを活性化のために生かしていく。寒河江だけじゃなくて、高速道路の関連とか、あるいは最上川との関連の中で、あるいはサービスエリアとの関連の中で、どう生かすかということを考えるわけでございます。

そういうことで、国ともいろいろ大変これも初めての仕事でございますから、難問もございすけれども、ハードルもありますが、それをこれは大変な仕事にはなるなとは思いますが、やはり生かして、あの土地というものを市民の、あるいは地域のためにプラスになるようにと考えておるわけございまして、ですからそういうことを御理解いただきたいものだなと。

こういう時世でございますから、これは簡単にいくとは私も思っておりませんし、十分これにつきましては念には念を入れながら対応してまいらなければならないなど。ですけれども、もったいない財産でございますし、これが生かされるならば大変生かされると、こういうものを考えておるところでございます。

それから、税条例の問題でございますけれども、簡潔に申し上げれば、私の理解の仕方間違っておれば担当の方から詳しく説明させますが、現在の都市計画区域の中では、用途地域と、それから白地の分野にも受益性のあるものとしましては、課税しておりますし、条例の条文に載っております。

それから、今回の拡大の中で白地となると課税はしません。しかしながら、第1問の最後に申し上げましたように、将来都市整備の進展状況とか、あるいは用途地域の拡大というようなことがありますれば、課税の対象区域となり得ることもあるわけでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 以上で本日の一般質問を終了いたします。

散 会 午後4時50分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。



平成13年12月14日(金曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年12月第4回定例会

議事日程第4号

第4回定例会

平成13年12月14日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成13年12月14日(金)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
18	医療制度改革について	小泉内閣は構造改革に大きな柱として、医療制度の改革を進めようとしているが、そのなかみは医療費の自己負担引き上げ、保険料率の引き上げ、老人保健該当年齢の引き上げなど国民に痛みをおしつける内容となっている。市長は4万市民の命と健康を守る立場から、この改革をどのように受けとめ、対処しようとしているのか	16番 佐藤 暘子	市 長
19	再び中学校給食の実施について	食をめぐる安全性や、子供達の心身の変化が大きな社会問題となっている昨今、改めて学校給食の重要性が問い直されている。県内においても中学校給食を実施すると決めた自治体や実施の方向を打ち出している自治体が増えている。寒河江市においても実施に向けて取り組むべきと思うがどうか		教育委員長
20	行政一般について	土地価格について「公益性」の考慮で公開とされた横浜地裁判決と	18番 内 藤 明	市 長
21	教育行政について	情報公開条例の運用について 市の重要事業について 学校教育法施行令「改正」と障害児教育について		教育委員長
22	情報公開の推進について	情報の積極的な公開について 外郭団体の情報公開の推進について	15番 伊 藤 諭	市 長
23	開かれた審議会・委員会の改革について	委員の委嘱基準の策定について 審議会・委員会の公開について		市 長

24	公立小中学校の少人数学級について	8月に県知事が2、3年以内に全小中学の全学年で、一クラスの生徒を概ね30人とする方針を示した。それに対し県教委が学年別に段階的に導入することを検討している旨を明らかにしました。それ等への本市の対応はいかに	5番 荒木春吉	教育委員長
25	保健行政について	健康日本21への対応について (イ)健康計画の策定について (ロ)健康計画に温泉を活用した健康づくりを位置付けることについて 温泉を利用した健康サービスについて (イ)65歳以上のサービスについて (ロ)50歳から64歳までのサービスについて	20番 那須稔	市長
26	住民基本台帳ネットワークシステムについて	現在の進捗状況と戸籍抄本・戸籍謄本との関連について ICカードへの付加価値の持たせ方について ICカードの身分証明としての活用について		市長

## 佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号18番、19番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

最終日の最初の質問でありますので、実りの多い回答が得られますよう、当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

私は、日本共産党と4万市民を代表し、通告順に質問をしてまいります。

最初に、小泉内閣が構造改革の柱として実施しようとしている医療改革についてお伺いいたします。

今、日本は、不況、企業倒産、リストラ、失業、就職難と、先の見えないやみの中で不安な毎日を過ごしております。小泉内閣が発足して半年がたちましたが、この間、景気は回復するどころかさらに悪化し、失業率は戦後最悪の5.4%とふえ続けているのです。

小泉内閣は、現状を打開するために行財政改革を断固としてやり抜くと、国民に痛みを押しつける路線を次々と打ち出しております。その大きな柱となるものが医療改革です。

厚生労働省の医療改革案は、一つ、サラリーマンなどの加入する医療保険の給付率を現在の8割から7割に引き下げ、医療費の本人負担を現行2割から3割へ引き上げる。

二つ、健康保険の保険料は現在、月収の8.5%を労使で折半し、ボーナス分については0.8%を労使で折半することになっています。それをボーナスも含めた総収入に課税し、さらに保険料の税率も引き上げることにしています。

三つ目、70歳以上の人の医療費の上限を廃止する。70歳以上の高齢者は現在、老人保健に加入し、医療費は原則1割となっています。外来については、1カ月の医療費に上限があり、病院への支払いは月3,000円から5,000円、診療所では1回800円を4回まで払うことになっていますが、今出ている案では、1カ月の医療費の上限を廃止し、70歳から74歳までについては順次国民健康保険に移し、老人保健の該当年齢を75歳以上に引き上げようとしています。

四つ目、老人医療費の総額抑制ということで、高齢者医療費の伸びを抑制するために4から5%の上限を設け、それを超えると、2年後には医療機関への診療報酬を削減するというものです。

これらの改革案に対しては国民の反対が強いため、実施を取りやめたものや実施時期を明確にしないものなどがあります。小泉首相は、保険料の引き上げは2003年度から実施、医療費の3割負担についても時期を見て実施すると言っていますが、2003年度中に実施する公算が強いと思われます。現に、公明党の冬柴幹事長は、「2003年度から実施することを与党3党で決定している」と明言しています。

この改革が実施されれば、高齢者にとっては現在の10倍もの医療費を払わなければならない人が出てきます。複数の病気を抱え、治療を受けている高齢者にとっては深刻な問題です。

ことし1月、70歳以上の高齢者の医療費が値上げされたばかりです。さらに、10月からは介護保険料が100%徴収され、国民年金などの低収入で暮らしている高齢者にとっては死活問題です。

小泉首相は、2003年度から実施するとしていますが、この改革が実施されれば、医者にかかれぬ人が出てくるのではないかと心配されます。高血圧や糖尿病など慢性疾患のある方は、治療の中断が命取りになります。ボーナスカットや賃下げなど深刻な情勢の中、サラリーマンなどの現役世代にとっても、今回の改革は大変な痛みです。

厚生労働省が3年ごとに行っている国民生活基礎調査では、95年から98年にかけて、25歳から64歳までの現役世代の有訴者……これは病気やけがなどで自覚症状のある人のことですが、その割合が増加する一方、通院者の

割合が減っているという結果が出ています。それは、97年に小泉厚生大臣のときに導入された健康保険本人の2割負担が、受診抑制に大きな影響を与えたことを示しています。

この医療改革による患者負担は4,000億円と見込まれており、その分受診抑制になると厚生労働省は試算しています。

医療保険制度は、本来国民が安心して医者にかかることができるようにつくられた制度です。どこの自治体でも、早期発見・早期治療を進めていますが、この改革により、医療費を心配して医者に行けない人や必要な治療を受けられない人が出てくるのではないかと心配されます。症状が悪化し、逆に医療費を引き上げる悪循環になるのではないのでしょうか。

さらに、保険料の滞納者がふえ、医療証の交付を受けられない人がふえてくるのではないかと心配されますが、市長は今回の医療改革をどのように受けとめ、この制度から取り残されてしまう人たちの命と健康をどのように守っていくお考えなのか、お伺いいたします。

政府はこの改革を実施する理由として、「高齢社会になり、高齢者の医療費の伸びが著しいので医療にお金がかかるようになる。医療費にお金がかからないようにすると同時に、高齢者からも応分の負担をしてもらう」と言っています。高齢者からすれば、長生きすることが罪のように受け取れる内容です。高齢になれば、体のあちこちに支障が出て、医療の世話になるのは当然のことです。

国は、保険財政の悪化を理由に、国民に負担を押しつけてきました。サラリーマンの負担について見てみますと、1983年までは本人の負担は初診時の800円のみでした。それが翌年の84年から1割負担となり、97年には2割負担、今回の改定では3割負担にしようとしているのです。

反面、医療保険への国庫負担率は減り続け、国民健康保険では1984年に国の負担を45%から38.5%に引き下げ、92年には政府管掌健康保険への負担が16.3%から13%に引き下げられました。老人保健では、83年の44.9%から2000年には33.9%と、1割以上も削られているのです。

小泉首相は、「三方一両損」などと言っていますが、負担がふえるのは健康保険加入者、患者、医療機関であり、国や製薬会社がすっぱりと抜けているのです。抜けているだけでなく、これまで徐々に国の負担を減らし続け、最後には国民の健康を守るべき責任すら放棄しようとしているのです。

医療改革を言うのであれば、国が予算の使い方を見直しし、国庫負担分をもとに戻し、国民が安心して医療を受けられる制度にすべきだと思いますが、市長は市民の命と健康を守る責任者として国に働きかけていくべきだと思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、改めて中学校給食の実施について、教育委員長に伺います。

初めに、食生活をめぐる問題点と教育としての学校給食について伺います。

私たちの命の源となる食の安全が近年、殊に脅かされています。数十年前までは、私たちの食べる食材はほとんど国内産で、安全性について問題になるようなことはほとんどありませんでした。ところが、最近は野菜や果物、肉や魚に至るまで、店頭に並ぶ食材の約70%が外国産で占められています。私たち消費者は、気がつかぬ間に残留農薬に汚染された農産物や遺伝子組み換えなどの食べ物を食べているのです。

国民栄養調査では、国民の食生活はここ47年間で糖質と脂質が倍増し、その結果肥満傾向も20年前の120%にふえ、高脂血症は2,500万人、糖尿病は1,370万人と、健康障害が目立ってふえてきていることが報告されています。

食環境の変化は、子供たちの心身にも大きな変化となってあらわれてきました。1人で食べる子供が急速にふえ、その食事内容は食品の種類が少なく、栄養バランスにも問題があります。また、社会経済のひずみは家庭の中にも入り込み、昼夜を問わぬ変則勤務などで、一家団らんや家族そろって食事をする機会が奪われています。

また、受験勉強で夜遅くまで起きている子供たちは、朝の目覚めも悪く、朝食抜き、排便なしで登校し、不調を訴えるなど、生活のリズムは乱れたままになっているのです。



日本体育大学の正木名誉教授は、「近ごろの子供の前頭葉に変形が見られるようになっている」と報告しています。食品添加物が20種類以上も入っているとされるコンビニ弁当や、ファーストフードを好きなときに好きなだけ食うといった子供たちには、食の自立と食管理ができず、その結果、脳の変形、4人に1人のアレルギー、常にいらいら、すぐにキレてしまうといった体や心のゆがみとなってあらわれてきていると指摘しています。

食の安全性や食生活の乱れは、さまざまな要因が複雑に絡み合っているものと思われます。核家族化の進展で、昔の習慣や伝統を伝えることが難しくなってきたことや、外食産業や輸入食品の増加、母親の社会進出などなど単純ではなく、家庭の教育力や親の責任を迫るだけでは解決できない問題だと思えます。

平成9年9月に文部省の諮問機関である保健体育審議会が出した答申の中の「学校給食の今日的意義について」では、「食の乱れが問題になっている今こそ小・中学校の義務教育期間内にしっかりした食生活を体験させ、体にいいもの、悪いもの、伝統の料理や旬の味覚などを体で覚えさせることが成長期の子供たちの心身の発達にとって重要であるばかりでなく、生涯を通して健康な体を維持していくための基礎となるものである」と、食教育の重要性を指摘し、「学校給食は、栄養バランスのとれた食事、食についての衛生管理などを体験しつつ学ぶなど、食に関する指導の生きた教材として活用することが可能である」と、学校給食を教育の一環として位置づけているのです。

教育委員長は、学校給食の今日的意義についてどのような見解を持っておられるか。昨年6月の遠藤議員の質問に引き続き、再度お伺いいたします。

さて、12月9日、ハートフルセンターを会場に、「西村山母親大会」が開催されました。今回は、「子供の健康と学校給食」というテーマで講演とシンポジウムが行われました。

講演会の講師は、埼玉県草加市で「子供の健康と学校給食を考える会」で活動している菅 千代子さんでした。この方は、草加市の小学校で給食の調理師をしている方ですが、人口23万人の草加市で、小学校22校、中学校11校の給食2万600食がそれぞれの学校で直営で実施されているそうです。給食の内容も、卒業式バイキング、複数の献立から選び予約するセレクト給食、学年が違う兄弟学級での交歓給食、お年寄りを招いてのふれあい給食、リクエスト給食など、各学校で行事に合わせた楽しい給食を実施しているそうです。

小学校の低学年の生活科の授業では、農家から届いた枝豆をもらったり、トウモロコシの皮をむいたり、給食を授業に取り入れている学校もあるそうです。食器もアルマイトから強化磁器食器にかえ、地元の新鮮な野菜を取り入れるなど、安全で安心な給食に心がけているということでした。

草加市の学校給食は、つくる人の姿や顔が見え、子供たちの声や要望が反映され、父母や生産農家も加わって、地域と一体となった学校給食を実践していることが報告されました。ちなみに、地元の農産物を取り入れることで3億円が地元還元されるそうです。

子供たちの健やかな成長を願い、父母と学校・地域が一体となって豊かな学校給食を実施しているところがふえてきています。県内13市の中では、上山、尾花沢など新たに実施に向けて準備を進めている市や、前向きに検討しているところがふえています。

寒河江市の教育委員会は、実施を求める母親の願いに対して、「子供の体と健康保持にかかわる食に関することは、家庭や親の権利と責任で管理すべき」と、一刀両断のもとに切り捨てています。しかし、子供たちの置かれている現状を踏まえ、親たちの声に真摯に耳を傾け、実施に向けた検討をすべきと思いますが、教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

御案内のように、国民健康保険を初めとする医療保険は、急速な高齢化の進展、経済の低迷、医療技術の進歩等による環境の変化によりまして、大変厳しい状況でございます。

私は、国民健康保険の保険者として、市民の健康増進と医療確保及び医療費増高の抑制のため、さまざまな保健事業を積極的に実施するなど、効率的な事業運営と健全財政の維持に努めてまいりました。しかしながら、本市の国保財政においても、経済の低迷による国民健康保険税の減収や、高齢化による老人保健拠出金の伸びにより、大変厳しい状況になっていることは御案内のとおりでございます。

全国市長会では、これまで給付と負担の公平を図り、安定した医療を確保するため、国に対して医療保険制度の一本化等について要請してまいりました。しかしながら、政府・与党社会保障改革協議会の中間報告では、一本化の方向づけすら明らかにされていないとして、全国市長会は去る11月15日、重ねて医療保険制度改革等に関して決議をするとともに、平成14年度国の施策と予算に関する要望をまとめ、政府、国会等に実行運動を展開いたしました。

御案内のように、11月29日には、政府・与党社会保障改革協議会におきまして、医療制度改革大綱を策定いたしました。御案内のとおりでございます。

その中で、医療制度改革の基本的視点ということと将来方向、それから保健・医療システムの改革、医療改革、診療報酬、薬価基準の改革、医療保険制度の改革、高齢者医療制度の改革等六つの方向性が示されたところございまして、先ほどもお話がございましたけれども、そういう大綱の中の一つには、70歳以上の自己負担率を完全定率、一定割合負担とするとか、あるいは老人保健制度の対象年齢を段階的に引き上げて、最終的に75歳以上にするとか等というものが含まれておるわけでございます。

医療制度改革の中心的な課題は、保険料、患者負担、公費という限られた財源の中で、将来とも良質な医療を確保し、持続可能な皆保険制度に再構築しようというものであり、医療保険制度のあり方、保険料のあり方、患者負担のあり方、公費のあり方について見直しを進めることになっておりますが、現段階では具体的な制度改革の内容等が示されておりませんので、どのような影響が出てくるのか、不明確な状況でございます。

全国市長会では、国民健康保険の保険者として、医療制度改革が国保の被保険者及び市民にとってよりよい制度改革になるよう、次のようなことにつきまして要望いたしております。

そのうちの一つは、老人保健制度の対象年齢を70歳から75歳以上へ引き上げることになれば、70歳から74歳までの被保険者をそれぞれの医療保険で抱えることになり、その対象者の大半が国保の被保険者であるため、国保の運営が一層困難になることが強く懸念されることから、対象年齢の引き上げを行わないこと。

二つは、国民健康保険財政の悪化には、国保が他の保険と比べて高齢者や無職者の被保険者が多いという構造的な問題があります。このことを踏まえまして、国保財政の財政基盤を強化し健全化を図るため、国の責任と負担のもとに十分な実効性のある措置を講じること。

そして、3点目としましては、老人保健医療費拠出金の算定について、老人加入率の上限撤廃及び退職者医療制度による負担の見直しを老人保健制度の対象年齢の引き上げにはかかわりなく実施すること。

そして、四つとしましては、将来にわたり安定的に医療を確保するため、老人医療費のみでなく、健康対策強化を含め、医療費全体の適正化を図ることなどでございます。

医療制度改革大綱は、市長会で要望している内容との食い違いもありますので、市長会の中で、市民のためになる制度とするため、より一層努力してまいりたいと考えております。

本市では、これまでハートフルセンターを拠点といたしまして、乳幼児から高齢者まで、疾病予防から早期発

見・早期治療を図るため、各種健康教育や健康相談、健康診査などを実施してまいりました。

特に、長寿・高齢社会を迎えた今日、市民1人ひとりが生涯を通じて健康で生き生きとして暮らせることが肝要であり、健康で生活できる期間、すなわち健康寿命の延伸を図ることが重要でございます。寝たきりや死亡の大きな原因の一つになっているのが、悪性新生物、いわゆるがん、それから心疾患、脳血管疾患など生活習慣病と言われるものでございます。

このため、本市におきましては、生活習慣病の予防を保健施策の重要課題に位置づけ、禁煙教室、ヘルシーライフ教室、それから健康ウォーキング講座など、生活習慣病予防と「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を目的とした健康教育を実施いたしております。

また、人間ドックを初めとした各種健康診査の実施による生活習慣病の早期発見・早期治療、さらにはその検査結果に基づいたハイリスク者に対する重点的な事後指導として、高脂血予防教室、それから高血圧予防教室などを実施し、生活改善指導を行うなど、市民の健康保持・増進に鋭意努力いたしているところでございます。健康で生きがいを持って、楽しく過ごすことが一番の幸せだと思っております。

健康・保健事業というものを精力的に推進してまいりましたが、今後なお一層の充実を図りながら、市民の自発的な健康づくりを支援する施策の充実に努めてまいる考えであります。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 中学校の給食の実施についてお答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施されるものであり、良質で安全な食事を提供することが最も重要な課題であると考え、本市では小学校において完全給食を実施しております。

言うまでもなく、最近の食生活の変貌の中で、摂取する食事内容や栄養の偏り、食材料の安全性など、今日の食の乱れは、子供のみならず、すべての人間にとって健康と栄養を考える上で危惧すべきものがあると思われま

す。食と健康に関して、望ましい食材料や食事、栄養摂取のあり方、食習慣の形成などは、基本的にはそれぞれの家庭の中において実践されるべきものと思われま

す。そこで、教育委員会としては、学校給食に関しての食の安全性について申し上げます。

学校給食の食材料の調達には、山形県教育委員会による学校給食業務要項に基づき行われております。本市教育委員会としては、各学校において、できるだけ地元の業者で、施設衛生面や食材の取り扱いが良好で、衛生上も十分信用できる業者から購入しているところで

す。また、食材の選定に当たっても、 unnecessaryな食品添加物が添加された食品、内容や製造関係が明らかでないものは使用しないようにするとともに、可能な限りにおいて新鮮で衛生的な食材、有機・無農薬もしくは減農薬によって栽培された安全性の高い食材を購入するように努めているところであります。

食に対する安全意識の高まりは、人間の健康と命を守るために好ましいことではありますが、学校給食は毎日の食事の一部であり、殊さら学校給食だけが強調されるものではないと考えられます。

このような中でも、特に学校給食が教育の一環として位置づけられておりますことから、本市教育委員会としては、小学校の完全給食を通じて良質で安全性の高い、また安全性の確認できるものを食材料として確保し、衛生的な中でおいしい給食を提供するよう心がけているところであります。

このように、学校給食の重要性は十分に認識するとともに、引き続き家庭への通信、連絡などを通じて、保護者への啓蒙普及も図ってまいりたいと考えております。

次に、中学校における完全学校給食の実施の動向についてでございますが、県によってまとめられた学校給食基本調査によりますと、県内におけるここ3年の間の中学校完全学校給食実施校は増加しているとの情報は寄せられておりませ

ん。本市中学校における完全学校給食実施の可否についての考えということでございますが、これまで幾度も申し上げてきたところであり、これまでと変わった段階にはありません。

本市教育委員会では、平成12年度に食と健康に関する検討委員会を設け、児童・生徒の食生活に関する諮問を行いました。この検討委員会では、児童・生徒全員にアンケートを実施し、食の実態と状況の把握に努めたところであり、ことし7月に「これからの食と健康に関する指導のあり方について」、提言を答申として受けたところで

す。これらの提言を受け、今後、学校保健委員会などの場において、教諭のみならず、保護者の方々を対象に報告や指導に努めるほか、広く市民を対象とした講演会などを開催し、学校だけでなく、家庭においても望まれる食生活について、その指導と啓蒙普及に努めていく考えであります。

また、学校5日制の実施ともあわせ、親子の触れ合いや家庭の教育力を高めることが求められており、家庭における食と栄養などの語らいや、食事・弁当の準備などを通じて、健康管理や食嗜好の改善・指導、子供の自立心の育成を図るなどの目的が達せられるものと期待しております。

したがって、これまで申し上げたように、小学校における完全給食の実施を含め、中学校においてはミル

ク給食を実施しながら、多様な機会と手段を活用して、家庭や保護者への啓蒙普及、指導を重ねることにより、学校給食の目標を達成できるものと考えております。御理解いただきたいと思ひます。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 1問に対して答弁をいただきました。ありがとうございました。

市長も、このたびの医療改革については、非常に市町村自体も大変になるし、保険加入者の負担も大変になるということで、認識は一致しているというふうに思います。

市長会などでも、70歳から74歳までの国保への加入についてはやめてもらいたいというようなことを要望している。そしてまた、医療費についても、国保への国の負担をふやすようにというようなことを要望しているというふうなことを今伺ったところですけども、やはりこういう声をもっと上げていかなければならないのではないかとこのように思います。

今、政府から出されている案にしましても、国民の反対あるいは医療関係者などの反対などもありまして、一部案を引っ込めたもの、そしてまた時期を明確にしないものなどがあるわけです。ですから、やはりこういう反対といいますが、これはうまくないのではないかとというような声をもっともっと大きくしていくことによって、この制度を改めさせることができるのではないかと私たちは考えているところです。なお一層の、市長のこういう医療改革に対する意見を国に対しても申し上げていくという決意をしていただきたいというふうに思います。

さて、寒河江市の状況ですけども、今も景気の低迷などによって市民の生活は非常に大変になってきているわけです。そこで、保険料の滞納者などがふえてきているというふうに思います。今回の決算の状況などを見ましても、前年度よりも滞納の額がふえているというふうなことも出ております。

それで、国保料の滞納をするというふうになりますと、納期内に納めなければ医療証が交付されないというふうな事態になっているわけです。これはもう国の方で、そうしなければならないという義務規定が課されたわけで、納期内に納めない人については短期医療証とか、あるいは資格証明書というような形で、短期の医療証または資格だけがあるんだよということで、医者にかかった場合には全額窓口負担をしなければならないというふうな状況になっているわけです。

寒河江市の場合どれくらいの滞納者がいて、そして短期医療証あるいは資格証明書というものがどれくらい発行されているのか。そして、そういう方というのは、一度そういうふうにして短期の医療証を受け取ったとしても、納めなければまたそういうことを繰り返さなければならないというふうに思うんですが、そういう方に対しての指導とか援助とか、そういうものがどうなっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、給食についてですけども、大泉教育委員長が就任されてから大分なるわけですね。平成9年ですが、就任されたのは、それから私は二度質問をしております。また、同僚議員も質問したということで、大泉教育委員長には5回、この給食問題に対して質問をしているわけですけども、一貫して答えは同じということなんです。もう時代は変わってきているんですね。（「21世紀」の声あり）もう21世紀です。

小学校……学校給食が発足した当時とは、その考え方も質も変わっているのでないかと教育委員長はおっしゃいましたけれども、今はそういう給食が発足した当時とは違うかもしれませんけれども、また別の意味でいろいろな食物や、食の豊かさが言われている中でも食の貧困といいますが、きちっとした食事ができない、バランスがとれない、そして子供たちの心身にも大きな影響を及ぼしている。そういう中で、学校給食の必要性、そして教育としての学校給食ということが出てきたのだというふうに思います。

基本的には家庭で子供の食事のことは見る必要があるという考え方は、私も同じです。ですけども、今そういう時代の背景の中で、やっぱり家庭だけを責められない状況になってきているんです。共働きをしなければならないというような家庭、そして変則勤務の中で子供に十分な弁当をつくってやれないというような家庭もふえております。父子家庭もおります。そういう家庭の中で、そういう状況を見越して、学校給食が教育として意義があるのでないかということを保健体育審議会の方では答申をしているわけですね。

そのことに教育委員長はそのとおりだというふうに思われているのかどうかですね。そういう認識がまず一番

大事だというふうに思います。それが基本でないかと思うんですけども、今の教育委員長の答弁の中では、そういうことすら認めないというような感じに私は受け取れたわけです。

それから、私たち母親大会の中でシンポジウムも聞いてきたんですけども、その中で、シンポジストになった方は中学校の養護教諭ですとか、病院の栄養士をしている方、そして農業を営んでいる方、そういう方々にいろいろな話を聞いたわけですけども、中学校の養護教諭からは、やっぱり今、子供たちが朝気分が悪いといって保健室に飛び込んでくる。どうしたのだというふうに聞いてみると、御飯を食べてこなかったというようなことがあるということなんです。母親はどうしているんだというふうに調べてみたんですけども、何も格別に問題のある母親ではないんだけど、小さな町工場朝早くから働いていると、そういう母親を責めるわけにもいかないというようなことですとか、また女の子で、テスト勉強があるので夜夕食をとらないで何日も勉強していたと、それでお腹が痛いといって来たので、どうしたのかと聞いたら、やっぱり不規則な食事で便秘になっていたというような、今の中学生の実態が、食の乱れが報告されました。

また、病院の栄養士からは、病気の人の職歴などを見てみると、子供のころからの食生活が非常に大きく影響しているようだ、子供のときからバランスのとれた食事をするのが大切なのでないかというような意見も出されました。

また、母親の代表からは、自分は共稼ぎをしているんだけど、残業などで帰りが遅くなる。だけれども、両親がいて、子供の面倒を見てくれて、食事の支度をしていてくれるから私は勤めに出られると。おばあさんの料理は非常にレパートリーが広くて、いろいろな季節の野菜を取り入れて、伝統的な食事なんかもしてくれている。それが私には助かっているのだと。だけれども、子供たちに弁当を持たせるということになると、忙しくてそういう手のこんだ弁当はつくれない、勢い既製品に偏ってしまうと、だから私は子供たちに申しわけないと思っています。小学校では手づくりのおいしい給食を食べさせてもらっている。中学校でもぜひそういう給食をしてもらいたいのだというような声があったわけです。

私は、このシンポジウムの中で、いろいろな立場のいろいろな方の意見を聞くことができました。やっぱり、お母さんたちの中には、食について非常に熱心に考えている方もありますし、また意外とそういうことは気にしないというようなお母さんもいらっしゃいます。ですから、考え方とかいろいろいるわけですけども、そういう方たちでも共通していることは子供が健やかに成長してくれること、そういうことなんです。

ですから、今「学校給食と教育のあり方について」というものの中でも、そういうお母さんたちの思いも、また社会的なそういう背景も包み込んで、今の子供たちが将来的にも健康で生きていけるような力をつけること、それが給食のあり方ではないかということを行っていると思うんです。

今、この辺でも、長井市なんかでもレインボープランでつくった地元の有機野菜を取り入れて給食に使っているというようなことで、食に対する考え方というのは非常にみんな変わってきていると思うんですね。ですから、いつまでも同じような考えに固執するというのではなくて、やっぱり今の現状、今の子供たちの置かれている現状というものも認識をする必要があるのでないかというふうに思います。

そういう点で、もう一度お尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

松田英章健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

まず、国保税の滞納状況というようなことですが、平成11年度が 512世帯ありましたが、平成12年度においては 569世帯というようなことになっております。あと、滞納繰越額については、平成12年度が1億2,013万 6,900 円というふうな数字になっております。

それからあと、滞納者への保険給付の制限というふうなことですが、これは御案内のとおり、平成12年4月1日に法が改正になりまして、国民健康保険の被保険者証については、滞納した場合には返還を求めるものとするというふうな義務規定に改正されたというふうなことがございます。

それを受けまして、本市でも実施要綱をつくりまして対応しておりますけれども、これは保険証の更新に合わせまして実施しておりますが、本年の9月の保険証の更新時に実施をいたしました。9月ではまだ1年未満の滞納というふうなことでしたので、短期保険証というふうなことで対応しております。その短期保険証ですが、6カ月の期間の短期保険証ですが、104名の方に短期保険証を交付したというふうなことでございます。

その後、この保険証の有効期間が終了するのが平成14年2月になりますけれども、この時期までにこの滞納者に対する措置として、特に納税相談等を積極的に実施しながら対応しておりまして、できるだけ納めていただくというふうなことで今いろいろ努力をいたしておりますので、そのままであれば2月には、納めていないとすれば資格証明書交付というふうなことになりますけれども、そういうふうにならないようにというふうなことで、今いろいろな形での滞納相談等を実施をしているというふうなことでございます。

以上でございます。



佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 子供たちがいい食材を食べながら健全に育つことというのは、私も心から願っているところでもあります。

それから、議員がおっしゃいましたように、非常に大変で食事もつくってやれないような家庭もあるということも認識しております。今の大変というのはどの程度.....いろいろな意味であると思いますけれども、それから食材料がいろんな面で危険なものも多く出回っているということも認識しております。

学校給食を中学校で行ったとすると、学校週5日制の中では約180日です。今、3食全部食べるとすれば1,100日ぐらいになりますね、ちょっとざっと計算して。大体6分の1というふうなことになります。我々は、やっぱり小学校で.....さっき言ったようにちゃんとああいうふうな学校給食の意義に沿ってやって、中学校では6分の1をそれだけ学校でつくって与えるというふうなよりも、先ほども言いましたけれども、家庭の啓蒙というふうなものを図ってやった方がずっといいのではないかというふうに考えているわけです。

私、高等学校の教員を長くやりましたけれども、中学校まで給食やって、高等学校ではちょっとその辺のコッペパン買ったり、ダイエットに走ったりして昼食やらないというふうな、それよりも小学校ではきちっと給食やり、中学校ではいろんな啓蒙として弁当なんかもちきちっと持って行って、それで引き続き高等学校の方にずっと伸ばしていくというふうな、そういうふうな方が、私は少年時代のそういうような若い時代を健康に過ごす、あるいは一生健康に過ごすためのもとをつくるという意味では非常にいいのではないかというふうに思っております。(「そうだ」の声あり)

それから、私は東京あたりはわかりませんが、コンビニ.....何ですか、はじめてでないというようなことで、ちょちょっとみんな子供ら食べているなんていうふうなことをお聞きして、非常に大変だなというふうに思いますけれども、寒河江市内は非常に安定した地域だと思います。非行なんかも少ないし、それだけ親なんかもそういうふうな子供の栄養なんかも考えて弁当もつくれるというふうな、そういうふうな素地もきちっとあるのではないかというふうに思います。

今それを壊していくよりも、やっぱり啓蒙を図りながらやっていった方が、将来の子供の健康維持にはいいのではないかというふうに考えております。これは教育委員会としてもそういうふうにご考えておったところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 やはり、滞納者がふえている、そして短期医療証も 104名いるということで、これは市民の命と健康にとっては今非常に大変な危機的な状況にあるのではないかというふうに思います。

市の方でもいろいろ配慮しながら、資格証明書というふうにならないように指導しているんだというふうなことがありましたけれども、やはりこういう滞納者に対する相談ですとか、きめ細かにやっていただきたい。

そして、こういう人たちは、もし医者にかかれなようなことになってしまえば、命をなくしてしまうというふうなおそれもあるわけですね。ですから、こういう指導をきちっとやっても、やはり納め切れない人、そういう方はいるというふうに思うんです。保険料を納められない、そういう方もいると思います。そういうときには、やはり医療保護というようなことなども考えながら、保険料を納められなくて命を落としてしまったというようなことにならないように、ぜひ配慮をしていただきたいというふうに思います。

また、病気にならないように予防するというのも、一番これは大切なことだというふうに思いますので、やはり年寄りになっても体を動かして体力をつけておく、そういうことが大切だと思います。

どこの村だったかちょっと記憶にないんですけども、この前テレビでやっていたのを私今思い出したんですが、村全体でそういう高齢者の方たちのスポーツ教室のようなことをずっとやっていると。そうしますと、運動をした人と運動をしない人との間の医者にかかる率が非常に違うというんですね。スポーツをしている人は、医者にかからなくて自分の健康を保持できるというふうなデータが出ていたということをテレビで見ました。ですから、やはりそういう健康管理、体力づくりということにも重点を置いていっていただきたいというふうに思います。

それから、今、大泉教育委員長から答弁がありましたけれども、5日制になって学校給食は 180 日しかないのだと、食事の回数の6分の1にすぎないというようなことがありましたけれども、この間のシンポジウムの中でもお話が出されたんですけども、小・中学校のときの食事をきちっとしたものにしてしまうと、そのときの食の感覚ですとか、また模範的な食事というものはこういうものなんだというようなことが体で覚えられると。やはり、家の中でそんなにちゃんとした食事をしていなくても、給食で栄養のバランスのとれた、そして見た目にもきれいなそういう食事を体験すれば、それが一生その人の体にしみついて、そういうことが大事なんだという認識が植えつけられるのだというようなことを言っていた方がおりました。

それから、こういう給食についてもいろいろ勉強をしていく必要があるのではないかと私は思ったわけです。このシンポジストになった藤島町で農家をしている方というのは、学校給食の残飯を醗酵させたえさで養鶏をしているのだということでした。その人が言うには、中学校の女の子はやはり太ることを気にして給食を残す人が多いと。だけれども、その給食の味と申しますか、地元の野菜とか、それから旬の野菜の味とかそういうものは、残したにしても、やはり大人になって自分たちがいろんな病気をしたりなんかしたときに、食事を日本食に変えなきゃいけないというようなことがあった場合には、その味にまた戻れると、復帰できるということなんですね。ですから、やはりきちんとした食事というのは、残してもとにかくそういう味を覚えさせる、その味覚を覚えさせるというようなことは大事なことなんだということを言っていました。

また、藤島町では、学校給食センターが古くなって建てかえをしなきゃならないと。それで、そのときにいる民間にした方がいいというような意見とか、直営でやるべきだというような意見とかさまざまあって、議論が百出したそうです。ですけども、議会の方では特別委員会を設置して、半年かけて勉強会をしたと、その中でいろいろなことがわかってきたというんです。ですから、そういう.....私たちも机上の論議をするだけでなく、現場に行ってその実施しているところを見るとか、生産者のところを回ってみるとか、そういう勉強も一緒にすべきでないかというふうに思うんです。

本当に子供たちが健康で、将来的にもその健康を維持していける、幸せな生活を送れるようにするためにほど

うすればよいのかということをおみんなで考えていく必要があるというふうに思いますけれども、その点教育委員長はどのようにお考えになるのかお尋ねして、最後にいたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 議員がおっしゃるように、やっぱりみんなで勉強しなくちゃならないというふうに私も思っております。

以上です。

## 内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号20番、21番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しております課題について、市長並びに関係当局に御質問を申し上げます。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いをしておきたいというふうに思います。

なお、通告番号20の市の重要事業については、平成10年度の重要事業として確認し、その後実施計画にも移され、ここ何年か予算措置もされながら、特定した一部の反対者がいることによって地元の理解が得られないとして、これまで見送られてきた国道458号、平塩地内の交通安全施設整備事業についてたゞす予定でございましたが、この間当局において速やかに、しかも精力的に対応され、過日、担当課長より県に対して事業に着手する旨の意思表示を行ったとする報告をいただきまして、私の質問する内容がなくなりましたので、市長と担当課の御尽力に深甚なる謝意をあらわし、質問は割愛させていただきたいと思っております。

質問に入りますが、まず最初に、土地価格について公益性を考慮して公開とされた横浜地裁判決と本市の情報公開条例の運用についてお伺いいたします。

私は、これまで情報公開をめぐる議論の中で、公共事業における土地買収などの情報については、つまり公益性があるものについては一般的なプライバシーの概念とは異なり、先進的な例に倣って公開すべきであることを主張してまいりました。

しかし、本市の情報公開条例の運用は、去る3月定例会の一般質問の市長答弁をまつまでもなく、用地事務の情報は本来他人が知り得るものでない個人や法人の内部事情に関するものが多く、その公開に当たっては個人のプライバシーの保護に十分留意しなければならず、公開により交渉当事者である地権者との信頼関係を破壊するようなことがあってはならないとし、要するに相手方のプライバシーを保護し、信頼関係を失わないようにする必要から、公開はしないとするものであります。

そうした理由から、議会における土地開発公社によって先行取得された土地や移転補償費などについて市で買収する際の予算審議は、予算の根拠となるものが全く示されなかったために、まさに形骸化したものになってしまいました。私たちは、こうしたやり方は市民との信頼関係を損なうことになり、議会には秘密会もあることを提起しましたが、そのことも受け入れられず、土地買収の予算措置が妥当かどうかの判断する素材すらない中で、予算案は多数で可決されたのであります。

繰り返すこととなりますが、こうした考え方による条例の運用では大きな矛盾を抱えることとなります。公有地の拡大の推進に関する法律、つまり公拡法による土地の取得は非開示で、一方自治法第96条第1項第1号による議決事件による土地の取得の場合は、法の規定によって、一定の面積や金額を超えればいや応なしに公開とされてしまいます。

本来、個人のプライバシーという概念は、公拡法であっても自治法のもとであっても同じはずであります。また、それは土地の価格や面積の大小で違うものであってはならないと考えます。

さて、こうした土地価格の公開をめぐる、非公開としたのはおかしいと主張したかながわ市民オンブズマンの大川隆司弁護士が横浜市を相手取り、非公開処分取り消しを求めた訴訟で、99年1月、横浜地裁は原告の主張を認め、処分取り消しを命じています。これは、横浜市が非公開とした「代替地一覧表」、「資産明細表」のうち、土地単価と帳簿価格の公開を命じるものであります。

争われていたのは、横浜市が代替地として利用する土地の一覧表である「代替地一覧表」の中の所在地、単価と市の土地開発公社が先行取得した土地の一覧表である「資産明細表」のうち、資産名欄の地番部分、所在地、帳簿価格を非公開としたことによるものであります。

裁判の中で、所在地と資産名欄の地番については、市側からこれらを記載した証書が提出されましたが、残りの単価と帳簿価格の非公開が焦点となっておりました。横浜市の非公開の理由は、次のようなものであります。

1点目は、個人情報に該当するというもので、所在地が公開されると土地の売買の相手方の個人が識別され、単価や帳簿価格を公開すると個人のプライバシーが侵害されることを理由にしています。

2点目は、単価や帳簿価格が公開されると、法人の土地取引に関する個別契約内容が明らかになり、法人の事業活動に支障が生ずるという理由です。

そして3点目は、非公開とした情報を公開すると、土地売買の契約の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の用地買収に支障を来すことを挙げております。本市が盾にしている非公開理由とほぼ同じであります。

ところで、その判決について、当時の1月26日の毎日新聞は、「土地価格公開、横浜市に処分取り消し命令」と見出しをつけ、次のように報じております。

「市と市の土地開発公社が持っている土地の一覧表を公開請求したが、市側は土地を売った人と価格が他人に知られ、今後の用地取得にも支障が出るとの理由で、土地の所在地と価格欄を公開しなかった。所在地については、提訴後、市側が、事業化されるまで市民開放など有効利用する必要があるなどの理由で公開した。岡光裁判長は、『プライバシー保護の必要性は低い。悪用のおそれは取るに足らず、既に公開している川崎市などでは支障が出ていない』と市側の主張を退けた」としております。

そこでお尋ねしますが、本市の運用と逆に、非公開処分の取り消しを認めた、この横浜地裁判決に対する市長の率直な見解をお伺いしたいと思います。

また、この判例は、今後の行政運営に重要な位置を占め、大きな変化をもたらすものと思われま。私は、こうしたことを受けて、本市の情報公開条例も早急に見直しを行う必要があると思えます。土地価格などの情報について公開請求があった場合、どのように対応される考えか、あわせてお伺いしたいと思います。

次に、学校教育法施行令改正と障害児教育について教育委員長にお尋ねをいたします。

文部科学省は、「21世紀の特殊教育のあり方」の最終報告を受け、その内容に即した形で就学手続の見直し、就学指導委員会のあり方などに関しての法令の見直しに着手しています。特に、就学手続の見直しについては、今年度中に施行令を改定し、2003年度から実施すると言われております。

この見直しの内容は、1、医療科学技術の発展に伴い、学校教育法施行令22条の3に規定している障害の程度等について見直す。2、同施行令に該当する子供でも合理的理由があれば普通学校へ就学を特例として認める。3、文部省309号通達の執行に伴い検討されている特殊学級、通常の学級において教育すべき児童・生徒の対象範囲について新たに示す。というものであり、さきの最終報告の基調は、あくまで障害とは治療・克服すべきもので、障害児は障害の種類、程度、特性に応じた教育が必要であるため、特例として普通学級への就学を認めるものとしております。

報じられている内容を見る限りでは、問題なのは、一つは、自分のことは自分でやれる介助が必要でない子に限って普通学級へ通うことを認める。二つは、医療的ケアを必要とする子供や障害が重複している子供、対人関係に著しい問題のある子供などについては、普通学級へ通うことは問題があるとしていることでもあります。

この方針は、先ほど申し上げましたように、「21世紀の特殊教育のあり方」の最終報告の内容に従って出されたものと言われ、障害児に新たな差別、選別を生み出す危険性が極めて大きいと指摘せざるを得ません。

ところで、今現在は、必要な場合は介助をつけながら普通学級に通っている子供たちは、全国的に確実にふえ続けております。私は、みんなと一緒に地域で生きたい、学びたいというのは、子供や家族にとって当たり前の願いであり、この願いは人として基本的な権利であると考えます。そして、学校教育の中で差別をなくしていくべきだと考えております。

ユネスコのサラマンカ宣言を見るまでもなく、国際的にはインクルージョンという考え方が主流になっていきます。それは、障害の有無によらず、すべての子供を対象として1人ひとりの特別な教育ニーズに応じて教育を行

うべきであるという考え方で、つまりいろんな子の違いを認めた上で、すべてを包み込んでいくような教育がなされなければいけないということだと理解をしております。しかし、今回の改定は、明らかにそのことに逆行しております。

そこで伺いますが、本市の障害児教育の現況は、学校教育法施行令によって定められた基準はありますけれども、世の流れに従って、実際の就学に関しては障害の程度、種類にかかわらず、本人や親の希望で地域の学校に就学することが可能になっているものと思いますが、改めて現行制度における本市の概要をお尋ねして、こうした政府の方針に教育委員会はどのような見解を持たれているのか、伺いたいと思います。

また、それは地方分権法によって、障害児教育に対する責任が地方自治体の教育委員会に変わることに関連し、統一的な規制に乗り出したという見方もあるようであります。しかも問題なのは、政令の改定という形で規制することになり、政令の改定は法案として国会に上程されないために、文部科学省の作業の上に閣議決定され、国民の多くは知らないままに決まってしまうことになり、分権法の趣旨に反すると思います。教育の地方分権という視点で教育委員会の所見をお尋ねして、私の第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時47分

---

再 開 午前11時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

公共事業の用地業務の情報公開に関しまして、これまでいろいろ論議を重ねてまいったところでございます。私は、情報公開に当たりましては、条例にもありますとおり、公開を求める市民の権利が十分に尊重されるよう条例を解釈し、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をするというのが実施機関としての市長の責務かと考えておるところでございます。

また、公共事業は市民の税金で賄われているものであり、市民にとって関心のあるところであるとは思いますが、幾ら市民の関心ごとであるとはいえども、個人情報を全く保護しなくともいいということにはならないと考えておるところでございます。

さて、平成11年1月26日に毎日新聞に掲載になった、横浜地方裁判所が出された横浜市所有代替地価格等について、市が非公開とした決定に対する処分取り消し命令判決記事についてでございます。これは、平成9年12月に提訴されたものと聞いており、平成11年1月25日に横浜地裁の判決が出されたことに対してのものであるようでございます。

これとほぼ時期を同じくして、国の公共事業機関の集まりである中央用地対策連絡協議会において、国の情報公開法に基づき個々の用地関係情報に関して情報公開請求がなされた場合における対応についての基本的な考え方を整理しておくために、「用地取得に伴う情報開示に関する調査研究報告書」をまとめております。

平成11年5月にその報告書が完了しております。報告書の中でも横浜地裁の判決について取り上げておりますが、そのような中でもこの判決があるから開示するという結論にはなっておりません。また、この判決後の各機関における情報公開の考え方も、今のところこの報告書に沿って運用している状況でございます。

議員も御案内かと思いますが、裁判所の判決というものは、あくまでも特定の訴訟事件に対する判決でありますので、この判決をもってすぐにすべての事例に当てはめることはできないのではないかと考えております。

現に中央用地対策連絡会の調査報告書でも取り上げている別の事例で、平成10年12月に東京高裁で示された判決では、「開示することによって、同種の公共事業において自己の私的経済活動に係る情報を開示されることを恐れて、用地買収に応じない者があらわれることも予想され、他の同種の公共事業の円滑な執行に支障が生ずることにもなる」との判断がなされた判決もでございます。

用地事務情報に関する裁判所の判例が極めて少ない中で、このように二つの相反した事例が存在することを考えますと、御指摘ありました毎日新聞の記事のような内容が、今の時点では社会的に定着しているとは言えない状況なのではないかと考えております。

また、土地買収価格等の情報公開に関する考え方は、国・県・市町村を問わず、個人のプライバシー保護の観点から、今のところ全国的に非公開という考え方が一般的となっており、土地価格等について全面的に公開されるということの考え方は、今の時点ではまだ社会的なコンセンサスを得ている状況にないのではないかと考えております。それだけに、相手のプライバシーを保護し、また信頼を失うことのないようにする必要があるのでないかと思っておるところでございます。

ところで、横浜地裁の判決を踏まえてということになるのだと思いますが、現在の各機関の状況として、国では直轄事業に関する用地買収単価の情報開示方法について、また地方建設局単位で組織されております地区用地対策連絡会でも、補償基準の情報開示に向けて検討するような方向にあると聞いておるところでございます。

将来、状況の変化などにより、土地価格等に関する情報公開が可能となる環境が整い、市民が広くそうしたことを受け入れられるようになるまでは、現時点では土地価格等の情報の公開に当たりましてはこれまで同様、一



定の制約をつけざるを得ないのではないかと考えておるところでございます。  
以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政について、学校教育法施行令改正と障害者教育についてお答えいたします。

障害があるため小学校や中学校の通常の学級における教育では十分な教育効果を期待できない児童・生徒に対しては、その障害の状態や発達段階、特性等に応じてよりよい環境を整え、その能力を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会参加し、自立することを支援していくための特別な教育の仕組みが用意されております。

このような学校教育の一つの分野を特殊教育としております。具体的には、特殊教育諸学校と言われる盲学校、聾学校、養護学校及び小・中学校における特殊学級や、通級指導によって行われている教育であります。

本市での特殊教育に関しての就学指導についてですが、障害を持つ児童・生徒の障害の種類や程度、発達の状況、特性等に応じた適切な教育を行うために、1人ひとりの状況を的確に把握し、どのような指導目標のもとに、どのような内容を、どのような方法で、どのような場で行うのが最適かを慎重に検討して行っております。

中でも、本市教育委員会での就学指導は、単に児童・生徒の障害の状況等の要因だけによらず、保護者との相談を重ね、家庭の状況や保護者の子育ての方針などをお聞きしながら、保護者との共通理解に立った上で就学が行われるよう進めてきており、可能な限り総合的な配慮を講じて行っているところであります。

小・中学校の特殊学級に在籍している児童・生徒の学習活動の状況についてですが、その子供の個別の状況に対応し、特殊学級内での学習・生活にとどまることなく、普通学級に加わって行う交流学习を数多く取り入れるなど、可能な教科や分野については、健常児との交流・触れ合いの機会を日常的に数多く持つように進めているところです。

次に、学校教育法施行令改正の動きに関してということでございますが、21世紀の特殊教育のあり方についての調査研究協力者会議から、今後の特殊教育のあり方などに関する最終報告がなされたことに伴い、今後、学校教育法施行令の改正が予定されているものと考えられます。

しかしながら、本市教育委員会では、政令の改正に関する通知などはまだ届いていない状況であり、必ずしも的確なお答えを申し上げる段階にはございません。

現在把握している状況によれば、これまでの特殊教育は、障害に着目する余り、養護学校義務化などの通常の学校・学級とは分離した方法による教育が中心に考えられてきた面があることから、今後は日常的な通常の学級との交流学习を初め、個に配慮した手立てを講じながら、普通学級でも可能な場合は普通学級の中でも障害児への教育ができるよう改正が行われるものと聞いており、決して障害者を分別するものではないと考えています。このことは、障害を持つ児童・生徒と健常児との触れ合いの機会をより多く持つことができるようになるものでもあります。

本市教育委員会としては、これまで行ってきたように、保護者との相談を重ねながら、個に配慮した就学指導や学習を一層進めていく考えであります。

最後に、学校教育法施行令の改正等により国が一律の基準のようなものを示すことは、地方分権化の流れの中でこれに逆行するものではないかということでございますが、さきに述べましたように、それらに関連する連絡等は来ていませんので、具体的な見解を申し上げる状況にはございません。

確かに、21世紀の特殊教育のあり方についての調査研究協力者会議の最終報告には、学校教育法施行令第22条の3で規定している養護学校等に就学すべき児童・生徒の障害の基準の見直しが提言されております。

しかし、その基準は現在も設けられておりますが、本市教育委員会としては、単にその基準のみによって就学指導を行ってきたということではございません。これまで県などの関係機関と協議しながら、障害を持つ子供の身体的な程度や状況だけによることなく、家庭や保護者の状況や要望等を十分にお聞きしながら就学を決定してきたところであり、今後ともそのように進めていきたいと考えているところです。

したがって、国において一定の考え方は示されるものと思われませんが、それによって一律に市町村の就学指導が縛られるということにはならないものと考えられます。今後とも、そのような考えで、障害を持つ児童・生徒1人ひとりの状況に対応した教育体制を進めていく考えであります。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 1問にお答えをいただいたわけでありますけれども、こうした判例が示されても、さほど現状としては変わった見解は出てきていないようであります。

市長おっしゃるように、裁判というのはそれそのものによって争われる事例が違うわけでありますから、端的にこれと同一視をして寒河江の場合を当てはめるということは私はできないというふうに思いますが、ただ、情報公開条例をめぐるこうした全国的な争い事を見ますと、どうも行政側は……何と申しますか、判決がなければなかなか出したがらないと申しますか、出したくないというふうな姿勢が見え見えなんですね。

非公開処分というものについて、裁判で争うことも確かにこれは重要なことだというふうに思いますが、こうしたことがないように、私は細心の注意を払いながら、やっぱりそうした判例を見きわめて慎重に対応すべきではないかなというふうに考えておるわけであります。

例えば、別な判例も市長出されました。平成10年の東京高裁の判例を出されたわけでありますけれども、私はそれをまた翻すわけではありませんが、例えば横浜地裁判決というのはその後の判決ですね。だから、その判決を踏襲しているわけではないということはおわかりいただけるというふうに思います。

それから、その判例を踏襲する形で出されたのが、これは東京高裁で平成11年9月に出された法人等の情報に関しての争いがあったわけでありますけれども、そこでは具体的に、今度は不開示とするには法人等に不利益が生ずる具体的な状況の客観的存在を必要とするということで、そうした横浜地裁判決を支持と申しますか、維持しているわけであります。私は、こうした方向に今の世の中は進んでいるのではないかなと、こういうふうに思っております。

それでは、市長はこの横浜地裁の判決をごらんになったかどうかわかりませんが、どうも御答弁を聞いている限りでは見ていないのかなというふうに思えてならないわけでありますが、これは寒河江市のものと同通をしますので、ちょっと時間がかかりますけど申し上げたいというふうに思います。

1点目の非公開理由について争われた情報は、ある程度公的な性質を帯び、その限度で特殊性の加わった売買という私的な売買との違いを明らかにしておりまして、個人を識別するというふうな広い意味での個人的情報には該当しますが、個人の資産の位置取引の情報であって、公示価格を基準として決められた価格ということについての情報であるということで、要するにプライバシーとしての保護の必要は弱い情報であって、公開することの必要性が高いものだというふうに結論づけて、それは非公開の理由には当たらないというふうにしております。

それから、二つ目の理由であります、譲渡価格は資産の全部ではないということでありまして、その位置取引についての……位置というのは場所ですね……ものであること、それから公示価格を基準にした譲渡であって、当該法人の財産の運用状況や経営状況などの特殊性が推測されるおそれはないということでありまして、法人の営業上の地位に不利益を及ぼすという非公開情報には当たらないというふうにしております。

それから、争われた3点目のことについてであります、売買は公示価格を基準とする価格をもって譲渡価格とする旨が法定化されておりまして、特殊性があるので譲渡価格は全く非公開にされると期待するのは社会通念に反するというふうに述べられております。そして、当事者間の信頼関係を損なうものではないというふうな判決でございます。

そしてまた、こうしたことは今後に支障を来すのではないかなというような点についてでありますけれども、既に川崎市や大和市あるいは綾瀬市などで、土地開発公社の取得価格について公開をしておりますけれども、公開によって後の用地買収に支障を来すなどの弊害は生じていないとの調査委託結果があるとして、具体的な支障が認められないというふうな判決であります。

つまり、注目すべき点は、プライバシーとして保護すべき必要性と、それから公開すべき公共性、この二つを

深く考慮して、その公共性というふうなところに重きを置いて判断をした私は判決だというふうに思っています。

こうしたことは前にも、私は同じような指摘をしたことがありますけれども、そうしたことについてのですね、改めてこの判例について……多分お読みになっていないんだらうというふうに思いますので、市長の見解を改めて求めたいというふうに思います。

きのうも、市長は頭のやわらかいところを披瀝をされましたけれども、こうした情報公開についても、もう少しやわらかく考えていただいて御答弁いただきたいものだなと、こういうふうに思っているところであります。

それから、この際もう一回聞いておきたいというふうに思いますが、これも何回も議論しましたけれども、プライバシーという概念ですね。要するに、これは法は変わっても私は同じだというふうに思っておりますけれども、先ほどの公拡法、それから自治法との関係ですね。この点について市長はどういうふうに考えておられるのか、端的にお聞きをしたいというふうに思います。

それから、学校教育法施行令の改正についてでありますけれども、おっしゃるとおり、確かにまだ政令として出されているわけでもありませんし、法案としてまだつくられたわけでもありません。内部で検討されているというふうな段階でありますから、お答えにくい点があったというふうに思いますけれども、私は教育を担当するといえますか、その機関でありますから、率直に申し上げまして、もう少し敏感であってほしいなというふうに思っております。

本市の障害児教育の概況についてもお伺いをしましたけれども、私先ほどの答弁を聞いておまして、やっと統合教育といえますか、そういうふうなことで近づいてきたなというふうに思っております。

これは、可能な限り通常学級に障害児を迎え入れるというふうなことだろうというふうに思いますけれども、先ほど第1問で申し上げましたユネスコのサラマンカ宣言のような、私はやっぱり理念を持って障害児の教育に当たるべきではないかというふうな考え方が基本にあります。

ただ、残念ながら日本は、障害児の教育に関しましては、G7と言われる諸国の中でも大変後進国でありまして、これまでは国の政策として障害児だけを切り離すような制度にしてきておったわけですね。昨今は違うような動きも出ておりますけれども、今でもそういう意味では教育基本法あるいは学校教育法施行令など法的な絡みもあって、それをやっぱり抜け出せないでいるのではないかなと、こういうふうに私は思っています。

それは、やっぱりその元凶は、中央集権的な教育行政をしている文部科学省……前の文部省にあるというふうに私は思っておりますけれども、本来は学校の選択権というのは子供にあるというふうに思います。その子供がその権利を行使できない場合には、その子の養育責任者である親にあるというふうに私は思っています。

るる御答弁ありました。就学指導委員会を初めとする御答弁がありましたけれども、制度的なことを見ておきますと、なかなか理念どおりにならない面があるというふうに私は率直に思っております。

それから、本来ならそれは一番大もとになっている日本国憲法の教育を受ける権利、そこから出発をすべきであるというふうに思っておりますけれども、それが教育基本法あるいは学校教育法によって具体化されることになるというふうに思います。ただ、憲法の精神がそのとおり実現されているかというと、なかなかそうにはなっていない。特に、障害児に関しては、権利が建前としてあっても、実際には建前どおりにはなっていないのが私は実態だというふうに思います。

これは、何が問題かという、こうした法律関係が憲法の理念というものをきちっと踏まえた体系になっていないというふうに思うんですね。これは、法律を受けた例えば政令なんかにも整合性が欠けているというふうなことだというふうに言わなければならないというふうに思っているんですが、いわゆる憲法の理念や教育基本法の理念がそれにまさる形で……例えば通達なんかがそれにまさる形で羽ぶりをきかしているのが現実だというふうに思っております。まさに、これは逆立ちした現象だというふうに思っておりますし、だから障害児を切り離して教育をやるなんていうような結論が導かれてきたのではないかなと、こういうふうに思っているところです。

現況については伺いましたので、さらにユネスコの宣言にあるような理念を持ちながら対処をするべきではな

いかというふうに考えますが、改めて教育委員会の御見解を伺いたいというふうに思います。  
以上、2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 情報公開と、こういうことになりましたれば、やっぱり自治体の長、実施機関といたしましては、情報公開条例、本市の持っているところの情報公開に基づいてまずは判断しなくちゃならないと、こういうことがあろうと思っております。

そしてまた、それらを判断するに当たりまして、判例とか実例とかあるわけでございますから、それらもやっぱり勉強しながら、即応したものにいて、判断というものを誤りないようにしていかなきゃならないと、こう思っておるわけでございます。

それにしまして、この判例といきまして、いろいろ……先ほども申し上げましたように、それぞれの事例に従って、個々具体的なものに対する判断であるわけございまして、全く同一というようなものはあるわけじゃございませんけれども、我々はそれを勉強する場合には、やっぱり類推しながら、あるいはと思っているわけでございますけれども。

やはり、判決といいまして、事例は違って大体同じような事例になるような場合もあるわけでございますけれども、まあ裁判所によって異なった判決が出るということもあるわけございまして、あるいは地裁で判断したやつが高裁でひっくり返る。また、最高裁に行っても別な判断が、判決が出ると、こういうことだってあるわけございまして、非常に参考あるいは勉強する場合にもいろいろ頭を悩ますところだろうと思っております。

おっしゃるところの横浜の場合ですと、これは平成11年1月でございますが、判決がございまして。東京高裁のことを申し上げましたけれども、これは平成10年12月のようございまして、ですから大体同じ時期なのでございまして。そういうことを思い合わせれば、早々同じ時期に異なった判断が下されているんだということがうかがわれるわけでございます。

それから、私も横浜の地裁とそれから東京高裁のを見せてもらっておるわけでございますが、横浜の場合は、議員御指摘のように要保護性は少ないというようなことを言っておりますし、それから保護の必要が高いとは言っていないというようなことも言っております。

しかしながら一方、また東京高裁の判断におきましては、公開することによりまして円滑な執行に支障が生ずると言える。それから、他の同種の公共事業の円滑な執行に支障が生ずることになると、こういうことを言っております。その他のいわゆる原告・被告間で争ったことにつきましては触れないでおります。この二つだけでも十分だということで、その他の判断は示していないというようなことがあるわけでございますけれども、やっぱりいずれの判決を見ましても、このように地裁、高裁との考え方が違ってくることが言われるわけでございますのでですね。

そしてまた、先ほど申し上げましたように、国・県等々が用地等々の事務を取り扱う上におきまして、参考としておりますところの用対連の研修会でいろいろ議論、これらの判決等も含めて議論なされておるわけでございますけれども、それらにつきましての考え方というのも先ほど申し上げたところでございますので、そういう中で第1問に答弁申し上げたような考え方をお示しいいしますか、お答えいたしましたところでございます。

それから、プライバシーというようなことに話がございましたけれども、これは私も学者とか判決とか、そこまで全部見ておるわけじゃございませんけれども、やはりその人なりに持つておる、その人の持つておるところのですね、侵すことのできない、あるいは侵してはならない、そしてまた尊重しなくちゃならないところの……何といいですか、尊厳といいですか、あるいはその人の人格といいですか、そういうものじゃないかなと、こう思っております。やはり一個の人間が生存しておる上におきまして非常に大切にしております。それに踏み込まれますと、これは大変なことになるというような、その人の人権といいですか、人格といってもいいだろうかなと、そういうものじゃないかなと、こう思っておるわけでございます。

あるいは、そういう中には一つ秘密などもですね、当然これも人には見せられないもの、そういう秘密的なものも入っているのじゃなからうかなと、こう思っております、学説的にはどのようなものですかあれですけども、やはり個人の、情報公開条例の第6条にもありますように個人生活にかかわってくる、本当にその個人の中の大切なものだと、このように思っておりますのでございます。



佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 1問でお答えしたとおりでございますけれども、改めてということでございますので若干申し上げますと、学校教育法の施行令は昭和28年につくられ、その後何度か見直しが行われてきた施行令ですが、その中でやっぱり今の医療科学が非常に進歩した段階での状況と若干違ってきているところが随分出てきています。

例えば、障害の区分なんかについて、盲者については両眼の視力が0.1未満の者とか、あるいは病弱者については慢性の疾患等で6カ月以上の医療または生活規制を必要とする程度の者などというふうに出ていますけれども、現在は医療科学が非常に進歩していきまして、6カ月以上なんていうのでなくて、2カ月ぐらいのあれでも病気のために勉強ができないなどというようなことにならないように、そういう人たちも病弱養護学校に入れて教育を行っているというふうな、現実の方が進んでいるというふうな状況もありますので、政令の見直しも当然なされるものかなというふうに思っております。

また、「今後の特殊教育のあり方についての基本的な考え方」ということで最終報告がなされているわけですが、その中に、基本的な考え方に幾つかあるわけですが、その第1に、ノーマライゼーションの進展に向けて、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を社会全体として生涯にわたって支援することが必要であるとか、あるいは学校や地域における魅力と特色ある教育活動等を促進するために、市町村や学校に対する支援を充実することが必要であるというふうな、非常に前向きな考え方が出ているというふうなことを見ていきまして、我々もそれを受けてどういうふうに変っていくのかということを楽しんでいるところでございます。

寒河江市としましては、先ほど述べたような就学指導委員会の意見とか、親御さん、それから子供さん自身の考え方を尊重しながらやっているわけですが、市全体がハートフルなまちづくりを目指しているという中で、教育面でもさらにそういう特殊教育の充実を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 ちょっと議論がかみ合わないといいますが、.....ところもあるんですが、最初にですね、市長にもう一回お尋ねをしたいというふうに思います。

市長にお言葉を返すつもりはないんですが、確かに同じような時期に出された判決だということは、私も今聞いてわかりました。しかし、私がさっき申し上げた法人の情報の公開をめぐって争われた東京高裁の判決は、これは先ほど申し上げましたように横浜地裁の判決を維持しているんです。その判決は平成11年9月なんですね、同じ東京高裁です。そこからすれば、先ほどの市長の言われたことは破綻を来すのではないかと、こういうふうに私は思っております。

それからもう一つですが、情報公開の制度といいますが、条例をめぐるところの争い事、裁判になりますと、市長も多分御承知かというふうに思いますが、先ほども申し上げましたけれども、裁判の過程で小出しにしたいと思いますか、悪い言い方ですが、訴えられた方の被告の自治体側が、何といいますが、証書という形で提出して、途中で裁判を終わらせるといいますが、.....というような方向に持っていく傾向が非常にありまして、多分その段階で行政側はその裁判にはちょっと負けるのではないかなと、こういうような判断があるのかもわかりませんが、そうしたことを大体争われた自治体ではしているようであります。

先ほども申し上げましたように、私はこうした争いはできるだけしない方がいいというふうに思っていますし、したがって慎重に、そうした判例も踏まえてなすべきだというふうに思っております。

先ほど市長は、2問目について、情報公開条例に基づいて検討するというふうなことでありますが、その情報公開条例の中身が問題であるならば、こうした判例をもとに見直しをしなければ、いつまでたっても運用は直らないと、こういうふうになると思うんですね。ですから、そうした点についてもぜひ敏感に対応していただきたいというふうに思っているところであります。

多分私が申し上げたこの中身でまいりますと、例えばこの前長々と議論をいたしましたけれども、市道石川西洲崎線の関係の問題なんかからすると、例えば市民から訴えがなされた場合なんかは、私は寒河江市は負けるのではないかと、こういうふうに思っております。そんなことになって、じゃあ処分を取り消して公開しますなんというよりも、そうした判例に基づいて、やっぱり初めから対応した方が市民には受け入れられるのではないかと、こういうふうに思っております。

それから、ついでに申し上げますと、石川西洲崎線のことを再度申し上げて恐縮なんですけど、私たちも地権者の方とお会いをしてお話をする機会がありました。例えば、土地であるとか、あるいは移転補償費などについては、つくっている作物の特殊性からして、ぜひ公開をしていただきたいというふうに行政側にも申し上げたというふうに話を伺っております。

そういう点からすれば、私は支障としている.....何といいますが、本人が了解しているとするれば、そうしたことも当てはまらないというふうに思いますし、また先ほど申し上げましたように、土地の価格というのは評価額が基本にありまして、それをもとにして決定されたものであるという考えからすれば、何ら公開しても差し支えないのではないかと、こういうふうに思っております。ぜひ、前向きな市長の御見解を改めて承りたいというふうに思います。

それから、教育委員会にお尋ねしたわけではありますが、これまでのことは私も理解しているつもりです。ただ、問題点もいっぱいあるということですね。そして、今回改正されようとしている中にも、先ほど申し上げたような問題点があるということでもあります。

それは、事実これまでの文部省や教員組合あたりの団体の中でさまざま交渉している段階の中で、解決していることもありますし、あるいはまだ問題になっている点もあるというふうに伺っております。

その点だけに絞って申し上げますと、障害をですね、これを克服、治療すべきというふうに最終報告ではとら

えておるわけでありまして、そういう意味では、就学基準の内容の見直しという観点では、先ほど言われました例えば知的障害児などの点で言えば、ノーマライゼーションの進展が望めないのではないかというふうには思っています。

それから、原則小・中学校への就学ではなくして、合理的な理由のある特別な場合に限るというふうなことですね。こういうふうに言っているわけでありまして、これは私はどうも違うんじゃないかなというふうには先ほど申し上げたとおりでありますけれども、基本的には原則は地域の小・中学校なんですよと。それで、特別な理由がある場合には、むしろ本人が望むなら、あるいは親が望むなら、そうした特殊教育を受けると、こういうふうなことではないのかなと、こういうふうには思っております。

それから、障害が重複している子というようなことも申し上げました。これは、先ほども申し上げましたように、例えば基準なんかをめぐって新たな選別や差別を生み出す危険性が大きいということだというふうには思いません。

それからもう一つは、先ほど言った、これも繰り返すことになりましたけれども、現在の市町村の教育委員会で行われている就学委員会といいますか、就学に関するいろいろな部門がありますけれども、その点について法的に違法だとか、あるいは子供の就学状況を変更するような国の規制が強まるのではないかというふうな見方もあるわけでありまして、そうしたことについて、私先ほども申し上げましたが、教育委員会としてやっぱり敏感に対応していただきたいということを願っているわけでありまして。

待ちの姿勢ではなくして、これから障害児教育を考える上で、大きな理念の中でやっていただきたいということをお願い添えて、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何回も言うようでございますけれども、やっぱり事例が裁判という問題になっているというのは、これはいろいろみな個々具体的な事例でやっているわけでございまして、想定も違うわけでございます。ですから、新しくできたものが必ずしもそれが現在での裁判所の判断だと、必ずしも事例が違うからそうは一概には言えないところがあるんじゃないかと、こう思っております。

横浜地裁のものは、これは平成11年1月に判決がなされておまして、高裁に行って、高裁では平成11年9月に同じような趣旨の判断をなされていることは私も勉強させてもらいましたけれども、先ほど申し上げましたように、東京高裁のような判決もあるということでございます。

そしてまた、この裁判所もですけども、市民……人間の考え方というのは、これは時の流れに沿って変わってくるということは言えるわけでございまして、さらにまた大都市あたりの考え方と地方の中小都市とのものとの考え方、そしてまたそこに住んでいる人々の考え方と、こういうのもまた違うのが現実じゃないかなと、こう思っております、そういう意味からいきまして、地域に住んでいるところの市民というもののコンセンサスなり、あるいは社会的環境が整うまでのコンセンサスとか、そういう受け入れられるまでの環境の変化とか、そういうものもやっぱり勘案しなくちゃならないのじゃないかと。

ですから、裁判というのはいろいろ事例があります。大都市であります、そしていろいろな判断がなされております。それということならば、やっぱり寒河江においての寒河江に合うようなものというものは何なんだというようなことをですね、十分考慮して考えていかなくちゃならないものだろうと思っております、議員が、裁判に勝つとか負けるとかというような問題ではなくて、やっぱり市民がいかにみんな了解とか、コンセンサスを得るような状態になるような中での判断というものをおろさなくちゃならないだろうと、こう思っております。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号22番、23番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、市の行政は市民のものであって、具体的な施策は市民と一体となって考え、進めるべきであるという立場から、社会民主党市民連合を代表し、通告している課題について私の考えを申し上げ、市長の見解をお伺いしたいと思います。

最初に、通告番号22番、情報公開の推進についてであります。

この課題については、今まで何回かこの議場でも議論がされてきましたが、市長の考えは、開かれた行政、市民と一緒に進める行政という今の時代の要請に十分にこたえていないと思われまますので、再度質問させていただきたいと思ひます。

私たち社会民主党市民連合は、ことし10月の視察で佐賀県の多久市、福岡県の大野城市及び古賀市を視察をしてきました。

多久市においては、情報は市民と共有するものという理念を明確にするため、名称を「市情報公開共有条例」とした情報公開条例を策定しておりました。この条例は、小学生でも読める平易な表現で、漢字に振り仮名をつけているのであります。しかも、この条例には市が2分の1以上出資している法人及び団体に対する情報公開はもとより、市から1件100万円以上の補助を受けている団体に対する補助団体などの情報公開も規定されています。

こうした条例を受け、市長交際費についてはお祝い、見舞い、弔慰、せんべつなど9区分に分けて、毎月の支出額と累計額を市報に掲載をしています。

また、大野城市においては、財団法人大野城市都市施設管理公社、土地開発公社、体育協会、シルバー人材センター、大野城緑のトラスト協会、社会福祉協議会の六つの外郭団体が、大野城市の情報公開条例に実施機関としての規定がないにもかかわらず、独自の情報公開規程を定めていました。

こうした独自の外郭団体の情報公開規程を定めることになった経緯は、「公社等の情報の公開について」という議員の一般質問に、市長が「外郭団体等については情報公開を推進したい」と答えたことにより、外郭団体との協議を行った結果、それぞれ独自の規程が定められたというものであります。そのほか、一部事務組合である消防組合、衛生施設組合、環境施設組合も、平成14年4月実施に向けて準備中とのことでした。

古賀市においては、特定個人の重複委嘱や市民公募を推進する附属機関等の委員の委嘱基準等に関する規程を定めています。この規程によると、1人が兼務できる委員数を3以内、在任期間も通算10年とするなどの制限をしています。また、一つの附属機関の男女委員の割合をそれぞれ30%以上になるように努めることと定めています。さらに、委員の公募についても定めています。具体的な委員の公募方法については、実施要領を定め実施しているようでありました。

このように、情報公開の推進、開かれた行政のあり方は、物すごいスピードで改革が進んでいます。しかるに、本市における市民とともに推進する行政のあり方、これを可能にする情報公開の現状は、残念ながら私がこの問題を一般質問で取り上げた1993年9月議会及び95年6月議会からほとんど改善されていません。

8年前は、まだ国の情報公開も進んでいませんでしたが、その後99年5月に、いわゆる国の情報公開法である行政機関の保有する情報の公開に関する法律が成立し、国の情報公開は急速に進んでいます。特に、インターネットによる情報公開は、各種統計調査の結果はもとより、各種審議会等の会議日程から会議録、中間報告、答申書まで公開されています。また、閣議決定事項や記者発表記事まで公開されています。

このような国の動きに合わせて、各自治体においても、住民とともに情報を共有し、住民とともにまちづくり

を考えるとという姿勢に変わりつつあり、積極的な情報公開を進めているのが現状であります。

申請主義から、申請がなくても住民が知りたい情報や市が行った調査結果等を市報に掲載するとか、資料コーナー、閲覧コーナーを設けて、いつでも気軽に閲覧できる環境を整えること、あるいはインターネットで公開するなどの方法で積極的に市の情報を公開していく考え方に切りかえていくべきであると思います。

このような積極的な情報公開のあり方について、市長の基本的な認識について伺いたいと思います。

具体的な事例として、毎月の市長交際費について、件数と金額を市報に掲載してはいかがかと考えますが、市長の見解を伺います。また、市長交際費について情報公開を求めた場合、日時、場所、相手の人数や氏名、支出金額などどこまで開示できるのか、教えていただきたいと思います。

次に、外郭団体の情報公開の推進について質問いたします。

国においては、先ほど申し上げたとおり、99年5月にいわゆる行政機関情報公開法が制定されました。この情報公開法の第42条に、「国の独立法人及び特殊法人の情報公開についても、情報の開示及び提供が推進されるよう情報の公開に関する法制上の措置、その他の必要な措置を講ずるものとする」と定め、さらに附則第2項において、「2年を目途として、第42条の法制上の措置を講ずる」としています。

こうした規定に基づき、特殊法人情報公開検討委員会を設置し、2000年7月に最終意見書をまとめ、政府に提出しています。この意見書に対して、2000年12月1日に閣議決定された行政改革大綱の中に、特殊法人等情報公開法案の国会提出を特殊法人情報公開検討委員会の意見に沿って立案作業を進め、次期通常国会に提出することも定められているのであります。

このように、国の特殊法人等の情報公開法が制定されるのは目前に迫っています。先進的な自治体においては、既に私たちが視察をしてきた佐賀県の多久市や福岡県の大野城市のほかにも、茨城県古河市、神奈川県藤沢市・大和市、埼玉県草加市など数多くあります。しかも、自治体の情報公開は外郭団体、第三セクターの公開にとどまらず、補助金の交付団体にまで情報公開が広まっていますし、意思決定過程の文書や決裁前文書も開示している自治体も出てきています。まさに情報公開の対象は、国民の知る権利を最大限に尊重し、加速度的に公開の範囲が広がっていることを示しています。

このような状況を受けて、外郭団体の情報公開を進めるべきであると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号23番、開かれた審議会・委員会の改革についてお尋ねします。

最初に、委嘱基準の策定についてであります。

1995年の6月議会における私の情報公開の推進に対する市長の答弁は、非常に前向きな答弁であり、改善について期待をしまいいりました。しかし、その後、審議会等の民主的な運営については、ほとんど改善が進んでいません。

6年前に比べれば、全国的に審議会・委員会の民主的な運営は形だけではなく、真剣に住民の意見を行政に反映しようという姿勢に飛躍的に変わりつつあります。本市においても、各界各層からより多くの市民が参加できる制度を整備するときではないかと思しますので、改めてこれらの課題について見解を伺いたいと思います。

第1に、委員の兼務の問題です。

この問題については、推薦団体との意思疎通を図りながら、偏った人選を避けるようお願いしていきたいというものであります。お願いしていきたいとは、具体的にどのようにお願いしているのか。文書でお願いしているのか、口頭でお願いしているのか、伺いたいと思います。

また、2000年9月議会の同僚議員の質問に対する答弁によると、兼務を四つ以上委嘱されている委員は9名で、最高で12の委員を兼務しているとのことでありました。四つ以上の委員を兼務した場合、委嘱された人にとって、内容を検討したり出席したりするため、どれだけの時間を必要とするのかわかりませんが、諮問された事項について真剣に調査検討し、発言しようとするれば、大変な努力と時間が必要になってくると思います。

私も委員を引き受けたこともありますし、今も引き受けていますが、一つの委員を引き受けてさえ大変なことであります。それを四つも五つも委嘱を受けている、12などということは論外であって、出席するだけで精いっぱいではないかと思えます。諮問した事項について真剣に、各種団体やより多くの市民の声を聞き、意見を取り入れる審議会・委員会に改革しようとする考えがあれば、一定の制限を設けることは当然だと思います。兼務数に対する市長の見解をお伺いします。

第2点目は、委員在職期間の問題です。

余人をもってかえられない専門的な知識を必要とする場合を除き、市民であればだれでも引き受けられるのが審議会・委員会委員の内容であると思えます。在職期間が8年以下でよいのか、10年以下でよいのかは議論があると思えますが、42年間も同じ人が同じ委員についていることは正常な姿の委嘱だとは思えません。

95年の私の質問に対して、「長期にわたる場合には年齢に一定の制限を設ける方向で、行政委員会などから意見を聞きながら検討していきたい」と、前向きな答弁をしていただきました。

同じ人が同じ委員についている在職期間を制限する方法は、在職期間で制限する方法や、市長の言うように年齢で制限する方法もあると思えます。私はどちらでもよいと思えますが、いずれにしても、長い期間同じ委員についていれば新しい考えや新しい発想は出にくくなり、委員会そのものの活性化が失われるおそれがあり、何らかの制限を設ける必要があると思えます。「年齢に一定の制限を設ける方向で、行政委員会などから意見を聞きながら検討していきたい」という市長の答弁について、その後どのように検討なされたのか、伺いたいと思えます。

第3点目に、公募制の導入についてであります。

多くの審議会・委員会が設置されている目的は、各界各層の市民から広く意見を聞き、市民の意見を市政に反映させるという住民自治という考え方から来るものであります。そして、この公募制の導入という考えは、新しい地方分権の時代にふさわしい住民自治をより広げ、進めるためのものであります。

公募制の重要性・必要性については、市長も十分認識しておられるのではないかと思います。認識しておられるからこそ公募制導入について、「委員会の目的が専門的分野でない広く一般市民を対象とした内容で、市民各層の御意見を反映させられるものについて検討を進めながら、一部の人数については試行することも考えてはどうかと思っているところでございます」と、答弁していたのであります。

この答弁については、一部の審議会等において試行をしていきたいという市長の考えを示したものと受けとめ、期待をしておりましたが、今まで試行はなされてきませんでした。なぜ試行すら行えなかったのか、不思議でなりません。今までどのような試行に対しての検討をなされたのか、検討の経過についてお尋ねします。

第4点目に、女性委員の拡大についてであります。

女性委員の拡大については、当局も努力され、平成12年度で委員数 379名に対して、女性委員数は69名、18.2%に達しているとのことであります。今まで努力をしてきたことに対して評価をしたいと思えます。

しかし、その内容についてであります。女性委員69名の中に、同じ人が幾つかの委員を兼務しておられるのではないかと思います。そうした兼務を除いた人数、延べ人数でなく、実数で何人なのか伺いたいと思えます。

また、今後の取り組みについても、「改選期に合わせて、女性委員の積極的な登用を心がけて、毎年比率を高めるよう努力している」と、前向きな答弁をされており、これも評価をしているところであります。男性と女性が力を合わせて男女共同参画社会を築こうというのが女性委員拡大の目的であるわけですから、女性委員が6割も7割も占めてはだめであって、男性委員と女性委員が5割ずつというのが理想であります。

理想であります。当面の目標として30%とか40%という具体的な目標を掲げ、努力をしているのが現在の国や各自治体の取り組み状況であります。やはり、女性委員の拡大については、目標年度や具体的な拡大目標を掲げて取り組む必要があると思えます。そのためには、男女共同参画社会基本計画を策定することが重要であると思えます。男女共同参画社会基本計画の策定計画はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、女性委員の拡大を図るためには、各種団体、サークルなど地域で活躍している女性を発掘し、人材デー

タベース化を推進する必要があると思いますし、そうした人材の中から女性リーダーを育てていく努力も必要であると思います。具体的な拡大目標を設けることや、女性リーダーの育成などについて、市長の見解を伺いたいと思います。

第5点目として、審議会、委員会等の委員の委嘱一覧表の作成についてであります。

委嘱状況一覧表を作成することによって、委員の兼務状況や在職年数、女性委員の人数などの委嘱状況が一目でわかります。こうした一覧表を作成しているとすれば結構ですが、作成していないとすれば作成すべきであると思いますので、御見解を伺います。

今まで申し上げてきた一定の制限や目標数値を一つのものにまとめたものが審議会・委員会委員の委嘱基準であります。委嘱基準は規則でもよいでしょうし、要綱でもよいと思います。また、内容についても、義務規定で縛るより努力目標として、市民の協力を得て実現していく緩やかなものであってもよいと思います。

こうした努力規定があることによって、新たに委嘱する場合一つの目安となり、委嘱する側も委嘱しやすくなり、改革が進むものと思います。より幅広い多くの市民が、市の政策決定過程に参加できる仕組みをつくっていくことが地方分権の時代に求められているのではないのでしょうか、市長の見解を伺います。

次に、審議会・委員会の公開についてであります。

審議会・委員会を公開すると、自由闊達な意見が出にくくなると考えておられるようですが、私は全く逆ではないのかと思っています。現在の審議会等を見ますと、一部の人がしか発言しませんし、ほとんどの審議事項が賛成、異議なしの状況にあると思います。公開することによって、委員も事前に資料に目を通し、発言するようになって、審議会そのものが活性化するものと思います。

また、審議会・委員会の公開については、「公開が可能なものもあるが、審議会等が主体的に判断すべきもの」と答弁してもおります。しかし、審議会・委員会の委員は市長から任命されているものであって、完全に独立しているものではありません。残念ながら、主体的に判断するよりも、当局の意向に沿って判断する傾向が強いのではないかと思います。

したがって、原則公開という判断基準を行政当局がつくる必要があると思うのであります。市長の見解を伺います。

さらに、審議会・委員会の審議状況を公開するにしても、非公開にするにしても、事前に日程を市民に知らせる必要があると思います。日程すら事前に知らされていないのでは傍聴のしようもありませんし、公開・非公開の議論も出てきません。

我々議員に対しても、関係者以外は日程すら知らされていません。市の施策や方向性を審議、答申する重要な審議会等でありまして、審議会・委員会を生き生きと活性化させるためにも、日程の事前の周知は重要なことと思います。

日程の事前の周知についての見解をお伺いし、私の第1問といたします。



佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、情報公開の件でございます。

本市における情報の公開につきましては、市が施策を的確に推進するためには市民の理解と協力が不可欠であり、行政はそのためにさまざまな方法で行政情報の公開に努めてきているところでございます。

情報公開条例に基づいた申請による公開のみならず、市報を通じ情報を伝達したり、事務事業を進める上での各種説明会など機会をとらえ、市民と直接向き合い、できる限り情報というものを提供していく姿勢というものを持って進めてまいったところであります。

市民サービスの向上を図るため、本市のホームページ上に申請書等の様式を公開し、様式を取り出せるダウンロードサービスを開始しておりますし、今回の議会の日程等もホームページに載せており、また医療に対する信頼を高める方策としてのカルテ等の原則開示を進めることとしておりますので、情報の提供は適宜進める方向にきているものでございます。

交際費の件数と金額の市報掲載というような提言がございましたが、市報は市民福祉の向上や市政の発展を図るため、市の施策や計画あるいは方針が正しく理解され、信頼されることが必要であることから、市政に関する情報を適確にそしてタイムリーに伝えるようにしているところでございます。ただ、市報の限られた紙面の中で、市民の皆さんにお知らせしなければならない情報はまだまだ多くあるものと理解しております。

交際費は、祝い酒、各種行事祝い、見舞い、香典、賛助金、お土産などを公費で支出するものでありますので、当然として十分意を用いなければなりません。今すぐ市報を通してお知らせする必要があるものとは考えておりません。今後、広報委員会の御意見などをお聞きしながら、今後の一つの課題としてまいりたいと考えております。

それから、交際費について情報公開請求があった場合にどこまで公開するかということですが、市においては平成11年度から伝票の運用といたしまして、交際費と食糧費の予算執行に関する取り扱いについて、より一層の明確化と透明性を高めるため、伝票に内訳明細票を添付することとしております。内訳明細票には、贈答を行った場合の品名と金額、贈答先などを記載する様式と、懇談等を行った場合の会議の名称、目的、実施年月日、会場場所、出席者の市側と相手方を記載する様式の2種類を使用しております。

どこまで公開できるかということについては、相手方との信頼・友好関係を維持でき、相手方が不満や不快の念を抱くことのない範囲ということに配慮しなければなりませんので、相手方の情報を非公開とする場合もありますが、その他の公開できる箇所については開示してきておるところでございます。

これまでも申し上げてまいりましたが、市の情報には個人に関する情報や企業活動の情報などがございまして、特定の個人が識別されまたは識別され得る情報や、法人その他の団体または個人の活動利益を害する場合の情報など、プライバシーに最大限配慮する必要があることから、非公開としてきているものでございます。これら以外の情報等につきましては、情報公開条例の規定により個別的に判断することとなりますが、非公開の情報はできるだけ減らす方向としてきておるところでございます。

次に、外郭団体の情報公開について質問がございました。

御案内のように、国においては行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法が平成11年5月14日に公布され、この平成13年4月1日に施行されたわけございまして、この中で公団や事業団などの特殊法人等については、国とは別の法人格を有しており、法的性格や業務内容等がさまざまであることから、同法の公布後2年以内に特殊法人等の情報公開について法制上の措置を含めた必要な措置を講ずることとされており、本年12月5日に（発言する者あり）この5日でございます。独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

が公布され、公布の日から1年以内に施行されることとなっております。

また、県においては、外郭団体については法人独自の情報公開の対応であるということで、出資法人の情報公開指導要領を作成し、出資割合に応じた指導・助言を行っていると考えております。

本市における外郭団体の情報公開につきましては、外郭団体が別の法人格を有する独立した団体であることから、個々の団体で検討すべきものと考えております。外郭団体が保有する情報も、本市が保有する情報と同様に、個人情報や法人に関する情報等、情報公開になじまない情報もあるため、法律等の考え方を参考にしながら検討していく必要があると思われまます。

それから、審議会・委員会の問題でございます。

まず、委員の委嘱基準の策定についてお答えいたします。

各種審議会・委員会につきましては、執行機関の附属機関として法律及び条例等に基づき設置しており、それぞれの目的に沿って、市民の豊かな経験や知識を行政執行に反映していただいているところでございます。

ことし12月1日現在の設置状況は、審議会等の総数は41となっておりますが、設置目的の趣旨により、審議終了とともに任務が終わるものもありますので、委員が選任されている審議会等は30となっており、315名の方を委嘱しているところであります。

委員の選任につきましては、法律や条例等で選出区分及び選出団体等が明記されているものが多くあり、これらの委員については、該当する団体等に対し任期満了時ごとに口頭などで推薦をお願いし、推薦された方を委嘱しているところでございます。推薦依頼に当たりましては、当然のことながら審議会等の趣旨・目的というものを十分説明するとともに、適任者の人選をお願いしております。

なお、選出区分において団体等の代表者となっている場合もありますが、特に明示されていない場合については、なるべく偏った人選を避けるようお願いしてきたところでございます。

国における審議会等委員の兼職数や在任期間の制限については、平成11年4月の閣議決定において「審議会等の運営に関する指針」の中で、任期は最長で10年、兼職は四つを上限とすると示されておるところでございます。御指摘のとおりでございます。

長期化や兼職数が多くなっている委員の方は、いずれも各団体の代表者として選出されている場合であり、選出区分に沿って委嘱されているものであります。また、専門的な知識を必要とする文化財保護委員や市史編さん委員等については、再任の上、継続してお願いせざるを得ない場合もあるわけでございます。

長期化にならないよう年齢制限を設けてはどうか検討すべきではないかということもありましたが、人選に当たっては設置の趣旨・目的に沿い、知識・経験はもとより、年齢構成についても十分な配慮をしておりますので、画一的な制限は考えていないところでございます。また、制限することにより、団体の組織活動などへの影響も懸念されるものと思っております。

公募制の導入につきましては、これまでも何回か質問があり、考え方を申し上げてきたところであります。

選出区分が特定されていない広く一般市民を対象にしたものなどについて検討を重ねてきたところでありますが、選考委員会の設置や応募者の履歴確認と適任性の判断、さらには応募者が定数に満たない場合等は事務処理の煩雑さが生じる等の問題もあるところでございます。公募制の導入というものは考えられないことだったと、こういうふうになります。

委員会・審議会設置の目的に沿って、知識・経験や実績を初め公平性・中立性、利害関係などに配慮した人選に心がけているところであり、さきの6月議会においてもお答えしているところでございます。

次に、女性委員の登用でございます。

今、審議会等の設置状況について申し上げましたが、現在、委員が選任されている審議会等30のうち、女性のいる審議会等は26、委員数は76名で、構成比率は24.1%となっております。

女性委員の登用については、審議会等の性格を尊重し、また男女パートナーシップの観点から比率は年々拡大

されてきておりますが、平成12年においては、御案内のとおり18.2%でありましたので、大幅に上昇している状況でございます。このことは、今年度に入り、委員の任期満了に伴う人選において女性委員の登用を積極的に推進した結果であると認識しているところでありますが、今後とも政策決定の幅広い側面で女性の登用を心がけていかなければならないと考えております。

それから、女性委員の拡大に向けてのリーダー養成に関する質問もありましたが、リーダー養成ということでは特別に取り組んでおりません。社会教育事業での学級・講座のみならず、各分野において取り組みを実施しております。人材データについても、男女を問わず情報を収集し把握しているところであり、市民の主体的な学習活動等においても御活躍いただいております。

次に、男女共同参画社会実現に向けての基本計画策定でございますが、実質的な活動指針となるよう検討しているところであり、さらに準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、委嘱状況についての名簿というような話がございましたが、それぞれの担当課において名簿として常に整理しており、委嘱状況一覧表の作成までは考えていないところでございます。

それから、審議会・委員会の公開のことの質問がございました。

各種審議会・委員会は、委員をもって構成される合議制の機関であります。その目的は、政策審議や資格審査あるいは調査等に関するもので、幅広い分野に及んでおります。運営に当たっては、その範囲において設置者とは独立していることについては御承知のとおりかと思えます。主体性と自立性を持って意思決定がなされるものでございます。

審議会等の中には、設置目的により、公開可能なものと公開することが適当でないものがあるかと思えますが、公開・非公開については審議会等自体で判断するものと考えております。また、同じ審議会等においても、審議内容により判断しなければならない場合も生じてくることも考えられるところでございます。

次に、審議会等の日程や内容を市報やホームページに掲載し、周知を図ってはどうかとのことでございますが、会議の開催につきましては、設置趣旨や目的に沿い、諮問や審議等が生じた場合に日程を調整の上、協議内容を明示し、各委員に案内しているところでございます。

会議の公開・非公開との関係も出てくるわけですが、市報への掲載につきましては、開催通知日と原稿締め切り日との関連がありますし、ホームページへの掲載に関しましても、現在のホームページは月2回の更新タイミングで業者に委託して作成しているものでございまして、市報と同様に掲載する時期の問題がありますので、今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 お答えをいただきましたけれども、もう少し議論を詰めさせていただきたいというふうに思いますので、再質問をさせていただきたいと思います。

最初の積極的な情報公開については、徐々に努力をされているという市長の今の答弁で、そういう認識をしたところでありすけれども、この情報公開については先ほども申し上げたとおり、急速に積極的な情報公開というのが進んでいるのではないかというふうに思います。そういう周りの状況と比較をすれば、本市の場合緩やかな公開しかになっていないのではないかというふうに思いますので、もっと大胆な発想を持って、どんどんと公開をしていただきたいな、こういうふうに思います。

今さら言うまでもないわけでありすけれども、市が持っている情報というのはすべて市民の税金というか、そういうもので集めたものであって、情報そのものが市民全体のものであるということを大前提に置く必要があるのではないかというふうに思います。したがって、市民のものである情報を積極的に公開するということは、むしろ行政の義務であり、責任であるというふうに思っています。

そういうことから、申請がないと公開できないんだ、こういう考え方そのものがですね、住民主権の地方分権が進んでいる現在ではもう既におくれた考えなのではないかというふうに思うんですね。そういう意味で、市が持っている情報をもっと積極的に公開する。そのことによって市民も市の実態・実情を把握し、市政に対する関心も高まって、いろいろな意見や提言も出てくるのではないかというふうに思います。

情報がないところにいろいろな意見や提言はできないわけでありまして、そういう意味で基本的な情報については積極的に情報を提供する。さらに、関心のある事項について情報を知りたい人については、そのときにこそ情報公開条例に基づく申請を行って、理解を深めていくと、こうした繰り返しが市政の運営を透明にし、活力あるものにしていくのではないかというふうに思うわけでありす。

もう既に進んでいる自治体では、資料コーナーとか閲覧コーナー、そういう部屋がないところは秘書課とか庶務課とか、そういうところにそういうコーナーを置いて、積極的に情報を公開しているということがふえてきています。

そういう意味で、例えば本市においてはいろんな商業統計や工業統計あるいは農業統計などをやりながら、そうしたまとめている資料を各課でお持ちだというふうに思うんです。そうした資料などもほとんど公開されていないというのが実態なのではないかというふうに思いますし、我々議員もどういった調査書があるいはどういった資料があるのかすらわからない、こういう状況にあるわけでありす。そして、そういう情報を得たときに、こういう資料があるんじゃないかとか、そういう資料があるのではないか、こういうふうに請求をしないともらえない。あるいは、請求しても、情報公開条例に基づいて申請をしてほしい、こういう言い方をされます。こういうことであっていいのかというふうに私は思うんですね。

そして、作成をされた資料などは積極的に公開をしていく、あるいは議員に配付をしていく、こういう姿勢があってもいいのではないかというふうに思います。こうしたことも含めて、積極的な情報公開を行うべきだというふうに申し上げているつもりでございます。こうした資料の公開などについての見解を再度お尋ねをしていきたいというふうに思います。

それから、市長交際費の関係ですけれども、全国的には市長交際費の公開についてはもう……今までは非公開、こういうものが多くて、裁判などで争われてきたケースが何件かあったわけでありすけれども、ほとんど交際費、食糧費については全面公開、相手先の氏名も含めて全面公開というのが主流になっているんですね。

そういうことで、各自自治体でもほとんど市長交際費の場合は、あるいは食糧費の場合は、例えば病気見舞い、そうした本当に個人のプライバシーに配慮をしなければならないものを除いては公開をしているという自治体がほとんどになっているのが今の趨勢でございますので、こうした状況などもぜひ受けとめて、それは病気とか、そうした特定のものを除いては全面公開、こういうことに切りかえていくべきだというふうに思います。

それで、この市長交際費を市報に掲載をしている石川県の羽咋市長はこう述べています。

「交際費は市民の関心が高く、地方分権が進む中、住民参加のまちづくりが大切であり、そのためには行政の情報公開も当然必要となってくる」というふうに述べていますし、あるいは支出先も原則公開にしている熊本県の水俣市長は、「交際費は市民の関心も高く、すべて公開する。公開により、支出の方向や必要性についても市民に議論を深めてもらいたい」と、こういうふうに述べているわけです。

こうした先進的な市長の談話にも耳を傾けてほしいというふうに思いますし、一定程度情報公開も、交際費についても本市の場合もできるだけ開示をしていくんだと、非公開情報を減らしたいという市長の考え方がございましたけれども、そうした気持ちをさらに前に進めて、全国的な状況や、今申し上げた先進的な市長さんの言葉などにも耳を傾けて、本当に制限されるもの以外は相手先も公開、そういうことで透明性を高めるべきだというふうに思いますが、こうしたことについての御見解があればお伺いしたいと思います。

それから、外郭団体の情報公開についてであります、「個々の団体で検討すべき課題だ」、こういうふうにおっしゃられたわけでありましてけれども、国の独立行政法人の情報公開の問題とか、県の問題なんかもおっしゃられましたし、そういう状況については十分御存じだというふうに思います。

この外郭団体の情報公開については、先ほど申し上げました特殊法人情報公開検討委員会が最終報告をしているわけでありましてけれども、その中でですね、特に国の関係の外郭団体を検討した検討委員会であったわけでありましてけれども、その他の事項で、この「本委員会が関係団体や国民一般から意見を聴取した際に、地方3公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）のほか、地方公共団体が出資または出捐する第三セクターの情報公開制度の整備についても少なからぬ要望が出された。この件は、地方公共団体における制度の整備の問題であり、本委員会に託された検討領域を超える課題である。しかし、特に地方3公社については、地方自治法及び地方3公社の設立法の解釈が問われていたこともあり、関係省からヒアリングを行った。それによると、条例により地方3公社を対象にした情報公開制度を設けることについては、地方自治法上、条例は法令に違反しない限りにおいて地方公共団体の事務に関し制定することができ、各公社の設立法もそれを禁じていないとしている。地方公共団体においては、本意見を参考にされるとともに、上記のような状況を勘案し、住民からの要請にこたえるべく情報公開に関する施策の一層の充実に努力されることを期待するものである」と、こういうことで特殊法人情報公開検討委員会の最終報告に盛り込まれております。

ただ、このことは従来、土地開発公社、3法人などについては法律上の問題も疑義もあって、自治体の情報公開条例の実施機関に盛り込むことは問題があると、こういう見解を自治省や建設省や.....前のですね、そういう見解をしておったんですが、それを翻したと。これは、条例でもこうした100%出資団体については実施機関として公開を条例化することができるというふうになったと、こういうことであります。

こうした動きを受けて、やっぱりやり方はいろいろあると思います。市の情報公開条例に実施機関として載せるやり方、あるいは市長がおっしゃったように、個々の団体で検討して、それぞれが団体で情報公開要綱や規則を定める。こういう方法などがあると思いますが、それにしても市長あるいは市当局がどういう考え方を持っているのかということが、各団体の検討する際に大きな指針となるのではないかとこのように思うんです。

本来であれば条例を改正をして、実施機関にそうした法人も含める、これが一番ベストであるわけでありましてけれども、進め方について、ただ任せるということではなくて、そういう国の考え方も変わってきていると、こういう状況を受けて積極的に進めるべきだというふうに考えますので、再度この進め方についてお尋ねをしたいなど、こういうふうに思っています。

それから、開かれた審議会・委員会についてでありますけれども、いろんな兼務数の問題とか、任期の問題、在職年数の問題ですね、口頭で指導をしているんだと、こういうことでありますし、それと委嘱一覧表などは担当課ばらばらに作成しているので、統一した一覧表を作成する考えはない。こういうふうな答弁でありましたけれども、こうしたものがないと、自分のところの頼んでいる職務、委嘱している委員のことしか担当課ではわからないのではないかと。この方がほかの課でどれだけ委嘱をされているかというのはつかめないのではないかと。それを一々どこか全部の課にですね、Aさん、この人はおたくの方で頼んでいるかなどということ聞いていないと思うんですね。そういうことがなかなか兼務数が減らない最大の欠陥なのではないかと思うんです。

だから、そうした一覧表をつくることによって、ああこの方はここでも、ここでも、ここでも頼んでいるなど。数えてみると六つあると、だから少し今度は変わった人を出してくれないか、こういうふうにも言えるのではないかというふうに思うんですね。

そして、口頭でという話でありましたけれども、やっぱりなかなか口頭ですと、だれに話をするのかわかりませんが、うやむやになってしまうおそれがあるのではないかと。依頼をすれば、市の考え方をきちっと文書で明確に意思表示をして依頼をする。委嘱するのは市長なわけですから、そういう立場できちっと文書で依頼すべきではないかというふうに思いますので、ぜひお考えを再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、特に最高12を兼務しているというのは、特殊な職務でやむを得ない方なのかどうかわかりませんが、これが条例の決め方……先ほど市長も言うておりましたけれども代表者、こういうふうに規定をされているのか、その団体の推薦されている者、こういうふうに規定をされているのかによって選び方が異なる、そのとおりだと思います。

したがって、代表者と規定したために10も12も兼務しなきゃならない、こういう物理的な問題もあるのではないかと。とすれば、むしろ代表者と明示をされているのが妥当かどうか、このことも検討する必要があるのではないかと。この辺についてぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますし、この最高12という、あるいは4つ以上兼務している人がこの前の答弁ですと9名おられるということでもございましたけれども、こうした方がそのような条例上の制約に基づいてそうなっているのか、その辺も十分検討をする必要があるのではないかと。そうした条例の決め方がいいのかどうかということも、ぜひ検討していく必要があるのではないかと。そう思います。

それから、公募制の問題ですけれども、いろいろ検討した結果、公募制の導入は考えられないと、こういう結論に至った。こういうことでございましたが、私たちの会派で視察をした福岡県古賀市においても、市長が答弁したようなさまざまな問題点が議論されたそうです。しかし、「市民参加の市政づくりを目指す」という市長の政治姿勢、市長の考えにより公募制の導入を規程に盛り込むことになった、こういうことでございます。

古賀市の委員の公募については、「より広く市民参加の機会を確保するために、その委員の一部の職等に当たっては公募するよう努めるものとする」と規定され、具体的な公募の方法については委員公募実施要領に定めておりました。実施要領によれば、市内に住所を有していることと、20歳以上の者であればだれでも応募資格を得ると、こういうふうなことになっています。

委員の決定に当たっては、公開抽選と小論文による選考の二通り、それとそれを組み合わせたもので決定されるそうです。応募者が応募に満たない場合は、当該応募者をもって委員とすることができることも規定されておりました。また、応募人数に満たなかったことはなかったそうです。

このように、新しい制度を導入する場合には、市長の決断と政治姿勢にあることは明らかであるのではないかと。このように思います。本市で心配するような事務処理上の混乱もなかったということでもございました。

そこで、本市の場合は、委員としての適任性あるいは責任性、利益・利害、いろいろできないことを並べているようではありますが、委員としての適任性というか、そういう基準というのはどういうふうに判断するのか、どういうことを指しているのか、伺いたいというふうに思うんです。

古賀市のように、二十を過ぎて市内に住所を持っている人であれば、すべてこれは私は委員になれる資格を持っている、適任性を持っていると、こういうふうに思うわけではありますが、適任性がどうだとか、そういう考え方についてどうもわかりませんので、適任性というのはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

また、応募に満たない場合も心配しているようでもありますし、県内でもやっている自治体が少ない。こういうような答弁が前回あったようですが、一体どこの自治体を調査してきたのかということもまず教えてくださいたいと思いますし、むしろ応募をしたけれども応募に満たなかったということは、何か原因があるのではないかと。むしろその原因を探って、その対策を考え、検討すべきであったのではないかと。このように思うんですが、そうした検討などもなされたのかどうか、伺いたいというふうに思うんです。

確かに、現在は市政参加に対する関心は残念ながら低いのかも知れません。しかし、この低い原因は何かとい

うことを考える必要があるんだというふうに思うんですね。やっぱり、行政が情報公開をしていない、市政参加づくりに市民を参加させていない、こういうところに大きな原因があるのではないかと思うんですね。

やっぱり、行政参加に対する関心度と情報公開度は大きな関連があるのではないかと思うんですね。そういう意味で、市政参加に対する意向調査や、市民がどのような情報を知りたいのかなどのアンケートや意向調査などをやっていく必要があるのではないかというふうに私は思っているんですが、そうした考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、女性委員のですね、前回は69名、今回76名ということで大幅に上昇したと、こういうふうにおっしゃられました。1年間でこれだけ上昇したということは努力の結果であるというふうに思っております。

そこで、先ほどもお尋ねしましたけれども、この76名の実数ですね。十も兼務している人が3人いれば、これだけで30になるわけですから、延べ人数でなくて、76名中実数として何人、女性の委員数を教えていただきたいというふうに思っております。

委嘱一覧表の関係については、先ほど申し上げました。

あと、この女性委員をどういふふうにお願いをするかということは、古賀市なんかでも、あるいは取り組んでいる自治体でも非常に苦勞をしていると、こういう話は率直にお聞きします。なかなか頼んでもしり込みをされると、こういうことがあるようであります。多分、本市でもそうなのではないか、いろんな情報を使って、あの人がいいんじゃないかという情報を聞いて、担当課の方はお願いに行くのではないかというふうに思いますけれども、やっぱりしり込みをされる、それで断られるということが多いのではないかというふうに思うんですね。

そういうことで、女性同士のそういう.....要請なんていうと非常に言葉がかた苦しいというか、何か教育するみたいなことで、言葉としては余り適当ではないのかもしれないかもしれませんが、そうしたグループ化をしてですね。こういうのが今、市で取り組んでいるんですと、こういうことでぜひ参加をしてもらいたいというようなことで市の勉強会、こういうようなことでもいいと思うんですね。

そういうものをある程度人材を把握をしているわけですから、データベース化なんていうとまたこれもかた苦しいわけですが、そうしたものを活用して、やっぱり女性に、登用されるような人を育てていくということは、拡大をする上では本当に必要なのではないかというふうに思うので、今は考えていないようではありますが、取り組んでいないということでもありますけれども、こういうのは必要だというふうに私は思いますので、ぜひこうしたことについても再度お考えをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

あと、委員会・審議会の公開についてでありますけれども、自主的に判断ということでもありますけれども、先ほど言ったように、やっぱり市長が任免をしているという、本当に独立をしているのかという問題もあるのではないかというふうに私は思うんですね。しかも、その自主的に判断するにしても、具体的に傍聴を申し込む人がいないと、その委員会のまないたに上がらないという実態もあるのではないかというふうに思うんです。

したがって、傍聴に来るか来ないかは別としても、そういう日程を事前に知らしめておかなければ傍聴にも行けない。自主的に判断するにしても、そういう議論にならないのではないかということをおし上げておりますので、ぜひ研究をしていただきたいなというふうに思います。

以上申し上げて、2問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かが、かなりありました。それで、まず資料の配付ということでございますが、市としましては必要な時期に、あるいは必要な会議にそれなりの資料を提供しておるところでございますが、もっと出せということでございますれば、そういうことはどういう会議にどの程度出すかというようなことは考えてみなくちゃならないと思いますが、これは出しておると思っております。

それから、やっぱり顔と顔というのが、これが寒河江市のような都市では必要なのだらうと思っております、市民にいわゆるフェース・トゥ・フェース、直接に会っての話し合いということが大変私は必要だらうと思っております。

市報なども大分見てくださるようになりましたけれども、大きなテーマで大きく取り上げましても……私など会議に行って話しまして、何月何日の何号の市報に出ておりますよと言うと、「はあ、そうでしたっけ」と、見なかった、見なかったと、こういう方が非常に多いのでございまして。ですから、紙面ということもありますが、やっぱりフェース・トゥ・フェースの直接対話というようなことを、私のみならず職員も大変心がけておるようでございますので、そういう方向というのはこれは一つの情報公開じゃないかなと、このように思っております。

それから、交際費の紙面公開と、これは先ほど申し上げましたように、広報委員会あたりでどのような話が出るか、話題にしてみたいと思っております。

それから、外郭団体でございますが、国の独立法人等の公開法が出てきているわけでございますので、それらをもっともっと検討したいと思っております。

そして、外郭団体から助言を求められたというようなときには、これは協力しますし、あるいはまた個々の団体等の意見なども聞いてみるということも考えてもいいのかなと、このように思っております。

それから、一覧表の作成でございますが、これは先ほど申し上げましたように、30程度の委員会・審議会でございますから、大体はみなうちの職員はあの方はどこに入っているかというのはわかっているようでございますが、まあその辺をどこかうちの庶務担当とするか、そんなところで統一できれば……されないことはないわけでございますので、考えさせてもらいたいと思っております。

それから団体の代表者と、こういうことでございますが、これは団体の代表者でございますから、普通は会長ということになるわけでございますが、それで、これは団体の意思というものを尊重しなくちゃならないわけでございますから、あなたの団体のこれこれということでこちらで指名するというようなことも、これはやっぱりその団体の意思を尊重しないこととなりますので、そういうこととも絡み合ってくる問題でございます。

それから、委員の構成の問題がございまして、これもですね、やっぱり審議会・委員会の設置あるいは趣旨に沿ったような方が適任者というのが大体あると思うわけでございますし、余りそういう条件といたしますが、ついでにございまして、それに沿ったような方でなければ、これはただ構成する……年齢構成と住所要件だけでどなたもと、こういうものでいいのかなど、こういうことがあるわけでございます。そして、応募した方々を今度選考する段階になりまして、あなたは応募してきましたけれども、これこれだめですと、こういうこともですね、大変これは難しい問題だらうと思っております。そんなことで、まず大変厳しい話だなと、こう思っておるわけでございます。

それから、先ほども申し上げましたように、定数に満たないような場合にはどうするかと、いろいろ出てくることでございますので、非常にこういう……言うはやすしだらうと思っておりますが、実際には、やるということになりますといろいろな問題がかえって出てくるのじゃなからうかなと、こう思っております。

それから、審議会委員の女性の実数、これは担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、女性のリーダー養成と、こういうことがございました。先ほど答弁したことでございますけれども、



これまたやっぱり、応募制にしましても、あるいは指名制にしましても、どういう方面でのリーダーなのかというようなことをですね、こういうものを設けるといことはいかなものかなと、こう思っておるわけでございまして、先ほど答弁申し上げましたように、特別に指定しないで、いわゆる女性の地位の向上とか、あるいは女性の教養の向上とか、こういう方面に力を入れて、あるいは行政に対しての認識というものを深めていただくようなチャンス、そういうものを設けていくとか、そういう方向に行くことがより一層必要なものであって、改めてリーダーとかというようなことになると、難しい問題も出てくるのじゃなからうかなと、このように思っております。

それから、審議の公開等につきましては、先ほどの答弁申し上げたところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 実数についてお答えいたします。女性委員76名のうち、57名です。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 ちょっとわからないことがございますが、この一般公募制で適任者がどうだと、やっぱり適格性が必要なのではないかと、こういうお考えの方ですけれども、私はですね、極端に言えば、禁治産者とか準禁治産者とか、そういう方を除けば、市民だれでも私は適任者だというふうに思うんですね。その審議をされる、あるいは委員会の議題に供されている課題に関心を持っているから応募するわけでありまして、応募された方はすべて適任者だと、こういうふうにやっぱり受けとめるという前提が必要なのではないかというふうに思うので。

それで、確かに応募者が多い場合は選考しなければならない、これはやむを得ないと思うんですね。公開抽選、こういう方法が一番そういう意味ではベターだというふうに思いますし、そういうことで何ら公開で抽選をすれば、何か差別をして、あなたはだめだと、こういうことを言っているわけじゃありませんから、外れた人もそれではこの次ももう一度応募するかとか、そういうことで割り切れるのではないかというふうに思うんです。

事務的にもそんなに煩雑なものではないのではないかと。煩雑にしようとすれば幾らでも煩雑にできるわけでありまして、簡単にやっていく、こういうことでやっぱり実施に踏み切るのがよかったのではないかというふうに思います。残念ながら一定の結論が出ている段階で、市長もそれをまた 180度切りかえ、わかりました検討しますというふうにはならないというふうに思いますので、これ以上申し上げませんが、そういうことで十分対応できるのではないかとというふうなことを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、委員会の構成の問題で、ちょっと市長が私の質問を間違っただけで受け取られているようでもありますけれども、それぞれの設置条例に団体のこういう団体とか、こういう方からということで、そのことを言っているのではなくて、その団体の長あるいはその団体の中からは、こういう表現で大分違うのではないかと、選ぶ方ですね。団体の代表者となれば、もう当然代表者は1人ですから、自動的に決まるわけですね。だけど、その団体の中から推薦をした者と、こういう表現にすれば、それぞれその団体の中でも得意、不得意というか、関心度の違い、こういうものもあるので、そうすれば選びやすくなるのではないかと、こういうことを申し上げているのでありまして。例えば町会長連合会長と書かっているところを、いや別な団体を出せと、こういうことを申し上げているのではございませんので、念のため申し上げておきたいというふうに思います。

確かに、団体の意思を尊重するということが、民主主義の社会ですから当然だというふうに思います。それは尊重しなければならないわけですが、やっぱり偏った人数に、人員にならないようなお願いは、委嘱する側としてはできるのではないかと。それは何も団体の意思を阻害するものではないというふうに私は思いますので、ぜひこうしたことも含めて、審議会・委員会の設置は、趣旨を生かしたものにやっぱり改善をしていく必要があるのではないかとこのことを申し上げておきたいというふうに思います。

そういうことを申し上げて、あと特に外郭団体の情報公開については、そういう情勢にあるということは市長も十分御認識だというふうに思いますので、ぜひ早い機会にですね、外郭団体の情報公開が実現するように期待を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

## 荒木春吉議員の質問

佐藤 清議長 通告番号24番について、5番荒木春吉議員。

〔5番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 私は、緑政会の一員として、24番、公立小・中校の少人数学級について質問いたします。

11月23日の毎日新聞のコラム「新教育の森」によると、今夏の定例会見において、本県の高橋和雄知事は、二、三年以内に県内の全小・中校のすべての学年で1学級の生徒数をおおむね30人とする方針を表明しました。先生をふやせば雇用対策にもなる。橋の一、二本は儉約しても実現したいとの意気込みだとのこと。

公立小・中校の学級定数は、1947年度に50人になり、64年度に45人、80年度に40人と徐々に少なくなってきた。その後、21年間は据え置かれていたが、ことし都道府県教育委員会の判断で40人未満にできることになった。これを受けて、秋田、新潟、広島、愛媛、鹿児島県の5県では、小・中校の一部の学年で1クラスの生徒数を30ないし35人程度に削減し、今年度から実施しています。

首都圏では、独自に学級定数を削減する市も出現しました。少人数学級の実現の公約で当選した新人市長を持つ埼玉県志木市では来年度、八つの市立小の1・2年生で1学級の生徒数を平均25人に減らすそうです。2003年度には中学の1年生にも導入する方向で検討を開始したとのこと。図書館の司書の多さで知られる千葉県浦安市では、昨年度から全小・中校でチームティーチングを行っています。

そして、我々緑政会1年生5名が傍聴した今日6日の県議会答弁で、木村 宰県教育長は、現段階の方針として、来年度から小学校の全学年を対象に1クラス当たり21ないし33人の少人数学級編制を導入したいとの表明をしました。これは、文部科学省が少人数授業の効用を説く中での県教委の少人数学級という独自の道の選択であります。

小学校については、34人以上が1学級のための学年は、算数、国語等で30人授業を行うやまびこプランで対応する方針です。中学校の方は、少人数学級編制ではなく、やまびこプランと同様の少人数授業を実施することです。

文部科学省によれば、秋田、新潟の両県では、小学校1・2年生を対象に30人程度学級の実施、愛媛、鹿児島の両県では、学年などの条件つきで35人以下学級を採用しているそうです。今回の本県方針表明どおりとすれば、全国で初めてになりそうです。

県教育長によると、少人数学級のねらいは集団としての教育効果への配慮であり、子供たちに基礎・基本を徹底するとともに、1人ひとりの個性や能力を引き出す教育を進めたい。同時に、問題行動の未然防止にもなることとあり、実際の学級編制を決定するのは各市町村教委だが、ほとんどが少人数学級を導入する意向を示しているとのこと。

これらの動きに対して、文部科学省は、自治体独自で法定基準の1学級40人を下回る少人数編制とした場合、国補助を出さず、新たな人件費増は県負担となると言っています。これらの国・県の動向を踏まえ、本市としてはどのような方策を考えているのか、教育委員長に伺って、第1問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 公立小・中学校の少人数学級についてお答えします。

学級編制につきましては、国が定めた標準に基づいて、都道府県教育委員会が学級編制基準を設定し、その基準に基づいて市町村教育委員会が行うことになっております。その際、都道府県教育委員会と協議し、同意を得ることとされております。

一方、平成13年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正されておりますが、これは中央教育審議会や研究協力者会議などの提言を受け、硬直的であると指摘されたそのシステムをより弾力化したものであります。

改正の骨子として、一つ、第七次教職員定数改善計画により、20人程度の少人数指導を可能にすること。二つ、都道府県教育委員会の判断により特に必要と認めた場合には、国の定める標準を下回る数を特例的な基準として定めることができるようにしたこと。三つ目に、教職員定数を活用して、常勤の教員でなく、非常勤講師の活用ができるようにし、国庫補助の対象にしたことなどがあります。

この法律改正を受け、全国的に少人数指導などの取り組みが展開されておりますが、本県においても、今年度からやまびこプランとして小学校において実施されておりますことは御案内のとおりでございます。

本市には、国の加配と県単独の教員を合わせて9人の加配教員が配置され、それぞれの学校の実態に合わせながら少人数授業が行われております。その実践の形態としては、一つの学級を2人の教師で指導する、いわゆるチームティーチング方式や、学級を二つに分割して指導する方式などがとられております。

このような少人数指導の実施により、多様な学習形態の中で児童の興味・関心を引き出しながら、個に応じたきめ細かな支援を行い、わかる授業を展開できること、また児童の発言・発表の機会がふえ、基礎・基本の確実な定着につながっていることなどの成果が報告されております。

さて、県教委の30人程度の学級編制方針に関する御質問にお答えします。

県内すべての市町村立小・中学校で30人程度の学級を実現するという県の構想がことし8月に発表され、全国的に注目を集めましたことは御案内のとおりでございます。

マスコミなどによりますと、現在進められておりますやまびこプランの拡充を併用するなどして実施するというものであります。しかしながら、この構想の実現のためには人件費の予算的裏づけの問題、教員の確保の問題、施設の問題などクリアしなければならない課題がございます。

その後、12月6日の県議会本会議において、県教育長が来年度から少人数学級編制を実施したいという方針を示したと報じられましたことは御案内のとおりでございますが、その概要は次のとおりであります。

それは、一つ、来年度から小学校全学年を対象に、1学級あたり21ないし33人の少人数学級編制を導入する。二つ、34人以上の学級が1学級のみ学年は、基本教科などで少人数授業を行うやまびこプランで対応する。三つ目に、中学校は、やまびこプランと同様に少人数授業を実施するという内容です。

今後、市町村の意向と準備状況の確認、教員確保の手法確立、来年度予算編成に向けての関係部局との調整などを経て、具体的な年次計画を策定していくようであります。

このような県の構想に対する本市の対応についての基本的な考え方について申し上げます。

本市では、「感性豊かで自ら学びたくましく生きる児童・生徒の育成」を目標に、各学校の支援と指導に努めております。特に、特色ある学校づくりの推進のための予算措置や、小学校学習生活指導補助員の配置に力を入れてまいりました。また、やまびこプランによる加配教員の確保にも努め、一定の成果を上げております。

今回示されました県の学級編制構想について、まだ正式な通知が届いておりませんので、具体的な見解を申し上げる状況にはございません。基本的には、県の方針に沿って、可能な限り実現できるよう取り組んでいきたい

と思います。

しかしながら、平成14年度の予定児童数により試算いたしますと、大幅な学級増が見込まれる学校も出てまいります。学級増に伴う施設的な問題などもありますので、今後示される県の具体策なども見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 荒木議員。

荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

きょうの毎日新聞の地方欄によりますと、これアンケートの結果が出ていますが、多分1週間ぐらい前の新聞でも見ると、対象になるクラスはそんなに本市では多くないと思うんですね。たしか10クラスはないんじゃないですかね.....9、教えてもらいたい。(発言する者あり)

県の対応が出てこないとわからないということなんですが、私が申した志木市の例をとりますと、県より市が先に行っているというか、そういう状況なんですね。だから、来年度と言わず、いろいろ施設とか金とかあるんでしょうが、それを超えてですね、考え方、やり方を検討してもらえれば、教育市として先に行けるのではないかなと思っています。

先月号の「文藝春秋」に坊さんの永六輔の話が載っていたんですが、生徒さんをつくっていくにはまず先生ですね、それから給食ですね.....食事、あと友達ということであります。だから、この少人数学級を編制すると、まず先生の数的には何とかめどが立つということなんですが、今のわがままな子供というか、豊かな子供たちを育てていくにはやっぱり数だけではなくて、ちょっとずらせばより優秀な先生、質のところに着目して、いい先生がとれるようにしてもらえれば所期の目的が達せられるのではないかなと思っています。

私も、大学に6年3カ月おまして、あんまり勉強しなかったんですが、先生も学部出ただけではなかなか大変だなと思いますが、お互い切磋琢磨して、職場において、公私両面において切磋琢磨していただいて、我々の未来を保障するであろう子供たちのために活躍していただけたらなと思っています。

これで2問終わります。何かあれば。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は2時55分といたします。

休 憩 午後 2時38分

---

再 開 午後 2時55分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

保科弘治教育長 荒木議員からは、他県の情報等も提供していただき御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

県の目指している少人数学級の導入ということで、1人ひとりに本当に力のつく、そして個性や能力が伸長できるような、そして心豊かな子供たちが育つように、いろいろ困難なこともありますけれども、努力してまいりたいというふうに思っています。

なお、教員の質の向上についても大変大事な問題だと思っております。校内研究とか、いろいろな研修会を通して、そういう質の向上を目指しているわけですが、今後ともそういったことで努力をやってまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

以上です。



## 那須 稔議員の質問

佐藤 清議長 通告番号25番、26番について、20番那須 稔議員。

〔20番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属をしております政党公明党と通告をしております件に関心を持っている市民を代表して、私の意見を交えながら質問をさせていただきます。

まず初めに、通告番号25番、保健行政についてお伺いをいたします。

厚生労働省は、新世紀の道標となる健康施策であり、21世紀において1人ひとりの健康を実現するための新しい考え方による国民健康づくり運動としての「健康日本21」を発表しました。

健康ということを考えてみると、これは私たちの身近なところでありながら、実態がなかなかとらえにくいものではないかと思えます。そして、健康ブームと相まって、興味を持って語られてきているのであります。

健康とは一体何であるかと、今さらそんなことをと思われる方もあるかもしれませんが、これはわかっているようであっても、人によって解釈が違ったり、また時代の動きとともに、そして生活環境の変化あるいは物の考え方の変化に伴って変わってきていることとされているのであります。

「健康日本21」の中でも、WHOの提唱を引用して言っているように、「健康とは、身体と精神とが社会的に実に良好な状態にあって、単に疾病や虚弱の状態だけではない」とあります。難しいとらえ方ではありますが、健康を世の中の動きとともにとらえ、それに参加し、適応するといったとらえ方をしているようであり、またそれは以前の健康についての考え方、健康はマイナス要因ではないこと、つまり病気がない状態を見ていたこととは変わってきているようであります。

現在においては、疾病は複雑になってきており、特定の疾病がないということで、あなたは健康ですよと容易に言えないと言われているのであります。要するに、健康を生活の中の一環として、健康をライフスタイルに関連したものとして、それが変化する社会への適応といった面で考えるようになってきたところに大きな特徴があると言われているのであります。

一口に健康と言っても、大変に難しいものだと思います。しかし、そこに社会がかかっている限り、「自分の健康は自分で守る」という大原則があるわけですが、しかしながら行政としてしっかりと市民の健康に対する方向性を企画し、進めていく必要があると、「健康日本21」でも言っているのであります。

幸い本市の場合、健康教育として生活習慣病予防知識普及のための健康教室などの開催、それに健康上の悩みや心配事に対する指導や助言などの健康相談、それから生活習慣病の早期発見・早期治療を図るための40歳以上への一日ドック、30歳以上の方への子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、その他保健事業等を実施しているようであり、着実に成果を上げられておられるようであります。

そういう中で、生活のいろいろな分野の変化に合った健康で豊かな潤いのある生活を営むことがすべての人々の願いであり、これを実現するためには1人ひとりが自覚と認識を持つことが大切であると思えます。それに、人生80年時代と言われ、平均寿命も年々伸びている今日において、新たな健康への考え方がつくり出されることが求められているのであります。

それらのことを踏まえながら、以下のことについてお伺いいたします。

今回の質問については、一般質問の1日目で同僚議員も言っており、重複するところもあると思いますが、御了承願いたいと思えます。

一つは、健康づくりをもっと総合的に取り組むために、健康計画の策定についてであります。

このことにつきましては、平成10年12月の私の一般質問でも、健康づくり推進のための計画を策定すべきではないかということを提案させていただきました。市長からは、「今後の検討課題と考えております」との答弁が

あったわけですが、今回「健康日本21」が示されたことで、策定の時期が来ていると思いますがという質問でしたが、同僚議員の今回の質問の答弁で、平成14年度に作成するとありましたので、御領承させていただきたいと思いをします。

二つには、平成12年の質問の中でも、市民の健康に対するさらなる意識の高揚を図るために「健康都市宣言」「健康の日」の制定についても提案させていただきました。また、心の健康ということについても、計画なりを策定する場合に取り入れていただくように要請をさせていただきましたが、市長からも検討・研究課題との答弁でした。これらのことについても、計画策定に当たってどのように位置づけられるのか、お伺いをいたします。

三つ目には、計画策定に当たっては、住民が地域における健康づくりの中核に位置づけられることが望ましいと思いをします。同僚議員への答弁の中でも、アンケートの実施とあったわけですが、そのほか計画作成に市民が参加することについてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、大きい二つ目には、それらの計画の策定に当たって、温泉を活用した健康づくりを位置づけることについてであります。

御承知のように、山形県44市町村すべてが温泉がわき出るなど、温泉がある市町村は全国自治体のうち7割に達しています。

温泉には、本来リハビリテーションやリラクゼーションなど心身両面で健康を増進させる効果があることが指摘されています。温泉がわき出す過程で化学物質が水に溶け込みますが、大別して硫黄や二酸化炭素など9種類の泉質があると言われております。

今、温泉療法が注目をされております。その療法とは、これら温泉に含まれた成分の化学的な効果や天然ガス、泥状物質、さらに温泉地の自然環境や気候要素などを総合的に含めて、医療に利用することだと言われております。換言すれば、人間が本来持っている自然治癒力を生かす自然療法であり、実際には温泉浴を初め、飲泉や温水プールでの水中運動などを組み合わせているようです。

温泉療法のある専門家は、温泉に入浴すると、温度、水圧、浮力、さらに含有成分など総合的な刺激となって、皮膚を通して作用し、自律神経系や内分泌系などさまざまな機能が反応して、体調を正常化すると述べています。

年々医療費がかさむ中で、病気の予防策として温泉の積極的活用が期待されています。本市の寒河江温泉は昭和48年に寒河江温泉第1号源泉が誕生し、その後、新寒河江温泉がオープンするなど、寒河江温泉として県内外にさくらんぼの里とともに名前が知られているのであります。

泉質についても、ナトリウム、カルシウムを含む塩化物泉、硫酸塩泉であり、リウマチ、神経痛、胃腸病などに効果があると言われております。

以上のことを踏まえてお伺いいたします。

一つには、温泉療法ということについてどのように考えておられるのか、お考えをお伺いいたします。

二つには、このような温泉を活用した健康づくりを健康計画に位置づけるべきだと思いをしますが、お考えをお伺いいたします。

次に、健康づくりの方策として、温泉旅館、ホテルなどを利用した健康サービスを実施することについてであります。

不健康で長生きをするなんて御免だ、どうせなら元気な老後を送りたいと、だれもが願っているはずですが、しかし、病院は薬を受け取りに来た高齢者であふれています。この薬漬けとも言える状況が、高い医療費の負担につながっていると言われております。

そのような中で、何でもすぐ薬に頼るのではなく、病気になりにくい健康な体をつくる病気の予防策として、先ほど申し上げました温泉が見直されてきています。ある自治体では、温泉を高齢者の健康増進に生かす取り組みを始めたところ、医療費の抑制につながったという報告もあります。また、高齢者同士のコミュニケーションの場が、病院の待合室から温泉施設に変わり、今まで以上に高齢者同士のコミュニケーションが広がったという

状況も生まれているようです。

このように、温泉は健康増進、病気の予防、人と人との触れ合いなどさまざまな効果が期待されているのであります。それらを踏まえてお伺いいたします。

一つには、市内の旅館・ホテルを利用して、65歳以上の高齢者を対象として生きがい活動事業に取り組んではいかがなものか、お伺いいたします。

平成12年度から本市においては生きがい活動支援通所事業として、60歳以上で自宅に閉じこもりがちな方、あるいは介護保険の要介護認定の結果が「自立」と判定された方が対象で、主に公民館を会場に行われており、大変に盛況を博しているとのこと。それらの活動について、市内の旅館・ホテルを使って実施できないものか。そうすることによって、御老人の方の温泉に入っただけの生きがいづくりと、沈みがちな景気の活性化の一助になればと思うものです。

このような旅館・ホテルを利用した生きがい活動支援通所事業については、厚生労働省も広く普及し、かつ円滑な実施を図るために実施要綱を定め、福祉の増進を図っているようであります。

二つには、高齢者の一歩手前で、いずれは高齢者になる中高齢者の方々、50歳から64歳までを対象として、市内の旅館・ホテルを利用した健康づくり事業に取り組んではいかがなものか、お伺いをいたします。

次に、通告番号26番、住民基本台帳ネットワークシステムについてお伺いをいたします。

近年の情報通信技術（IT）の飛躍的な発展を背景に、社会経済活動は大きな構造変化に直面していると言われており、インターネットの爆発的普及や電子商取引の発展に代表されるように、急速にデジタルネットワーク化が進行しており、こうしたIT革命の進展は、行政のあり方に大きな影響を及ぼしつつあります。

この間、国においては平成10年に高度情報通信社会推進に向けた基本方針が決定され、21世紀初頭に高度に情報化された行政（電子政府）の実現を目指すという方針が示されました。また、本市においても、電子市役所の構築に向けて現在取り組みを進められているのであります。

そんな中、住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化ということで、平成11年8月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたり、その後、住民基本台帳ネットワークシステムの基本設計が各自治体に示されたとのこと。それを受けて、本市でも法改正の趣旨を踏まえて、平成11年からシステムの構築に向けて現在取り組んでおり、平成15年の全国一斉稼働に向けているのであります。

今回の住民基本台帳法の改正により、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加えるとともに、住民票コードをもとにして市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や、本人確認情報の提供を行うための仕組みが整備されるとのこと。総務省から示されたこのシステムには、住民サービスの向上と行政事務の効率化という二つの目的があるようです。

そのために一つは、市町村間の区域を越えた住民基本台帳についての事務の処理、二つには法律で定める国の行政機関等に対する本人確認の情報の提供、三つ目には住民基本台帳カード（ICカード）の活用などの三つの実施項目からなっているようであります。

このような住民基本台帳ネットワークシステムのメリットについて見ると、一つには住民基本台帳事務の効率化が図られるとのこと。引っ越しの場合を見ると、まず住んでいる市町村に転出届けを行い、転出証明書の交付を受けた上で引っ越し先の市町村に転入届けを行う必要がありますが、これについて住民基本台帳のネットワーク化を図ることで、全国どこでも、住民基本台帳カードなどを市町村の窓口で提示することによって、本人の世帯の住民票の写しの交付が受けられるようになります。また、転出証明書に載せている情報を電子情報として市町村間で送信することで、住民基本台帳カードを引っ越し先の市町村の窓口で提示することによって、引っ越しの場合に窓口に行くのを転入時の1回だけで済むようにすることができるとのことです。

二つには、全国共通の本人確認ができる仕組みが構築されるとのこと。住民基本台帳事務については、平成10年4月1日現在で団体の約94%、人口の約99%が電算化されているのであります。そのことから、それらのネッ

トワーク化を図り、本人確認情報として名前、生年月日、性別、住所、住民票コードなどについて、行政において電子情報として保有し、行政機関などに提供できるようにすることにより、住民票の写しをとりに行ったり、証明書を受けに行く負担が軽くなり、行政機関においても事務の効率化を図ることができるのとこととであります。

三つ目には、住民基本台帳カードを利用することで、各種サービスを受けられることができるのとこと。住民基本台帳カードは、高度な安全確保機能を有するＩＣカードで行われ、住民の申請によって市町村が発行することとなっているようです。

以上のように、住民基本台帳ネットワークシステムを構築し、全国一斉に稼働することによって、住民にも行政にも大きなメリットが生まれるのであります。それを踏まえて、以下のことについてお伺いいたします。

一つには、本市では平成11年度の8月の改正住民基本台帳法に基づいて、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目的とした住民基本台帳ネットワークシステムの構築に向けて取り組んできていることと思いますが、今現在の程度まで進んでいるのか、進捗の状況とシステム稼働までの進め方についてお伺いいたします。

また、今回のネットワークシステムでは、住民票などのサービスは受けられるようになるわけですが、住民の声の中には戸籍抄本・謄本についても同様のサービスを受けたいとこととが聞かれますが、戸籍抄本・謄本についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

二つには、ＩＣカードについてですが、プラスチック製のカードに小さく薄いＩＣチップを埋め込んだカードとこと。これまでのカードでは、複数のカードを何枚も持ち歩き、その時々に応じてカードを使い分けなければなりませんでした。ところが、ＩＣカードは従来の磁気カードと比べて大容量の情報を記録することができるので、複数の用途を1枚で対応することが可能になるなどの利点が考えられるようであります。

これらのＩＣカードの利点を活用するとともに、他のサービスも受けられることをつけ加えることによって、ＩＣカードの普及率の向上とそれらの利用者の利便にもなっていくのではないかと考えられるのであります。

そこでお伺いいたします。一つには、多くの市民が持っている市立病院の診察券の機能を入れてはいかがなものか。

二つには、商店街の活性化を図ることから、商店街のポイントサービスの機能を入れてはいかがなものか。

三つ目には、ことしの1月から法律が改正され、国民健康保険の被保険者証がカード化されて、個人個人に配付できることとなったわけですが、それらの機能についてもＩＣカードに入れてはいかがなものか、お伺いをいたします。

それに、現在考えているところで、ＩＣカードへの機能の持たせ方などがあればお聞かせを願いたいと思いません。

三つ目には、ＩＣカードの身分証明書としての活用ですが、例えば印鑑登録する際には官公署の発行した本人の写真を張りつけした免許証、それにパスポートもしくは身分証明書などで本人の確認をして登録する方法があります。その際、身分証明書が使用されるわけですが、身分証明書を確認することによって、その場で即日登録できるメリットがあるということとであります。特に、運転免許証を持っていない人、それから高齢者で運転免許証を返納した人で、自分自身の証明となるものを持参できない市民にとっては、大変に便利な証明書となるわけです。

また、そのほかにも市民証明書として活用されるわけですが、住民基本台帳カードに本人の写真の張りつけなどをするカードになってくるのではないかとと思いますが、それらのＩＣカードに本人の写真を張りつけなどした身分証明として活用できることについて、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、保健行政の中での健康計画の策定でございます。

我が国の平均寿命は、生活水準の向上や医療技術の進歩などによりまして、女性で 84.62歳、男性で 77.64歳で、今や世界の最高水準となりました。人生80年時代となり、本格的な高齢社会を迎えた今日、だれもが生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすことができる活力ある長寿高齢社会をつくることが重要な課題でございます。

しかしながら、高齢化の進行とともに、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加して、死因の約3分の2を占めるとともに、仮に一命を取りとめても、寝たきりや痴呆となり、身体機能や生活の質を低下させる最大の原因となっております。

このため、国におきましては、生活習慣病を予防し、健康で元気に生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図ることを主眼とし、そのための具体的な取り組みの目標値や総合的な健康づくりの推進方策などを内容とした21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる「健康日本21」を平成12年度からスタートさせたところでございます。

また、これを受けまして、県では今年度「ゆとり都山形健康づくり21行動」、いわゆる「健康文化やまがた21」を策定したことは御案内のとおりでございます。そして、これらの計画を具体的かつ効果的に推進し、目的を達成するためには、地域住民にとって最も身近な市町村において、それぞれの地域の実情に即した内容で「健康日本21」の市町村版、つまり市町村計画を策定することが望ましいとされているところでございます。

このため、本市においても、御案内のように平成14年度中に当該計画を策定すべく現在、準備を進めているところであり、この中で市民の健康づくり推進に関する本市としての基本的な考え方や施策の方向などを明らかにしてまいりたいと考えているところでございます。

健康づくりをもっと総合的に取り組むための計画として、健康づくり推進の基本大綱を策定すべきであり、いつごろ策定するのかという御質問でございましたが、御提案の趣旨に関しましては、市の計画にできるだけ反映させるよう検討させていただきこととし、基本大綱の制定につきましては今後さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、健康の保持増進について市民の意識高揚を図るため、「健康都市宣言」及び「健康の日」の制定を行うべきであり、「健康日本21」の計画にどのように位置づけられるのかという御質問でございますが、御案内のとおり、この計画の目指すところは、市民に対し健康の大切さというものをアピールし、市民1人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ということを自覚し、一人でも多くの方が健康づくりを実践するよう、各般にわたる施策を展開することでございます。そして、それを行政、事業所、そして地域社会が一体となって推進し、支援することにより、生活習慣病を予防していくというものでございます。

本市におきましては、御案内のように、これまで一日人間ドックを初めとした健康診査を実施し、その結果に基づいた健康指導や個別的な健康相談を実施しておりますし、市民100日健康づくりキャンペーン、さらにはウォーキングを普及するための「はーとふるウォーキングマップ」の作成を行うなど、市民の健康の保持増進に鋭意努めてきたところでございます。

最近、朝夕の時間帯においてウォーキングに励んでいる方を見かける機会が多々ありますが、これもこうした本市の取り組みが功を奏して、市民の健康づくりに対する意識が着実に高まってきているあらわれであると考えております。そして、このたび「健康日本21」を踏まえた市の計画を策定し、市民の健康づくり意識をより一層高めていこうとするわけであります。

このような状況でありますので、まずはこの計画を円滑に推進することに全力を傾注してまいることとし、「健康都市宣言」あるいは「健康の日」の制定ということにつきましては、計画を実施してみて、その推移を見きわめながら、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

それから、計画策定に対するところの市民の参画ということでございます。

御案内のとおり、この計画を推進し、実効あるものにするためには、計画が本市の実情を踏まえたものとして策定され、真に市民のものとして受け入れられ、市民の間に普及・定着することが肝要であります。このため、市内の関係機関や団体の代表者などからなる計画策定委員会を設置いたしまして、市民各層の御意見や御要望をいただきながら、反映させるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、温泉とのかかわりについての健康づくりにお答え申し上げます。

温泉を利用した治療、いわゆる温泉療法につきましては古くからあるわけございまして、その効果といたしましては、一般的なものとして温熱効果、浮力効果、静水圧効果、精神安定効果などがあるわけです。また、その温泉の含有成分の質によっていろいろな効果があるわけです。皮膚病、胃腸病、婦人病、虚弱体質などに効き目があるとされております。

それで、昔から多くの方に活用されてきたわけございまして、温泉にはただいま申し上げたような多くの効果があるわけございまして、身体的にも、精神的な健康の保持増進にも有効な方法の一つであると私も認識しております。

御案内のように、本市は温泉資源に恵まれており、身近なところに温泉があるわけございまして、何らかの形でこれを市民の健康づくりに役立てられるよう検討したいと、このように思います。

それから、近年の目まぐるしい社会環境の変化に伴い、いろいろな悩みやストレスを抱える方も多いようございまして、心の健康についても、身体と同様大変重要な課題でございます。このため、ストレス解消や余暇の活用方法など心の病の予防についても計画の中に位置づけるよう、これも検討してまいりたいと思います。

次に、温泉利用と65歳以上の方へのサービスでございます。

現在、生きがい活動支援通所事業ということで、本市の介護予防事業の柱としまして、平成12年度から国・県補助事業を活用して実施しているもので、文化センター、南部地区公民館、柴橋地区公民館、西部地区公民館及び老人福祉センターの5カ所で開催しているわけございまして、

各会場とも毎週1回ずつの開催でございまして、サービスの内容は送迎、ゲームやレクリエーション、趣味、創作活動などのほか、保健婦による健康相談や健康教室、さらには野外研修やクリスマスパーティーなど四季折々の行事を取り入れながら、参加者にとって楽しく効果的な介護予防や生きがいづくりができるように努めておるところでございます。

また、この支援通所事業をより快適な環境でより効果的に実施するため、会場となる公民館等について冷房設備や段差解消、手すりの設置、さらには備品の購入などの条件整備を行ったところでございます。このため、利用者からは大変好評を得ておりまして、利用者数は10月末で135名と順調にふえおります。

この事業を市内の旅館やホテルで実施してはどうかという御意見でございます。この事業は、御案内のように平成12年度から始まったばかりで、ようやく軌道に乗ってきたという状況でございます。もうしばらくこの状況を見守っていく必要があるのではないかと考えております。

また、旅館・ホテル側の事業受け入れに対する考え方もありますし、その旅館を利用している他のお客様との調整なども必要になってくると思います。また、改修工事なども必要となってくる場合もあるのじゃなからうかと、利用者の健康チェックなどのまた課題も出てくると思っております。

このようなことから、御提案の件につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。景気活性化につきましては、他の分野を含めた総合的な対策の中で取り組んでいかなければならないことであるとと考えております。

次に、50歳から64歳までに対するサービスの問題でございます。

50歳から64歳までの方を対象にして、市内の旅館やホテルを利用した健康づくり事業を実施してはと、こういふことでございます。50歳以上の方は、仕事を持っている方がほとんどでないかなと思います。60歳以上で一線を退いた方でも、何らかの仕事をしている方が多いわけでございます。いろんな事業実施方法があると思いますが、どれくらいの方から参加していただけるのかという難しい点もあるわけでございます。

また、先ほどの問題とも同じでございますけれども、ホテルや旅館の受け入れ態勢もあるわけございまして、したがってこの件につきましても、今後必要性が高まった時点をにらみながら検討してまいりたいと思っております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについてでございます。

このシステムにつきましても、議員御承知のように、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードをもとに市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理と国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステムを構築するものでございます。平成11年8月に改正された住民基本台帳法によりまして、全国の市町村、都道府県、国などで一斉に準備が進められておるわけでございます。

この準備作業の進捗状況でございますが、現在までのところ、県が設置する通信回線、通信機器、ファイアーウォール……セキュリティ対策機材のいわゆる不正接続防止装置でございまして……の機器搬入及び調整が終わっており、通信回線は県及び国との接続が済んだ状態になっております。

また、市における準備業務につきましては、既存の住民基本台帳システムの改修が必要となることから、この作業をメーカーに委託しまして、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携部分及びオンラインシステムの改修を進めているところでございます。この作業はほぼ予定どおりに進んでおりまして、間もなく既存の住民基本台帳システムの動作確認作業を行う予定になっております。

そのほか、このネットワークシステムに係るサーバーやプリンターなどの器材につきましても、このほど搬入が行われ、設定作業を進めているところでございます。今後、ことしの12月から来年1月末をめどに、既存の住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークシステムで使用される場所のサーバーとの接続テスト、また2月ごろからは住民基本台帳で使用される外字を全国で統一する同定作業等が予定されております。

その他、プログラムテストや実際の窓口業務に沿った異動処理テストも計画どおりに行われる見通しでございます。全体的には順調な進捗となっております。

それから、戸籍謄本・抄本はどうするかというような質問がございました。

謄本・抄本の写しの広域交付サービスなどを実施するには、まず戸籍法等の改正が必要でありますし、戸籍事務も住民基本台帳ネットワークシステムと同様、全国規模の電算化が前提となるわけございまして、戸籍法等の改正につきましては現在余り議論がなされていないことから、今後の国の動向というものを見守っていきたいと思っております。

次に、住民基本台帳カード、ICカードに関する質問がございました。

住民基本台帳カードは、一つには住民票の写しの広域交付、二つには転入転出の特例処理、三つには窓口における本人確認、四つには市町村民証明書としての基本的な利用法のほか、市町村が条例で定めることによりカードメモリーの空き領域を活用して、必要な情報を記録し、多目的に独自の行政サービスを行うことができることとなっております。

本市では、この8月に助役を委員長とした寒河江市情報化検討委員会を新たに設置いたしまして、行政の情報化、地域の情報化などに関する検討を進めております。この中で、ICカードは今後の情報化の中で重要な役割を果たすものと考え、この住民基本台帳カードの多目的活用についても一つの課題として取り上げ、検討しているところでございます。

市で発行しているカードの中には、印鑑登録証カード、それから図書館利用カードなどがあり、これらのカードを住民基本台帳カードに統合できるか、また統合した場合の問題点といったことや、御質問にありました市立病院の診察券、商店街の活性化を図るためのポイントサービスカードといった独自利用についても検討しております。

印鑑登録証カードや図書館利用カードについては可能ではないかと考えておりますが、市立病院の診察券及び商店街のポイントサービスカードについては、利用者が市内の人とは限らないことなどもあり、当面の実現は難しいものと思っております。また、国民健康保険被保険者証については、住民基本台帳カードの有効期限が基本的に10年間であるの対しまして、被保険者証の方は1年ごとの更新を行わなければならない、高価なICカードを使うことが経費負担の点でどうなのかなどについても研究が必要でございます。

これらについては、検討委員会での検討結果を踏まえた上で、いずれにしましても独自利用としてサービスを実施していく場合については、条例化をして実施していくこととなります。

次に、住民基本台帳カードに写真を貼付して身分を証明するものとして活用できることについてでございます。お答えします。

住民基本台帳カードの様式は、今後、政省令によって定まるようではありますが、写真入りのものとそうでないものの2種類になる予定でございます。発行を希望する住民の申請によりまして、住所地の市町村長が2種類のいずれかを交付をするものであります。身分証明書として活用が可能な写真入りのものとそうでないもののいずれかを選ぶかは、写真入りのものが必要と思った場合には住民が申請時に選択することとなります。

以上でございます。



佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 それでは、2問目の方に入らせていただきますけれども、今回の私の提案に対しまして、真摯に受けとめていただきまして検討いただきました。本当にありがとうございます。

一つは、「健康日本21」を受けての健康計画の策定ということでありまして、市長からは基本大綱という言葉が出てきました。そして、この計画については「健康日本21」の方でも言っているし、市長も話をしておられましたけれども、策定義務がないということで、市町村については策定することが望ましいというような書き出しで、21の方では言っております。

そして、その計画性の位置づけでありますけれども、非常に大事な計画だということで、各市町村の総合計画と同じようなレベルで計画を策定しなさいというようなことも書き出しでありました。

そういう意味では、市長の方でも平成14年度から基本大綱という中で計画をされるということを英断されたことに対しまして、敬意を示させていただきたいなど、このように思っているところです。

それで、前にも御提案申し上げました「健康都市宣言」、それから「健康の日」の制定ということでありまして、私もこれは最初から「健康の日」、健康の宣言がありきではないなと思っております。やっぱり、事業推進をして、ある程度事業が軌道に乗った段階の中で、最終的に健康というのは市民がやるわけですから、市民の中でその制定する時期、あるいはチャンスなどもありますから、その辺のところを制定するのかなと思いますので、市長の方でもこれからのいろんな事業の推進の中でやられるという話でございました。

それで、この計画でありますけれども、県の方では10年というスパンの中でそれぞれ政策を、今回計画を考えておられますけれども、市の方でも10年という中で今回の計画なのかなと思いますけれども、その辺どうか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほどありました住民の参加、これも「健康日本21」の中では住民第一という言葉で表現されておまして、結局最終的には健康推進のかぎを握っているのは住民だということで、その市民・住民を前面に出して計画に参加すべきだと。

そして、当然アンケートなどもとられて、住民の声なども反映されると思いますけれども、第1日目の質問の答弁の中でも話しておりましたけれども計画策定委員会、その中に市民の代表を入れてというような答弁もあったように記憶しておりますけれども、計画を作成する段階での市民の参加、これも大事なんですけれども、やっぱり計画をつくることだけが目的ではない。市長もそういう考えだと思いますけれども、計画をつくって実施をして評価をする。

よくプラン・ドゥー・シーとありますけれども、それを回していくことによって健康というものがより市民のものになるということなのではないかなと思いますので、その辺この実施、評価、その段階、評価段階の中でどういうふうな住民の声、あるいは当然……第1日目にも市長が話しておりましたけれども、途中で当然見直しをしたりすることがありましたので、その辺のところ住民の声、市民の声というものをどういふうに取り入れられていくのか。その辺なども、今現在おわかりであればお聞かせを願いたいなど、このように思っているところです。

それから、温泉でありますけれども、温泉については第1問目でも話したように、非常に温泉の効果があるということでもあります。当然、寒河江も寒河江温泉があると、市長からも温泉の効果は今後十分に発揮をしながら利用していきたい、活用していきたいと話がございました。

それで、これはちょっと外国の言葉で恐縮なんですけれども、ドイツには「1ドルを使って3ドルを節約する」という言葉があります、これスローガンだそうです。ドイツはクア施設があって、非常にクアで名高いんですけれども、要するに1ドルを予防に使うと、3ドルの医療費を削減するというような言葉だそうです。ですから、温泉という、クアというものが非常に健康にいいというようなことで、そういうふうなスローガンを掲げて

やっているように思いますけれども、そういう意味ではこれ、健康になること自体がやっぱり医療費を使わない、医療費を使わないということは保険も使いませんから、当然医療費の節減になってくると思いますので、そういう意味では温泉の活用、十分に御検討をお願いしたいなということでもあります。

そして、先ほども話をしましたけれども、これちょっと資料が古いんですが、1994年と1997年を比較したデータ、これは全国健康保険中央会の方から資料が出ております。そして、これは1人当たりの診療費の比較で、1994年と1997年でどういうふうになっているかという数字です。

これを見ますと、3,000の全市町村が入っておりますけれども、その中で山形県が二つ入っています。これは山形県の大蔵村と山形県の村山市が入っています。そして、これを見ますと、1994年に39万1,848円が1997年に37万2,297円、ですから5%の減少率と。そして、村山市が49万4,741円、1997年が47万3,580円ということで、4.3%の減少という数字がここへ出ております。そして、これは単純には言えないかと思いますが、国保連合会の方では温泉活用ということが非常に医療費の抑制につながっているという数字が出ておるところです。

ですから、そういう意味では、非常に温泉の活用というもの、やっぱりこれは自然療法的に温泉に入って健康になって、非常にいい気分で帰ってこれますから、そういう意味ではひとつ今後とも、温泉ということに対しまして、市長の方からもこの計画の中に取り入れていくという話がございましたから、十分検討を加えながら、温泉の活用で市民の健康を守ることなども含めながらお願いしたいなということでもあります。

それから、65歳以上の温泉を利用した健康サービスでありますけれども、これは実際に市長の方からも、非常に今……もう既に平成12年度から事業がスタートしておりますので、これを公民館から旅館・ホテルの方に変えるというのは非常に難しいことではないかなと思います。

そして、これは実際に温泉効果というもので、隣の東根市の方で県内で初めて、全国でもこれ注目をされておりますけれども、温泉を利用しまして生き生きデイサービスというものが実施をされております。65歳以上、要するに介護保険に漏れた自立の方、あるいは丈夫な御老人ですけれども、そういう方を対象にやられておまして、今現在600人の方が利用されていると。実際には24軒の旅館がありますけれども、16軒のところではやられていると。

大変好評でありまして、月曜日から金曜日までの、やっぱりお客さんが非常に少ないときを利用して。そして、市の方では福祉協議会の方に委託をしまして、福祉協議会の方では温泉組合と契約をして実施をされているということでもあります。

そういう意味では、これは非常に注目をされている温泉を使ったデイサービス、東根の方では生き生きデイサービスということによっておりますけれども、そういうことなどもひとつ頭の中に入れていただきまして、今後ひとつ旅館・ホテルなどを利用したデイサービスということなども、今後の検討課題ということでもありますけれども、市長からも前向きに御検討をお願いしたいなということでもあります。

それから、50歳以上65歳というのは、非常にこれは難しいのではないかなと思います。そして、実際にこれはやっている市町村がありまして、50歳から65歳の方で国民健康保険に該当している方で、11月から3月まで、要するに農家の方を対象とした事業というような事業をやっておられる自治体があります。そして、これは期間を限定しておりますので、やっぱり50代から65歳あたりまでは非常に社会的にも忙しい方でもありますので、そういう意味で期間を限定してやっているというような自治体もございますので、ぜひ今後研究をしていただいて、ひとつ実施に向けて御検討方お願いしたいなということでもあります。

それから、住民基本台帳ネットワークでありますけれども、これは市・県あるいは国の方では指定情報機関を設けて、それぞれコンピューターによってネットワークシステムが組まれるわけでもありますけれども、本市の方も平成15年の稼働に向けて鋭意今努力されているという話がございました。

それで、平成15年8月、フル稼働ということで総務省の方では言うておりますけれども、その前に、総務省の指示ですと平成14年8月に第一稼働、要するに第一次稼働、第二次稼働と分けましてそれぞれ稼働するという話

なんですけれども、平成14年8月には第一次稼働というようなことで言っておりますけれども、その辺平成15年と平成14年の8月の稼働、一次稼働、二次稼働それぞれどういうふうに違うのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから、戸籍抄本・謄本でありますけれども、これは平成6年から改正されまして、電算化ができるようになったわけです。そして、たしか本市の場合も電算化に踏み切るといえますけれども、いつころから戸籍抄本・謄本の電算化をされるのか、お聞かせを願いたいと思います。

そうしますと、各自治体市町村関係で、この戸籍抄本・謄本の電算化が始まりますと、今言ったように、このシステムに乗せてもとれるような時代が来るのではないかなと、そのためにも先ほど市長からあったように、国の方で法律を改正しなければなりませんけれども、その第一歩としてひとつ市の方で電算化、要するにコンピューター化されるような計画があるかと思っておりますけれども、いつころからされるのか、お聞きをさせていただきたいと思っております。

それから、このシステムの中で、非常にセキュリティーといいますが、当然全国の市町村あるいは県・国を飛んで、いろんな情報が飛び合いますから、このセキュリティーというところで非常に疑念があるような方も中にはいるのではないかなと思っておりますので、その辺今回のこのシステムの中でセキュリティーというものをどうふうに考えておられるのか。

私も、いろんな本を読ませていただきましたけれども、やっぱり例えばセキュリティーの中ではシステムのセキュリティー、それからネットワークのセキュリティー、あるいはカードのセキュリティー、いろんなセキュリティーあるようでありますけれども、具体的にどういうことなのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

あとは、ICカードの付加の持たせ方でありまして、これは病院あるいは商店街のポイントカード、そして国民健康保険証でありますけれども、非常にこれは難しいところもあるのではないかなと思っております。ただ、せっかくこれICカードをつくるわけでありまして、そういう中でこの付加価値といいますが、そういうものを多く入れるものは入れられるという中で取り組んでいただきたいなというようなことであります。

特に、商店街のポイントカードとか、あるいはその他につきましては、たしかこのICカードの普及ということが目的で、通商産業省の実験ということでありまして、山形市で始まったということを聞いております。東北では山形とそれから福島、会津若松だそうでありまして、その辺今、山形でやっているこのICカードの実験証明といいますが、そういうものの状況、どうしようものやっておられるのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、身分証明でありますけれども、これは要するに今回のICカードでも写真を張ることによって身分証明書として使えると、これは本人が選べますので。ですから、市の方でもそれなりの対応をされるということでありまして、そういう意味では市民の方でも今回のこのICカードが身分証明書として使えるということで、非常に喜んでいるのではないかなと、このように思っているところです。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、先ほど専門語なものですから、私もちょっと読み違えましたことを訂正しておわびしたいと思います。「がいじ」でございます。外字と書いて「がいじ」といいます。

それから、温泉の活用でございますけれども、先ほども申し上げましたように、計画の中にどう入れるかというようなことでございますが、寒河江なりに何とか、どうしようかなと、このように入れるにもどのような形で入れた方がいいかなというようなものを検討しておるところでございます。

それから、ホテル・旅館の支援サービス、これはやっぱり東根のように温泉旅館というのが非常に多い場合ですと、あいているところもあるだろうと思えますけれども、本市の場合ですとまだそこまでいっていないのでございまして、そしていろいろな課題もございまして、先ほど答弁したようなことになっておりますので御理解いただきたいと、こう思っております。

それから、計画の進行管理と、これは大切でございまして、やっぱり策定して終わりというものじゃございませんで、これを実効のあるものにするということにしましたならば、やっぱりプラン・ドゥー・シーでございまして、実行しまして評価しまして、必要ならば見直しを行うと、これは当然のことでございます。いわゆる進行管理が大切なわけでございます。そういうことから申しまして、一定期間ごとに計画の評価、見直しというようなことは大切なこと、このように思っております。

それを行う際にも、関係機関とか団体の代表とかからなりますところの進行管理のための委員会なども設置してはどうかというようなことを考えておるところでございます。

それから、住民基本台帳の話でございますが、一次稼働と二次稼働でございますが、この二次稼働というのはこれは本番のことでございます。ですから、一次稼働は平成14年、来年の8月予定でございまして、その中には住民票コードの住民票への記載の開始がございまして。

それから、二つ目には、市町村長から知事への本人情報の通知、それから知事から指定情報処理機関、いわゆる地方自治情報センターでございますけれども、知事から地方自治情報センターへの本人情報の通知でございます。そして、この地方自治情報センターから国の行政機関等への本人情報の提供とこういうこと。

三つ目は、本人確認情報保護委員会、それから県の審議会の開設というようなことが平成14年の8月までにやらずにかならない仕事でございます。

そして二次稼働、いわゆる本番、平成15年の8月までには住民票の写しの広域交付、二つには転入転出の特例処理、3番目には住民基本台帳カードの交付と、これが開始されて本番ということになります。

それから、コンピューター情報の提供でございますが、これは来年の2月から3月の末にかけてサーバーホスト連動テストと、それから文字同定作業と、いわゆる文字の分類作業、こういうものをやることになっております。

それから、ICカードの持たせ方でございますけれども、これにつきましては第1問で答弁したとおりでございます。

それから、現在のICカードの状況につきましてどんなものがというようなことにつきましては、担当課長から申し上げたいと思います。

次に、セキュリティーシステム、いわゆる安全策でございますが、機械もですけれども、それから個人情報両面にわたってのセキュリティーシステムがどのようになっているかというような質問でございますが、システムで使用されるネットワークというものはNTTの専用回線を使用して構築され、一般の回線からは侵入できないように隔離されております。

また、ネットワーク内に侵入されないようにファイアーウォール、いわゆるセキュリティー対策機材がすべての機関に設置されて、不正にアクセスすることが困難になっているほか、ネットワーク上で流れる通信データは

すべて高度な暗号化技術を用いて暗号化されております。そのようなことから、通信データの内容がわからないようになっております。

そのほかには、通信する相手とは相互に認証を行い、認証ができないと通信が行われないような仕組みや、各自治体においてシステムを操作する担当者には指定情報処理機関、先ほど申し上げました地方自治情報センターから操作者用のＩＣカードが配布されます。このカードをカードリーダーに差し込まない限り、住民基本台帳ネットワークが操作できない仕組みとなっております。

さらに、操作者用のＩＣカードと住民の手に渡る住民基本台帳カードには、内部の情報がパスワードなしには読むことができませんし、パスワードも一定回数間違った場合には、そのＩＣカードは使用できないようになっております。また、分解等を行った場合には、中に記録されているデータは破棄されるようになっております。そのほか、ネットワーク内に流れる通信データ及びＩＣカードから読み取った情報というものは、最新の認証技術というものをを用いまして、改ざんを防止するようになっておりますし、操作及び通信状況は常に監視され、記録もとられることになっております。

このように、システムは二重、三重のセキュリティー対策が施されていると聞いておるところでございますし、そのようにもっていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 市民課長。

井上芳光市民課長 山形市における経済産業省の実験事業についてお答え申し上げたいと思います。

平成12年度で全国で21地域、東北地方では山形市と福島県の会津若松市で行っております。この事業につきましては、来るべき電子申請、電子認証への対応するためＩＣカードの普及を図り、地域情報化、電子市役所構築の基盤整備を推進する目的でございます。

サービスの内容といたしましては、行政サービスとしましては住民票の写し及び印鑑登録証明書などでございます。民間サービスとしましては、中心市街地におけるポイントサービス、これは１ポイント２円だそうでございます。そのポイントがたまれば景品などと交換できるシステムになっているそうでございます。なお、中心市街地での駐車場利用の連記などに利用できるようになっております。

なお、このポイントサービスには、ポイントサービスを入れるための端末機が必要でございますので、新たに運営会社を設立して行うようになっています。

なお、これらのカードの利用でございますが、山形市内に５台の自動交付機を設置して行う予定になっているそうです。総事業費が３億１、０００万円でございます。

ＩＣカードにつきましては、１５歳以上で外国人は除きというふうになっております。８万 ８、０００世帯の方に申し込みを送付いたしまして、当初３万枚を予定しておったのですが、今現在で６万 ３、０００枚の申し込みがあるそうでございます。来年１月中には印鑑登録証、登録手帳と引きかえに、山形市の市民課の窓口で交換引き渡しをしたいというふうなことになっているようでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 3問目は手短かに話しますけれども、先ほど市長からもありましたけれども、温泉の効用なんですね。先ほども話しましたように、非常に温泉がいいということで、寒河江の方も、市長の方では寒河江温泉の方に行かせながらいきたいということでもありますけれども、実際にこれ、例えば村山の暮点などは暮点温泉という施設をつくって、そこで……これは温泉に入った場合に、要するに医療費の控除が受けられる制度があります。

これを利用して、要するに指定されたクア施設の場合ですと、治療目的で温泉療法を行った場合に、所定の条件を満たした場合は利用料が医療費から控除されるというようなこともありますので、それもなっておりますけれども、その辺市長の方は、実際に寒河江温泉をこれから活用するという中で、どういうふうを考えておられるのか。暮点温泉のような施設をつくって、その中で温泉というものを利用したいいろんな健康サービスを考えていらっしゃるのかどうか、その辺一つお聞きをしたいなというところです。

それから、市民の方を第一と考えての計画、健康計画大綱の作成でありますけれども、私は計画を策定する段階ばかりではなくて。やっぱり実施の段階でも、あるいは評価の段階でも、それぞれ見直しの段階でも、市民の中に入れながら、いろんなふうに状況を勘案して、やっぱり、最終的に健康というものは市民の方に戻ってきますから、その辺のところを考え合わせた上でやるべきではないかなと思いますので、市長の方からもそれなりの話がありましたけれども、私は市民を全面に入れたものなのかなと思いますので、その辺もよろしく願いしたいなというところです。

あと、住基についてはセキュリティーシステム、これは非常に市民の方も心配していらっしゃる方もおりました、この内容がなかなかわからないということで心配されている方もいると思うんですけれども、やっぱり今話があったように、二重、三重、四重の安全のもとでこのシステムが稼働されるということでもありますから私は安心しておりますけれども、その辺操作する方のICカードの持ち方とか、あるいは操作する方自身の今度はいろんなふうな指導などもあろうかと思っておりますので、その辺を含めながら、やっぱり信頼される中での地域システムの活用ということなどもこれからの検討されることなのかなと、このように思っているところです。

以上で第3問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 健康づくりの中での温泉、施設までつくってというのは私は難しいと思います、実際問題といたしまして。公設民営という方法はありますし、また民民というのもありますけれども、現在の状況の中では施設ということは非常に厳しいと思います。何かソフトの面でのいわゆる温泉療法で行政がやれること、あるいは市民にやっていただきたいこと、あるいは一緒になってやって、温泉療法が効果を上げるようなことがですね、そういうようなものを今度の計画の中に入れられないものかと、こう思っております。

それから、策定委員会には、先ほども何回も申し上げましたように、市民の声が反映できるようなものにしてまいりたいと思っておりますが、どのような人選をした方がいいか、どういう該当者にしたらよいか、これから十分検討させていただきたいと思っております。

それからセキュリティ、これはいろいろ外部に委託なりするなり、あるいは内部でタッチする分もあるわけでございますけれども、施設の方におきましても、あるいは操作の面におきましても万全を期して、情報というものが守られ、そして秘密が保たれるように、外に漏れて変に活用されないようなことをしてまいりたいと、こう思っております。

以上です。



散 会 午後4時14分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

平成13年12月20日(木曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤頴男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第4回定例会

平成13年12月20日(木)

午前10時00分開議

再開

- |     |    |                 |     |  |
|-----|----|-----------------|-----|--|
| 日程第 | 1  | 認第              | 3号  | 平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について                      |
| "   | 2  | 認第              | 4号  | 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| "   | 3  | 認第              | 5号  | 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について               |
| "   | 4  | 認第              | 6号  | 平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                |
| "   | 5  | 認第              | 7号  | 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                |
| "   | 6  | 認第              | 8号  | 平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について                  |
| "   | 7  | 認第              | 9号  | 平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                  |
| "   | 8  | 認第              | 10号 | 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| "   | 9  | 認第              | 11号 | 平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について         |
| "   | 10 | 議第              | 68号 | 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)                          |
| "   | 11 | 議第              | 69号 | 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号)               |
| "   | 12 | 議第              | 70号 | 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)                   |
| "   | 13 | 議第              | 71号 | 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)                    |
| "   | 14 | 議第              | 72号 | 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)                      |
| "   | 15 | 議第              | 73号 | 平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)                       |
| "   | 16 | 議第              | 74号 | 平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)                        |
| "   | 17 | 議第              | 75号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                     |
| "   | 18 | 議第              | 76号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について                  |
| "   | 19 | 議第              | 77号 | 新寒河江温泉給湯条例の制定について                                |
| "   | 20 | 議第              | 78号 | 寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について                |
| "   | 21 | 議第              | 79号 | 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について                      |
| "   | 22 | 議第              | 80号 | 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について              |
| "   | 23 | 請願第             | 5号  | WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める決議及び政府への意見書提出に関する請願 |
| "   | 24 | 陳情第             | 2号  | 健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げ反対に関する陳情              |
| "   | 25 | 委員会審査の経過並びに結果報告 |     |  |
|     |    | (1) 総務委員長報告     |     |  |

( 2 ) 文教経済委員長報告

( 3 ) 厚生委員長報告

( 4 ) 建設委員長報告

( 5 ) 予算特別委員長報告

( 6 ) 決算特別委員長報告

” 2 6 質疑、討論、採決

” 2 7 議案第 7 号 WTO 次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める意見書の提出について

” 2 8 議案第 8 号 雇用対策と地域経済の充実を求める意見書の提出について

” 2 9 議案第 9 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について

” 3 0 議案説明

” 3 1 委員会付託

” 3 2 質疑、討論、採決

閉 会

平成13年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の削除

議会案第7号 WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める意見書の提出について

再 開 午前10時00分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、12月5日及び12月18日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

平成13年12月第4回定例会

## 議 案 上 程

佐藤 清議長 日程第1、認第3号から日程第24、陳情第2号までの24案件を一括議題といたします。

平成13年12月第4回定例会

## 委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第25、委員会審査の経過並びに結果報告であります。



## 総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から市議会第2会議室において、委員6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第75号、議第76号、議第77号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「特例一時金支給の関係で、県内の動向は」との問いがあり、当局より、「調査していないが、県に準ずるようになると思う」との答弁がありました。

委員より、「期末手当の減額分の差し引き時期はいつか」との問いがあり、当局より、「3月15日の期末手当が差し引きになります」との答弁がありました。

議第75号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、「特別職に関しては報酬審議会にて審議することになっているが、最近開催されていないが、どうなっているのか」との問いがあり、当局より、「平成11年2月15日以来開催されておりません。額について審議されますが、率については開催されないところです」との答弁がありました。

議第76号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号寒河江市温泉給湯条例の制定についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「月額温泉使用料はどのくらいになるのか」との問いがあり、当局より、「月額11万6,000円、年間140万円を見込んでいます」との答弁がありました。

委員より、「条例制定してやっている他市はあるのか」との問いがあり、当局より、「県内にはありません。赤湯では財産区管理をやっています」との答弁がありました。

委員より、「赤湯の使用料は幾らか」との問いがあり、当局より、「毎分給湯量1リットルにつき、月額3,333円です」との答弁がありました。

委員より、「赤湯と比べると本市の方が格安だ」との問いがあり、当局より、「価格の算出基礎となる維持管理費は法的に算出しており、妥当な価格を決定したものである。しかし、今後、施設の改修費などが割高した場合、見直しもあり得る」との答弁がありました。

休憩を挟んで、意見交換を行い、再開後、委員より、「1分間当たりの最大給湯量と一般会計からの持ち出し額はどのくらいになるのか」との問いがあり、当局より、「能力は1分間当たり1,500リットルあるが、その70%、1,000リットルを見込んでいる。年間維持管理費として478万6,000円を予定している」との答弁がありました。

委員より、「廃湯処理と……温泉をなげるという意味です……その料金は」との問いがあり、当局より、「廃湯は下水道に流します。使用料金は温泉廃湯等に示しているとおり……今現在寒河江市の温泉で使っている流す場合という意味です……1カ月供給分量の60%を1カ月認定水量とし、1立方メートルにつき50円、プラス基本料金 600円となっております」との答弁を得ております。

議第77号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第5号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

請願第5号WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める決議及び政府への意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見に入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「願意妥当であり、採択すべきである」との意見がありました。

委員より、「中国のWTO加入により、中国に対して日本の農業を守るための内容を載せるべき」との意見がありました。

一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から市議会図書室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第71号、議第72号、議第73号、議第78号、陳情第2号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第71号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「保険税が4割・6割軽減になっている方はどのくらいいるのか」との問いがあり、当局より、「軽減額は医療分と介護分があり、平等割と均等割の軽減があります。医療分は1,673世帯の3,126人、介護分は535世帯の661人であります。合計で2,208世帯の3,787人が軽減になったということです」との答弁がありました。

また、委員より、「今年4月から少子化対策として出産育児一時金の貸付制度が創設されたと聞いているが、どのような資格要件があるのか」との問いがあり、当局より、「出産予定日の1カ月以内のときは9割を上限として貸し付け、また、妊娠4カ月以上で出産に関する医療費を請求受けたときに、同様に9割を上限として貸し付けるといふものです。この制度を利用された方は、これまで1件です」との答弁がありました。

また、委員より、「制度としてはあるが利用は少ない。市民に対してどういう広報を行っているのか」との問いがあり、当局より、「国民健康保険事業の共同広報紙である「みんなの国保」の中でこの制度を紹介しております。この広報紙は毎年8月に全戸配布しております。この制度ができたときには市報でもお知らせしましたが、なお一層周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第71号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「施設介護サービスなど給付費の減額はどのような理由か」との問いがあり、当局より、「老人保健施設の入居者を50人程度と見込んでいたが、30人程度と少なかったためであり、また、介護療養型医療施設についても、当初10人程度と見込んでいたが2人で推移し、その後5人という状況であり、減額するものであります」との答弁がありました。

また、委員より、「高額介護サービスの該当者はどのような状況か」との問いがあり、当局より、「10月決定分で90件ですが、4月は61件、5月は91件、6月は37件、7月は64件、8月は76件、9月は49件という状況です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第72号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「病院事業費に占める給与費の割合はどういう推移か」との問いがあり、当局より、「給与改定の額がかなり少なく、手当などで減額が続きましたので、基本的な動向としては、ずっと横ばいの状況です」との答弁がありました。

また、委員より、「平均年齢が若く、これからを考えると給与費が伸びていく可能性があり、病院経営においても大変な時期が来ると思うが、どのように見ているか」との問いがあり、当局より、「病院の職員は、約 140 名のうち看護婦が約80名ですが、その年齢構成を見てみると、50代の方はわずかで、40代、30代の方が中核を占めている。ここ10年くらいは退職者が余り見込まれていない状況にあり、着実に給与費が高くなっていくということは想定されます。そういうことから、病院事業全体の計画をつくる際もその点を意識しながら考えていかなければならないと感じております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第73号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「ポスターの掲示等について、景観に配慮という点ではどのように考えているか」との問いがあり、当局より、「ポスターの掲示については、階段の踊り場、それぞれ南北合わせて8カ所があるが、掲示場の大きさが決まっている。行政がするものや行政が共催したり後援したりするポスターについては不適切なものはないという前提で考えております」との答弁がありました。

また、委員より、「山形駅などは夜間に警察官が歩いて監視しているが、夜間の管理についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より、「建物の管理は、JR側と市の施設はそれぞれ管理することになりますが、階段と通路部分は24時間あけております。できれば警察の方をお願いして、深夜1回くらい回っていただけるよう協力要請をしなければならぬと考えております。また、JR駅舎には宿直の方もいると聞いておりますので、異変に気づいた場合は協力をお願いしたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第78号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げ反対に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、「健康保険を現在2割から3割に引き上げるということや老人保健を現在70歳を75歳に引き上げるとことは、市町村の国保会計が大変になってくるし、医者にもかかれなくなる。この制度は、高齢者や働く人たちの健康を守っていくためにも非常に大切な保険制度である。こういう制度改正にしないように、党派を超えてお願いしていく必要があると思うので、ぜひ採択してほしい」。

また、委員より、「医療制度そのものが破綻状態にあると思う。国保や健康組合など年間相当の赤字を出すわけであり、患者、保険者、医療機関がそれぞれ痛みを分け合うという根本的な制度改革をしないとうまくいかないと思う。そういう意味では、今回、意見書として出すべきでないと思う」。

また、委員より、「これは継続審査をお願いしたい」などの意見等がありました。

途中一たん休憩し、意見交換をした後、再開しましたが、質疑、意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は、今後さらに慎重に審査すべきであるという多数の意見により、継続審査とすることに決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から2階会議室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第69号、議第70号、議第74号、議第79号及び議第80号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第69号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「自由通路の落成式は駅舎も一緒に行うのか」との問いがあり、当局より、「落成式は一緒と考えております」との答弁を得ております。

委員より、「落成式にJRの負担はあるのか」との問いがあり、当局より、「応分の負担を要請しています。JRの負担は厳しいような話を聞いています」との答弁を得ております。

委員より、「営業補償の再積算は、一度計算したものか」との問いがあり、当局より、「事業計画の総事業費を算出するため計算していたものを、契約する段階で補償基準に基づき再積算するものです」との答弁を得ております。

委員より、「祝賀会に市町村関係の案内はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「左沢沿線の協議会があり、協議会のメンバーの首長に御案内していきたい」との答弁を得ております。

議第69号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「願行寺沢の設計業務委託について伺いたい」との問いがあり、当局より、「特定環境事業の計画区域に入っており、県より橋のかけかえにあわせて将来下水道が入る設計を組んで工事をやれば、むだな投資がなくなるとの話があり、今回の補正となったものです」との答弁を得ております。

議第70号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第74号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第79号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第80号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月10日午前11時40分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第68号平成13年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第68号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、狭い道路の除雪体制について。一つ、除雪の安全上の対処について。一つ、ロータリー車を使う除雪計画について。一つ、2人体制のロータリー車運転による安全確保について。一つ、区画整理費の減額の理由について。一つ、仮換地の進捗度合いについて。一つ、青木建設の民事再生法申請に伴う状況について。一つ、指名業者を選定する際の基準についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月20日午前9時30分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第68号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。



## 決算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月18日午前9時30分から本議場において、委員22名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等の出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、市税などの多額に上っている不納欠損額の主因について。一つ、寄附金の内訳について。一つ、開発公社より市が買い戻してない件数など並びに土地の時価と簿価との対応について。一つ、土地利用検討委員会の運営などについて。一つ、監査執行の内容について。一つ、国民年金保険料免除申請の理由、内容などについて。一つ、国民年金加入者の死亡に対する一時金に対する考え方について。一つ、地方バス対策事業の内容と利用者数について。一つ、土地買い戻し据え置きに係る法律的問題について。一つ、用悪水路などの改修手法、市道の総延長及び未舗装状況について。一つ、高松駅前土地利用促進について。一つ、老人福祉センター給湯管などの権利保持について。一つ、生活保護や特別援護者の実態について。一つ、休廃止鉱山の水質分析調査の実態及び公害苦情処理の内容について。一つ、土壌汚染浄化対策の現状について。一つ、人間ドック受診後の再診状況について。一つ、資源ごみの有効活用策について。一つ、いこいの森の浮き桟橋破損後の処理対策及び合併浄化槽設置の考え方について。一つ、雨天の際の武者行列用武具などの借り入れに係る支払いについて。一つ、チェリーランド管理センター体制について。一つ、地域防災計画の委託先や内容などについて、などの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、高額療養費に該当する件数と月額の高額及び委任払いについて。一つ、不納欠損などの実態と対策についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略し、採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、保険給付費の大幅補正減額の理由と処理について。一つ、当初予算編成時における介護利用者の予測について。一つ、利用率向上の手だて並びにデータの迅速な運用についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成12年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第26、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第68号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

議第75号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

議第76号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

議第77号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

請願第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

川越議員。

（「採決でないのか」の声あり）

佐藤 清議長 採決いたしますと言ったんです。

川越孝男議員 採決の仕方について、要望について、投票による採決をお願いします。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時50分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度申し上げます。

これより請願第5号を採決いたします。

川越議員。

川越孝男議員 採決の方法については、投票による採決を求めます。

佐藤 清議長 記名ですか、無記名ですか。 川越議員。

川越孝男議員 無記名による投票を求めます。

佐藤 清議長 ただいま川越議員より、請願第5号の採決について、無記名投票の要求がありました。これに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手3名であります。

所定の賛成者がおりますので、この採決については無記名投票をもって行います。

これより請願第5号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

〔氏名点呼 投票〕

安孫子勝一議会事務局長 では、私から点呼を申し上げます。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頼男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番那須 稔議員、21番佐竹敬一議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番井上勝・議員。

以上です。

佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番松田 孝議員、9番伊藤忠男議員、19番松田伸一議員を指名いたしたいと思います。

〔開 票〕

投票結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 7票

反対 16票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

陳情第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は継続審査に付することに決しました。

なお、本件については厚生委員長より閉会中の継続審査についての申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は継続審査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時01分

---

再 開 午後 1時25分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の削除

佐藤 清議長 ただいま、本日12月20日に川越議員から提出された議会案第7号について、撤回したい旨の申し出があり、議長において許可しております。

お諮りいたします。

日程第27、議会案第7号は議事日程から削除することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議事日程から削除することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第28、議案第8号及び日程第29、議案第9号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第30、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第31、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第32、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



## 発言取り消し

佐藤 清議長 この際、お諮りいたします。

19番松田伸一議員から、12月13日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、松田伸一議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

閉 会 午後1時28分

佐藤 清議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成13年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 鈴木 賢也

同 上 松田 伸一